

京府及神奈川、千葉、埼玉、山梨の四縣内に居住するものにして、中等程度の實業教育を受けんとするも家庭貧困の爲通學し得ざるものである。

昭和十六年度に於ける學資被補助者は一〇二人で補助額七、六〇八圓五七錢、一人一ヶ月平均四圓四六錢である。

二 虚弱児童保護

(一) 虚弱児童收容保護施設

虚弱児童數に就ては、厚生省社會局兒童課昭和十三年九月調によれば、調査兒童總數五、四五四人(十四歳未満)に對する虚弱児童の割合は、四ヶ村(埼玉縣日勝村、宮城縣愛島村、神川縣高部屋村、千葉縣富崎村)平均七・七%である。虚弱兒の年齢別分布状態は年長兒童に比し乳幼兒に於て稍々多く、之を其の處置方法より見れば、養護施設に收容するを適當と認めらるるもの三一・二%、保健所、健康相談所等の指導注意を受くるを適當と認めらるるもの五〇・一%、其の他醫師の治療を要すと認めらるるもの一八・五%の割合を示してゐる。尙昭和十六年十一月母子課調によれば虚弱兒收容保護施設は二〇、收容定員は一、九五〇名である。

虚弱児童收容保護施設

(昭和十六年十一月現在)(人口局母子課調)

東京市 養育院 安房分院 收容定員 一四〇

白十字會 林間學校	八〇
日本赤十字社千葉支部附屬富浦海濱學校	六〇
花岡學	四〇
一宮學	一五〇
大阪市立六甲郊外學	一五〇
鶴海外氣學	二〇
再度山林間學	一二〇
龜町區臨海學	九〇
深川區濱邊學	三〇
東京府立久留米學	二〇〇
淺草區健康學	六〇
京橋區健康學	一二〇
東京市立金澤養護學	三〇
練倉學	三〇
東京市立沼津養護學	九〇
東京市立竹岡養護學	九〇
大阪市立長谷川郊外學	一〇〇
大阪市立助松郊外學	一五〇
東京市立片濱養護學	二〇〇
計	一、九五〇

(二) 養護學校及養護學級

國民學校令制定に伴ひ文部省に於ては同令施行規則に「國民學校に於ては身體虚弱、精神薄弱其ノ他心身ニ異常アル兒

童ニシテ特別養護ノ必要アリト認ムルモノノ爲ニ特ニ學級又ハ學校ヲ編制スルコトヲ得ルことを定め、更に文部省令を以て右規定による學級又は學校の編制に關する規程を公布するに至つた。即ち右施行規則に依り編制したる學校又は學級を養護學校又は養護學級と稱し、一學級の兒童數は三十人以下とし、成るべく身體虚弱、精神薄弱、弱視、難聴、吃音、肢體不自由等の別に編制し、養護訓導を必ず置く(特別の事情ある場合は當分の内養護訓導を置かず、養護訓導の資格を有せざるものをして衛生養護の實務に従事せしむることを得)こととなしてゐる。又地方長官は特に必要ありと認むるときは市町村、市町村學校組合又は町村學校組合に養護學級の編制を命ずることを得ると定められてゐる。而して文部省では、右施設奨励のため毎年國庫補助の豫算を計上して全國に配布し、之が設置普及に力めてゐる。

尙從來に於ても斯かる養護施設を必要とする病弱兒童、榮養不良兒童、腺病質兒童等の所謂虚弱兒童は學齡兒童中に甚だ多く、文部省の調査に依れば、其の數は全國に於て約五十萬人を下らず、之等の兒童に對し特に養護學級、保養學級又は開放學級等と稱して此の種の學級を編制せるものは一道三府三十四縣にして、昭和十五年度に於ける其の學校數は六〇四、學級數は一、四一三學級を算し、年々増加の傾向を示し來たつた。然るに、國民學校令の制定實施に伴ひ、同令施行

規則に依り設立せられたる養護學級設置學校數並に學級數は、昭和十六年度に於て一時減少したが十七年度には政府の奨勵助成に依り養護學級設置學校數七五三、養護學級數一、六八二、收容兒童數六五、九三〇人に増加した。尙昭和十七年度末現在に於て國民學校令施行規則に依り設立されたる養護學校は二校のみである。

年度別養護學級

(文部省養育局衛生課調)

年 度	學級設置學校數	學級數	收容兒童數
昭和十五年	六〇四	一、四一三	五〇、二五五
同十六年度	五五八	一、三九九	五九、八八六
同十七年度	七五三	一、六八二	六五、九三〇

養護學校 (文部省養育局衛生課調)

設立者	校 名	場 所	收容種別
東京市	光明國民學校	世田ヶ谷區梅ヶ丘	肢體不自由兒
大阪市	思齊國民學校	東區眞田山公園	精神薄弱兒

(三) 養護訓導

國民學校令制定に伴ひ學童の衛生養護と體位の向上を圖るために國民學校に養護訓導の制度が設けられ、養護訓導の職務に關しては一應國民學校令に於て規定せられてゐるが、文部省では更に訓令を發して養護訓導の執務要項を定めその職務遂行に遺憾なきを期してゐる。尙之に伴ひ昭和四年文部省訓令第二十一號「學校看護婦ニ關スル件」は廢止せられ、從



來の學校看護婦は爾後養護婦として養護訓導執務要項に準據して執務せしむると共に、國民學校に於て養護訓導免許狀を有する者を得難い場合には當分の間養護婦をして兒童の衛生養護の實務に従事せしむることとなつた。

文部省訓令第十九號

北海道廳 府縣

皇國民ノ基礎的練成ヲ爲ス國民學校ニ於テハ兒童ノ衛生養護ヲ完ウシ體位ノ向上ヲ圖ル爲養護訓導ノ制度ヲ設ケタリ養護訓導ノ職務ニ關シテハ國民學校令ニ於テ規定セラレアルモ今般養護訓導執務要項ヲ左ノ通定メ其ノ職務遂行ニ遺憾ナカラシメントス  
地方長官ハ宜シク學校長ヲ督勵シテ本要項ニ基キ學校ノ實情ニ即應スル執務細目ヲ定メシメ以テ養護訓導ノ職能ヲ發揮セシムルニ力メラルベシ

昭和十七年七月十七日

文部大臣 橋田邦彦

養護訓導執務要項

- 一、養護訓導ハ常ニ兒童心身ノ情况ヲ查察シテニ衛生ノ観、訓練ニ留意シ兒童ノ養護ニ從事スルコト
- 二、養護訓導ハ兒童ノ養護ノ爲概ネ左ニ稱グル事項ニ關シ執務スルコト
  - イ、身體検査ニ關スル事項
  - ロ、學校設備ノ衛生ニ關スル事項
  - ハ、學校給食其ノ他兒童ノ榮養ニ關スル事項
  - ニ、健康相談ニ關スル事項

- ホ、疾病ノ豫防ニ關スル事項
- ヘ、救急看護ニ關スル事項
- ト、學校歯科ニ關スル事項
- チ、要養護兒童ノ特別養護ニ關スル事項
- リ、其ノ他兒童ノ衛生養護ニ關スル事項
- 三、養護訓導ハ其ノ職務ニ當リ常ニ他ノ職員ト十分ナル連絡ヲ圖ルコト
- 四、養護訓導ハ醫務ニ關シ學校醫、學校歯科醫ノ指導ヲ承クルコト
- 五、養護訓導ハ必要アル場合ニ於テハ兒童ノ家庭ヲ訪問シ兒童ノ養護ニ關シ學校ト家庭トノ連絡ニ力ムルコト

附 則

昭和四年文部省訓令第二十一號看護婦ニ關スル件ハ之ヲ廢止ス

(四) 養護聚落

養護聚落とは主として夏季授業を行はざる日を利用し、虚弱兒童を或る期間海濱高原林間温泉地等に收容し、兒童の健康恢復を圖るを目的とする施設であつて、最近數年來普及せるものは林間聚落、臨海聚落、高原聚落、温泉聚落等である。尙夏季養護に關しては昭和十六年七月文部省體育局長より通牒を發して右の如くその基準を示した。  
一、施設の場所は教育上衛生上適當なる地域を選び、  
二、施設の時期は成るべく七月及八月月上旬を選び、其の期間は二週間以上とすること

- 三、職員は教員、醫師、看護婦等を以て組織し、教員は兒童概ね二十人に付一人以上とすること
- 四、参加兒童の選定に當りては特に身體検査を實施し、参加の適否の判定に遺憾なきを期すること
- 五、日課、行事等は特に兒童の心身の状況を考慮して之を實施し適當なる榮養と休養とを與へ以て過勞に陥らざるやう留意し健康生活の實踐に努むること

養護聚落

施設費

海岸	河湖	林間	高原	温泉	學校	計
一、三〇〇	三九九	八三	三二	五	三三	一、三〇〇

開設の期間

一—10日	10—20日	20—30日	30—100日	参加人員	經費總額
六〇	五五	二五	三	二二、八七九	四三、二二五

(文部省體育局衛生課調)

(五) 郊外に於ける養護施設

茲に謂ふ養護施設とは國民學校令に依る養護學校以外に林間、高原或は海岸等の自然に恵まれたる大都市の郊外等の衛生的環境の下に虚弱兒童を收容する恒久的養護施設である。その目的とする所は發育及榮養不良其の他身體虛弱等の爲、國民學校に於て一般兒童と共に授業を受くるに適せざる者を收容して自然の環境を利用し、日常生活の訓練を通して特別養護を施すことに依り其の身體を強健ならしめ、併せて初等教育を行はんと企圖せられたるものである。現在我國に於ては此種施設は主として六大都市等に於て經營せらるゝもの多く、斯かる郊外學園の代表的なものは左の如くであるが、す

べて前掲虚弱兒童收容保護施設に含まるゝものである。  
郊外に於ける養護施設 (文部省體育局衛生課調)

施設	收容兒童數	設立者
金澤養護學園	三〇	東京市
竹岡養護學園	九〇	東京市
沼津養護學園	九〇	東京市
片濱養護學園	二〇〇	東京市
東京市麹町區臨海學園	一〇五	東京市麹町區
東京市深川區養護學園	三五	東京市深川區
東京市京橋區健康學園	一〇〇	東京市京橋區
東京市淺草區健康學園	六〇	東京市淺草區







昭和十六年度法第二條の規定に依る保護處分を受けた児童 一八〇件である。  
数は二四七名、法第七條の規定に依る禁止制限の違反件数は

昭和十六年度児童虐待防止法實施狀況調

(厚生省生活局保護課調)

(一) 法第二條に依る保護處分を受けた児童數調 (イ)

年 齢 別	第一項第一號處分(調 減)					同上第二號處分(條件附監護)				
	親權者若くは後見人の虐待に係るもの	然らざるもの	計	男	女	親權者若くは後見人の虐待に係るもの	然らざるもの	計	男	女
一歳未満	1	1	2	1	1	1	1	2	1	1
一歳以上六歳未満	8	4	12	8	4	1	1	2	1	1
六歳以上十四歳未満	67	52	119	67	52	1	1	2	1	1
十四歳以上十五歳未満	10	5	15	10	5	1	1	2	1	1
計	86	61	147	86	61	2	2	4	2	2
同上第三號處分(收養委託)	計					計				
親權者若くは後見人の虐待に係るもの	計					計				
然らざるもの	計					計				
計	計					計				
一歳未満	1	1	2	1	1	1	1	2	1	1
一歳以上六歳未満	1	1	2	1	1	1	1	2	1	1
計	2	2	4	2	2	2	2	4	2	2
同上第三號處分(收養委託)	計					計				
親權者若くは後見人の虐待に係るもの	計					計				
然らざるもの	計					計				
計	計					計				
一歳未満	1	1	2	1	1	1	1	2	1	1
一歳以上六歳未満	1	1	2	1	1	1	1	2	1	1
計	2	2	4	2	2	2	2	4	2	2

(ロ)

年 齢 別	第一項第一號處分(調 減)	同上第二號處分(條件附監護)
一歳未満	1	1
一歳以上六歳未満	8	4
六歳以上十四歳未満	67	52
十四歳以上十五歳未満	10	5
計	86	61

(三)

年 齢 別	第二項處分(親權者又は後見人に引渡)	施設委託
一歳未満	1	1
一歳以上六歳未満	1	1
六歳以上十四歳未満	2	2
十四歳以上十五歳未満	4	4
計	8	8

(四) 年度末現在委託児童年齢別調

年 齢 別	男	女	計
一歳未満	103	115	218
一歳以上六歳未満	81	103	184
六歳以上十四歳未満	103	115	218
十四歳以上十五歳未満	185	222	407
計	372	455	827

(五) 法第七條の規定に依る禁止制限に對する違反件數調

年 齢 別	男	女	計
一歳未満	78	65	143
一歳以上六歳未満	12	8	20
六歳以上十四歳未満	90	76	166
計	180	149	329



第六章 母性並兒童保護事業

藝技的娼、女給其他酒問の斡旋を爲す業務

計	四九	一三一	一八〇
種	昭和三十四年度	同三十五年	同三十六年度
法第二條の規定に依る保護處分兒童數	五五七	二〇五	二四七
1、第 一 項 處 分	五五二	二〇五	二四三
イ、訓 誡	四四五	一七〇	一六三
ロ、條 件 附 監 護	三一	一二	三七
ハ、收 容 委 託	七六	二三	四三
(各年度末現在委託兒童數)	(三三九)	(一八五)	一六六
2、第二項處分(親権者後見人引渡)	五	一	四
3、法第七條の規定に依る禁止制限違反件數	四八二	二〇一	二二三

第六節 少年教護

(一) 要教護兒童數  
 戰爭下に於ける社會生活の複雑化に伴ひ、近時不良行爲に趨り犯罪に陥る青少年の數が漸次多くなりつゝあるが、厚生省生活局保護課調に依れば、昭和十七年十月一日現在に於ける國民學校在籍兒童にして教護を要する者の數は、男二二一、六九一名、女四六、六五〇名、計一六八、三四一名である。

要教護兒童數(昭和十七年十月一日現在)  
 (厚生省生活局保護課調)

第一類	一五、八五五
強 情	七、九六七
強 辯	二二、八二二
強 暴	八、八八七
強 盜	三、二八四
強 姦	一一、一七一
強 姦	一八、五七五
強 姦	三、二九五
強 姦	三一、八七〇
強 姦	三九、四七一
強 姦	一七、六〇四
強 姦	五七、〇七五
強 姦	四、九五〇
強 姦	一、〇九六
強 姦	六、〇四六

計 女 男	五、二〇六
計 女 男	一、八八九
計 女 男	七、〇九五
計 女 男	一〇、三六六
計 女 男	五、九九〇
計 女 男	一六、三五六
計 女 男	三、〇三〇
計 女 男	三〇三
計 女 男	三、三三三
計 女 男	五六五
計 女 男	一三〇
計 女 男	六九五
計 女 男	一、七七二
計 女 男	六五三
計 女 男	二、四二五
計 女 男	一〇八、六七七
計 女 男	四二、二一一
計 女 男	一五〇、八八八

第六章 母性並兒童保護事業

第二類

計 女 男	一、三三一
計 女 男	三四二
計 女 男	一、六七三
計 女 男	三六八
計 女 男	二九
計 女 男	三九七
計 女 男	六〇三
計 女 男	六一
計 女 男	六六四
計 女 男	一〇、〇六一
計 女 男	三、八五二
計 女 男	一三、九一三
計 女 男	一九四
計 女 男	一四
計 女 男	二〇八
計 女 男	四八
計 女 男	三四











治療を要するもの四七・八%、治療不能又は不要なるもの六・五%であつた。

肢體不自由児保護施設としては、大正十年に柏倉松藏氏により設立せられた柏學園が我國唯一の收容施設であつたが、昭和七年四月東京市に於て光明學校を設置、更に昭和十五年二月東星學園が設置せられ、光明學校の分校を加へて現在四ヶ所となつた。

肢體不自由児保護施設 (昭和十六年十一月調査)

(人口局母子課調)

名	收容定員
柏學園	一五〇
東京市立光明學校(本校)	一〇〇
同 (分校)	五〇
東星學園	二五
計	一九〇

### 第七章 勤勞保護事業

我が國の勤勞統制が漸く發展、整備の緒についたのは支那事變勃發以後のことであるが、しかし事變直後の一兩年に於ては、勤勞統制そのものについては殆んど見るべきものはない、昭和十三年の第七十三帝國議會に於て國家總動員法が通

過し、同年三月公布せられたのを除いては、僅かに改正職業紹介法、學校卒業生使用制限令及び醫療關係者職業能力申告令が公布實施せられたにすぎなかつた。

然るに昭和十四年に入り、更に十五、十六年を迎へるに及んで、支那事變は愈々長期化するに至つたのみならず、十四年九月には第二次歐洲大戰が勃發し、十五年九月には日獨伊三國同盟が締結せられ、更に十六年六月の獨ソ開戦を契機として、我が國をめぐる國際情勢は更に一段と緊迫化し、これに對處する軍需の充足その他の生産増強のために、勞務の需要は急激な増加を來すこととなつた。茲に於て、從來勞働市場に氾濫してゐた失業者群は漸く各方面に吸収しつくされ、人口過剩に悩んでゐた我が國は今や逆に勞働人口の不足を訴へ、勞務給源の確保の問題が重大化するに至つた。即ち、戦争遂行に緊要な部面に國民勞動力を動員結集するために、昭和十四年から國家總動員法に基いて、技能の向上、勤勞の配置充足及び移動防止、國民の徵用、就業時間及び賃金の規正等各般の事項に亘り、多數の勤勞統制法令が矢継早に、その時の要請に應じて、臨機に制定公布せられると共に、時局の進展に即應して隨時改訂、修正が加へられ、統制が一段と強化、整備せられた。殊に獨ソ開戦後の新事態に對應するため、十六年八月「勞務緊急對策要綱」が閣議で決定せられ、勤勞報國精神の確立昂揚をはじめ、勤勞給源確保のための職

の強化徹底、勤勞管理の刷新強化、勤勞者用諸物資、住宅等に關する對策の強化の四點に亘り、更に決戦即應の統制が強力に實施せらるゝこととなつたのである。

#### 生産増強勤勞緊急對策要綱

(昭和十八年一月二十日閣議決定)

生産増強は如下喫緊の要務にして之が完遂は國民勤勞の充實發揚に依つて處極めて大なるに鑑み勤勞總力を最高度に發揮する爲特に左の如き方策を緊急實施するものとす

#### 第一、國民徵用制度の刷新強化

- 1、被徵用者全員一體の態勢を以て生産増強に邁進し得る如く必要なる措置を講ずること
  - 2、徵用は豫め合格者を定め可成國家施設に收容し教養訓練を施したる上工場事業場に配置すること
  - 3、被徵用者の工場事業場に於て支給を受くる給與が當該被徵用者の前收に比し著しく減少する場合に於ては之を補給するの途を講じその財源は國家に於て相當負擔すること
- 右補給は別途國民徵用援後制度の擴充に依り之を爲すこと
- 二、國民徵用制度の運営の改善
- 1、現行徵用期間は之を延長し必要ある場合に於いては更に更新し得ること、すると共に徵用を解除し得る場合を明確にする
  - 2、徵用銜を嚴正且權威あらしむるため國民徵用官制度を確立

業轉換促進、勤勞配置調整の強化、國民徵用制度の擴充、勤勞報國隊制度の創設、更に又重要工場事業場に於ける勤勞管理の刷新強化等の措置が擧げられたが、これに基いて國民職業能力申告令や國民徵用令の改正が行はれた外、國民勤勞報國協力令、勞務調整令、重要事業場勞務管理令等の重要法令が十七年の初めに於て次々に公布實施せられ、我が國戰時勤勞統制の體系が漸く統一的、綜合的に整備されて來た。

この間大東亞戦争が勃發し、勞務問題は愈々重大さを加へ、戦争完遂のための國家の要請する勞務者その他の要員の需要は愈々尨大な數に上るにも拘らず、供給は益々窮屈となり、人不足は一段と甚しくなつて、十七年度の勞務動員計畫に於ては、動員の範圍が一層擴大されると共に、國民皆勤勞態勢を明確ならしむる意味から、「勞務動員」の名稱が本年度から「國民動員」と改められた。

しかしながら大東亞戦争勃發後一年を経過し、決戦連続の長期戦の段階に突入するに及んで、鉄後にはける生産増強は戦争遂行上の絶対要件となり、勤勞要員の充實と勤勞能率の昂揚とは更に必要となるにも拘らず、一面勤勞給源及び勤勞條件は必ずしも良好な状況にあるとはいへず、従つて更に徹底せる決戦下の勤勞對策の確立が喫緊の要務となり、十八年一月二十日の閣議に於て「生産増強勤勞緊急對策要綱」が決定せられ、國民徵用制度の刷新強化、國民勤勞の重點的配置



- すると共に國民職業指導所の機能増進に必要な措置を講ずること、徴用官は地方廳に於ける關係高等官を以て之に充つること
- 3、徴用給源の確保並に銜衡の嚴正を期するため銜衡に當りての徴用除外の範圍を縮小すると共に適正なる銜衡基準を定むること
- 4、國民登録の範圍を更に擴大し被徴用者銜衡に便ならしむる如く之が整備を圖ること
- 5、被徴用者にして特に勤勞状況良好ならざる者に就ては國家の特別鍊成施設に於て鍊成を實施し其教化善導に努むること
- 三、國民徴用援護制度の擴充
  - 被徴用者をして後顧の憂なからしむるため其遺家族に對する援護制度を擴充強化すると共に被徴用者の士氣を昂揚するため慰問激勵に付特別の措置を講ずること
  - 第二、國民勤勞の重點的配置の強化徹底
    - 一、産業及企業間に於ける重點の移動に即應する企業整備の進捗に伴ひ工場事業場間に於ける勤勞者の配置轉換を容易且迅速ならしむる爲必要な措置を講ずること
    - 二、中小商工業者の戰時重要生産への轉換を更に一層促進する爲必要な措置を講ずること
    - 三、國民勤勞報國隊制度の刷新を圖り各地域、職域又は團體に於ける報國隊の當時組織を編成せしめ且其の出動期間を延長すること
    - 四、不急と認めらるゝ學校等に時局下緊要ならざる各種學校及び之に類する施設の閉鎖制限又は收容定員の減少を行ふと共に學生生

- 徒の勤勞報國隊組織に就ては特に之が擴充強化を圖ること
- 五、女子を以て代替し得る業種及び職種につき夫々女子の使用員數の標準を定むると共に女子勤勞管理を確立し以て女子勤勞員の強化を圖ること
- 右に關聯し男子の就業制限乃至禁止を行ふこと
- 第三、勤勞管理の刷新強化
  - 一、勤勞管理行政の強化
    - 1、皇國未來の勤勞觀を確立し且工場事業場に於ける勤勞管理機構及び勤勞管理の陣容を整備せしむる爲必要な工場事業場に付勤勞管理改善の爲強力なる指導を行ふこと
    - 2、管理官、勞務官、工務官等緊密一體の態勢を整備し重要工場事業場の生産能率の増強に付綜合的且強力なる指導を講ずること
    - 二、勤勞青少年の輔導鍊成
      - 一、勤勞の基幹たる勤勞青少年の不良化を未然に防止すると共に健全なる勤勞青少年育成の爲「別案勤勞青少年輔導緊急對策要綱」に依りその輔導鍊成の徹底を圖ること
      - 三、就業時間制度の刷新
        - 一、現行就業時間關係法規を改正し戰時生産即應の弾力性ある運営を爲し得る如くすること
        - 四、戰時適正賃金制度の確立
          - 一、勤勞者の生活の恒常性を確保し勤勞能率の向上を期する爲賃金統制を合理的ならしむると共に賃金統制上必要な措置を別途講ずること

- 一、勤勞者用物資の割當並に配給は原則として産業報國會の組織を通ずること、しその一元化を圖ること
- 二、工場、鐵山、事業場に於ける購買會の配給機構上の地位を認め之が積極的活用を圖ること
- 三、勤勞者住宅、寄宿舎及び厚生施設は國に於て一定の規格を定め工場施設と一體的に計畫せしむると共にその建設、既設建築物の有効利用等につき特別の措置を講ずること
- 第五、本要綱實施に關し必要な經費に就ては豫算上の措置を講ずること

### 第一節 勞務配置統制

#### 一 勞務資源の調査

(一) 勞務動態調査  
 勞務動員計畫の實施に伴ひ勞務の適正配置の前提として、各産業に於ける勞務配置状況を常に的確に把握し置くため、資源調査法第一條の規定に基き勞務動態調査規則（昭和十四年十一月二十八日厚生省令第三十八號）に依つて、民間及び廳關係の常時勞務者を雇傭する者につき、勞務者使用の場所毎に毎年二回三月及び九月末日現在を以て、事業種類、就業場所所在地、現在雇傭人員、移動状況等を報告せしめ、勞務動態の調査を行つてゐる。

#### (二) 國民登録

更に國民の職業能力の所在と量とを明瞭にして、國家總動員を必要とする有るの際に最も有効適切に動員し得るやうにするため、國家總動員法第二十一條に基き國民職業能力申告令（昭和十四年一月七日勅令第五號）が公布され、國民登録が行はれてゐる。國民登録は始め有技能者の登録のみ行はれたが、昭和十五年十月十九日勅令第六百七十三號に依り青年の登録をも行ひ、更に昭和十六年十月十四日勅令第九百二十一號に依り改正を以て、女子についても登録を實施すると共に従來の青年登録を青壯年登録に擴大した。有技能者登録は、本令施行地内に居住する年齢十六年以上五十年未満の帝國臣民たる厚生大臣の指定する有技能者であつて、所定の國民職業指導所に氏名、居住の場所、兵役關係、學歷、現在從事してゐる職業、就業の場所、その他各般の事項につき登録することを要することゝされてゐる。更にその申告された技能程度は、國民職業能力検査規則（昭和十五年六月十八日厚生省令第二十七號）に依りこれを検査することが出来る。青壯年登録は、年齢十六年以上四十年未満の男子（有技能者としての要申告者、國民勞務手帳の交付を受けた者、徴兵猶豫を受ける學校に在學中の者を除く）及び十六年以上二十五年未満の女子（配偶者ある者及び中等學校以上の學校の在學者を除く）が要申告者とされ、毎年一回九月末日現在に依り十



月十日までに國民職業指導所長へ申告することを要することとなつてゐる。

尙一般國民の登録のほか、特殊の登録として醫療關係者職業能力申告令、船員職業能力申告令があつて、該當者は夫夫その職業能力について申告することが必要とされてゐる。

### 二 國民動員計畫

勞務動員計畫は時局下緊要部面に於ける所要勞務を確保するための廣汎な勞務の動員を行はんとするものであつて、昭和十四年度から國家總動員計畫の一環として設定されて來たが、臨戰態勢の整備と高度國防國家の建設の必要上、昭和十六年度の計畫からはその動員範圍が擴大され、いはゆる勞務者だけの動員ではなくて、實質的に勤勞し得る國民大多數の動員となつて來た。

更に昭和十七年度の國民勤勞動員實施計畫は、大東亞戰爭勃發の新段階に即應して戰爭遂行力の確保増強を目的とし、將來に互る國民職業の再編成を考慮しつゝ、既に決定された十七年度の各種總動員計畫に照應して、重要業務に於ける要員の充足並に勤勞總力の發揮を圖ることを根本方針として策定せられ、その名稱も國民勤勞態勢を明確ならしむることの必要から、従来の「勞務動員」の名稱を本年度から「國民動員」と改めらるゝこととなり、五月二十六日の閣議に於て正

式に決定された。その概要は左の通りである。

- 一、計畫の對象たる業務の範圍を擴大すると共に要員に於ては一般勞務者の外事務職員及公務要員を加ふることとし勞務動員の名稱を本年度より國民動員と改めたること
- 二、軍需の充足並に輸送の確保に重點を置き且戰時生活の確保安定を圖る爲主要食糧その他生活必需品の生産確保に必要な要員充足に努めたること、從つて軍需生産擴充計畫産業の勞務の充足と農業勞務の確保との調節に於て特別な考慮を拂ひたること
- 三、供給源の現状に鑑み努めて需要を壓縮し生産能力の増進を期し得ること
- 四、勞務配置の重點化を徹底することとし之が爲各種重要産業中より重要工場事業場を選定し此等に付き具體的な勞務實施計畫を策定し勞務の優先的充足を行ふこととなしたること
- 五、中小商工業者よりの職業轉換者は企業整備の促進に伴ひ之が活用に遺憾なきを期せること
- 六、女子に於ては未婚女子を主たる對象として之が動員を強化し特に事務職員及公務要員にありては出來得る限り女子を以て男子に代替せしむること
- 七、新規國民學校終了者及新規中等學校卒業者の給源を確保する爲不急と認めらるる學校等に所謂各種學校等に對し之が制限又は收容定員の抑制等の措置を講ずること
- 八、滿洲開拓民、滿洲開拓青少年義勇軍に於ては滿洲開拓第二期五ヶ年計畫に基き實行可能な限度に於て努めて供出を圖ること
- 九、南方占領地に於ける要員は原則として現地調達とし必要な指

導者の選出に付き考慮すること

十、朝鮮人勞務者に付ては皇民精神の勃興に伴ひ之が移入増加を行ふこと

更に豫め推定し得る臨時的又は季節的の要員に付ては其の給源を一般國民と學生生徒に區分して計畫し之が需給の調整は主として國民勤勞報國協力の活用によること

### 三 勞務配

#### (一) 職業紹介並職業指導

##### (イ) 國民職業指導所

我が國の職業紹介機關は明治末期以來、主として失業者救濟機關として諸所に公設又は民營の職業紹介所が設立せられて來たが、大正八年十月國際勞働會議に於て失業に關する條約案採擇以來、政府に於て公設職業紹介所の設置勸奨に努めた結果、全國各地に市町村營職業紹介所の設置を見ることとなり、昭和十二年十月末に於ては公立(市町村立、町村組合立)職業紹介所七一八箇所、私立(法人その他)紹介所二八箇所、合計七四六箇所設置せられてゐた。

然るに支那事變の勃發に伴ひ、我が國産業は軍需産業、生産力擴充關係産業を中心として著しい躍進を示し、從つてこれに要する勞務の需要が増大したが、之が勞務の充足のためには強力な現業機關が必要とせらるゝに至つた。即ち昭和十

三年七月、職業紹介法が改正せられ、職業紹介所は單なる失業救濟機關から「勞務ノ適正ナル配置ヲ圖ル」ための勞務需給調整の第一線機關としてその根本性格が規定せられると共に、公立職業紹介所の國營移管が斷行せられ、市部、郡部に互り三、四箇所の國營職業紹介所が設置せられた。爾來、昭和十四年四月一日の六大都市及び北九州に所在する勞働紹介所の統合、同年七月勞務動員實施計畫設定以來の第一線機關充實の必要に應ずる職業紹介所の増設等に依り、その設置數に多少の變遷があるが、その所管事項は支那事變の進展に伴ひ逐次擴大の一途を辿り、最近に於ては國家總動員法に基いて發せられる各種勞務統制法令施行の第一線機關として極めて重要な使命を擔ふに至つた。

昭和十六年二月、事變の擴大に伴ひ、企業整備特に中小商工業者の轉廢業對策が重要問題となり、職業紹介所は従来の勞務配置の任務に加ふるに、國民更生金庫及び國民勤勞訓練所と共に轉廢業者の保護指導機關たるの性格をも具備することとなり、その名稱を國民職業指導所と改稱せられた。

尙、昭和十六年十二月大東亞戰爭勃發後の新事態に對處し、緊急勞務對策に基づく勞務調整令等諸統制法規の運用の圓滑を圖るため、國民職業指導所機構の劃期的擴充を行ふこととなり、同年十二月及び翌十七年三月の二回に互り指導所の増設が行はれたと共に、(一)從來本所一箇所に數箇の出張



所を置いて運営せられた六大都市及び北九州の各指導所はこれを数箇の獨立指導所に分割し、東京及び大阪にはその特殊性に鑑み特に業務の連絡統制を掌る中央國民職業指導所を設置すること、(二)國民勞働指導所は業務の實情に鑑み、成績の向上を期するためこれを一般指導所に統合することとし、全國所在の一八箇所の勞働指導所を廢止してこれをその地所在の一般職業指導所に統合し必要なる場所に勞働分所を設置すること、(三)出張所制度運用の實情に鑑み當分これを設けざることとし、必要なる場合は別に職員を駐在せしむる「分所」を設ける方針に改め、當時存置の出張所は全廢して必要なる箇所に分所を設けること、の三點に於て主要な改正が行はれた。

最後に、昭和十七年十一月行政簡素化の實施に伴ひ、職業紹介所國營移管以來厚生大臣の管理に屬し地方長官の指揮監督を受けて運営されて來た國民職業指導所は、行政系統の一元化を図ることの必要に基づき、その管理權が内務大臣に移管せられ、同時に待遇官吏であつた所屬職員はすべて本官に改められた。

昭和十七年十二月末現在の國民職業指導所の現況は左の通りである。

(一) 設置數  
本所 五三九箇所

の結果を得ることが出来ず、之に代するに補助機關としてその手足となるべき者の設置が必要とせらるゝに至つた。そこで、厚生省では、昭和十七年七月七日「國民職業指導所下部組織強化に関する件」を通牒し現存の聯絡委員制に活を入れ従来の委員はこれを全面的に改選して新に適任者を委員とし、之に財團法人職業協會が「國民動員協力員」を併せ委嘱することに依り、その任務遂行に對する責任性と實行力とを與へらるゝこととなつた。

職業指導所の聯絡委員を職業協會委嘱の國民動員協力員として設置せられた主要目的は、國民動員計畫の完遂を図るに在るが、その人選は、本制度の成否が人選の如何に依ることの大なるに鑑み、廣く適任者を求め、眞に職業指導所の手足として積極的に活動する熱意と能力を有する者のみが職業指導所長の全責任に於て選ばれ、その設置數は、一般的には各府縣に於ける設置數の目標を、當該府縣内の町内會數(市部)及び部落會數(郡部)の合計數に置き、全國に互り總數七萬人以上の聯絡委員が設置せられることになつてゐる。聯絡委員即ち協力員の活動は、概ね市區町村を單位として、職業指導所の指導監督の下に勞働力の開拓募集に主眼點が置かれ、又その募集活動の對象は、國民學校修了者、中等學校卒業者等特定の者を除き、一般勞務の給源につき、窓口の活動を以てしては開拓不可能と認めらるゝ數を指導所長より割當開拓

内 譯	中央國民職業指導所	二箇所(東京、大阪)
内 譯	普通國民職業指導所	五三七箇所
分 所	六〇箇所	
内 譯	一般分所	二四箇所
内 譯	勞働分所	三六箇所
(二) 職員數		
職 官	二三八人	
技 師	三八人	
職業官補	四、八四〇人	
技 手	一三人	
嘱 託	二六二人	
雇 員	四、三六一人	
計 雇	九、七五二人	

(ロ) 國民職業指導所聯絡委員

從來國民職業指導所にはその下部組織として、職業紹介法に基づきその業務を補助するための聯絡委員が設置されてゐたが、その報酬が極めて尠なること等の理由に依り充分な活動をなさず、殆んど有名無實の存在たるの觀を呈してゐた。然るに、時局の進展と共に國民動員計畫に依る新規要員の増加に伴ひ、職業指導所の斡旋を必要とする勞務者が急激に増加し來れるにも拘らず、國內に於ける人的資源の枯渴の結果、單に職業指導所自體の擴充強化のみを以てしては庶幾

せしめてゐる。尙協力員の活動に對しては、その開拓に依り職業指導所に於て就職せしめた者の員數に應じて、職業協會より手當が支給せられ、本制度の運営に要する職業協會の經費としては、各統制會(未だ統制會の設置されてゐない産業に在りては之に代る中央産業團體)より會費として納付せしめることになつてゐる。

(ハ) 職業紹介並職業指

職業紹介法に依り國民職業指導所の行ふ職業紹介は、職業紹介規定に基づき、國家に緊要なる事業の勞務を確保するやう運営せられ、技能者及び一般青壯年、新規中等學校卒業生、新規國民學校修了者、及び日傭勞務者に分つて職業紹介が行はれてゐる。

一般職業紹介 大正十二年職業紹介事務局開設當時に於ては、三十一萬餘人を就職せしめたに過ぎなかつたが、その後職業紹介機關の整備さるゝに伴ひ漸次増加し、昭和十一年には八十一萬餘人を就職せしめその就職率も四六%を示した。その後昭和十一年九月職業紹介事務局を廢止して、職業紹介所の聯絡統一並に監督を内務大臣及び地方長官に移管し、諸般の行政と共に綜合的に運営せしむることとなつてよりその進展に一層見るべきものがある。更に昭和十三年七月改正職業紹介法實施せられると共に國營職業紹介所が設置せられ、次いで同十六年二月官制の改正に依り國民職業指導所に名稱



が變更となり、その内容が一層充實するに及んでその取扱も更に著しく進展を示すに至つた。

大正十二年以降の職業紹介成績を概観すれば、昭和八年迄は失業状況深刻を極め常に求職者の殺到を見たが、昭和九年からは各種産業の販販に伴ひ求人超過を示し、特に支那事變及び大東亞戦争の勃發等に依り軍需勞務要員、生産力擴充計畫産業要員等時局産業要員の求人激増に伴ひ、この傾向は益々顯著となりつゝある。

昭和十六年中に於ける取扱数は求人數三、二九一、二八〇人、求職者數二、三二二、三〇二人、就職者數一、七七七、八一一人であつて、求人數に對する求職者數の割合（求職率）は六七・五%、求人數に對する就職者數の割合（充足率）は五四%、前年に比較して求職率一四・二%、充足率一五・三%の増加となつてゐる。

日傭勞働紹介 日傭勞働紹介は、大正末期より昭和五、六年迄に於ける我が國産業經濟界の不況に依る失業者の激増に對し、之が救済對策として發展を見たものであつて、その取扱成績も昭和八年を最高として漸次低下を示して來たが、近年時局産業の異常な發展に伴つて、日傭勞務の需要も亦急激に増大するに及び、昭和十五年以降は稍々増加の傾向を示しつゝある。

昭和十六年中の求人數は一〇、三五九、九一〇人、求職者數

は九、〇三四、〇三七人であつて、これに對し就勞者數は八、八〇六、六〇六人である。

國民學校修了者職業紹介並職業指導 國民學校修了者の職業紹介については、幼少年保護の關係もあつて、大正十四年より職業指導を實施しその紹介斡旋上特別の考慮を加へて來たが、昭和十三年職業紹介所の國營移管に伴ひ、同年十月厚生、文部兩省より職業指導に關する訓令を發し、學校と職業紹介所との有機的な聯絡の下に、學校卒業後に於ける兒童の職業を國家の要望に適合せしめるやう一層職業指導の強化徹底を圖ることとなり、更に翌十四年勞務動員計畫の樹立に伴ひ、國民學校修了者は勞務動員計畫に於ける最も確實且つ重要な根拠となつたため、その指導が一層強化せらるゝこととなつた。即ち昭和十四年以降は勞務動員計畫に従つて計畫的職業紹介が行はれ、更に昭和十七年一月勞務調整令の實施に依り従来の行政的措置が法制化されて、國民學校修了者は原則として學校修了後二年間内は、その就職、雇入は國民職業指導所の紹介斡旋に依ることとなり、完全なる計畫的配置が行はるゝに至つた。

國民學校修了者の職業指導及び職業紹介の取扱方法は厚生、文部兩省官連名通牒に基づき、國民職業指導所は國民學校と協力して之を實施してゐるが、職業精神の涵養、職業知識の啓蒙、個性の調査及び職業相談は主として學校機關に於て卒業者をして重要産業に就職するやう志向せしめてゐる。厚生省は全國の求人數及び求職者數を取纏め、各省と協議の上決定された在定方針に基づき、重要求人に在つては厚生省が各省と協議の上求人者別求人割當をなし、その他の求人に對する求人者別求人割當は府縣に於て之を行つてゐる。

(一) 其の他の職業紹介

職業紹介事業を國家において掌握した結果、從來から民間において行はれて來た無料職業紹介事業及び營利職業紹介事業は、無料職業紹介事業規則（昭和十三年六月二十九日厚生省令第十六號）及び營利職業紹介事業規則（昭和十三年六月二十九日厚生省令第十七號）によりその新設を認めないこととされてゐる。又これに類似した性質を有する勞務供給事業及び勞務者募集も勞務供給事業規則（昭和十三年六月二十九日厚生省令第十八號、昭和十六年十二月十九日厚生省令第七十一號改正）及び勞務者募集規則（昭和十五年十一月十五日厚生省令第五十號、昭和十六年十二月二十九日厚生省令第七十二號改正）により種々の規制を受けることとなつてゐる。

(二) 雇入・退職及雇入・就職の制限

支那事變勃發後、軍需産業を中心とする時局産業に於ける勞務需要の激増は必然的に勞務者の引拔競争や移動を誘發し、之がために生産能率を阻害することが少なくなかつたが勞務者の移動防止對策として國家總動員法第六條に基づき従業

て擔當し、紹介斡旋及び就職後の輔導は職業指導所が之に當つてゐる。又適職判定のため身體検査及び智能検査が行はれ、特に身體検査は一般身體検査の外ツベルクリン反應及びレントゲン検査等の精密検査をも實施してゐる。

國民學校修了者は上級學校へ進學するものを除き毎年約百萬であるが、その内二十萬は家事に、約三十萬は農業に従事するを以て、勞務動員計畫産業への就職可能者は約五十萬となり、更に身心の缺陷ある者を除いて結局四十數萬人が就職することになつてゐる。他方、國民學校修了者に對する求人申込は最近甚だ多く、厚生省に於ては軍その他の關係官廳と協議して需給の調整を行ひ、更に道府縣及び國民職業指導所に依り求人者の採用數の割當を行つて計畫的に配置してゐる。

中等學校卒業生職業紹介 新規中等學校卒業生の職業紹介は、昭和十六年六月厚生、文部兩省官連名通牒「中等學校卒業生の職業指導並に職業紹介に關する件」に依りその就職統制が行はれてゐるが、翌十七年六月の厚生、文部兩省官連名の通牒に依つて更に對象の範圍が擴大せられ、一層統制が強化されてゐる。即ち統制を受ける學校の範圍は中等學校、中等學校に類する修業年限一ヶ年以上の各種學校（養成所、講習所等を含む）及び晝間通年制の青年學校にして教授及び訓練時間一千時間以上のものであつて、學校に於ては職業指導を實



者雇入制限令（昭和十四年三月三十一日勅令第百二十六號）が公布され、次いで従業者移動防止令（昭和十五年十一月八日勅令第七百五十號）が之に代り、従業者の雇入、解雇につき移動防止が一層強化せられた。他方、青少年勞務者の配置については、青少年勞務者を時局産業に集中せしむる目的を以て、同じく國家總動員法第六條に基き青少年雇入制限令（昭和十五年二月一日勅令第三十六號）が公布され、青少年男女勞務者の雇入に制限が加へらるゝこととなつた。しかしながら、時局の緊迫化は更に勞務者の移動や雇入等を全般的に統制することを必要とすることとなり、昭和十六年八月の閣議決定の勞務緊急對策に基き、右の従業者移動防止令と青少年雇入制限令を廢止して、新に同年十二月八日勅令第千六十三號を以て勞務調整令が公布され、翌十七年一月十日から實施された。

勞務調整令の眼目は、國家に緊要な事業に必要な勞務を確保するため、従業者の雇入、使用、解雇、就職及び退職を制限し、戦時下の人的資源を最も有効適切に動員できるやう統制するにある。即ち従業者の解雇と退職の制限については、從來の移動防止のために制定された従業者移動防止令と國民勞務手帳法とは、未だ工場、事業場等の従業者の解雇、退職等を間接的にしか制限することの出来なかつたのを直接的に制限するため、本令では、厚生大臣の指定する工場、事業

場、その他の場所（指定工場と略稱）に於て使用せらるる従業者又は厚生大臣の指定する範圍の従業者の解雇、退職は、所轄の國民職業指導所長の認可を受けるに非ざればこれをなすことを得ざるものとされ、又右の従業者については、雇傭期間の満了その他解雇及び退職以外の事由に依り雇傭關係の終了する場合に於ては、國民職業指導所長の認可を受けたる場合の外は、雇傭關係を存続せしむることを要することとなつてゐる。次に、従業者の雇入と就職の制限については、平和産業の勞務節約を更に強化するため、人的資源を技能者、國民學校修了者及びその他の一般青壯年に區別して、雇入と就職が制限されてゐる。即ち技術、技能又は學識経験を有する者にして厚生大臣の指定するものたる所謂技能者（移動防止令の對象たる年齢十四年以上六十年未満の男子技能者の他に十四年以上四十年未満の女子技能者を含む）の雇入及び就職は、特定のものを除き、國民職業指導所長の認可を受けた場合又は國民職業指導所の紹介に依る場合の外は、これをなすことは出来ない。國民學校修了者については、本令施行後國民學校初等科（これに準ずべきものを含む）又は國民學校高等科（これに準ずべきものを含む）を修了し又は中途退學した後二年を経過せざる者にして技能者たらざるものを指し、これらの國民學校修了者は、國民職業指導所の紹介によるに非ざれば、原則として雇入や就職をなすことは出来ない。又、

年齢十四年以上四十年未満の男子又は年齢十四年以上二十五年未満の女子にして技能者及び國民學校修了者たらざる所謂一般青壯年の雇入及び就職は、特定のものを除き、國民職業指導所の紹介に依る場合、縁故雇入人員につき職業指導所長の認可を受けた場合又は特定の一般青壯年の雇入と就職につき國民職業指導所長の認可を受けた場合の外は、これをなすことは出来ない。更に本令では、従業者の雇入と就職の外、勞務供給事業者の供給する従業者の使用についても、勞務供給事業者を行ふ者から常に國民學校修了者及び一般青壯年に該當する従業者の供給を受けて使用せんとする者は、使用員數について豫め所轄國民職業指導所長の認可を必要とし、技能者は勞務供給の契約に基いて使用することを得ないこととなつて、勞務者の解雇退職及び雇入就職につき極めて廣汎に互り且つ直接的に強力な統制が行はれてゐる。

(三) 勞務手帳制度

勞務者の移動を防止するため、従業者移動防止令（廢止）と相俟ち、國民勞務手帳法（昭和六年三月七日法律第四十八號）が制定され、十月一日より施行されてゐる。即ち本法に依れば、年齢十四年以上六十年未満の男子であつて、工業、鑛業、土木建築業、交通運輸業、貨物取扱業及び通信事業に使用される一定の技術者及び勞務者たるものは、すべて政府の發行する國民勞務手帳を受有することゝされてゐる。

而して従業者は手帳を提出しない限り本法適用事業に使用されることが出来ず、又使用主もこれを提出したものでなければ従業者として使用することが出来ない。尚、國民登錄の要申告者にして本法の適用を受けるものについては、職業能力申告手帳を以て國民勞務手帳と看做される。

(四) 國民徵用

勞務動員が國民職業指導所の職業紹介その他募集の形式によりその目的を達し得る場合は問題がないが、勞務が逼迫して來るとその目的を達し得ない虞れがある。そこで、國家總動員法第四條に基き國民徵用令（昭和十四年七月八日勅令第四百五十一號）が公布され、職業紹介その他募集の方法に依り、總動員業務に必要な要員が得られない場合に限り徵用が行はれてゐる。本令は、始め國の行ふ總動員業務に従事せしむるため國民職業能力申告令の要申告者中から徵用を行ふものとされ、次いで昭和十五年十月十九日勅令第六百七十四號に依り改正され、工場事業場管理令に依り政府の管理する工場事業場、その他の施設に於て行ふ總動員業務に従事せしむるためにも徵用を行ひ得、又軍事上特に必要ある場合には前述の要申告者以外の者をも徵用し得ることとなつてゐるが、更に昭和十六年十二月十六日（勅令第千二百二十九號）の改正に依り、特別の必要ある場合に於ては、厚生大臣の指定する工場事業場その他の施設へも徵用し得ることとなり、又軍事



上の必要のみならず、國家總動員上特に必要ある場合にも徵用が行はれ得ることとなつて、徵用制が著しく擴充強化せられた。尙船員については、船員徵用令が昭和十五年十月二十一日勅令第六百八十七號を以て公布され、又醫療關係者については、醫療關係者徵用令が昭和十六年十二月十六日勅令第六百三十一號を以て公布即日實施されてゐる。

(五) 學校卒業者の使用制限

勞務拂底の中でも最も不足を告げてゐるものは技術者及び幹部職工である。そこで、これら技術者の給源とも謂ふべき工礦關係の學校卒業者の使用を事業主の自由に委すことなく、國策遂行上最も必要とする部面にこれを配置するため、國家總動員法第六條に基き學校卒業者使用制限令（昭和十三年八月二十四日勅令第五百九十九號）が制定され、昭和十六年十一月二十二日（勅令第九百九十六號）及び翌十七年十一月一日（勅令第七百八十一號）の二回に互り改正が行はれてゐる。本令の對象となるものは、厚生大臣の指定する大學、專門學校、實業學校その他これに準すべき各種學校に於て厚生大臣の指定する學科を修め、その學校を本令施行後に卒業する者である。この卒業者を使用せんとする者は、學校の程度及び學科別に各年の卒業者の使用員數につき、厚生大臣の認可を受けることを要するのである。尙學校卒業者は内地のみならず、滿洲國、支那に於ても使用されてゐる現狀に鑑み、

については、志願に依り國民勤勞報國隊に依る協力を爲さしめ得ることとなつてゐる。協力期間は一年を通じ三十日以内であつて、特別に必要な場合又は本人の同意ある場合には三十日を超えることが出来る。

四 技能者の養成

近代戰の機械化とこれに伴ふ産業の高度化に因り技能者の養成の必要は緊急の問題である。故に政府に於ては、國家總動員法第二十二條に基き學校技能者養成令（昭和十四年三月三十一日勅令第三百三十號）、工場事業場技能者養成令（昭和十四年三月三十一日勅令第三百三十一號）、船舶運航技能者養成令（昭和十四年十月二十一日勅令第七百八十號）を制定し、夫夫工場、事業場、學校その他に於て技能者を義務的に養成せしめてゐる。

更に、工場事業場の勞務者中から檢定の方法によつて技術者たるの能力を有する者を發見し、以て技術者不足緩和の一方法たらしめると共に、職工を技術者に登用する途を國家的に開き、一般勞務者の技術向上の一助たらしめるためには、機械技術者檢定令（昭和十六年五月三十一日勅令第六百四十四號）が公布されてゐる。

尙、最も不足を痛感せらるゝ幹部機械工の再教育施設としては、昭和十四年度より東京、大阪、愛知、福岡の四府縣に

卒業者の配當は日滿支間に合理的に行はれるやうに措置が講ぜられてゐる。

(六) 國民勤勞報國制度

戰時下國民をして勤勞報國の氣風を振起し、國民の覺悟を新にすると共にその勞力を國家緊要な産業部門に動員すること、又緊要勞力の確保を圖るため、總動員業務の作業中比較的熟練を要せざる臨時的のものについて、國民の勤勞報國に依つてその勞力不足を補ふことは、勞務供給の現狀に鑑み極めて緊切である。更に又、從來各地に於て、學校、各種團體或は職業指導所の幹旋等に依つて勤勞奉仕が實施されて來たが、これらの勤勞奉仕の綜合調整を圖り、一段とその能率の増進向上を期するため、國民勤勞報國隊の組織による勤勞報國を行ふこととなり、國家總動員法第五條の規定に基き國民勤勞報國協力令（昭和十六年十一月二十二日勅令第九百九十五號）が公布され、十二月一日より施行された。國民勤勞報國隊に依る協力は國、地方公共團體又は厚生大臣若しくは地方長官の指定する者の行ふ命令を以て定める總動員業務につきこれを爲さしめ、協力を爲さしむべき者は、帝國國民にして年齢十四年以上四十年未満の男子及び十四年以上二十五年未満の女子である。たゞ女子については、我が國の國民生活の實情に鑑み、妻又は届出をしなくとも事實上婚姻關係と同様の事情にある内縁の妻は除かれる。又、右の該當者以外の者

設けられてゐるが、昭和十六年度からは神奈川、兵庫、廣島の三縣に、更に十七年度からは北海道及び新潟縣にも設置を見ることとなつてゐる。本施設は、機械關係經驗職工中現に五箇年以上當該業務に従事する年齢二十一歳以上の男子にして使用者の推薦した者の中から地方長官が銓衡して入所せしめ、工場等に於ける幹部職工、殊に工場事業場技能者養成令による技能者養成所の指導員たるに必要な知識技能を再教育することを目的とし、養成期間は大体六ヶ月である。

第二節 職業轉換者保護

(一) 中小商工業の再編成並職業轉換対策

中小商工業の再編成及びこれに伴ふ職業轉換者対策については、支那事變勃發以來、各種産業經濟事情の變化と共に幾つかの段階を経て今日に至つてゐる。即ち、支那事變勃發と共に我が國は戰時體制に入り、各種經濟統制法令の發動に依つて重要物資を以てする物品の製造の制限、禁止と重要物資の配給統制が行はれ、特に昭和十五年七月七日施行のいはゆる七・七禁令の影響により轉失業問題が發生したのである。これに對して政府は、業主に對する措置としては商工省に轉業對策委員會を、各道府縣には中央商工相談所を設置し、從業者に對しては厚生省に失業對策委員會を設置する外、技能



修得のため各地方の職業輔導所を整備した。而して業主については、事業主として他産業、主として輸出貿易産業、代用品製造工業、軍需品の下請工場等へ轉換させ、従業者は主として軍需産業へ勞務者として轉換を圖つたのであるが、この期間に於ける轉失業問題は物動計畫の改訂強化に伴ふ過渡期的なものともみられ、政府の對策もこの犠牲を最小限度に止めることを主眼としたもので、謂はゞ失業防止的であり、救済的の意味のものであつた。

然るに、昭和十五年九月日獨伊三國同盟の成立により列國の日本に對する經濟壓迫が加重され、我が國の外國貿易に激變を來たし、從來の各種經濟統制に加へ、更に物資の不足、價格の公定、輸出の不振等に依り、特に中小商工業部門に於ては、原料の不足、利潤の低下等に依り、從來の活動範圍の縮少と機能の變革を餘儀なくされた結果として、轉失業問題は一段と深刻化したのである。そこで政府は、昭和十五年十月二十二日の閣議に於て「中小商工業者に對する對策」を決定し、轉業者の轉換先は主として軍需産業、生機産業と同附帶産業、滿洲開拓民、農業生産力擴充、國防上必要な土木事業と定め、その圓滑な轉換を圖るため國民職業指導所、國民勤勞訓練所及び國民更生金庫の三大施設を創設し、これら施設の運営を中核として職業轉換指導施設の設置、職業輔導所及び受職施設の擴充強化を圖つたのである。この段階に於

ける轉失業問題は、前段階のそれと趣を異にし、戰時體制の強化に伴ふ不可避的のものともみられ、政府の對策も従つて國民勤勞再編成の見地から失業しない以前に、その勞働力を最も緊要な方面に再配置せんとする企圖を以て策定されたものである。

更に、昭和十六年六月の獨ソ開戦に依る國際情勢の緊迫化に伴ひ、急速に決戰態勢を確立する必要がある、軍需の充足と生産擴充の必要上、勞務動員計畫に於ても老大な新規勞務需要に應ずるため、勞務統制の一段の強化を圖ることとなり、政府は同年八月「勞務緊急對策」を閣議で決定し、勞務給源の確保、勞務配置の調整、勤勞奉仕の制度化、學校修業期間の短縮その他勞務に關する各般の方針を定め、職業轉換の促進についても、勞務給源確保の重要な方途として、中小商工業の整理計畫を前提とする勞務再配置計畫の樹立、企業免許制の確立實施等を定め、この方針に基き國民登録制度の擴充を圖り勞務調整令、企業許可令の制定をみたのであるが、更に第七十九回帝國議會に於て、國民更生金庫の機能擴充、同業者の共助資金の助成、轉換する従業者に對する生活援護費の給與、轉換者に對する租税の減免等の措置が講ぜられたのである。

最後に昭和十六年十二月八日大東亞戰爭の勃發に伴ひ、戰爭の要請に即應して重點主義に基く生産の増強及び物資配給

の圓滑適正化を目的とする中小商工業の再編成を行ひ、その健全な發達を確保すると共に、他面勞務動員計畫に基く國民勤勞の配置、就中緊要産業部門に於ける勞務の充足を圖ることは、全産業の合理的發達と國家經濟の總力發揮を期すること、に於て最も緊要な要務となり、先に決定された「中小商工業者に對する對策」に基く方針のみを以てしては、目的達成に困難を來たすに至つたので、政府は昭和十七年三月十日の閣議に左の如く中小商工業者の整理統合並に職業轉換促進に關する基本的處理方針を決定し、問題の迅速的確な進捗を圖るため企畫院に各廳關係官を以て組織する委員會を設け、關係各省が一體となつてその計画的實施を圖ると共に、重要事項については更に閣議の決定を経ることとなつたのである。斯くてこの決定に基き、先づその第一着手として、昭和十七年四月二十一日の閣議で接客業を含む「小賣業の整備に關する件」が決定され、目下着々整備を實施中である。

中小商工業の整理統合並に職業轉換に關する件

(昭和十七年三月十日閣議決定)

中小商工業者に對する對策に付ては昭和十五年十月二十二日閣議に於て其の方針決定せられ之に基き諸般の施策を講じ來れる處效に米英兩國との開戦を見、大東亞戰爭の完遂の爲中小商工業再編成及重要産業への勞務の充足は焦眉の急務にして右の方針のみに依りて之の目的達成は困難なるに至れり依て此の際重點主義に基く生産

の増強、物資配給の圓滑適正化を目的とし併せて勞務動員計畫に基く國民勤勞の再配置就中緊要産業部門に於ける勞務の充足を圖り以て國家經濟の總力を發揮する爲左記に依り中小商工業者の必要なる整理統合を斷行し其の健全なる發達を確保すると共に必要なる部門の職業轉換に當りては各種厚生手段を講じ其の圓滑なる促進を圖り産業の合理的發達を期せんとす尙應召戰病死遺家族等に關しては特別の考慮を拂ふものとす

記

- 一、整理統合並に職業轉換の促進を圖るべき主なる對象は商業、工業及接客業の従事者(業主並に従業者)とし整理統合を行ふべき業者、整理率の基準及實施の緩急順位に付ては關係省に於て速かに決定すること
- 二、前項の決定に準據し各省に於て其の主管に應じ諸般の事情を勘案して業種業態別に整理機構形態、整理統合の標準、目標整理率、實施方法時期及職業轉換に要する措置等基本的計畫を地方長官に指示し之に基き地方の實情に即したる具體的實施計畫を樹立實行せしむること
- 三、企畫院に各廳關係官を以て組織する委員會を設置し本件實施上の重要事項の審議並に事務執行上の聯絡に當らしむること

(二) 職業轉換指導施設

轉業者の職業轉換指導に遺憾なきを期するため、昭和十



五年十二月第二備金の支出に依り設置せられたが、その後  
の職業轉換対策の進展に伴ひ、昭和十七年度に於ても之が経  
費として五十二萬九千六百五十圓を計上し、各道府縣に職業  
指導職員及び職業指導員並に中小商工業再編成協議會を設  
置せしめ、その經費に對し職業指導職員設置費に對しては二分  
の一、他の職業指導員費並に中小商工業再編成協議會費につ  
いては全額の國庫補助を交付して、要職業轉換者の指導幹旋  
に萬全を期してゐる。本施設の大要は左の通りであるが、昭  
和十七年一月より九月末日に至る全國國民職業指導所に於け  
る中小商工業者の轉職幹旋状況を見るに、二十二萬四千九百  
餘人一ヶ月平均二萬四千九百餘人を示し、累月遞増の現況に  
在つて本施設の運営に依據するところ多きを認められるので  
ある。

(イ) 道府縣職業指導員

道府縣に、中小商工業再編成協議會に關する事項及び中  
小商工業の轉業對策の企畫運営並に職業轉換指導事務に従  
事せしむるため三百二十餘名の専任職員が設置せられ、同  
業者の組合等を對象として夫々指導に當つてゐる。尙本職  
員は、本施設設置と共に廢止せられた道府縣中央商工相談  
所の職員を以てこれに充てる外、必要に應じて増員が行は  
れてゐる。

(ロ) 職業指導員

本施設は昭和十三年以來、全國樞要の國民職業指導所に於  
て物資動員の強化に因り影響を受ける者の職業轉換對策施設  
の一として、これらの者を時局の要請する生産工場方面に就  
職せしむるため心身を鍛錬し、必要なる知識及び技能を短期  
間に授け、その轉職を容易ならしむると共に、他面勞務動員  
計畫實施の圓滑なる促進を圖るを以て設置せられ、更に  
昭和十五年十月以降は、時局の進展の要請する我が産業經濟  
の再編成に伴ふ中小商工業者の職業轉換對策施設の一として  
運営されて來たものであつて、昭和十七年度に於てもこれが  
經費として二百八十九萬四千三百七十圓を計上されたが、更  
に時局の推移に鑑み、計畫造船完遂上缺くべからざる鉄打工  
員の短期補導を行ふため本施設の擴充を圖ることとなり、第  
二豫備金四十四萬一千四百六圓を支出し、東京、神奈川、大  
阪、兵庫、廣島、長崎の六ヶ所に各々入所定員四十名の鉄打  
工補導所を新設し、昭和十八年一月十日を期して一齊に事業  
を開始した。

各補導所數及び定員は左の通りであつて、新設の鉄打工の  
補導期間は晝間二ヶ月、三百五十時間と定められ、鉄打工補  
導生に對しては、他の補導生に對して支給せられる補給金(晝  
間部補導生一日五十錢、夜間部補導生一日二十錢程度)の外  
に、一日五十錢乃至二圓程度の補導手當が支給されることに  
なつてゐる(本年鑑昭和十七年版二七八―二八二頁参照)。

國民職業指導所の業務を補助するため、市部及び中小商  
工業に關係多き町村に中小商工業者の相談相手となり、又  
常に國民職業指導所等と連絡し、業者に對する指導幹旋の  
徹底を期するため道府縣に設置せしめられ、民間關係者よ  
り二千五百餘人を職業指導員として夫々委嘱されてゐる。  
時局の進展に伴ひ、各道府縣とも、轉業者の職業轉換指導  
幹旋は刻下の最緊要事なるに鑑み、指導に萬遺漏なきを期  
するため、隨時職業指導員の事務打合せ或は協議會を開催  
し、職業指導員事務取扱要綱等を示し、種々指示注意をな  
して夫々第一線に活動せしめてゐる。職業指導員の昭和十  
七年一月より九月末日までの取扱状況は、中小商工業要轉  
業者の状況を調査せしめたる件數九二、九九二件、要職業  
轉換者の指導幹旋を爲したるもの件數九八、四三四件、計  
一九一、四二六件の多數に上つてゐる。

(ハ) 中小商工業再編成協議會

知事を會長とし、商工經濟事情に精通せる官民關係者千  
六百餘名を委員として各道府縣に設置せしめられてゐる。  
協議會にはその地方の實情に鑑み地域別及び業種別の部會  
等が設置せられ、中小商工業者の整理統合及び轉業等の集  
團的處理について懇談協議が行はれることになつてゐる。

(三) 職業補導施設

施設別	施設數	定員	一ヶ年補導決定人員
機械工(晝間)	五八	三、〇八六	一一、三四四
機械工(夜間)	六三	一、六九〇	六、一五〇
製圖工	三二	一、〇八七	四、三四八
事務員	四一	一、三三〇	六、六五〇
鉄打工	六	二四〇	一、二〇〇
合計	二〇〇	七、四三三	三〇、六九二

尙、昭和十七年九月末現在に於ける各補導所入所者數は左  
の通りであつて、本施設創始以來の累計入所人員は約七萬九  
千四百人である。

機械工(晝間を含む)	定員	累計入所人員
機械工	七、四三三	七、四三四人
製圖工	九五〇	九五〇人
事務員	二、八一一人	二、八一一人
鉄打工	一一、一九五人	一一、一九五人
合計	二一、一八九	二一、一八九人

又、昭和十七年九月末現在に於ける修了者數は左の通りで  
あつて、本施設創始以來の累計修了人員は約六萬五百人であ  
る。

機械工	定員	累計修了人員
機械工	五、六六〇	五、六六〇人
製圖工	七〇三人	七〇三人
事務員	二、三三三人	二、三三三人
鉄打工	八、六七六	八、六七六人
合計	一六、六六六	一六、六六六人

(四) 國民共同労働施設



支那事變特に物資動員に依る離職者中座業者又は高齢者にして他に轉職困難のもの、生活保護のため、厚生省では府縣市町村又は社會事業團體等をして授職施設（授産及び内職施設）を設置せしめ、これに對し補助金を交付してその事業を助成し、これら離職者の救済に萬全を期して來たのであるが、昭和十五年度からは、産業の再編成に伴ふ企業の整理統合に因る中小商工業方面の轉廢業者中轉職困難の者及び轉廢業者の家族に對する授職を目的とし、從來の施設を擴充又は新設せしめて之が生活保護のため萬遺憾なきを期することとなり、更に昭和十七年度に於ては、施設に收容餘力あるときは、一般家庭人にして餘暇を有する者等に對しても授職せしめ、國民皆働の氣風を振興せしむるやう措置することとなつて名稱も國民共同勤勞施設と改稱された。

昭和十六年度は補助豫算額九二五、〇〇〇圓を以て二九二施設、授職定員二九、八一六名に對し六三四、三〇五圓を補助したが、昭和十七年度に於ては補助豫算額五五〇、〇〇〇圓である。

尙、昭和十七年度に於ける國民共同勤勞施設の國庫補助に關し、十七年三月十四日厚生省職業局長より左の如く通牒が發せられた。

國民共同勤勞施設國庫補助に關する件

一、國民共同勤勞施設は從來實施し來られる轉廢業關係授職施設と

こと尙近來生産、配給機構の整備に伴ひ今後物資統制益々強化せらるゝ、狀勢に鑑み作業種目の選定に際しては其の材料の入手に關し充分に現狀並に將來の見込を付け繼續實施可能なるものたらしむると共に製造販賣を爲すが如き種目は能ふ限り之を避け原材料の購入を要せざる委託加工の作業を爲さしむる様配慮すること

八、本施設に對する國庫補助金は道府縣豫算に對し左の割合により交付する見込なること  
イ、道府縣に於て直接本事業を施行する場合は其の經費の二分の一以内なること  
ロ、道府縣に於て本施設經費補助額を計上したる場合は其の全額なること

但し此の場合右補助額は本施設經費の二分の一以内なること

- 九、前項の補助対象たる經費とは左の經費を除きたるものとす
- イ、工賃支出
  - ロ、製品の爲の材料費
  - ハ、建築費
  - ニ、豫備費
  - ホ、雜費
  - ヘ、助成金、市町村補助金、寄附金及雜收入を以て支出せしめんとする額が補助対象となる經費に含まるゝ場合は其の額
  - ト、其の他不適當と認めらるゝ經費

(五) 國民勤勞訓練所

中小商工業者並にその從業者中要轉業者に對し、職業の轉

して運営するの外之に併せて遊休有閑勞務をも動員し國民皆働の趣旨に依り勤勞を尊重し勤勞を通して奉公するの氣風を振作せしむることを目的とすること

二、前項の主旨に則り從來實施し來られる施設に就ては此の際全般に之が事業内容其の他に付再檢討をなすこと

三、本事業を行ふ施設の名稱に就ては成る可く國民共同勤勞會何々社（組合、作業所）等とし他の同種の施設と區別せしむる様配慮ありたきこと

四、本施設に於て勤勞に従事すべき者は概ね左の範圍に屬するものを對象とすること

イ、時局の影響に因る轉廢業者等にして他の産業に轉職不能の者及其の家族

ロ、時局の影響に因り轉業したる者の家族

ハ、有職者にして其の餘暇を勤勞に奉仕せんとする者

ニ、一般家庭に於て勤勞奉仕の餘力を有する者

五、作業員の選擇、作業種目の豫定等本施設の運営に際しては國民職業指導所との聯絡提携を密にすると共に其の他諸種の團體特に隣組、町内會員の協力を求め廣く之が利用勸奨を圖る様留意すること

六、作業員にして時局産業方面にて作業し得ると認めらるゝ者に付ては勞務動員の線に沿つて積極的に新職場を斡旋し徒に本施設に留らしむることなき様充分留意すること

七、作業種目は其の生産品が軍需上又は一般國民の日常生活上直接有用なるものにして其の作業は簡易且能率なるものを選定する

換を圖る上に於て必要なる精神的並に肉體的訓練を行ふため、東京都北多摩郡小平村に東部國民勤勞訓練所、奈良市法華寺町に西部國民勤勞訓練所が夫々設置されてゐるが、兩訓練所共一千名を收容、一ヶ月間の訓練を施してゐる。その經營はすべて財團法人職業協會をしてこれに當らしめ、これに對し全額の國庫補助を交付してゐる。

東部國民勤勞訓練所は昭和十七年一月二十日より、西部國民勤勞訓練所は同年四月一日より夫々訓練を開始し、兩訓練所共豫定の人員を收容、訓練を實施して優良の成果を收めつつある。而して訓練所に入所せしむべき訓練生の募集並に就職斡旋についてはすべて道府縣及び國民職業指導所に於て取扱ふこととし、入所者取扱要綱（本年鑑昭和十七年版二八六―二八八頁参照）を定めて各地方長官宛通牒した外、募集員數については厚生省に於て各道府縣の各般の事情を稽查し、豫め入所豫定員數の割當を行つてゐる。特に訓練終了者の就職斡旋については協力國民職業指導所を指定し、職業相談、適性検査（醫學及び心理學的見地より）等を実施し、時局に最も緊要なる産業部門に就職せしむるの方途を講じて萬全を期してゐる。

尙、國民勤勞訓練所は要轉業者増加の趨勢に鑑みて、昭和十七年度に於て第二豫備金を支出し、既設の訓練所と同一の規模に依り愛知縣下及び福岡縣下に各々一ヶ所増設すること



に決定し、目下これが建設に關し努力中である。

東西國民動勞訓練所入所者數

年度	第一回	第二回	計
昭和十六年度	九七三	一,〇〇〇	一,九七三
昭和十七年度	一,三三九	一,〇〇〇	二,三三九
計	二,三〇六	二,〇〇〇	四,三〇六

東西國民動勞訓練所訓練生年齢別數

年度	二〇歳以下	二五歳以下	三〇歳以下	三五歳以下	四〇歳以下	四一歳以上
昭和十六年度	四〇〇	四六八	四三〇	三三三	二九八	一,七三三
昭和十七年度	三九七	三,五二二	二,五八三	二,〇七五	一,一五七	七,〇七九
計	七九七	四,〇九〇	三,〇一三	二,四〇八	一,四五五	八,八一二

東西國民動勞訓練所訓練生學歷別數

年度	大學高等專門卒業	中等青同卒業	國民高同卒業	國民初同卒業	其他
昭和十六年度	五	三三	一〇	一〇	一
昭和十七年度	三九	一,〇三	六,五〇	六,七	三,〇
計	四四	一,〇六	六,五一	六,七	三,〇

東西國民動勞訓練所修了者數

年度	第一回	第二回	計
昭和十六年度	九三三	七六八	一,七〇一
昭和十七年度	一,二七五	一,五五六	二,八三一
計	二,二〇八	二,三二四	四,五三二

東西國民動勞訓練所修了者就職人員數

種別	昭和十六年度		昭和十七年度		合計
	第一回	第二回	第一回	第二回	
主業	三三六	三三六	三三六	三三六	一,三三六
從業	六二二	六二二	六二二	六二二	二,四八八
計	九五八	九五八	九五八	九五八	三,八二四
内訳	京濱地方		京濱地方		
主業	一〇	一〇	一〇	一〇	四〇
從業	一〇	一〇	一〇	一〇	四〇
計	二〇	二〇	二〇	二〇	八〇
内訳	京阪神地方		京阪神地方		
主業	一〇	一〇	一〇	一〇	四〇
從業	一〇	一〇	一〇	一〇	四〇
計	二〇	二〇	二〇	二〇	八〇
内訳	名古屋地方		名古屋地方		
主業	一〇	一〇	一〇	一〇	四〇
從業	一〇	一〇	一〇	一〇	四〇
計	二〇	二〇	二〇	二〇	八〇
内訳	北九州地方		北九州地方		
主業	一〇	一〇	一〇	一〇	四〇
從業	一〇	一〇	一〇	一〇	四〇
計	二〇	二〇	二〇	二〇	八〇
内訳	その他		その他		
主業	一〇	一〇	一〇	一〇	四〇
從業	一〇	一〇	一〇	一〇	四〇
計	二〇	二〇	二〇	二〇	八〇



(六) 生活援護施設

中小商工業の従業員にして時局の影響に依り職業轉換を餘儀なくせられ、國民職業指導所に求職の申込をなす者の内には、年齢、身體等の關係に依り直ちに就職することが困難であつて離職中生活困難を來す處ありと認めらるる者があり、これらの者に對しては昭和十七年三月より、就職決定に至るまでの期間生活援護を與へてゐるが、昭和十七年度に於ては之が經費として一、六五八、一六〇圓を計上し引續き援護をなしたつゝある。本援護費給與の限度は、家族の状況、收入等を考慮し最低生活に要する經費を越えざる範圍に於て、一世帯一日平均一圓の金額を二ヶ月以内給與するものであつて、昭和十七年度に於ける給與の状況は、十月末日現在に於て援護人員一六、五六八人、その金額四九七、二八五圓に達し、小賣業の整備に伴ひ漸次要援護者増加の趨勢にある。

尙、右の要轉職者に對する生活援護費支給要綱及び實施狀況調は左の通りである。

要轉職者生活援護費支給要綱

本生活援護費は中小商工業従業員にして時局の影響に依り職業轉換を余儀なくせられ而も年齢、身體等の關係に依り直に就職すること困難なる者にして離職中生活困難を來す處ありと認めらるる者に對し就職決定迄の期間生活援護の目的を以て之を支給するも

のとす

一、生活援護費支給の限度  
生活援護の爲給與する金額の限度は家族の状況、收入等を考慮し最低生活に要する經費を越えざる範圍に於て一世帯(扶養すべき家族なき獨身者をも世帯と見做す)一日五十錢乃至二圓額の金額を二ヶ月以内の期間支給し得るものなること

二、生活援護費支給方法

イ、國民職業指導所に求職の申込を爲したる職業轉換を要する中小商工業従業員にして生活援護を要すると認めらるるものに付ては國民職業指導所長は別記様式(略)に依り生活援護費支給に關する申請を爲さしむると共に職業指導員又は國民職業指導所職員をして當該世帯並に所轄警察署、所屬同業組合又は部落(町内)會長等に就き其の事情を調査せしめ其の調書に基き地方長官は國民職業指導所長をして生活援護費給與の可否並に其の限度を認定せしむること但し市町村長の證明に基き生活援護費給與の可否並に限度を認定するも差支なきこと

ロ、本生活援護費は年齢、身體等の關係に依り當初より就職輪旋の見込なき者に對しては之を給與せざること

ハ、國民職業指導所長は生活援護費の給與を受くる者の求職票に「要生活援護」と朱書し能ふ限り迅速に時局下緊要なる方面に就職の斡旋を爲すこと

ニ、國民職業指導所長は生活援護費の給與を受けたる者の氏名前職、年齢、支給期間、金額、就職決定の年月日及就職先等

を記載したる生活援護費支給要綱を備へ置くこと

三 狀況報告

昭和十七年生活援護費支給實施狀況調 (自昭和十七年四月至昭和十七年十月)

四 月 末	五 月 末	六 月 末	七 月 末	八 月 末	九 月 末	十 月 末	合 計
人員 授護額	人員 授護額	人員 授護額	人員 授護額	人員 授護額	人員 授護額	人員 授護額	人員 授護額
五、四二五、九三六、四〇一、七〇六、九七五、七二二、五三〇、七二六、七〇六、三〇七、七六六、二〇六、三六五、七五九、六六六、三六八、二一六、三三九、三三三、四一四、六三三、五二一、六六八、四九七、六五八、八							

(厚生省勤勞局調)

第三節 勤勞者保護

一 勤勞保護施設

(一) 工場法に依る保護

工場法は明治四十四年三月二十九日法律第四十六號を以て公布され、大正五年九月一日より施行されてゐるが、施行以來數次の改正を経て今日に至つてゐる。而して本法關係法規としては工場附屬寄宿舎規則(昭和二年四月六日內務省令第二十六號)、工場危害豫防及衛生規則(昭和四年六月二十日內務省令第二十四號)等が制定公布されてゐる。昭和十五年中に於ける本法の施行狀況中保護乃至扶助關係の主なるものは左の通りである。

(イ) 適用 園

工場法の適用工場は始め常時十五人以上の職工を使用する工場とされてゐたが、大正十二年の改正に依り常時十人以上と擴張せられ(大正十五年七月一日より實施)、その外に事業の性質上危険なるもの又は衛生上有害の虞あるものが適用を受けることになつてゐる。昭和十三年に於ける適用工場は一三、九七九、職工數は男一、九〇一、五二九人、女一、二〇九、八〇一人、計三、一一一、三三〇人であるが、支那事變後軍需産業を中心とする時局産業の躍進的な發展に依り、適用工場數、職工數共に急激な増加を示してゐる。

(ロ) 保護職工の保護

工場法に依る職工の保護の中心をなすものは、所謂保護職工即ち十六歳未満の者及び女子の保護に關する規定であるが、これらの者は一日に付き十一時間以上の就業を禁ぜられ、又これらのものは午後十時から午前五時まで、所謂深夜業が禁止され、行政官廳の許可を受けた時に限り午後十



一時まで就業せしめ得ることが出来る。更に工場主は保護職工に對しては、毎月少くとも二回の休日設け、一日の就業時間が六時間を超えるときは少くとも三十分、十時間を超えるときは少くとも一時間の休憩時間を就業時間中に設けなければならぬ。その他保護職工に對しては、特定の危険なる又は衛生上有害なる業務の就業が禁ぜられ、保護の徹底が期せられてゐる。

保護職工たる女子の中妊産婦については、産前四週間、産後六週間は休養せしむることを要し、生兒一年に達するまでは労働時間中一日二回、三十分以内の哺乳時間を與ふることを要すと規定されてゐる。

尙我が國に於ける労働者の最低年齢は工業労働者最低年齢法（大正十二年三月三十日公布、大正十五年七月一日より施行）に依り満十二歳と定められてゐる。即ち同法第二條に依り十四歳未満の少年は工業に使用することが禁ぜられてゐる。

扶助種類別件数（昭和十五年自一月至十二月）

扶助種類	扶助		疾病		合計
	男	女	男	女	
障害を遺さざりし者の中療養費のみを受け休業せざりし者	二、七六	六、四三	一、五八	二、三〇	一、二六
障害を遺さざりし者の中休業扶助料の支給を受けたるもの	三九、六九	一、八五	二、五三	二、六二	三、九一
障害扶助料を受けたる者	六、九〇	三〇	三	一	七、二〇
遺族扶助料の支給を受けたる者	二二	三〇	三	一	五六
合計	四九、〇七	一〇、〇一	七、一四	六、〇三	六二、二五

（厚生省労働局調）

が、國民學校の課程又はこれと同等以上と認めらるる課程を修了したものは、満十二歳からこれを使用することが出来る。

(ハ) 扶助  
業務上負傷し、疾病に罹り又は死亡したものに對しては、療養費、休業扶助料、障害扶助料、遺族扶助料、葬祭料の各種の扶助が與へられるが、昭和十五年中に於ける扶助件数は六一、四二一件、扶助金額は二、八六一、九九四圓にして、これを前年度に比較すれば件数に於て二二、六二七件、金額に於て二二、二〇九圓の増増を示してゐる。件数に於て甚だしき増加を示したのに對し、金額の増加がこれに及ばないのは、本年の負傷率が低賃金職工即ち未経験工に多大の犠牲者を出してゐることを示すものとして注意を要すべき點である。

扶助金額（昭和十五年自一月至十二月）  
（厚生省労働局調）

扶助種類	負傷	疾病	計
葬祭料の支給を受けたる者	三六	三〇	六六
療養三年の後扶助を打切られたる者	九	二	一一
宋怡慈の爲翌年に繰越の者	一一七	〇	一一七
合計	一六二	三二	一九四

（前年に於ては業務上傷病者二六二件、歸郷旅費二、六三八圓四〇錢、女子七、〇〇一件、三二、二一九圓二二錢、未成年者三六三件、五、九七一圓七錢である。）

(二) 鑛業法に依る保護  
鑛業法は明治三十八年三月八日法律第四十五號を以て公布され、同年七月一日より施行されてゐるが、同法中鑛夫の保護に關する規定については、更に鑛夫就業扶助規則が大正五年八月三日農商務省第二十一號を以て公布され、同年九月一日より施行されてゐる。

昭和十五年に於ける保護規定の施行状況は左の通りである。

(イ) 保護鑛夫の坑内就業  
保護鑛夫の坑内就業は、主として薄層又は殘炭を採掘する石炭坑に限り鑛山監督局長の許可を受けたる時例外として入坑が認められて來たが、支那事變以來鑛山勞務者からも相當多數の應召者を出し、又軍需産業をはじめ産業界各部門に互る生産力擴充計畫の遂行に伴ひ鑛夫の募集が困難となり、豫定の増産計畫にも支障を及ぼす虞れがあるので、半島勞務者

(三) 歸郷旅費

扶助種類	負傷	疾病	計
療養扶助料	三、七九八・三	五、三三三・三	九、一三一・六
休業扶助料	六、六一、三三三・五	三三、六七〇・〇	九、九八三・五
遺族扶助料	一、一〇、一〇七・七	六、一〇・八	一、一六、二一八・五
葬祭料	四、八二、八九・五	七、三〇二・〇	一二、一三〇・五
打切扶助料	四、〇三・六〇	五、九七・五	九、〇一・一
計	五九、七六・九	一、一三三・四	六〇、九〇三・三

昭和十五年中において歸郷旅費の支給を受けたる職工数は七、四六九人にしてその金額は四四、一〇三圓七一錢であつて一人當り平均額は五圓九一錢弱である。その内譯は業務上の傷病者五〇九件（歸郷旅費六、九一三圓四九錢）、女子六、〇〇六件（三二、二二九圓二二錢）、未成年者九五四件（五、九七一圓七錢）であつて、これを前年に比較すれば業務上の傷病者並に未成年者にして歸郷旅費を受けたる職工数は倍加して



移入の方策と對應し坑内勞働力の不足を緩和するための臨時應急的措置として、昭和十四年八月厚生省令第二十八號を以て「女子ノ坑内就業ニ關スル鑛夫就業扶助規則第十一條ノ第二項ノ特例ニ關スル件」が公布され、保護鑛夫の入坑禁止の緩和を以て鑛山勞働力充足の一助とせられた。

昭和十四年六月末日現在に於ける坑内保護鑛夫數は七、五六一名であるが、同年十二月末日現在には一〇、三三六名、十五年十二月末日現在には一一、五五六名に激増した。尙昭和十五年六月末日現在に於ける保護鑛夫數の内譯は、坑内に於て十六歳未満の男子二九〇名、女子一一、六五六名、計一、九四六名、坑外に於て十六歳未満の男子六、八四七名、女子四三、五九八名、計五〇、四四五名、坑内坑外併せて十六歳未満の男子七、一三七名、女子五五、二五四名、計六一、三九一名である。

(ロ) 扶助

昭和十五年中に於て鑛夫就業扶助規則に依り扶助を受けたる人員は〇〇、〇〇〇人にして前年に比し二、五〇〇餘人を増し、扶助料總額は五百五萬九千餘圓に達し前年より百十八萬二千餘圓の激増である。

扶助人員を結果別に見るに障害扶助料を受けたる者一一、七九五人にして總數の八七%を占め、死者〇、〇〇〇人、三十日以上休業扶助料を受けたるもの一三七人、打切扶助料

を受けたるもの三九人の順位である。障害扶助料を受けたるものを更にその身體障害の等級別に区分すれば第十四級が四、一五九人で第一位を占め、以下第十七級の三、五七八人、第十一級の一、三三七人の順序である。

次に扶助金額を種類別に見るに遺族扶助料、障害扶助料及び打切扶助料の合計額は四百四十九萬一千餘圓にして休業扶助料は三十七萬餘圓、療養費は十七萬一千餘圓、葬祭料は二萬六千餘圓である。更に扶助人員及び扶助金額を鑛種別に比較するに石炭山が人員に於て總數の九三%、金額に於て八九%を占めて斷然頭角を抜き、金屬山は人員が六%、金額は八%にして非金屬山は金額に於ては二%、石油山は人員金額共に一%に達しない。

鑛種別扶助人員(昭和十五年)(厚生省勤勞局調)

分	金屬山	石炭山	石油山	其の他 非金屬山	計	前年との 比較増減 △印は減
死	000	0'000	0	00	0'000	000
障害扶助料を受けたるもの	586	11,110	x	3	11,699	1,178
打切扶助料を受けたるもの	4	3	1	1	9	4
三十日以上休業扶助料を受けたるもの	0	5	1	1	7	4
合計	590	11,119	2	5	12,716	1,366
合計に對する比率	6.1	93.0	0.1	0.8	100.00	1

鑛種別扶助金額(昭和十五年)

分	金屬山	石炭山	石油山	其の他 非金屬山	計
療養費	11,601,484	146,174,680	33,333,885	33,333,885	194,446,929
葬祭料	31,244,917	3,010,343,483	1,779,000	1,779,000	3,394,367,307
遺族扶助料障害扶助料及打切扶助料	3,677,334,117	5,896,000	4,311,641,646	4,311,641,646	14,590,981,910
合計	5,815,060,518	15,053,519,009	4,356,754,531	4,356,754,531	29,681,088,068
合計に對する比率	19.6	50.7	14.7	14.7	100.0

(ハ) 歸郷旅費

昭和十五年中に於ける鑛夫就業扶助規則第一條第四號に依る歸郷旅費支給件數は一、四六八件にして、その金額は二六、〇九八圓五一錢、前年に比較し件數に於て一、六七九件、金額に於て六、六〇三圓四四錢減少してゐる。その内譯は其の他の事由に因る解雇九九七件(一萬六千餘圓)、業務上の疾病に因る解雇四六七件(九千八百餘圓)、未成年者又は女子にして事業主の都合に因るものは僅かに四件に過ぎない。斯くの如く解雇件數の減少殊に事業主の都合に因るものが著しく減少したのは、鑛業界の好況を反映して事業の休廢縮小に因る解雇が殆んどその跡を斷つに至つた結果と思はれる。次に件數を鑛種別に見るに石炭山が七二〇件にして總數の四九%、金屬山は六一一件にして總數の四一%を占め、以下非金屬山の八四件、石油山の五三件の順序にして、これを監督局別に

(厚生省勤勞局調)

分	金屬山	石炭山	石油山	其の他 非金屬山	計	前年との比較 増減 △は減
見るとに札幌の七六二件を第一位とし、仙臺の三一九件これに次ぎ、以下福岡、東京、大阪の順序である。	867,880	1,712,660,124	61,700,377	1,712,660,124	3,582,241,481	1,144,333,633
(三) 勞働者災害扶助法	6,527,855	3,021,191,877	1,144,333,633	3,021,191,877	10,714,471,232	9,844,733,644
勞働者災害扶助法は昭和六年四月二日法律第五十號を以て公布せられ、翌七年一月一日より施行せられてゐるが、施行以來圓滿なる経過を辿り、昭和十五年中に於ける同法の施行状況中扶助關係の主なるものは左の通りである。	9,331,050	4,494,191,877	3,311,000,000	4,494,191,877	22,627,333,804	22,627,333,804
(イ) 適用範圍	11,177,000	10,040,000,000	5,040,000,000	10,040,000,000	36,257,000,000	1,182,386,915
工場及び鑛山に於ける勞働者の業務上の傷病に對する扶助が工場法及び鑛業法に依つて行はれるのに對し、本法の適用範圍は(一)土石砂鑛採取事業にして動力又は火藥類を用ひ若くは地下作業を爲すもの又は常時十人以上の勞働者を使用するもの、(二)土木建築工事にして國道府縣市町村その他勅令所定の公共團體の工事、鐵道軌道索道の運輸事業及び水道	0.1	100.0	14.0	100.0	100.0	



電氣瓦斯の事業を営む者等がなす直營事業並にこれらの事業に使用中の工作物に關する注文に依る工事及び勅令所定の規模のその他の工事、(三)鐵道軌道索道及び一定の路線に依る自動車運輸事業、(四)船舶より若くは船舶への貨物の積卸事業、岸壁、波止場、停車場若くは倉庫に於ける貨物取扱事業又は工場、鑛山若くは土石砂鑛採取場所に於ける貨物積卸事業にして動力に依る起重機、昇降機その他の揚重機を用ふるもの又は常時十人以上の勞働者を使用する仲仕業、(五)前各號に掲ぐるものの外危険なる事業又は衛生上有害の虞ある事業にして勅令指定のもの(工場以外に於て行ふ船舶解體事業が指定されてゐる)であつて、これらの諸事業に於ける勞働者の業務上の負傷、疾病及び死亡に對し療養費、休業扶助料、障害扶助料、遺族扶助料、葬祭料、打切扶助料及び歸郷旅費の各種の扶助が與へられるのである。

(四) 扶助件數

區分	結末別扶助件數 (昭和十五年)		前年に比し増減(△は減)
	治癒したる者	障害を殘したる者	
土石砂鑛採取業	10	10	△10
土木建築工事	11	11	△11
交通及運輸事業	10	10	△10
貨物積卸の事業	11	11	△11
船舶解體事業	11	11	△11
合計	53	53	△53

(厚生省勤勞局調)

昭和十五年中に於ける總扶助件數は〇〇、〇〇〇件にして前年に比較すれば七、五〇六件(約三・三%)の増加を示してゐる。

扶助件數を各事業別に見れば貨物積卸事業二〇、三一六件(六六・五%)、土木建築工事七、五五一件(二四・七%)、交通及運輸事業一、九八三件(六・五%)、土石砂鑛採取業六九四件(二・三%)の順序である。

扶助の程度より見れば治癒したる者二九、三五一(九六・一%)にして残りの一、一九三件(三・九%)は未治のため翌年へ繰越の者七五七件、死亡者〇〇〇件及び施行令第十一條に依り扶助を打切られたる者一五件である。

而して治癒したる者の中障害を殘したる者七六六件、障害を殘さざりし者二八、五八五件、更に障害を殘さざりし者の中療養費及び休業扶助料を受けたる者一八、九八〇件、療養費のみを受け休業扶助料を受けざりし者九、六〇五件である。

區分	治癒したる者		障害を殘したる者		合計	前年に比し増減
	男	女	男	女		
土石砂鑛採取業	1	0	0	0	1	△1
土木建築工事	1	0	0	0	1	△1
交通及運輸事業	1	0	0	0	1	△1
貨物積卸の事業	1	0	0	0	1	△1
船舶解體事業	1	0	0	0	1	△1
合計	5	0	0	0	5	△5

備考 一、死亡者中健康保險の被保險者にして療養開始後百八十日経過前に死亡したるもの三十九件  
二、障害を殘したる者の中健康保險の被保險者にして療養開始後百八十日経過前に治癒したるもの二百五十三件あり

(八) 休業扶助料支給日數

昭和十五年中に於ける休業扶助料支給日數に付き見るに、扶助總延日數は三七二、八二四日にして、一件當り平均支給日數は一八・二日弱となつてゐる。而してこの中休業一週日までの者七、二七八件にして第一位を占め、休業一週日を超え二週日までの者四、九五九件にして第二位にあり、以下休業の長引くに從ひ件數を減ずることは例年の如くにして、休

業一ヶ年を超えたる者は僅かに五二件に過ぎなき。

(二) 扶助金額

昭和十五年中に於ける扶助金の總額は一、二二五、八三二圓〇五錢にして前年に比し九九、三三三圓六八錢(九・七%)の増加を示してゐる。扶助種別各事業別扶助金額は左に掲ぐる通りである。

區分	扶助金額 (昭和十五年)		前年に比し増減(△は減)
	金額	件數	
土石砂鑛採取業	11,111.00	10	△11,111.00
土木建築工事	11,111.00	11	△11,111.00
交通及運輸事業	11,111.00	10	△11,111.00
貨物積卸の事業	11,111.00	11	△11,111.00
船舶解體事業	11,111.00	11	△11,111.00
合計	55,555.00	53	△55,555.00

(厚生省勤勞局調)



休業扶助料	五、五五五・二二	七九、二七・二八	一七六、四三・〇〇	一〇〇、一四四・三三	三八二、五九〇・三三	四八、六八八・八八
障害扶助料	七、一八八・〇〇	三八、六〇〇・五九	八、三五五・〇〇	六〇、九四九・六〇	一一五、一四九・一六	二、三三三・九三
遺族扶助料	三六、一三三・〇〇	一三二、五七六・六四	三〇、八八九・一〇	九九、四四三・五〇	三八九、八〇三・二四	三三、九九四・四四
葬祭料	一、三七一・八	九、一八三・〇〇	五、〇七四・〇二	八、九九九・七四	三三、五七四・三四	三、六二二・九八
打切扶助料	五、〇〇〇・〇〇	四、六六六・六一	二、八六八・〇〇	一、九七四・四〇	九、四四九・〇三	一、三三〇・九八
合計	四八、三四七・五〇	三九二、七三三・〇〇	七四、二二二・三六	二〇九、九一〇・一九	一、二二五、八三三・〇五	九九、三三三・六八
前年に比し増減	△三三四八圓	△三〇、九八八・七〇	四、八九六・七六	一三三、七〇一・四三	一、二二五、八三三・〇五	九九、三三三・六八

(本) 業務上の疾病

昭和十五年中に於ける業務上の罹病者に對する扶助件数は三四八件にして前年に比し一四二件の増加である。

罹病の原因としてはその他災害に因る疾病一六四件にして最も多く、異物に因る眼疾患八六件に次ぎ、重量物體の取扱に因る腫精炎三九件、二度以上の凍傷三七件、毒性、刺激性又は刺戟性料品に因る中毒症又は皮膚若くは粘膜の障一七件、有害なる光線に因る眼疾患及び恙蟲病各二件、硅肺一件の順序であつて、又業務上の疾病に對する扶助總額は八、二九八圓七二錢にして前年に比し二、七七三圓七六錢の増加を示し、一件當り平均扶助金額は二三圓八五錢である。

(四) 重要事業場勞務管理令

重要事業場勞務管理令は國家總動員法第六條及び第七條の規定に基き昭和十七年二月二十五日勅令第六六號を以て公布せられ、即日施行された。

支那事變以來、政府は軍需産業方面に於ける勞務資源を確保すると共にその有効適切なる活用のため、時局の推移に即應して各種の方策の實施に努力を傾注して來たが、大東亞戰爭の開戦を見るに及んで軍需品その他の生産の確保と擴充とは更に一段と要請されつゝあるにも拘らず、生産の重要要素たる勞働力は益々不足を告げ、限りある勞働力を出來得る限り保全し、長期戦即應の態勢の完壁を期すると共に、これを合理的に活用しその能率を最高度に發揮せしむることは、勞務配置規正の問題と並んで喫緊の要務となつたのである。本令は斯かる時局の要請に即應して制定せられたものであるが、その概要は左の通りである。

適用事業場 本令の適用事業場は戦時下に於ける重點主義の原則に依り、先づ國家的に最も重要な事業場が指定され、特に周密徹底せる指導監督が行はれることになつてゐる。即ち總動員業務を營む工場鑛山その他の事業場中より必要に應じることになつてゐる。

厚生大臣が重要事業場として指定したものに適用され、この厚生大臣の指定はこれを一般に公示せず、事業主に對する直接の通知を以てなすこととなつてゐる。

從業規則 從業規則は事業場内に於ける從業者の凡ゆる職務上の規律の基本となり、勞務管理の適正か否かは先づこの從業規則の内容の適否に係るといつても過言ではない。従つて從來と雖も工場法等に依つて各事業場に於ては必ず就業規則を作成届出づるものとし、必要に應じて地方長官はその變更を命じ得ることとなつてゐたのであるが、重要事業場の從業規則は特にその完壁を期するため、厚生大臣の認可を受けることを必要とし一層その指導の嚴格適正を期すると共に厚生大臣は必要と認むるときはその變更を命ずることも出来ることとなつてゐる。

而して重要事業場の事業主はこの從業規則に則つて從業者を従業せしめなければならず、又勞務者もこれに従つて業務に従事する義務を負ふのである。

從業義務 次に、元來事業主と從業者との關係は原則として單なる私法上の自由契約を基としてゐるが、現下の緊迫した事態に即應し、斯かる自由關係より一步突き進んで公法的關係に於て國家的産業に奉仕することが必要であつて、本令に依り從業者は、從業規則その他厚生大臣の認めたる範圍内に於て爲す事業主の指示に従ひ業務に従事しなければならぬこ

給與規則 賃金その他の給與は從業條件の中最も重要な内容をなすものであり、その適否の如何は事業の經營、從業者の生活に極めて大きな影響を及ぼすのみならず、延ては勞働能率を左右し、又一般價格政策にも關係する所が頗る大きく、殊に從業者に公法上の從業義務を課し退職制限をなす場合もあるもので、その反面に於て特に給與の適正を期する必要がある。そこでこれら給與の基本をなす賃金規則、給料規則及び昇給内規を認可制度としてその適正を圖り、併せてこれを關係從業者に周知せしめてその公正を期することとなつてゐる。

給與規則 賃金その他の給與は從業條件の中最も重要な内容をなすものであり、その適否の如何は事業の經營、從業者の生活に極めて大きな影響を及ぼすのみならず、延ては勞働能率を左右し、又一般價格政策にも關係する所が頗る大きく、殊に從業者に公法上の從業義務を課し退職制限をなす場合もあるもので、その反面に於て特に給與の適正を期する必要がある。そこでこれら給與の基本をなす賃金規則、給料規則及び昇給内規を認可制度としてその適正を圖り、併せてこれを關係從業者に周知せしめてその公正を期することとなつてゐる。



給與命令 賃金その他の給與について、右の賃金規則、給料規則又は昇給内規では不適當な場合、或はこれに規定せられて居ない事柄でしかも相當の措置を講ずるの要ある場合には、夫々必要な命令を厚生大臣に於て發することが出来る。

時間制限令及び賃金統制令の不適用 重要事業場の就業時間及び賃金については就業規則、賃金規則等を以て原則として押へ、更にその上必要に應じて具體的にこれを伸縮、高下し得るので、重要事業場には工場就業時間制限令及び賃金統制令を適用しないことになつてゐる。

厚生命令 従業者の福利厚生に關しては、從來とも厚生省に於て極力その必要なものについて事業主を指導してその實施整備に努めて來たが、これは實質的に重要な従業條件であり、又勞働能率に影響するところも極めて大であり、殊に従業者に公法上の服務義務を課してゐるのでその適正化を圖り一段と徹底した指導を加へると共に、厚生大臣は厚生施設の設置等につき必要なる命令を發し得ることとなつてゐる。

勞働爭議の豫防解決 右の各般の措置に依つて勞働爭議の發生の餘地は殆んどなく、況んや爭議行爲は全く禁止されたと同様になつてゐるが、その豫防及び解決に關しては厚生大臣は事業主、従業者その他の關係人に對して必要な措置を命ずることが出来、又厚生大臣の指定する當該官吏は關係人に

出頭を命じ、説明を求め又は意見を徴することが出来ることになつてゐる。

勞務擔當者 事業主及び従業者に夫々必要な義務を課し、又指導監督を加へるにしても、事業主と従業者の間に介在して日常事業場内に勞務管理に任ずる者が有能の士であることが必要であるので、本令では事業主をして責任者に適材を選任して届出でしめ、又勞務擔當者が充分職務を遂行し得るやうにしてやるべく相當の措置を講ずるやう命令することとなつてゐる。

勞務監理官 本令の施行はその制定の趣旨に鑑み、強力にして徹底した専門的指導をなすため、又生産監督をなす關係中央官廳との連絡を常時緊密にするため、原則として厚生大臣がこれに當ることになつてゐるが、一面に於て有能なる地方廳の高等官中より勞務管理官を任命して各事業場に配置し、その實情に應じた指導監督に當らしむると共に、事務の迅速且つ圓滑なる處理を圖り、併せてこれを通じて本省と地方廳との連絡を緊密ならしめることになつてゐる。

(五) 工場就業時間制限令に依る保護

支那事變下軍需産業に於ける勞力維持の見地から厚生省では、昭和十二年十月「軍需品工場に對する指導方針」に關する通牒及び之が再確認たる昭和十四年八月の「軍需品工場に於ける交替制實施要綱」に關する通牒を發し、軍需産業部門所實施後は、十六歳以上の男子職工についても、本令の適用される軍需産業關係工場の勞働に限り、はじめに勞働時間の法的制限が行はるゝこととなつたのである。

屬の成人職工に對する勞働力保全策の一項として、就業時間を大體十二時間程度に止めるやう地方廳をして特別の指導に當らしめて來た。然るに、その後の實情を見るに相當就業時間の延長が行はれ、それに因つて災害疾病の持續的增加が示されて來た。かゝる傾向が延いては、軍需生産力の擴充に支障を及ぼすに至る、充分な可能性に對する危惧は、政府をして如上の通牒の法制化を餘儀なくせしめるに至つた。即ち昭和十四年三月、國家總動員法に基き勅令第二百二十七號を以て工場就業時間制限令が公布され、同年五月一日より施行されたのである。その概要は

イ、本令の適用範圍は、工場法の適用を受ける工場中金屬工業及び機械器具工業の事業を営むものであつて、その昭和十六年十月現在に於ける數は三萬八千五百九十七工場、職工數に於て百五十四萬五千五百九十六人に達してゐる。

ロ、十六歳以上の男子職工に、一日十二時間以上就業することを許さず、又月に少くも二回の休日を取らせ、一日の就業時間が六時間を越える際は少くも三十分、十時間を超える時は一時間の休憩時間を與へなければならぬ。但しこれに對しては廣汎な例外規程が設けられてゐる。

從來、勞働時間に關する法的制限としては、工場法令に基く所謂保護職工（女子及び十六歳未満の幼少年工）についてのみ、法規に依る勞働時間の制限が行はれてゐたが、本令の

- (一) 交替制による連續作業を行ふ場合交替班の轉換日には従前は原則として六時間以内の時間延長を認めて居つたが、今後は、必要ある場合には豫め届出で十二時間以内時間延長を爲し得ること
- (二) 交替制による連續作業を行ふ場合熟練工の缺勤等のため先番の熟練工を引續き使用しなければ作業の繼續が不可能なときには豫め届出で十二時間以内時間を延長し就業せしめ得ること
- (三) 交替制に依る連續作業を行ふ場合交通機關等の關係により十二時間以内の交替制を實施することが困難なときには豫め届出



で、たとへば十一時間、十三時間又は十時間、十四時間等の交替制を實施し得ること

尙本制限令はその後生産力擴張の現状に鑑み、昭和十八年六月十六日勅令第五百一號を以て廢止された。

(六) 家族手当制度

家族手当制度は昭和十四年の賃金臨時措置令以來實施されて來たものであるが、昭和十五年二月に始めてその基準が示された。これは現在賃金制度の一と見るべきものであつて、改正賃金統制令による初給賃金の値上を始めとして、労働者の名目賃金は多少の上昇を示してはゐるもの、それは生計費の高騰に及ぶべくもなく、實質的には収入減となりつゝあることは周知の事實である。そして労働者の収入減は、單にその生活を脅威するばかりでなく、労働による疲勞の恢復を困難にし、その疲勞を蓄積し、労働力の再生産を阻害し、惹いては生産力に影響する所甚だ大といはれてゐる。そこで生産力擴充に全力を挙げねばならぬ現下の状態に於ては、何等かの方法に於て労働力の質・量の確保が緊急の問題なりとし、厚生省ではこれが對策として昭和十四年二月十六日労働局長名を以て、各府縣長官並に鑛山監督局長宛に扶養家族に對する手当支給の依命通牒を發した。即ちこれによると、本手当の範圍は大體實收月平均七十圓以下の者にして、十四歳未満の扶養家族ある労働者に一世帯平均二圓宛を支給するもので

あるが、しかしかくの如き極めて制限的な家族手当制度では、所期の効果を擧げることには困難であつて、その不完備を免れなかつた。そこで厚生省では、昭和十五年十月二十三日再び労働局長の名に依つて依命通牒を發し、家族手当の支給を受くる労働者の範圍を實月平均百五十圓以下の者まで擴張し、扶養家族の範圍も配遇者、滿六十歳以上の父母、滿十八歳未満の子及び不具廢疾者にまで及び、且つその手当額も扶養家族一人當り月二圓、労働者一人につき最高十圓までは認めらるゝこととなつた。

然しながら大東亞戦争の勃發に依つて、決戦下生産力擴充の要請は更に必至となり、労働者の生活を安定し、全力を生産に傾注してその能率を發揮せしめると共に人口國策に資するため、家族手当制度の再度の擴張が要請せらるゝに至つた。即ち昭和十七年二月十七日の労働局長通牒に依り、家族手当の支給を受くる労働者の實收額による制限が撤廢され、扶養家族の範圍も配遇者、滿六十歳以上の直系尊屬、滿十八歳未満の直系卑屬、不具廢疾者と改められて祖父母、孫等についても手当が支給され、又扶養家族一人當りの手当額が三圓に増額されると共に支給額の最高制限が撤廢され、扶養家族數に應じ無制限に支給されることとなつた。しかしこの擴張は、その後時局の進展に伴ふて更に擴張整備せらるゝこととなり、昭和十七年十一月四日労働局長名を以て労働者の

家族手当の改正に關する通牒が發せられた。即ちこれに依ると、扶養家族の範圍が弟妹にまで擴張され、その手当額も扶養家族一人當り月五圓に増額されて、我が國に於ける労働者家族手当制度が一應完備せらるゝこととなつたのである。

尙、労働者の家族手当支給状況は、昭和十七年十一月、賃金統制令第二條に定められたる事業を營み、常時十人以上の労働者を雇傭する事業場について、厚生省の調査したところによれば、鑛山監督局別に現に家族手当を支給する鑛山數の調査鑛山に對する割合は、札幌鑛山監督局二八・二(一三・一)―括弧内の數字は扶養家族一人につき最高額三圓を支給する事業場數の割合、以下同じ)、仙臺鑛山監督局一四・一(六・八)、東京鑛山監督局六・六(六・五)、大阪鑛山監督局一八・五(一八・五)、福岡鑛山監督局一六・四(一一・八)、全國一四・五(一〇・六)であり、又業種別にみた家族手当を支給する事業場數の調査事業場に對する割合は、工業二九・四(一六・六)、土木建築業一一・四(五・七)、運輸業四四・六(二二・三六)、運輸取扱業一四・六(五・七)、農林業七・三(一・五)、畜水産業五〇・一(一・〇)、物品販賣業二四・七(一六・三)、事務所六一・二(四三・三)、其の他(採鑛業を除く)四五・四(三二・〇)となつてゐる。

(七) 労働者用必需物資の配給

戦時下生産力の増強を圖るためには、工場鑛山その他の事

業場に於ける労働者用物資並に食料品の配給を円滑ならしむることは、労働能率の向上に資する上に於て極めて肝要である。労働作業用物資の中労働作業衣については、既に昭和十五年四月十八日の商工省纖維局長通牒に依り配給が行はれてゐるが、その後厚生、商工、農林の關係主務省間に於て協議を重ねた結果配給物資の増加を圖ることとなり、昭和十七年八月二十九日の商工省化學局長並に厚生省労働局長の連名通牒に基き新に労働作業用足袋、ゴム靴及びゴム底布靴が道府縣産業報國會を通じて割當配給されることとなつた。而してその實際の方法については、左の要綱に基き各府縣に關係官吏及び道府縣産業報國會關係者を以て組織する懇談會を設置し、労働者用物資の確保を圖ると共にその配給に遺憾なきを期することとなつてゐる。

労働者用物資道府縣懇談會要綱

一、目的

生活必需物資の配給統制漸次強化せらるゝの現状に鑑み各道府縣に關係官吏及道府縣産業報國會關係者等を以て組織する懇談會を設け労働者の立場より考慮せらるべき物資配給に關する地方的特殊事情に付協議を爲すと共に之が對策に付留意なき檢討懇談を遂げ以て労働者に對する生活必需物資配給の圓滑化を圖り労働者を以て安んじて生産力増強に邁進せしめ得る方途を講ずること

二、機構



- 1、名稱は勞務者用物資〇〇道府縣懇談會とすること
  - 2、本懇談會は警察部内（警視廳に在りては保安衛生部内）に置き警察部長（警視廳に在りては保安衛生部長）之を主宰するものとする
  - 3、本懇談會は警察部關係各課長（警視廳に在りては保安衛生部、經濟警察部及特高警察部關係各課長）、經濟部關係各課長、右各關係官及道府縣產業報國會職員等を以て組織すること
  - 4、地方鎮山部會に付ては適當の方法に依り其の關係者をも懇談會に参加せしむること
  - 5、懇談會員には適宜道府縣產業報國會の役員を委嘱すること
  - 6、必要ありと認むるときは民間其の他の關係者をも懇談會に参加せしめ得るものとする
  - 7、本懇談會は總會及物資別部會の二種とすること
- 三、運 營
- 1、本懇談會は隨時之を開催すること
  - 2、本懇談會に於て協議懇談を爲すべき事項は概ね左の如きものとすること
  - イ、勞務者の生活一般に關する事項
  - ロ、物資の配給狀況に關する事項
  - ハ、統制物資の割當に關する事項
  - ニ、物資の配給機構に關する事項
  - ホ、物資配給の適正化に關する事項
  - ヘ、物資の配給に關する聯絡事項
  - ト、勞務者給食施設聯合會に關する事項

- チ、其の他必要と認むる事項
- 3、本懇談會に於て地方的に解決し得ざる問題に付ては厚生省勞働局及大日本產業報國會中央本部に通報具申するものとする
- 又給食用物資については、左の要綱に依り道府縣產業報國會内に「勞務者給食施設聯合會」を設置し、工場、鑛山その他の事業場の炊事場並に工場又は事業場に對する給食を目的とする共同炊事場に於ける給食用物資の確保を圖ると共にその配給に遺憾なきを期することとなつた。而して差當りは、この聯合會を通じて、米麥の外代用食糧たる雜穀、穀粉、甘藷及び馬鈴薯並にその加工品である食糧麵類、パン等の配給割當が行はれることになつてゐる。
- 勞務者給食施設聯合會設置要綱
- 一、目的
 

生活必需物資の配給統制漸次強化せらるゝに伴ひ工場、鑛山其の他の事業場に於ける給食に必要な物資を確保する爲之に即應する單獨炊事場及共同炊事場の悉くを網羅せる勞務者給食施設聯合會を設置し勞務者給食用物資の配給に關する善策を爲すものとすること
  - 二、機構
 

イ、當該道府縣内に於て炊事場を有する工場、鑛山其の他の事業場に於ては、工場又は事業場に對し給食を爲すことを目的とする共同炊事場を經營する者を以て組織すること

- ロ、道府縣產業報國會内に設置すること
  - ハ、會長には道府縣產業報國會副會長たる警察部長（警視廳に在りては保安衛生部長）を以て之に充て其の下に理事及監事若干名を置き理事及監事には勞政課長（又は勞務課長、工場課長以下同じ）道府縣產業報國會理事及地域的に炊事場を代表する者を以て之に充つること
  - ニ、理事の下に主事を置き物資關係の事務に専従する道府縣產業報國會の職員が之を兼ねること
  - ホ、主事の下に書記若干名を置き道府縣產業報國會の書記たる身分を兼ねしむること
- 三、運 營
- イ、勞務者給食用物資は之を道府縣より一括して配給割當を受け之を各炊事場に對し適正なる配給割當を爲すこと
  - ロ、道府縣に於ける勞務者給食用物資の割當に付意見を述ぶること
  - ハ、炊事場に對する割當量の決定は理事會に於て之を爲すものとする
  - ニ、割當を受けたる炊事場は從來の配給機構を通じ食糧營團設立後に於ては其の下部配給機構を通じて現物の配給を受くこと
- (八) 勤勞青少年の輔導鍊成
- 支那事變の進展から大東亞戰爭の勃發に伴ひ、青少年工の激増と共に生活の激變、收入の増加、監督指導の不徹底等が原因となつて、青少年工の中に不良行爲や犯罪に趨るものが

- 増加し、それが生産能率に及ぼす影響が憂慮されてゐるが、これらの不良化した、又は不良化の虞のある青少年工を指導鍊成して一日も早く生産増強に邁進せしめることは極めて緊要であるので、厚生省では取敢へず、重要事業場の従事者にして、事業場に於て勞務管理上の各種の手段を講じて是正に努めても充分効果の舉らないものに對しては、更に勞務管理の一方策として、左の要綱に基き特別鍊成を課して一般の指導を加へることとなり、昭和十七年九月四日勞働局長から各勞務官事務所宛通牒を發した。
- 特別鍊成實施要綱
- 一、趣 旨
 

勞務管理上重要特別鍊成の従業者に對して指導を加へ以て健全なる勤勞者たらしめんとす
  - 二、名 稱
 

斯の種輔導を特別鍊成と稱す
  - 三、要鍊成者
 

工場長に於て従業者中特別鍊成を受けしむる要ありと認め所管勞務管理官の承認を経たる者とし
  - 四、鍊成期間
 

一ヶ月以上三ヶ月以内に於て受鍊成者の情狀に依り工場長逐次鍊成修了を決定す
  - 五、鍊成就服
 

事業主は要特別鍊成者に對し鍊成に就服すべきことを指示す
  - 六、鍊成計畫の許可
 

事業主は特別鍊成計畫を定め其の程度左の事項に付厚生大臣の許可を受くべし
- (一) 當該従業者に付特別鍊成を課すべき理由
- (二) 鍊成日程、鍊成内容及之に要する經費



- (三) 練成期間中に於ける受練成者の待遇
  - (四) 指導者(個人又は團體)及監督教師名
  - (五) 練成終了者に對する修了後の措置
- 七、結果報告 特別練成を了し相當期間を経過して其の成果の判明したるときは厚生大臣に受練成者の従業状況を報告すべし
- 然るに、時局の進展と共に、勤勞青少年の輔導練成は、生産増強の國家的要請と青少年工が現在生産部門に占める重大なる役割とに鑑み、更に廣汎な徹底した國家的對策が必要とせらるゝに至つたので、厚生、司法兩省をはじめ關係各省の間に於てこれが對策案につき協議を重ねた結果、昭和十八年一月二十日の閣議で「勤勞青少年輔導緊急對策要綱」が決定され、更に厚生、司法兩省に於ては夫々右の「緊急對策要綱」に基きその實施要綱を別項の如く決定した(司法省關係實施要綱については第九章司法保護第二節少年保護の項参照)。

勤勞青少年輔導緊急對策要綱

(昭和十八年一月二十日閣議決定)

第一、目 標

- 第一、目 標
  - 一 國力の基幹たる勤勞青少年の不良化傾向の増大に鑑み一般勤勞青少年に對する輔導を徹底して其の不良化を未然に防止すると共に不良化せる勤勞青少年に對する教化練成を充實して之を健全なる勤勞青少年に指導育成するものとする
  - 二 一般勤勞青少年に對する輔導
    - 一 一般勤勞青少年に對し概ね左記對策を講じ之が不良化の防止に努むるものとする

むるものとする

- 一 工場事業場に於ける輔導機關を充實整備すること
- 二 勤勞青少年に對する練成の徹底を図ること
- 三 勤勞青少年に對する生活指導の徹底を図ること
- 四 勤勞青少年に對する厚生施設の擴充強化を図ること
- 第三、不良化せる勤勞青少年に對する輔導
  - 一 不良の性行ある勤勞青少年に對しては概ね左記對策を講じ之が教化育成に努むるものとする
  - 二 工場事業場をして不良化せる勤勞青少年の早期發見及特別輔導を爲さしむること
  - 三 少年審判所及司法保護委員會の右に對する協力を促進すること
- 第四、處犯及犯罪青少年工に對する輔導
  - 一 犯罪の處あり又は犯罪を爲したる青少年工に對しては概ね左記對策を講じ之が保護練成に努むること
  - 二 少年審判制度の運用を刷新強化して少年工の保護事件の處理を周到、敏速且圓滑ならしむること
  - 三 十八歳以上の青年工に對しては少年工に準じ保護練成を爲し得る方法を講ずること
  - 四 工場事業場の右に對する協力を促進すること

第五、勤勞青少年指導者に對する指導

事業主、工場幹部及勤勞青少年輔導責任者に對し勤勞青少年の輔導訓育に關する責任を自覺せしむると共に隨時之に對し適當なる練成を行ふこと

第六、勤勞青少年輔導組織の確立

中央及地方に勤勞青少年輔導組織を確立すること

「勤勞青少年輔導緊急對策要綱」に基

く厚生省實施要綱

- 第一 一般勤勞青少年に對する輔導
  - 一 工場事業場に於ける輔導機關の充實整備
    - (イ) 輔導委員會の設置
      - 事業主、工場長、勞務課長、産報青年隊長、青年學校長、舎監其の他の輔導關係者を以て輔導委員會を設くること
      - 職場外の輔導に付ては必要に應じ委員會に外部の方面委員、學校職員等に参加せしむること
      - 右委員會は少くとも毎月一回之を開催し工場事業場に即應する輔導對策を研究樹立すること
    - (ロ) 輔導擔任者の設置
      - 勤勞青少年の輔導擔任者を置き輔導委員會の運営其の他勤勞青少年の輔導に關する一切の事項を擔任せしむること
      - 右の輔導擔任者は成るべく産報青年隊長又は青年學校長を以て之に充つること
    - (ハ) 輔導員の設置
      - 組長其の他幹部工員等適當なる者を以て輔導員とすること

第七章 勤勞保護事業

二 勤勞青少年に對する練成の徹底

- (イ) 毎日作業開始前及作業終了後に於て朝禮及終禮を行ひ點呼、國民儀禮、訓話等を行ふこと
- (ロ) 青年學校に於ける教化を徹底すると共に青少年に對する博體訓練を實施すること
- (ハ) 職場の内外に亘り敬禮の嚴格なる訓行を期すること
- (ニ) 成るべく制服、制帽、胸章等を着用せしむること
- (ホ) 産報青年隊の訓練等に對しては中央及道府縣官廳又は産業報國會に依る査問を實施すること
- 三 勤勞青少年に對する生活指導の徹底
  - (イ) 身上調査書の整備
    - 青少年に對する輔導の徹底を図る爲其の性行、境遇、經歷、健康状態、勤勞状況等を調査し各青少年毎に身上調査書を作成し特に不良化の傾向ある者に付ては詳細なる身上調査書を作成すること
    - 勤勞青少年の身上調査に關する事項は之を輔導員に知悉せしめ輔導の徹底を期せしめること
  - (ロ) 家庭との聯絡強化



- (1) 工場事業場に於て随時父兄との懇談會を開催すること
  - (2) 青少年に對し故郷への定期的通信を奨励すること
  - (3) 工場事業場より成るべく定期的に父兄に對し青少年の生活状況、勤勞状況等を通報すること
  - (4) 工場事業場に於て成るべく毎月給料差引表を作成し之を父兄に送付すること
  - (5) 青少年に付不良化の傾向を發見したるときは輔導員等をして家庭訪問を行はしむること
  - (6) 適額なる現金所持
  - (7) 輔導擔任者に於て適額なる小遣錢を定め残餘は貯蓄又は送金せしむること但し割當られたる小遣錢以外に是非現金を必要とするときは輔導擔任者に届け出でしめ許可することとし現金取縮の過度に亘らざるやう留意すること
  - (8) 青少年に對し出納簿を支給し之が記入を勵行せしむること
- (三) 出勤状況の調査
- (1) 青少年の出勤状況を常時精密に調査し特に長期缺勤者(二週間以上)に付ては缺勤者名簿を作成し缺勤理由、缺勤開始年月日等を記載すること
  - (2) 缺勤者に付ては缺勤届の提出を勵行せしむること特に長期病氣缺勤者に付ては詳細なる診斷書を添付せしむること
  - (3) 長期缺勤者に付ては成るべく随時家庭を訪問せしめ其の状況を觀察せしむること
  - (4) 寄宿舎管理の徹底

- (1) 事業主及幹部職員は適時寄宿舎に於て青少年と起居を共にし之が設備及管理の改善に努むること
  - (2) 寄宿舎には必ず舎監及寮母を相當數配置すること
  - (3) 寄宿舎には必ず舎規を制定し之を寄宿青少年に徹底せしむること
  - (4) 寄宿舎に於ては毎日朝禮及終禮を實施するの外起床より就寢に至る迄規律ある生活を爲さしむること
  - (5) 寄宿青少年に付ては日記帳、出納簿等の記載を勵行せしめ適時之を點檢し所要の指導を爲すこと
  - (6) 寄宿舎に相當の娛樂室、圖書室を設けしむるの外毎週一回寄宿青少年の慰安會を開催せしむること
  - (7) 寄宿舎管理に關し随時青少年の希望を徴すること
  - (8) 下宿者にして不良の傾向ある者に對しては寄宿舎等に收容して生活を指導すること
- 四 勤勞青少年に對する厚生施設の擴充強化
- (イ) 各種行事の實施  
工場事業場をして各種の運動、競技、行軍、遠足、旅行等青少年に魅力ある行事を出來得る限り實施せしむること
  - (ロ) 健全娛樂の提供  
勤勞青少年をして健全なる映畫、演劇、音樂等を鑑賞せしむるの機會を成るべく多く與ふること之が爲産報支部等の活動を促すこと
  - (ハ) 健全讀書の指導  
勤勞青少年に對し成るべく多くの健全なる讀物を提供し之が行ふものとする

第二 指導に留意すること

- 不良勤勞青少年に對する輔導
- 一 不良勤勞青少年に對する一般的指導
    - (イ) 各工場事業場に於ては輔導員の活動、出勤調査等に依り勤勞青少年不良化傾向の早期發見に努むること
    - (ロ) 勤勞青少年に付不良化の傾向を發見したるときは特に詳細なる身上調査書を作成し常時其の言動を觀察し職場の内外に亘り輔導擔任者及輔導員等に於て適切なる指導を加ふると共に青少年の家庭と連絡して指導の徹底を期すること
  - 二 工場事業場に於ける特別鍊成の實施
    - (イ) 工場事業場に於ては不良化の傾向ある勤勞青少年を鍊成する爲勤勞青少年特別鍊成計畫を定め地方長官に届け出づること
    - (ロ) 特別鍊成は鍊成道場又は寄宿舎に收容して概ね一週間以上之を行ふものとする
    - (ハ) 特別鍊成に付ては道府縣、同産報等に於て積極的に指導すること
    - (ニ) 鍊成終了者の取扱に付ては工場事業場に於て特に考慮を拂ふこと
  - 三 道府縣、同産報國會等に於ける特別鍊成の實施
    - (イ) 不良化の傾向著しくして各工場事業場に於て特別鍊成を行ひたるも尙健全なる勤勞青少年たらしむること困難なりと認めらるるものに付ては道府縣又は同産報に於て特別鍊成を行ふこと

第三 處犯及犯罪青少年工に對する輔導

- 右に付ては司法省青少年輔導緊急對策實施要綱第三に依ること
- 第四 勤勞青少年指導者に對する指導
  - 一 事業主及工場幹部に對する指導  
地方廳に於ては警察官吏、國民職業指導所職員、産報職員等を督勵し随時工場事業場に於ける勤勞青少年に對する輔導に關する措置並に施設を精細に査察し事業主及工場幹部に對し指示を爲し其の不備不完全なる點を改善せしむること
  - 二 工場幹部及勤勞青少年指導者に對する指導及鍊成  
工場幹部及勤勞青少年輔導擔任者、輔導員等工場事業場に於ける勤勞青少年の指導に關する責任を自覺せしむると共に指導の徹底を期せしむる爲道府縣、同産報等に於て隨時是等工場幹部及勤勞青少年指導者の講習會及鍊成會を行ふこと
- 第五 勤勞青少年輔導組織の確立
  - 一 地方勤勞青少年輔導協議會の設置
    - (イ) 道府縣内の産報支部毎に勤勞青少年輔導協議會を設置すること
    - (ロ) 輔導協議會は警察署、國民職業指導所、少年審判所、司法保護委員、輔導團體、産報支部關係職員、事業主、工場長、



勞務課長、産報青年隊長、青年學校校長、私立青年學校協會職員、方面委員等を以て組織すること

(一) 協議會は勤勞青少年輔導對策を研究樹立すると共に關係官廳、關係團體及工場事業場間に於ける連絡を圖ること且職場外に於ける共同輔導に當るものとする

二 中央及道府縣勤勞青少年輔導協議會の設置  
中央及道府縣に於ては夫々産報を中心として關係官廳團體を以て輔導協議會を組織し連絡協議を行ふものとする

### 二 勤勞保險施設

#### (一) 健康保險

健康保險法は我が國社會保險の先驅として大正十一年四月二十二日法律第七十號を以て公布せられ、昭和二年一月一日より實施せられたが、創設當初並に財界不況時代の難關を克服して發達を續け、數次の改正を経て、その被保險者の範圍も工場、鑛山、陸上交通運輸業から運送、貨物積卸、清掃、燒却、屠殺等の事業の勞務者に擴張せられ、勞働者の健康の保持と生活の安定とに大なる貢獻をなして來た。他方、被保者階級の一大分野を占むる給料生活者層に對する保護施設としては、從來永らく殆んど何等の施設も存在しなかつたのであるが、しかもこれらの特に都市に於ける給料生活者の健康状態は頗る不良であるのみならず、その生活の實相も極めて逼

迫した状態にあつたので、時局下保健國策の一環とし又國民生活安定策として、職員健康保險法が昭和十四年四月六日法律七十二號を以て公布せられ、昭和十六年七月一日より施行された。斯くして農山漁村民や都市に於ける獨立企業者等を對象とする國民健康保險制度と相俟つて、我が國健康保險制度は一應の整備を見たのであるが、更に大東亞戦下健民健兵と生産能率増進の時局の要請に依り、全勤勞者のための健康保險制度を擴充統合し、諸般の事務手續を簡易化すると共に、被保險者の範圍を擴張しその家族をも網羅して一般勤勞國民の殆んど全部を健康保險制度の保護の下に置き、それと同時に又一方に於て保險醫、保險藥劑師の制度を強化して醫療内容の向上を圖り、依つて以て健康保險制度の効果をより一層發揮せしめることとなつた。即ち職員健康保險法を廢止し、すべてを健康保險法の下に統一することになつて、健康保險法改正法律が第七十九回帝國議會の協賛を経て昭和十七年二月二十一日法律第三十八號を以て公布された。改正健康保險法は昭和十七年三月勅令第二百九十號を以て先づ第四十九條第一項、第五十六條第一項、第六十一條、第六十二條第二項、第六十三條、第七十四條第一項(但書中第十五條の二の規定に依る被保險者に關する部分を除く)及び第七十六條の改正規定並に第八十四條の二の規定につき同十七年四月一日より施行せられ、次いで同十七年十二月勅令第八百二十五

號を以て翌十八年四月一日より全面的に實施せらるることとなつたが、本改正の主要な點は左の通りである。

適用範圍の擴張 本法の改正の中心をなすものは、職員健康保險法の廢止と共に適用範圍の擴張されたことであるが、その擴張された部分の中職員健康保險から健康保險に移行された部分の外に、職員について、法人その他の團體の事務所にして常時五人以上の従業員を使用するものに使用せらるる者が包含されると共に、從來常時十人以上を使用する事務所の従業員にして一年の報酬額千二百圓未満の者に限定されて一ゐたのが、常時五人以上を使用する事務所の従業員にして一年の報酬額千八百圓未満の者にまで擴張されることとなつた。又任意包括被保險者になり得る者も擴張せられ、強制適用の事業所以外の一切の事業所に使用せらるる者及び一年の報酬額が千八百圓を超える職員等はすべて任意包括被保險者たり得ることとなつた。家族の範圍についても、被保險者と同一の世帯に屬し専ら被保險者に依り生計を維持する者の外に、たとへ同一世帯に屬せざる妻子であつても、被保險者に依つて扶養されてゐる者であれば、家族の範圍に加へられ、恩典を受けるもの、範圍が非常に増加した。

保險給付の改善 療養の給付に關しては、從來健康保險に於ては一部負擔の制限がなく、職員健康保險のみその制度があつたのであるが、本改正に依りこの制度を全般的に採用

し、それに依つて濫診濫療を防止すると共に療養の給付を受ける者と受けざる者との間に於ける負擔の公平を圖り、兼ねてその費用を以て保險給付の改善に關する財源の一部とすることとなつた。傷病手当金の支給額は従來通りで、甲種被保險者(勞働不能の際三月以上繼續して俸給又は給料の全額を支給せられる者)については職員健康保險通りの百分の五十、乙種被保險者(甲種被保險者以外のもの)については健康保險通りの百分の六十とした。分娩費は従來二十圓であつたのが三十圓に増額せられ、結核性疾病に對しては、從來保險者は引續き百八十日以上被保險者であつた者に限り一年に至るまで療養の給付及び傷病手当金の支給を延長することが出来るといふやうに規定せられ、しかも必ずしも必要な給付ではなかつたのであるが、これが法的の必要給付となり、且つそれを受くべき被保險者の資格條件も撤廢された。

次に保險給付の改善は家族給付の擴充がその中心をなすのであるが、家族給付は從來必要給付ではなかつたのが必要給付として法定され、引續き六ヶ月以上被保險者であつた者(從來は一年以上)には家族給付が支給されることとなつた。共に、從來家族の給付は入院、一回十圓以上の處置又は手術の場合に限られてゐたのであるが、それが同一の疾病にしてその費用が三圓以上になるときは、三圓を超える金額の半分を補給金として支給されることに擴張された。尙家族給付に



は從來分岐なる保險事故はなかつたのであるが、これが改められ、被保險者の配遇者が分岐したときは、補給金として十圓を支給されることになつてゐる。

費用の負擔 保險料は從來職員健康保險の被保險者に於ては二・六、健康保險に於ては一般被保險者については百分の四、採炭事業に従事する被保險者については百分の八といふ保險料率であつたのが、保險給付の改善と保健施設の強化に伴ひ、一齊に百分の一乃至百分の〇・六程度増加せしめられることになつた。保險料の負擔については、從來通り事業主と被保險者とが折半負擔する原則が採用されてゐるが、年報酬千八百圓を超ゆる任意包括被保險者に限り、保險料の全額を被保險者が負擔する建前になつてゐる。

その他 以上の外本改正に伴ふ事務的整備規定が設けられたのであるが、その他重要な事柄としては、健康保險組合聯合會の法認、保健施設等關係施設の強化及び保險醫制度の確立が挙げられる。

(二) 員保險

船員保險法は昭和十四年四月六日法律第七十三號を以て公布され、昭和十五年六月一日より全面的に施行されたが、我が國社會保險に養老年金制度が採り入れられた最初の制度として、實施以來船員の保健及び生活安定に大きな貢獻をなして來てゐる。然るに大東亞戰爭の勃發に伴ひ、我が帝國船員

は多大の勞苦を忍び、幾多の危險に曝され、或は戦線に陸海將兵と共に闘ひ、或は軍民資材の輸送に奉公挺身しつゝ、あり、その任務は豫備軍人と稱すべく、且つ激務のため比較的早く稼働能力の喪失するものが出る懼れがあるので、本制度の擴充改正を行ひ、刻下の急務たる船員の保護對策を強化し、海上輸送方の擴充強化に資することとなり、第八十一帝國議會に改正法律案が提出され、兩院の協賛を経て昭和十八年三月八日法律第二十七號を以て公布され、同年十月一日より全部の規定につき實施を見ることとなつた。

本改正の主要なる内容は(一)船員法に依る船舶所有者の扶助又は手當を保險給付に取入れ、療養の給付及び傷病手當金の支給期間を九月に延長すること、(二)戦時危險區域を航行する船舶に乗組む被保險者に對しその年金等の支給條件たる被保險者たりし期間について一定割合の加算をなすこと、(三)結核に對する延長給付の支給條件を緩和すること、(四)新に福祉施設に關する規定を設け積極的にこれが擴充強化を期せること、(五)健康保險等に即應して必要なる規定を整備せることの五點である。

(三) 勞働者年金保險

勞働者年金保險法は昭和十六年三月三十一日法律第六十號を以て公布せられたが、本制度は決戦下喫緊の要請たる生産力の擴充と密接不可分の關係にある勞働力の保全増強のため

即ち勞働者の生活安定を圖ることに依り安んじて生産の増強に邁進せしむるため、戦時下多事の際にも拘らずその創設が斷行せられたもので、我が國勞働者保護政策上劃期的な制度である。

而してその實施は準備の關係上、昭和十六年十二月八日勅令第六十二號を以て勞働者年金保險法の一部施行期日に關する勅令が公布され、保險給付及費用負擔に關する規定並第七十六條の規定を除き昭和十七年一月一日より施行され、次いで昭和十七年一月十七日公布の勅令第五百五十六號を以て同年六月一日より全面的に施行されることとなつた(本法の概要については本年鑑昭和十七年版三一〇—三一三頁参照)。

(四) 退職積立金及退職手當法

退職積立金及退職手當法は昭和十二年一月一日より施行せられ、實施後漸次その所期の効果を挙げ、勞働保護上寄與するところ頗る大なるものがあるが、昭和十六年末に於ける施行狀況は左の通りである。

(イ) 適用事業數及び適用勞働者數

適用事業數は工場、鑛山を通じ一萬一千四百餘、之を前年同期に比較すれば約五十の増加にして其の事業に使用せらる勞働者數は約三百十六萬五千人餘、之を前年同期に比し約九萬三千五百人餘(前年の九・七%)の増加となつてゐる。右の内法第十六條及び第十七條の原則たる退職手當積立金制度

に依り積立を爲す事業は約五千二百餘、之に従事する勞働者數は九十一萬五千五百人餘である。法第三十條の準備積立金制度に依るものは約五千三百、之に従事する勞働者數は二百一十萬人餘であつて、準備積立金制度に依るものは適用事業總數の約四割八分を占め大規模の事業は殆ど此の制度に據つてゐる。

(ロ) 積立金狀況

尚五十人未満の勞働者を使用する事業主が法第三條に依り進んで本法の適用を受けて居る所謂任意適用事業數は約八百六十、前年に比し約三十の減少となり、之に従事する勞働者は二萬三千人餘である。

退職積立金 法第十一條に依る退職積立金は三千四百一十一萬圓餘、其の内退職せる勞働者に支拂はれたる金額は一千三百二十三萬圓餘、其の殘額は二千八十七萬圓餘となつて、前年より繰越されたる五千九百六十五萬圓餘を合算し八千五百三十三萬圓餘となつてゐる。此の現在額中事業主の運用せる金額は僅かに三百餘圓に過ぎざる状態である。



準備積立金、又法第三十條及第四十二條に依る準備積立金は五千五百萬圓餘、此の中労働者に支給したる退職手當は一、千六百三十五萬圓餘にして其の残額三千八百六十五萬圓餘は前年の残額九千九百九十六萬圓餘と共に翌年に繰越された。右の如く事業主及び労働者の昭和十六年末に於ける積立金の現在額は總計二億六千二百三十七萬圓餘に達してゐる。

(八) 退職手當支給状況

退職手當は前記の如く積立金より支給したる二千二百二十八萬七千八百圓餘の外、事業主の一般財産より支給したる二百十四萬三千圓餘を合算すれば二千三百四十三萬圓餘となり、前年に比し四百二十五萬圓餘の増加となつてゐる。

退職せる労働者数は工場九十四萬七千九百人餘、鑛山三十一萬六千八百人餘、合計百二十六萬四千九百人餘にして、前年に比較すれば五萬七千人餘の減少である。而して男子が八十一萬四千人餘に對し女子は四十四萬九千人餘にして、右の内退職手當の支給を受けざる労働者数は工場五十八萬六千人餘、鑛山二十七萬七千餘人である。

更に之を退職の事由別に見るときは、最も多いのは自己の都合に因る九十六萬五千九百人餘にして總數の約七十六%に相當し、次は已むを得ざる事由に因る十五萬九千人餘、以下背信行爲の七萬九千六百餘、事業の都合に因る三萬五千二百餘、死亡一萬九千四百餘、最下位は不都合行爲の一萬三

千七百餘人餘である。

(二) 其の他

退職積立金の支拂又は退職手當の支給に關し勞資間に紛議を醸し退職金審査會の審査を請求したものは一件もない。法規の違反件数は三千三百八十五件あつたが、事業主の惡意に依るものと認め、告發したものは僅に二十四件に過ぎず、他は法規を熟知せざる結果に基くもの或は輕微なる手續上のものである。

## 第八章 隣保教化事業

### 第一節 隣保事業

(一) 隣保施設

労働者其の他細民の集團居住地域に近隣居住者の精神的、經濟的並に保健的生活の指導援助を爲すべき綜合的社會施設としての隣保事業は、隣保相扶の精神に基き、環境の改善、近隣居住者の教化指導を爲すを主眼とするものであつて、明治以後我が國に輸入された比較的新しい施設であるが、その後政府に於て助成金交付等の方法に依り之が經營を奨励した結果、昭和十五年四月一日には施設數三七三に達し、これが經費二、七八七、〇〇〇圓に上つてゐる。而して隣保事業は從

來主として都市の労働者細民の居住地域に行はれてゐたが、今次事業の勃發に依り統後農村に於ける生産力の擴充並に人的資源確保の要請に鑑み、別項の如く、農村に於て所謂農村隣保施設の急速なる普及發達を見るに至つた。

隣保事業に於て行ふ施設は近隣の事情に依て異なるが、事業の性質上修養及教育教化に關するものが主で、學級組織による初等教育、補習教育、労働者教育等の外、定期又は随時の講習會、讀書會、研究會等を開催し、又殆んどすべてが託兒事業を兼ね、その他巡廻訪問指導、法律その他の相談事業、簡易な診療事業や健康相談事業、授産その他の經濟保護事業を經營してゐるものが尠くない。

(二) 農村隣保施設

厚生省に於ては、昭和十五年度に經費十五萬圓を計上し、全國各地の適當なる農村三百ヶ町村を選定し、新に農村隣保施設の設置を爲して兒童並に母性の保護を圖り、労働能率の増進を期すると共に農村生活の刷新改善を意圖した。農村隣保施設に於ては、保育所、保健婦等の施設は素より共同炊事、教養教化、各種相談、授産等の事業を綜合的、組織的に行ひ、隣保相扶の觀念の最も鞏固なる部落を基礎として部落民相互に協調諸和し、以て前述の目的を達成せんとするものであつて、昭和十五年度以降毎年三百ヶ町村を目標として之が漸次普及を圖りつゝあるが、昭和十七年度に於ても引續き

之が創設費に對する國庫補助十五萬圓を計上して居る。

本施設は町村又は町村一團を以て區域とする隣保協會(組合)等をして經營せしめてゐるが、厚生省では之が助成につき、昭和十七年度に於ては左の農村隣保施設要綱に基いて設置せしめてゐる。

農村隣保施設要綱

一、施設の目的

隣保相扶の觀念に基き乳幼児及母性の保護、保健醫療、教養教化事業等各種の厚生施設を綜合的に運営し以て戦時下農山漁村に於ける庶民生活の確保と刷新とを圖らんとす

二、經營主體

本事業は町村又は町村一團を以て區域とする隣保協會又は隣保組合を組織し之をして經營せしむること

1、町村經營の場合には昭和十五年九月十一日内務省訓令第十七號「部落會町會等整備要領」に基き組織せる者を其の儘活用すること

2、隣保協會は町村内居住の全世帯主を以て組織し各部落(昭和十五年九月十一日内務省訓令第十七號に基く部落會の區域單位)毎に支部を設け之を更に隣保班(昭和十五年九月十一日内務省訓令第十七號に基く隣保班)に分つこと

三、事業

概ね左の事業を綜合的に經營するものとす

1、保育事業

イ、季節保育所



- ロ、常設保育所
- 2、保健指導並に家庭訪問事業
- 3、教養教化事業
- 4、季節共同炊事
- 5、各種相談事業
- 6、生活刷新改善
- 7、授産其の他経済的保護事業

四、建物  
 隣保館を建設するを以て理想とするも時局に鑑み可成既設建物を利用すること

五、設備

事業の種類、規模の大小、経費の多少に依りて異なるも概ね左の設備を必要とす

- 1、保育所
  - イ、相當の廣さを有する運動場
  - ロ、雨天又は食事、午睡の爲の部屋
- ハ、保育用具、保健用器具及應急藥品等
- 2、家庭訪問及健康相談
  - 保健用器具及應急藥品、自轉車等
- 3、教養教化
  - 紙芝居用具、掛圖、模型、圖書等
- 4、季節共同炊事
  - 炊事用具、食器、其の他
- 5、冠婚葬祭の簡易化

要なる設備に付ては其の理由を具し豫め協議すること

(1) 季節保育所

- イ、保育用具
  - ブランコ、滑り臺、砂遊び用具、積木、繪本、乳幼児玩具、小型オルガン、携帶用蓄音器及レコード、紙芝居用具等
- ロ、其の他の器具
  - 午睡用毛布、蓆、枕、嬰兒籠、乳幼児保育用簡易寢臺、哺乳瓶、乳首、襪襪籠、洗面器、バケツ、黒板、飯臺及食器、オキシフル、ヨードチンキ、マーキエロ、アンモニヤ水、亜鉛華オレフ油、硝酸軟膏、肝創膏、繻帶、ガゼ、脱脂綿等の應急藥品及便所消毒藥等

(2) 常設保育所

- イ、季節保育所用具と同じもの
- ロ、體重計、身長計、調理用器具、乳幼児椅子及机、下駄箱、ストロープ又は火鉢、事務用椅子及机、書類戸棚
- (4) 家庭訪問及健康相談用具
  - イ、乳兒體重計、卷尺、浣腸器、綿棒、洗眼器、舌壓子、體溫計、消毒器、助産用具一式、懐中電燈、鋏、小刀、指頭消毒器、液量計、ピンセット、消毒罐、聴診器、白衣等
  - ロ、吸入器、氷嚢及鑿架、水枕
  - ハ、椅子及机、火鉢、寢臺、毛布、整理箱、自轉車、訪問靴、手洗器、器具、戸棚、體重計、身長計(體重計及身長計は常設保育所を設置せざるときに限る)
  - ニ、應急藥品セット 一組

- 6、經濟的保護事業
  - 製網機、製筵機、製簇機、ミシン、其の他授産用器具
- 尙設備に關しては出來得る限り、器具の持寄、既存物品の借用、手製、勤勞奉仕等の方法に依り設備費並に物資の節約を圖ること
- 六、役員、職員
  - 農村隣保施設に於ける役員、職員の選定は事業の効果を擧ぐる上に至大なる關係あるものに付選定に就きては慎重を期すること
  - 職員中保健婦、保育婦、醫師は左の條件に適合するを必要とすること
  - 尙出來得れば本事業の趣旨を良く理解し旺盛なる熱意と實行力とを有する指導者を置くこと
- (イ) 保健婦
  - 農村社會事業に關する知識と理解とを有する者たること
  - (ロ) 保育婦(季節保育所に在りては保健婦を兼務せしむるも可なること) 乳幼児保育の知識及經驗を有し農山漁村に理解を有する者たること
- 嘱託 醫師
  - 犠牲的精神に富み本事業に理解と熱意を有する者たること
- 七、國庫補助
  - 創設費として國庫補助の對象となるべき設備は左に掲ぐるものにして最少限度必要とするものに限ること但し其の構造、數量等は施設の規模に應じ計畫すること尙地方の實情に依り右の外特に必要とす

(4) 教養教化用具

紙芝居用具

(5) 季節共同炊事用具

土甕、大炊釜、大鍋、調理臺、小黑板、秤

(6) 冠婚葬祭用具

- イ、結婚改善用
  - 神軸、銚子、盃(儀式用のものに限る) 神棚、三寶
- ロ、葬祭改善用(豫め協議すること)
  - 葬具一式(簡素なるもの)
  - 但 裝飾用的のものとは之を除く

(7) 授産事業用具

製網機、製網機、製簇機、製筵機、ミシン等

(9) 建物改善費

(10) 建物建築費

農村隣保施設設置數及國庫補助額

(厚生省生活局保護課調)

昭和十五年度	昭和十六年度	昭和十七年度			
施設數	補助金	施設數	補助金	施設數	補助金
三三	一、五〇、〇〇〇	三〇	一、五〇、〇〇〇	三三	一、五〇、〇〇〇

(三) 財團法人中央社會事業協會特別指定厚生村  
 財團法人中央社會事業協會では戦時下農村問題の重要性の愈々加はるに鑑み、農村厚生事業の総合的振興計畫を樹立し



つゝあつたのであるが、長くも 高松宮殿下の御聞に達し、特に恩召を以て有栖川宮記念厚生資金年次賜與の有難き恩典に浴し、昭和十七年度より左の特別指定厚生村設置要綱に依り、全國に亘り七地方を銓衡して特別指定厚生村となし、特に農村に於ける兒童の保健、保護、指導等に關し適切な事業の遂行を期することとなつた。

特別指定厚生村設置要綱

第一編 目

近時農山漁村に於て諸般の厚生施策漸く緒に就きたりと雖も未だ其の普及整備を見ず而も之が運営指導の系統區々にして相互の連絡を缺き眞に村民厚生の徹底を期すべき手段、組織、形態を具ふるに至らざるは上下の夙に憂慮する處なり

仍ち本協會茲に鑑みる所あり曩に農村厚生施設の総合的振興計畫を試みるや事畏くも 高松宮殿下の御聞に達し特に恩召を以て有栖川宮記念厚生資金年次賜與の恩典を賜ひ如上の實情に鑑み特に兒童の保健、保護指導に關する適切なる事業遂行方御沙汰あらせられぬ洵に恐懼感激の至に堪へず仍て茲に謹で恩召を奉體し特定地域を銓衡し隣保相扶を基調として兒童の適正なる保健、保護、就中乳幼児死亡率低下を目標とする各般の厚生施策の総合的企畫、運営、指導に力め漸次之を全國に普及して克く戦時下村民生活の確保刷新の實を擧げしめ以て優渥なる恩召に副ひ奉らんとす

第二 指定地域の設定

一、指定村設置の方針

遂行、消費經濟の合理化其他各種生活様式の改善指導等諸般の厚生施策の徹底に留意すること

(一) 事業の實施に當りては別記年次計畫に基き其完遂を図ること

第四 指導者の配置並練成

一、指導者の銓衡並配置

指定村在住者中より本事業の趣旨を體し特に指導的役割を果し得べき人材を一町村一名以上を銓衡し専ら常時指導に當らしむること

二、中央 練成

右指導者又は將來指導者たらんとする有爲の人材を銓衡し中央に於て特別練成を講ずること

三、現地 練成

第一項の指導者を補佐すべき厚生施設關係專門機關例之方面委員少年教護委員、醫師、保健婦、保育婦、其他を招集し地方練成の方法を講ずること

第五 協議、常會、研究等の開催指導

一、指定村並當該府縣主務者の協議打合會を開催して本計畫の主旨の理解徹底を図ると共に之が實施に遺憾なからしむること

二、各村別に隨時研究會又は講習會を開催して講師を派遣し關係者及村民一般の啓蒙指導に當らしむること

三、村並部落常會の活用を圖り母性並乳幼児の保健、保護其他一般厚生に關する特定指導をなすこと

第六 獎勵 援助

第八章 國庫教化事業

以上の趣旨に關り特定地域を選定して三ヶ年計畫を以て之が具體的指導をなし爾後各村の自力を以て村民厚生の実を擧げ得るの域に到達せしむること

尚右三ヶ年を期間とする本事業の終了後に於ては可及的本計畫に據る新指定地域を設定して各其實績を擧ぐるに努め以て普く農山漁村の厚生施設振興に資すること

二、指定村選定條件

指定地域は左記の諸條件を考慮して之を選定し更に産業其他地理的環境に基き(一)、農村(二)、山村(三)、漁村(四)、大都市近郊村(五)、工業都市近郊村の區別に依りて銓衡すること

記

(一) 乳幼児死亡率高率村

(二) 本事業遂行に關する縣當局の方針如何

(三) 本事業遂行に關する村當局、學校當局並に關係機關當務者等の熱意如何

(四) 本事業遂行に關する村内居住指導の中心人物若は其の素質を有する人材の如何

第三 事業組織並實施

一、組織並機關の設置

本項に關しては政府の農村隣保施設要綱に基きて措置すること

二、事業の企畫並實施

(一) 事業の企畫並實施に當りては基本方針に基きて専ら兒童の保健、保護就中乳幼児死亡率の低下に中心を定め之が完遂の爲め必要要件たる母性の保護指導は勿論、一般的保健醫療事業の

一、本計畫實施獎勵の爲め必要なる施設費に對し援助をなすこと

二、村内指導者の練成其他協議研究會講習會指導等に要する費用の一部を援助すること

(別記) 年次事業計畫

第一年度

一、主旨の普及徹底

座談會、講演會、常會其他の方法を以て本事業の主旨を村民に普及徹底せしむること

二、組織の結成

本事業實施の爲め當該村一圓を單位とする組織の結成を圖ること尚右當該村内厚生施設は可及的前項の組織内に統合包攝し若くは有機的聯繫を保持せしむること

三、當該村厚生計畫の樹立

當該村に於ける事業對應の爲め基本調査に基き具體的厚生計畫を樹立すること

四、厚生機關並施設の設置

嘱託醫、保健婦、保育婦、厚生委員、部落内厚生係等の設置並必要なる厚生施設の設置を圖ること

五、指導者の養成配置

本事業に關し現地指導に適する者を銓衡し中央並現地に於て練成を圖り適材の配置をなすこと

六、基本調査の實施

指定村に於ける各種事業に對應せん爲め周到なる調査をなすこと乳幼児死亡率に關しては特に其原因の究明に力むること



七、事業の開始

事業施設は左記各項に付き當該村の實情に即應して重點的に年次別實施事項を定め第一年度事業を開始すること

- (一) 母性並児童保護施設
- (二) 保健醫療施設
- (三) 經濟福利施設
- (四) 社會教化施設
- (五) 其 他

第二年度

一、組織の整備

第一年度に於て結成したる組織を整備擴充すること

二、厚生機關並施設の運営

三、指導者養成の繼續

四、第二年度事業の遂行

第三年度

一、自力組織の完成

指定村の自力に依て本事業を遂行し得る様組織を完成すること

二、厚生機關並施設の運営

三、第三年度事業の遂行

特別指定厚生村一覽

縣名	郡名	村名	昭和十三年乳兒死亡率
青森縣	北津輕郡	梅澤村	一三・五五
岩手縣	膽澤郡	佐倉河村	二二・〇五

第二節 教化事業

教化事業の聯絡統制の中央機關としては財團法人中央教化團體聯合會があり、その構成團體として各道府縣に道府縣教化團體聯合會があるが、昭和十六年度中に中央教化團體聯合會の實施せる事業の概況は左の如くである。

財團法人中央教化團體聯合會昭和十六年度事業概況

第一 構成團體の指導助成施設

一、構成團體主務者會

本會並構成團體の聯絡を緊密にし且相互の情報を交換して事業實施の圓滑を圖るため道府縣、朝鮮、臺灣各教化聯合團體主務者の協議會を開催せり

二、構成團體に事業獎勵金交付

本會構成團體たる道府縣教化聯合團體の事業を助成獎勵するたため一道三府四三縣の四十七團體に對し昭和十六年度事業獎勵金として金一萬圓を分割交付せり

三、講師派遣並輪旋

四、資料作成配布

第二 時局教化強調施設

一、軍人援護に關する講演協議會

二、軍人援護に關する教化町村視察研究會

三、大東亞戰爭勃發に際し會長聲明發表

四、國民貯蓄獎勵運動への協力

五、選挙に關する啓蒙運動への協力

六、教化史蹟の指導顯彰

昨年度紀元二千六百年記念事業の一として比較的世に知られざる先人の教化的業績並置れたる口碑傳説等を顯彰すべく、全國道府縣並構成團體長よりの推薦に基き、慎重審査中のところ六月二十六日付を以て二十八件を教化史蹟として指定し、當該市町村長宛指定書並顯彰助成金を交付せり

第三 自治振興常會指導に關する施設

一、教化町村幹部講習會

二、都市町内會指導者講習會

三、講師派遣並輪旋

四、ラジオ放送による指導

五、資料作成

第四 教化市町村施設

一、町村施設

昭和九年度より連年設定指導し來れる教化町村は紀元二千六百年を記念して各道府縣一郡一町村を目標としてその設置を勸奨し

茨城縣	稻敷郡	安中村	二二・八一
富山縣	射水郡	淺井村	二一・九二
石川縣	河北郡	川北村	二二・〇八
福井縣	今立郡	片上村	一〇・四二
福岡縣	築上郡	黒土村	一六・六七

一府二十三縣、百二十三町村を指定、本年度に於ても更に設置を勸奨したる結果、十三縣、五十八町村を指定、これにて教化町村数は全府縣にて實に三百八十五に及べり、尙設定道府縣聯合會に對しては助成金を交付せり

二、都市施設

紀元二千六百年を記念し教化町村と同一趣旨の下に模範都市の建設を目指して先づ昭和十四年度に於て四教化都市、更に昭和十五年に於ても四教化都市を指定せしが、昭和十六年度に於ては左記五市を指定せり、尙指定都市に對しては助成金を交付せり

銚子市	玉野市
沼津市	八代市
小松市	

三、共通施設

イ、御下賜金配賜

昭和十五年二月十一日輝く紀元二千六百年紀元節當日奉戴したる御下賜金の一部を全國教化市町村に對し配賜することとなり、昨年度までの指定分に對しては、昨年度これを配賜せるところなるが、その後の指定市町村九市五十六町村に對しても二月十一日分賜、同時に教化市町村民に對する本會々長の告示を發せり

ロ、部落會町内會指導に關する座談會

ハ、視察並講師指導者派遣

ニ、資料刊行

ホ、其 他

第五 調査研究施設



一、教化問題調査會

第三節 矯風事業

一 廢娼問題

(一) 娼妓、藝妓、酌婦、女給

内務省警保局調査に依れば、昭和十六年十二月末日現在に於ける我が國內地の娼妓數は三二、二九四人、同年中の遊客數は二七、五一六、七四七人であるが、翌十七年十二月末日には時局の影響と十六年末施行の勞務調整令に依る二十五歳未満の女子の從業禁止に依り二六、九〇一人に減少した。

娼妓數累年比較

(内務省警保局調)

年次	娼妓數	遊客數
昭和十五年	三五、一一〇	三〇、四八三、七三一
同 十六年	三二、二九四	二七、五一六、七四七
同 十七年	二六、九〇一	

備考 遊客數は年中の總數を掲ぐ

内務省警保局調査に依れば、昭和十六年十二月末日現在に於ける我が國內地の藝妓數は六九、〇七七人、翌十七年十二月末日現在に於ては六一、三三一人であつて年々減少を示してゐる。

藝妓數累年比較

(内務省警保局調)

年次	藝妓數
昭和十五年	七四、八八二
同 十六年	六九、〇七七
同 十七年	六一、三三一

内務省警保局調査によれば、昭和十七年十二月末日に於けるカフエー及バー女給數は五七、〇〇九人、酌婦數は五八、五九七人であり、年々著しく減少を示してゐる。

カフエー及バー女給並酌婦數

(内務省警保局調)

年次	カフエー及バー女給	酌婦數
昭和十五年	七六、九三〇	六五、二七八
同 十六年	六五、二六一	六七、六七七
同 十七年	五七、〇〇九	五八、五九七

(二) 遊廓

内務省警保局昭和十六年十二月末日現在に於れば、貸座敷免許地三二九、貸座敷營業者七、五八八人、引手茶屋四二、貸座敷雇人男三、三九〇人、女二七、六六三人である。

遊廓

(内務省警保局調)

年次	貸座敷免許地	貸座敷營業者	引手茶屋	貸座敷雇人男	貸座敷雇人女
昭和十五年	三七一	七、六七七	四二、二五四	三、三九〇	二七、六六三
同 十六年	三二九	七、五八八	四二	三、三九〇	二七、六六三

同 十七年 三六 七、〇一一 三六 一

内務省警保局昭和十六年十二月末日調によれば、内地に於ける料理屋數五五、一四八、待合茶屋三、四六六、カフエー及バー二一、一五六、藝妓置屋二一、八九七、飲食店一六九、一三九である。

料理屋、待合茶屋、カフエー及バー、藝妓置屋、飲食店

(内務省警保局調)

年次	料理屋	待合茶屋	カフエー及バー	藝妓置屋	飲食店
昭和十五年	五五、一四八	三、四六六	二一、一五六	二一、八九七	一六九、一三九
同 十六年	五五、一四八	三、四六六	二一、一五六	二一、八九七	一六九、一三九
同 十七年	五五、一四八	三、四六六	二一、一五六	二一、八九七	一六九、一三九

(三) 婦人保護施設

娼妓、藝妓等の淪落婦人に對する救済、身の上相談等に應ずる所謂婦人保護施設は、第十六回社會事業統計要覽に依れば、昭和十二年度に於て二七施設、保護人員三、一八二人、取扱件數二三、〇四二件である。

(四) 廢娼團體

廢娼團體には國民純潔同盟の外に、實笑禍防止協會、純潔協會、日本基督教婦人矯風會純潔部等の團體があるが、昭和十六年度における國民純潔同盟の事業概況左の如くである。

國民純潔同盟昭和十六年度事業概況

第八章 確保教化事業

- 一、各方面との聯絡
- 一、同志團體の結成
- 一、出張講演
- 一、パンフレットの配布
- 一、公娼廢止運動

一、廢娼實施縣及廢娼決議縣

石川縣は昭和十五年度に於て既に縣下に一名の娼妓も存在せざるに至り、事實上の廢娼縣となつて居たが、縣當局は昭和十六年八月一日正式に廢娼を發令した。又島根縣會は昭和十六年十二月八日の記念すべき日に滿場一致廢娼決議案を通過した。斯くて全國に於ける廢娼縣は十四、廢娼決議縣は二十三を算するに至つた。右の外目下廢娼實施に付準備中又は調査中と傳へらるゝ府縣あり、殊に全國に於て最も多數の娼妓を有する大阪府當局が廢娼に關する調査を開始したるが如き廢娼運動の前途を卜するに足る所事實である。尙現在の廢娼縣、廢娼決議縣は左の如くである。

廢娼縣	廢娼決議縣
群馬縣 埼玉縣 秋田縣 長崎縣 青森縣 富山縣 三重縣	群馬縣 埼玉縣 福井縣 秋田縣 福島縣 新潟縣 神奈川縣
宮崎縣 茨城縣 香川縣 愛媛縣 德島縣 鳥取縣 石川縣	長野縣 沖繩縣 山梨縣 茨城縣 岩手縣 宮崎縣 高



知縣 三重縣 愛媛縣 宮城縣 鹿兒島縣 富山縣 滋賀縣  
廣島縣 岡山縣 島根縣

一、風紀調査及風紀肅正運動

全國各地の風紀状態に就ては、政府及各地方廳の調査、新聞雜誌の報道、各地同志の調査研究等を参考とし、職員の地方出張の際には同志と共に實地調査を試み、正確なる情報を蒐集すべく努力した。尙廢娼縣の風紀調査には特に念を入れて居るが、大體に於て各地共廢娼前に比し良好であることは喜ばしい。風紀肅正に就ては全國の同志と聯絡を執り、あらゆる機會を捉へて各府縣當局と懇談協議して居るが、當局の取締は益々嚴重となり、花柳界、享樂街は前年度に比し稍沈衰の傾向にある。

一、學生風紀肅清運動

本同盟内に事務所を置く學生風紀問題懇談會は其の運動益々活潑を加へ來り、文部省、厚生省、東京府市、大政翼賛會、各學校等と終始緊密なる聯絡を執つて事業の遂行に當つた。本年度に於ては約二百名の學生に宿舍を斡旋し或は身上相談に應じた外、學生委員會、學生隣組等を結成、年數回學生招待會、宿舍講習會等を開催し又學生々活の調査を試みた。

一、性病豫防運動

本年度に於ても前年度と同じく教育運動に併行して性病豫防運動を實施したが、本年度は特に青年男女に對する啓蒙運動に力を注いだ。

尙、國民純潔同盟は時代の要求に鑑み、昭和十七年十一月

賣笑禍防止協會、純潔協會と合同して、國民純潔協會なる名稱の下に大東亞戰下純潔日本の建設に邁進することとなつた。

二 禁煙問題

喫煙の害毒豫防に就いては政府は明治三十三年三月未青年者喫煙禁止法を發布し、同法に依つて未青年者の喫煙を禁止し、これを犯したる時並に親權者又は監督者が未青年者の喫煙を抑制せざる時、及び商人が未青年者に對し自用の煙草又は器具を販賣した時は處罰を爲すこととしてゐる。内務省警保局調査によれば、昭和十六年中に於ける未青年者喫煙禁止法違反者數は六六、四九〇名であり、近年著しい増加を示してゐる。

未成年者喫煙禁止法違反

(内務省警保局調)

年別	説諭に止めたるもの	器具沒收	科料	罰金	計
昭和十五年	五、五八	六、〇元	四	四	五、六五五
同十六年	五、八九七	九、三三三	一九八	二	六、六四九〇

三 禁酒問題

(一) 未成年者飲酒禁止

未成年者の飲酒に依る害毒豫防については、未成年者飲酒禁止法が大正十一年に議會を通過し、同年四月一日より施行

せられた。本法は未成年者の酒類飲用を禁止し、親權者若くは監督者は未成年者の飲酒を制止すべく、未成年者の飲用に供することを知つて營業者が酒類を販賣又は供與することを禁じ、又未成年者が飲用する爲所有若くは所持する酒類及其の器具を沒收し、其他必要な措置を爲すことを得る。内務省警保局調によれば、昭和十六年中の未成年者飲酒禁止法違反者數は二八、四五三名で前年より増加してゐる。

未成年者飲酒禁止法違反

(内務省警保局調)

年別	説諭に止めたるもの	器具沒收	科料	計
昭和十五年	三六、七五八	四〇六	九六	二七、三三八
同十六年	二六、二二九	一五五	一九九	二六、四三三

(二) 禁酒團體

我國に於ける禁酒運動は長き歴史を有し、基督教徒に依つて初めて禁酒運動團體の成立したのは明治三十一年設立の日本禁酒同盟であつて、機關雜誌の發行、講演等を行つた。其の後禁酒團體は漸次各地に設立せられ、大正十三年に於ては全國の同團體數三六〇餘を算した。然るに世界大戰當時より歐米の國民禁酒運動に促され、我國に於ても禁酒運動が社會的、國家的問題として認められるに至り、禁酒團體が各地に擴出した。その主なるものは前記日本禁酒同盟會と同じく全國的團體たる國民禁酒同盟會であつて、大正八年十一月設立、

本部を京都に置いたが、翌九年十月日本禁酒同盟會と國民禁酒同盟會と合同して日本國民禁酒同盟と改稱した。其の外全國的な團體として日本學生排酒同盟、基督教婦人矯風會、日本少年禁酒軍、三十五歲禁酒法期成同盟、禁酒禁煙遵法運動中央委員會、日本少年禁酒團、日本醫師禁酒會、全國教育者禁酒會、日本産業禁酒協會の諸團體があり熱心に活動しつゝある。

財団法人日本國民禁酒同盟の昭和十六年度に於ける事業状況は左の如くである。

財団法人日本國民禁酒同盟昭和十六年度

事業狀況

一、第二十二回大會

昭和十六年四月五日より七日まで三日間名古屋市愛知縣商工館に於て開催、産報指導者講習會、産業青少年遵法大會を併せ舉行、戰時禁酒斷行、酒造全廢即行、生産擴充は禁酒から、國民優生の徹底、青年禁酒法制定即時貫徹を決議し、本部提出の「時局に鑑み、禁酒運動を最も急速に國民各階層に透徹せしむべき有効適切なる方策如何」並に加盟團體提出議題十一件を議し左記事項を決議す

酒の科學的性質に徴し禁酒の實績に鑑み生産擴充、食糧確保、國民優生、青少年練成等、國策遂行上の諸要請に即應し其の目的を達するため左の對策を講ずべし



- 一、戰時禁酒を徹底する爲め速に酒造許可量を全廢する事
- 二、青年禁酒法達成の爲め一切の必要なる運動を行ふ
- 三、青少年を目標とする禁酒講習會を道府縣に於て開催するやう地方長官に獻策する事
- 四、國民學校初等科教科書に未成年者飲酒禁止法の精神の徹底を図る教材を採入る事を當該官廳に陳情する事
- 五、紙芝居による宣傳を盛んならしむる事
- 六、全國同志は相謀りて各地の壯年團を禁酒化するに努力する事
- 七、婦人に禁酒教育を普及し殊に各婦人團體の禁酒化を企畫する事
- 八、佛教各宗本山が其末寺に對し禁酒の勵行の訓示を發するやう進言する事
- 九、全國同志は一齊に各地方當局に請願して翼賛會青少年團、産業報國會等の運動中に禁酒の項目を加へ之を具體化する様努むる事
- 一〇、町内會、部落會、常會等を通じて酒害知識を普及し禁酒の實踐を促進すること、本件につき政府より地方長官に訓示するやう請願する事
- 一一、以上の實行に就ては同盟の指導に基き各地の禁酒團體に於て夫々適切なる實施をなし極力効果を收むるに努むる事

本大會に於て表彰せられたる優良團體次の如し

- 一等 名古屋排酒會
  - 二等 札幌禁酒會
  - 三等 高知縣排酒聯盟
  - 二、第十回遊法運動
- 期間を四月一日より三十日までの一ヶ月として舉行す、官邊の協

力漸く見るべきものあり、厚生省豫防局衛生課は「未成年禁酒禁煙運動の意義」と題する論文を發表し、本稿は日刊新聞に掲載され、また全國教育者禁酒會より「教育ビラ第二輯」として發刊さる

- 三、鐵道禁酒化運動
- 國鐵從事員に對する巡回講演は、新潟、門司、廣島、名古屋、札幌の鐵道局管内に亘つて實施せられ、鐵道青年會の企圖せる禁酒新聞の配布と俟つて、各地に鐵道禁酒化の凱歌を挙げつゝあるが殊に新鐵管内の鐵道青年隊は全員二十五歳以下禁酒禁煙短髪を宣誓、その實踐に先驅するに到つた

- 四、第十四回安全週間
- 七月一日の興亜奉公日より七日の事變記念日までを期間とする本週間に「禁酒強調週間」となし、専用ビラ、標語ポスター、禁酒新聞特輯號等を發行し、全國に呼掛け特に工場礦山方面に主力を注ぐ

- 五、河合谷村十五周年記念
- 六月二十六日石川縣河合谷村國民學校に於て舉行せられたる同村禁酒十五周年記念式に、理事長以下全國同志代表參加し村民に感謝と激勵を贈る慰問と視察を行ふ、古屋理事は七月二日同村を再査し、日本學術振興會の事業として同村の禁酒實踐を科學的に調査することに決し、八月一日より金澤醫大上野教授等この事に當り、その調査報告によれば、出生速度表に現れたる禁酒の効果は驚くべく顯著なるものあり、人口政策確立上禁酒が偉大なる貢獻をなし居る事實を説明せり

- 六、第十八回酒なし日運動
- 大政翼賛會、大日本青少年團及び大日本産業報國會は今年新に後援團體として本運動に協力すること、なれり、九・一記念日を機に「官公吏、教職員、指導階級の率先禁酒示範」公的會合酒使「用廢止」その他を實踐せられたる旨政府及び各種團體等に建議要請す

- 七、陳情・建議
- 九月一日政府に對し理事數名戰時酒造禁止の建議をなし、引續き朝野各方面に對し之が達成促進の運動を行ひ、昭和十七年二月九日全國代議員會出席有志代表亦各當局に對し、戰時酒造禁止及び青年禁酒法制定に關する建議陳情す

- 八、隣國獲得運動
  - 九、指導者講習及協議會
  - 一〇、機關誌發行
  - 一一、巡回講演
  - 一二、青年禁酒法運動
- 九月、廿五歳同盟議會部にて運動の根本方針を樹立、同志議員と協議の結果先づ青年禁酒法案を政府案として提出せしむる運動を開始することとし、この方針に基き直に各省當局訪問班を定め、之が陳情に鋭意努力したるも、内閣更迭の結果その實現を見るを得ざりしがこの陳情運動展開の間において同志議員の結束は頗る強化せられ、期せずして院内に於ける運動主體たるべき議員團體結成の機運が醸成され、その結果十一月二十五日を以て青年禁酒

法期成議員同盟の結成を見るに至る、爾來該議員同盟によつて對政府並に對議會運動は極めて活潑に進行し加盟議員七十一名、外に賛成者十名の勢力を以て第七十九議會に臨み、請願署名總數は壹萬壹千名に達し、青年禁酒法制定が如何に時局下の切實なる國民的要請なるかを實證して餘りあり、議會内外の一體的協力により青年禁酒法案は二月十二日衆議院本會議に上程され委員附託となりしも遂に審議未了となる、請願は三月二十四日に開かれし委員會に於て審議せられ、同志代議員の非常な努力にも拘らず反對請願と共に參考送附となるに至る、尙、文部省令として學徒禁酒令を制定すべく請願が提出されしが同じく委員會に於て參考送附となる。

### 第四節 同和事業

政府は「習に基因する不合理な差別現象を根絶し、國民同和の實を擧ぐる爲明治四十年頃より吏員を派して各地の實況を調査し對策の資料を蒐むる一方、社會事業調査會に部落改善方針を語り其の答申に基き關係地方長官に通牒を發し其の實施を促し、又成績優良な部落改善團體を表彰し獎勵金を交付し、本事業功勞者を表彰して其の活動を促す等諸般の方途を講じたが、大正十二年八月二十八日內務大臣は初めて地方



應に對し訓令を發し國民相愛の實績を擧ぐるに違算なきを要望した。後再び社會事業調査會に諮問を發し昭和二年十二月「融和促進に關する施設要綱」の答申を得た。更に昭和三年四月二十九日重ねて訓令を發し、事業實施上特に留意すべき事項を掲げて遺憾なきを期せしめた。爾來前記の施設要綱と本訓令の趣旨に則り産業、經濟、教育、教化、環境改善、同和事業機關の擴充強化等各般の施設を講じた。此の間國庫豫算に付て見ると、大正九年度初めて社會事業調査及獎勵費中に部落改善費として五萬圓の計上を見たが、社會情勢の推移と共に本問題も倍々重要性を加ふるに至り、逐年増額を累ね施設の擴充強化を圖つた。然して昭和七、八、九、十の四ヶ年度間に亘り、當時連年に亘る經濟界の不況に依り疲弊せる地區民の生活安定を圖るべく地方改善應急施設が實施せられたが、本施設の實施は地區民に就勞の機會を與へ、産業の開發、環境の改善に資するところ尠からず、加ふるに所謂自力更生の氣運の勃興を見るに至つた。

政府は此の機運に際し過去に於ける地方改善施設の實績を顧み、從來の施設の擴充を圖ると共に更に必要なる施設を計畫し、茲に同和事業の積極的綜合的進展方策を樹立し、昭和十一年度以降之を實施しつゝある。支那事變勃發と共に戰時國內體制を強化し、國內の相剋摩擦を免除し、眞に舉國一致の實を擧ぐるに於て同和問題は特に重要視せらるるに至れる

を以て、新に本事業を主管することとなりたる厚生大臣は、昭和十三年四月十三日（融和記念日）地方廳に訓令し時局に處して遺憾なきを要望した。又今次事變に伴ふ物資動員の強化は皮革關係、履物表關係業者多數ある地區の生業に直接至大の影響を與へたるが、政府は一般的轉失業對策を以て自力に依る職業轉換困難なるものゝ保護を爲したるも、更に地區の實情に鑑み、昭和十三年度に於て第二豫備金より地方改善應急施設費として六拾七萬八千八百圓を支出し、轉業資金の貸付、股販産業への就職仕度金の給與、協同施設の獎勵、失業者應急救濟、職業指導豫備訓練等を實施し、昭和十四年度に於ては豫算十五萬八千八百圓を計上し、就職仕度金の給與、協同施設の獎勵、職業指導豫備訓練等を實施し地區民の生活安定に努めた。本事業は當初昭和十三、十四兩年度實施の豫定であつたが、實績に鑑み昭和十五年度より一部分を引續き實施した。即ち、昭和十五年度よりは從來の應急施設の一部の代り新に同和促進運動として之を實施し、昭和十五、六年度に夫々十一萬二千四百圓の補助費が支出された。尙地區民をして開拓國策に協力せしめ、併せて生活安定に資する爲、昭和十六年度より移住獎勵施設費四萬六千四百圓を計上して滿洲移住を獎勵しつゝある。

次に同和事業團體としては、大正十四年九月財團法人中央社會事業協會の地方改善部が廢止せられて、新に中央融和事

業協會が設立せられ、地方同和團體と相聯絡提携して同和運動を進めて來たが、昭和十年全國融和事業協議會に於て「融和事業に關する綜合的進展要綱」の決定を見、昭和十四年更に之が要綱の改訂をなして、中央融和事業協會は中央團體として名實共に府縣同和團體の聯絡統制の主要なる使命を擔ふことゝなつた。然るに昭和十二年七月支那事變勃發し、高度國防國家體制確立のため國內新體制の樹立整備の進むに隨ひ、之に即應して同和事業に於てもその新體制樹立が強く要望せらるゝに至り、昭和十五年十二月開催の全國融和團體聯合大會に促され、翌十六年一月、二月開催の全國融和事業協議會及び繼續委員會に於て遂に「融和事業新體制要綱」の決定を見ることゝなつた。而してこの要綱に基き、昭和十六年六月厚生次官通牒を以て中央、地方の同和團體の組織を整備強化せしめ、中央にては中央融和事業協會を改組して名稱を同和奉公會と改め、厚生次官を理事長とする等その内容を充實すると共に、府縣同和團體はその支部として新しき性格の下に運動を進めることゝなつた。

昭和十六年度同和事業國庫豫算は左記の如くである。

昭和十六年度 一、五〇五、四六〇圓

(内 課)

地 區 整 理 費	二七二、五七六圓
育 英 獎 勵 費	一八七、五八五圓

地方改善融和機關獎勵費	一六四、八〇〇圓
地方改善施設補助	七〇九、五二三圓
同和促進運動費補助	一一二、四〇〇圓
移住獎勵施設費補助	四六、四〇〇圓
其 他	一一、一七六圓

同和事業に對し支出したる大正九年度より昭和十六年度迄の國庫豫算總支出額は、二千百九十六萬八千八百圓の多額に達するのであるが、之等の經費は夫々關係府縣或は同和團體に配布し、又地方に於ても府縣費、市町村費其の他地元負擔等を支出し、地區整理、教育教化施設、同和機關獎勵、産業經濟施設、社會施設等に充當せられてゐるのである。

一 政府の施設

(一) 地區整理

政府は大正九年以來、府縣の地方改善施設に對して補助金を交付し來つたが、要改善地區に對しての府縣の施設のみにては充分なる効果を收め難き爲、大正十二年以來、其中施設の最も急を認められ、且つ相當多額の經費を要するもの二ヶ所を選び、之に國費を交付し、十ヶ年計畫を以て實施したのであるが、昭和七年度を以て全部の完成を見たので、更に第二次計畫として昭和八年度以降十ヶ年計畫を以て二十三



府縣二十三ヶ所を選び、整理事業実施中であつて、昭和十六年三月末日現在の状況は次の通りである。尙京都市内關係地區は同區の實情に鑑み、昭和十六年度より十ヶ年計畫を以て

地區整理事業の實施が計畫されてゐる（京都市特別區整理事業計畫については本年昭和十七年版二三八頁参照）。

資料（同和事業年鑑昭和十六年版）

第二次地方改善地區整理事業施行状況

(府縣)	(地區名)	(事業總額) (豫定年數)	(起債の) (有無)	(總經費)	(主たる事業)	(備考)
京都	京都市下京區東七條	自昭和十年	起債	四三〇、〇〇〇	道路改修、下水改修、橋梁架設	完成
大阪	泉南郡鳴瀧村	同	なし	一〇九、六〇一	同	側溝築造 實施中
神奈川	足柄下郡酒匂村酒匂字南市場山玉原字中	同	なし	(決算) 一六、〇〇一	同	基地修理、住宅改修移轉 完成
兵庫	西宮市芝地	同	起債	四二〇、五九九	道路、下水改修、地區擴張、住宅移轉改修、上水道布設、橋梁架設	實施中
群馬	群馬縣倉賀野町倉賀野	同	同	(決算) 一一、五〇〇	道路改修及新設、下水新設及改修、住宅改修	完成
奈良	奈良市東ノ坂町	同	同	一八二、一八四	道路改修、下水改修、上水道新設、住宅移轉改修	同
三重	桑名郡深谷村第四區	同	同	(決算) 一一二、八一六	道路改修、上水道新設、住宅地造成	同
愛知	海部郡津島町字初日町	同	なし	(決算) 二二、三五三	道路改修、下水改修、側溝改修	同
静岡	濱松市福地町	同	なし	(決算) 一〇、〇〇〇	道路新設改修、下水道新設改修	同
滋賀	蒲生郡武佐村大字南野	同	なし	(決算) 三三、〇〇〇	同	同
岐阜	大野郡高山町大字合崎三福寺	同	なし	二七、一八四	住宅改築、上水道新設	同
長野	上田市柳原區	自昭和十二年	起債	四〇、八〇〇	住宅改修新設、墓地移轉、共同浴場新設、道路改修、上水道敷設	完成
福井	三方郡耳村南市	同	なし	二四、〇〇〇	道路新設改修下、水道新設改修、住宅移轉改築	同
鳥取	岩美郡字倍野村大字麻生	同	なし	(決算) 二〇、二〇〇	道路、下水新設改修、住宅地造成、家屋移轉、上水道新設、公會堂、共同浴場、授産場新設	同
岡山	御津郡横井村大字宮原	同	起債	七〇、四八三	住宅地區擴張、住宅移轉改築、上水道新設改修、下水道新設改修	同
廣島	廣島市尾長町	同	同	一三九、一一五	道路、下水新設改修、住宅移轉改修、住宅地區擴張	同
山口	佐渡郡右田村渡區	同	なし	三〇、〇〇〇	道路新設改修、下水道新設改修	同
和歌山	和歌山市岡町區	同	起債	(決算) 四六、五〇四	道路改修、下水改修	同
徳島	勝浦郡小松島町字中郷	同	同	(決算) 三三、五九八	道路新設改修、下水道新設改修	同
香川	香川郡鷺田村上馬場堀角	同	起債	(決算) 五五、一〇九	道路新設改修、橋梁架設	同
愛媛	温泉郡石井村大字朝生田	同	同	(決算) 一七、二六四	道路新設改修、下水改修、住宅移轉改築	同
高知	安藝郡野根村東町	同	なし	(決算) 一〇、七〇〇	道路改修、下水改修、住宅移轉改築	同
福岡	福岡市西門通區	同	起債	四二九、四〇〇	道路新設改修、下水道新設改修	同
計	二三地區	同	同			

(二) 育英獎勵

政府は大正十二年度以降學業成績優良にして修學の資力乏

しき者に對し、國庫より學費を給し中等學校以上に就學せしむるの方途を講じてゐる。尙昭和十二年度より高等小學校修



















昭和十七年矯正院取扱状況

(司法省保護局調)

年齢	収容			復院			出			現在
	送致	出願	轉院	假退院	逃走者	捕計	假退	處分	人員	
十四歳未満	二	三	三	二	二	二	一	二	六	
十五歳未満	三	六	六	二	二	二	一	二	七	
十六歳未満	七	一三	一三	七	七	七	四	四	一〇	
十七歳未満	一五	二七	二七	一五	一五	一五	八	一	一七	
十八歳未満	一四	二六	二六	一四	一四	一四	一	一	一八	
十九歳未満	九	一三	一三	九	九	九	三	三	一三	
二十歳未満	三	一	一	三	三	三	一	一	四	
二十歳以上	一	一	一	一	一	一	一	一	二	
計	五〇	六〇	六〇	三三	三三	三三	一三	一三	六〇	

備考 本表は矯正院収容少年に關するものにして假委託を含まず、尙収容少年は男子のみにして女子なし

(四) 青少年の特別録成  
 曩に掲げた「支那事變以降に於ける保護處分に付したる少年の職業調」にも明らかなる如く、最近青少年工の間に、生活の激變、多額の收入、監督指導の不徹底などの關係から、不良行爲や犯罪に陥るものが遞増してゐるが、司法省では、この少年工不良化の傾向と、現在生産部門に占める少年工の

重大な役割とに鑑み、不良化した少年工を輔導録成して一日も早く健全な少年工に育成し、以て國家喫緊の要請たる生産増強に遺憾なからしむるため、昭和十七年八月以來全國各地の少年審判所に於て特別録成道場を開設し、不良化した少年工の特別保護録成を實施せしめて來た。即ちこれらの録成道場では、嚴格な規律の下に行的訓練を課し、放縱懶惰な生活

態度を矯正して皇國産業戰士としての心構へを鼓吹させることに努めてゐるが、保護録成を受けた少年工は、殆んど全部が健全な産業戰士に鍛へ上げられ、重要工場事業場に復歸又は進出して非常な好成績を示してゐる。

一、不良化せる勤勞青少年の早期發見及特別輔導  
 二、工場事業場に於ける特別録成の實施  
 三、道府縣及道府縣産業報國會等に於ける特別録成の實施  
 右一、二及三に付ては厚生省實施要綱第二に依ること  
 四、少年審判所及司法保護委員會の右に對する協力  
 (一) 重要な工場事業場に對しては必要に應じ道府縣又は勞務官事務所と協議の上其の輔導機關の構成員中適當なる者に少年保護司を囑託し又は司法保護委員會を命じて之を通じて工場事業場と少年審判所及司法保護委員會との連絡を緊密にし不良化せる勤勞青少年の早期發見及特別輔導の實施を促進援助すること

斯かる特別保護録成の成果に鑑み、司法省をはじめ厚生省その他關係各省の間に於て、勤勞青少年輔導の根本對策につき協議が重ねられた結果、昭和十八年一月二十日の「勤勞青少年輔導緊急對策要綱」(第七章勤勞保護事業、第三節勤勞者保護事業の勤勞青少年の輔導録成の項参照)の閣議決定となつて現はれたが、司法省では更に、右の「緊急對策要綱」に基き同省の實施要綱を左の通り決定すると共に、少年保護處分に於ける録成主義採用の戰時特別運用方針を確立し、矯正院に收容中の少年に對しても、少年報國挺身隊を結成して強度の短期録成を實施することとなり、昭和十八年一月二十七日これが實施に關し、別項の如く保護局長より各矯正院長宛に通牒が發せられた。

(二) 工場事業場又は道府縣、道府縣産業報國會等に於ける特別録成の實施に付講師の派遣、司法保護團體の特別録成道場の提供其の他必要な協力を爲すこと  
 第三、處犯及犯罪青少年工に對する輔導  
 一、少年審判制度の運用の刷新強化  
 (イ) 工場事業場は處犯少年工及犯罪少年工中前記第二の二及三に掲ぐる特別録成を施すも所期の目的を達すること困難にして少年法に基く保護處分に依るを適當とする者に付ては遺漏なく速に身上調査書を添へ少年審判所又は其の職員に對し通告の手續を執ること  
 (ロ) 少年審判所の職員をして成るべく頻繁に工場事業場を巡回せしめ少年工の保護事件の調査及審判は原則として即時且成るべく當該工場事業場内に於て迅速に之を行ふこと

「勤勞青少年輔導緊急對策要綱」に基く司法省實施要綱

第一、一般勤勞青少年に對する輔導  
 右に付ては勤勞青少年輔導緊急對策厚生省實施要綱第一に依ること  
 第二、不良化せる勤勞青少年に對する輔導

通告の手續を執ること  
 (ロ) 少年審判所の職員をして成るべく頻繁に工場事業場を巡回せしめ少年工の保護事件の調査及審判は原則として即時且成るべく當該工場事業場内に於て迅速に之を行ふこと



- (一) 工場事業場は調査及審判の敏捷圓滑なる施行に付便宜を供すること。
- 二、少年工の保護練成の適正徹底
  - (イ) 性情に依り短期間の保護練成を適當とする少年工に付ては特設の練成道場を有する少年保護團體に之を委託して短期間(概ね一月乃至三月間)充實せる練成を加へ、之を健全なる産業要員として前工場又は事業場に復歸せしむること。
  - (ロ) 不良性濃厚にして短期間の保護練成に依るも所期の目的を達し難き少年工に付ては、適當なる作業設備を有する少年保護團體又は矯正院に收容して相當長期間強度の訓練を加へ併せて生産的作業に従事せしむること。
  - 右の者改善の成績顯著なるに至りたるときは成るべく之を前工場又は事業場に復歸せしむること。
  - (ハ) 智能、性格又は身體の状況に依り特殊の處遇を必要とする者に付ては、之を特殊の少年保護團體又は特殊矯正院に收容して適當なる保護を加ふること。
  - (ニ) 軍關係少年工の輔導
    - 陸海軍部隊に屬し又は従ふ少年工中保護を要する者の輔導に付ては、其の身分を考慮し陸海軍の希望に依り前記一般工場事業場の少年工に準じ適當なる方途を講ずること。
    - (ホ) 少年保護團體及矯正院の施設を左の如く分化整備すること
      - (1) 重要地域の少年保護團體中適當なるものをして少年工短期練成に必要な練成道場を整備せしむること。

- 右の整備に付工場事業場は充分なる協力を爲すこと。
- (2) 少年保護團體の作業設備を整備せしめ少年工の長期訓練に即應せしむること。
- (8) 重要地域に於ける矯正院を急速に擴充し特に其の作業施設を整備すること。
- (4) 特殊保護を爲すべき少年保護團體及矯正院を整備すること。
- 三、虞犯及犯罪青年工の保護練成
  - (一) 犯罪青年工の産業要員としての保護練成の適正徹底を圖ること。
  - (イ) 工場事業場は起訴猶豫等の處分を受け又は罰金拘留科料の刑に處せられたる青年工中前記第二の二及三に掲ぐる特別練成を施すも所期の目的を達すること困難なる者に付ては遺漏なく速に身上調査書及保護に關する意見書を添へ司法保護委員會に通知すること。
  - (ロ) 性情に依り短期間の保護練成を適當とする犯罪青年工に付ては、司法保護團體の特設練成道場に委託して短期間(概ね一月乃至三月間)充實せる練成を加へ、之を健全なる産業要員として前工場又は事業場に復歸せしむること。
  - (ハ) 不良性濃厚にして短期間の保護練成に依るも所期の目的を達し難き犯罪青年工に付ては、適當なる作業設備を有する司法保護團體に委託して相當長期間強度の訓練を加へ併せて生産的作業に従事せしむること。
  - 右の者改善の成績顯著なるに至りたるときは成るべく之を

前工場又は事業場に復歸せしむること

(三) 青年工の保護練成に必要な施設を左の如く整備すること

- こと
  - (1) 重要地域の司法保護團體中適當なるものをして青年工の短期練成に必要な練成道場を整備せしむること。
  - 右の整備に付工場事業場は充分なる協力を爲すこと。
  - (2) 司法保護團體の施設を擴充せしめ特に其の作業設備を整備せしめ青年工の長期訓練に即應せしむること。
  - (1) 虞犯青年工に付ては、前記(一)の犯罪青年工に對する方法を準用して之れが輔導練成に努むること。
  - (三) 十八歳以上にして業務を怠り犯罪を爲す虞ある青年工及犯罪を爲したる青年工に對し少年工の場合と同じく強制的に保護訓練を爲し得べき制度の制定に付急速に研究調査を爲すること。

第四、勤勞青少年指導者に對する指導

右に付ては厚生省實施要綱第四に依ること

第五、勤勞青少年輔導組織の確立

右に付ては厚生省實施要綱第五に依ること

矯正院に於ける短期練成實施に関する件

大東亞戰爭下第二春迎へ戦力の飛躍的擴充を期すべき秋に際り矯正院に於ては早急に決定的態勢を整へ收容少年の處遇の強化を圖り之に對し嚴格なる集團的練成を施し以て極めて短期間に矯正の實を擧げ速に之を戦力増強生産部門に動員するの急務なるに鑑み各院に於ては現在在院者に對し左記に依り短期練成實施相成度此段及通

標

記

一、目標  
收容少年に對し日本精神の傳得と其の實踐發揚に力め戦時下に於ける皇國臣民道の自覺を振起し且一死殉國の氣魄を涵養し併せて國家緊急の軍事生産増強に挺身し得べき強靱なる皇國勤勞精神を練成せむとするに在ること

- 二、實施方法
  - (一) 在院者の選定
    - (イ) 成績良好にして直ちに軍需工場に動員し得るもの
    - (ロ) 成績稍良好にして練成の上軍需工場に動員し得るもの
    - (ハ) 心身の状況に依り共同訓練に適合せず且殆ど矯正の見込無きものの三に分ち(イ)及(ロ)に該當する者に對しては本練成を實施し(ハ)に該當する者は仙臺少年院其他特殊施設に收容し矯正の上別途の方法を講ずること。
  - (二) 開始期日及期間
    - 短期練成は全面的に之を二月一日より開始し(イ)に該當する者は一ヶ月、(ロ)に該當する者は二ヶ月を以て夫々練成を完遂する豫定なること。
  - (三) 組織
    - (イ) 各少年院毎に少年報國挺身隊を結成し之を班に分ち一班の人員は約五名とすること。
    - (ロ) 各院の報國挺身隊は地方の名稱を冠し「少年報國挺身隊」



關東部隊」の如くすること

- (ハ) 各部隊に屬する班には番號を附し左の如く稱呼すること  
少年報國挺身隊關東部隊第一班  
少年報國挺身隊關東部隊第二班  
少年報國挺身隊關東部隊第三班

- (ニ) 各班の班員には班員番號を附し班員番號は班の區別に拘らず一部隊を通し番號とすること(例之關東部隊第一班の班員は第一番より第五〇番迄とし第二班の班員は第五一番より第一〇〇番迄とし第三班の班員は第一〇一番より始むる如し)

- (ホ) 各班の班員には各自左胸間に部隊名、班名、班員番號及本人の姓(名を記載せず)を記載したる名札を佩用せしむること名札は横巾一寸五分、縦巾二寸の白布とすること

(四) 指導者

- (イ) 一班毎に教官一名を以て其の班の班長とし其の下に教官補導又は其の他職員(書記、作業指導員等)三名を配置し其の班の鍊成の擔任責任者とする
- 第一課長及第二課長も夫々一班を擔任せしめて其の班の班長とすること

- 第三課長は特に各班隊員の保健鍛鍊を主管する外事情に依り之を班長と爲すを得ること
- 班長は第何班班長たることを表示したる胸章を佩用すること
- (ロ) 院長は率先垂範以て各班を統率し全面的に鍊成の成績の向上を圖ること

中勤務とす

軍事教練は毎週十二時間を標準とす

- 3、體練は軍事教練を補足し敵愾忍苦の精神を養成することを目的とす

體練は銃劍術、體操、集團競技(例之蹴球、籠球等)集團

筋足、相撲等とす

- 體練は毎週九時間を標準とす(午後五時以後及日曜、祭日に行ふ時間數を含まず)
- 4 作業は流汗鍛鍊を主眼とし開墾、農耕作業並重要軍需品の製作に従事せしむることを目的とす
- 作業は毎週二十四時間を標準とす

- (ホ) 毎日午後五時より六時迄は入浴者を除き體練及軍歌演習又は號令調整等を行はしむるものとす
- 右の時間に於ては毎日成るべく若干時間銃劍術を行はしむるものとす

- (ハ) 毎日午後七時より八時迄教養集會を爲さしむるものとす
- 教養集會は朗吟、講話、ラジオ聴取、其の他適當なる教養行事を行ふものとす

- 教養集會は各寮舎に於て行ふを妨げず
- (ト) 毎日午後八時より日記を記入せしめ八時三十分之を指導者に提出せしむること
- 日記は指導者に於て檢閲加筆の上翌日之を少年に交付するものとす

- (チ) 毎日午後八時三十分より夕の行事を行ふものとす

院長は各班の鍊成成績を常に査察し其の訓練の徹底を督促すること

- (ハ) 精神講話及諸行事の指導に付ては事情に依り適當なる者に之を委嘱し又はラジオに依る講演の利用方を考慮すること

(五) 鍊成日課

短期鍊成は左の日課に依るものとすること

- (イ) 起床は毎日午前五時三十分とす

- (ロ) 毎日起床後六時迄洗面及清掃を爲さしむ

- (ハ) 毎日午前六時より七時迄皇民修練を爲さしむ

皇民修練は皇民精神の涵養と皇民性格の陶冶を目的とす

皇民修練の要目は神拜、靜座、勅語奉讀、御製御歌奉唱、禮

儀行及勤行とす、但し夜行は事情に依り行はざることを得

- (ニ) 毎日(日曜を除く)午前八時より正午迄及午後一時より午後五時迄(但し日没時の關係に依り本省の認可ありたるときは午後四時三十分迄)は皇民講話、軍事教練、體練又は作業に充つべきものとす

- 1、皇民講話は天業翼賛、臣道實踐の基礎觀念を確立し大東

亞戰爭下報國精神を鞏固ならしむることを目的とす

皇民講話は勅語並勸諭の講解、日本精神講話及時局講話とす

皇民講話は毎週三時間を標準とす

- 2、軍事教練は青少年必須の國防教育の實施と軍隊教育に必要な基礎的學科並術科を施すことを目的とす

軍事教練は敬禮、各個教練、各個機關動作、部隊教練及陣

夕の行事は神拜、靜座及齋誦等とす

- (リ) 日曜は午前九時より午後五時迄は洗濯、掃除、行軍、見學、講話、面會、通信等に充つるものとす

- (ニ) 大詔奉戴日及祝祭日には前記日課に拘らず適當なる行事を爲すことを得るものとす

(六) 施設

禮場、神殿等の施設は不取敢現存の設備を利用すること

- 三、實施に際し注意すべき事項

- (一) 少年報國挺身隊の結成に際りては嚴肅なる式を舉行し

たる所以を本鍊成の目標に照し明確に職員及少年に説示すること

- (ロ) 職員に對しては從來の職務の如何に拘らず總員を擧げて

本鍊成に全力挺身するの覺悟を固くせしむること

- (ハ) 職員に對しては自ら先達となり皇民的確信に基き嚴正且

熱誠を旨とし他面懇切の態度を失はず少年の個性を知悉し

つ能く集團的鍊成の實を發揮し常に國家の嚮ふ所に少年を志

向せしむるに力めしむること

- (ニ) 少年に對しては義勇公に奉ずるの忠誠を盡すの時機正に

到れることを痛感せしむると共に之が決行の意思を益々固く

らしむるに意を用ふること

- (ホ) 戰時下に於て少年保護制度が國家の負擔に添ひ得るや否

は一に鑿つて本鍊成の成否にあるを以て其の責任の重大なる

を銘記し其の實施に際りては聊かも遲疑逡巡することなく所

を銘記し其の實施に際りては聊かも遲疑逡巡することなく所

を銘記し其の實施に際りては聊かも遲疑逡巡することなく所

を銘記し其の實施に際りては聊かも遲疑逡巡することなく所

を銘記し其の實施に際りては聊かも遲疑逡巡することなく所

を銘記し其の實施に際りては聊かも遲疑逡巡することなく所

を銘記し其の實施に際りては聊かも遲疑逡巡することなく所

を銘記し其の實施に際りては聊かも遲疑逡巡することなく所

を銘記し其の實施に際りては聊かも遲疑逡巡することなく所

を銘記し其の實施に際りては聊かも遲疑逡巡することなく所

を銘記し其の實施に際りては聊かも遲疑逡巡することなく所

を銘記し其の實施に際りては聊かも遲疑逡巡することなく所

を銘記し其の實施に際りては聊かも遲疑逡巡することなく所

を銘記し其の實施に際りては聊かも遲疑逡巡することなく所

を銘記し其の實施に際りては聊かも遲疑逡巡することなく所

を銘記し其の實施に際りては聊かも遲疑逡巡することなく所

を銘記し其の實施に際りては聊かも遲疑逡巡することなく所

を銘記し其の實施に際りては聊かも遲疑逡巡することなく所

を銘記し其の實施に際りては聊かも遲疑逡巡することなく所







場所	施設名	備考
福岡	産業青少年特別養成第一道場	福岡市尾形原一、〇四二 野間製陶園内
福岡	第五道場	大分縣下毛郡大幡村 貞志寮内
福岡	函館和光道場	函館市船見町一三三 司法保護函館和光保護會内
福岡	皇國學生養成道場	愛知縣東春日井郡守山町 財団法人日蓮宗立正園内
名古屋	江和寮	東京都深川區平井町二ノ五 江端製作所内
東京	大島寮	東京都東區大島町五ノ二一五 株式会社丸善鐵工所内
東京	第一梅香寮	東京都蒲田區原町六 株式会社本計器精工所内
東京	忠誠寮	横濱市戸塚區戸塚町四、七八〇 株式会社日立製作所戸塚工場内
東京	自強舎	横濱市保ヶ谷區釜ヶ崎一四 (株式会社横濱ヨット工作所)
東京	三保松風寮	清水市三保三、七九七 株式会社三保造船所内
大阪	神東寮	大阪市住吉區住吉町一三三ノ一二 株式会社名村造船所内
大阪	誠之寮	大阪府大正區南船場町四二ノ一 株式会社中田造船所内
大阪	孝子寮	大阪府泉南郡多奈川村興善寺内 (川崎重工業株式会社泉州工場)
名古屋	瀬戸内寮	坂出市坂出町西濱三〇ノ一一 三井造船株式会社坂出造船所内
名古屋	名古屋造船報關寮	名古屋港區船見町 名古屋造船株式会社内
廣島	金山寮	廣島縣御調郡田島村二、五七ノ一 株式会社占部造船鐵工所因島田船渠内
廣島	岐技寮	玉野市造川二二〇 三井造船株式会社玉野造船所内
福岡	清明寮	佐賀縣西松浦郡山代町立岩四〇八ノ五 川南工業株式会社浦ノ崎造船所内
札幌	司法保護函館和光保護會	函館市船見町一三三 株式会社船隻造船鐵工所内

### 第三節 思想犯保護

昭和十一年思想犯保護觀察法制定以來同法第一條に該當する者にして思想犯保護觀察法施行令第三條の規定に基き通知及び第四條の規定に基き通知に依り全國保護觀察所に於て

昭和十八年七月末日迄に受理した總人員數は八、二一三人である。其の内思想犯保護觀察法施行令第四條乃至第七條に規定する調査の結果、保護觀察の必要なしとして保護觀察審査會の審議を求めなかつた者一、五六九人、同第八條の規定に基き保護觀察審査會の審議を求めたる者四、九九八人である。而して保護觀察審査會の審議を求めたる者四、九九八人の内、思想犯保護觀察法施行令第十一條の規定に基き保護觀察に付するの要ありと決議された者四、九八二人、保護觀察に付するの要なしと決議せられたる者一六人である。

昭和十一年より昭和十八年末日現在迄に至る間思想犯保護觀察法施行令第十二條の規定に基き保護處分に付し保護觀察所に於て保護した總人員數は五、九二一人(移送に依る保護人員を含む)にして、其の内、成績良好、成績不良(再犯)、所在不明、期間満了、死亡、應召及施行區域外への轉住等の事由に因り思想犯保護觀察法第七條の規定に基き處分を取消した者三、一八九人であつて、昭和十八年七月末日現在に於ける保護觀察人員は二、七三二人である。

保護觀察所事件處理狀況調 (自昭和十一年十一月至昭和十八年七月)

(司法省保護局調)

年度別	受理件數	審査を求めざる者	保護觀察に付すべき者	保護觀察に付せざる者	計	移送	其他	計
昭和十一年	八、二二三	一、五六九	四、九八二	一六	四、九九八	一、八三三	一	七、一六四
同十二年	三、三三九	—	—	—	—	—	—	—
同十三年	一、一九一	—	一、〇〇〇	—	一、〇〇〇	—	—	—
同十四年	九七九	—	八〇九	—	八〇九	—	—	—
同十五年	七〇四	—	五八三	—	五八三	—	—	—
同十六年	五九三	—	五〇九	—	五〇九	—	—	—
同十七年	五七九	—	五〇九	—	五〇九	—	—	—
總括	—	—	—	—	—	—	—	—



保護観察所保護處理調 (自昭和十一年十一月至昭和十八年七月)

(司法省保護局調)

年度別	人員	取消				満了	移送	死亡	その他	計	年末現在保護人員
		良	不良	所在不明	終了						
昭和十一年	5,431	1,041	1,141	1,141	105	5,144				1,598	
昭和十二年	1,002	1,141	1,141	1,141	105	5,144				1,598	
昭和十三年	1,141	1,141	1,141	1,141	105	5,144				1,598	
昭和十四年	985	1,141	1,141	1,141	105	5,144				1,598	
昭和十五年	311	1,141	1,141	1,141	105	5,144				1,598	
昭和十六年	311	1,141	1,141	1,141	105	5,144				1,598	
昭和十七年	544	1,141	1,141	1,141	105	5,144				1,598	
昭和十八年自一月至七月	544	1,141	1,141	1,141	105	5,144				1,598	

第十章 外地に於ける

社會事業

第一節 朝鮮

一 生活保護事業

(一) 一般保護事業

老幼、不具、痲疾又は重病の爲生業を営むことが出来ず、且他に頼るべき親戚故舊の無い者に對しては、恩賜賑恤資金から生ずる利子を以て大正四年度以來救恤して居る。此の恩賜賑恤資金は大正四年十一月 大正天皇御大禮に際し、賑恤

の資として下賜せられたる二十萬圓を以て大正五年一月設定せられたものである。尙昭和二年二月 大正天皇御大禮に際し慈惠救濟の資として下賜せられたる三十四萬六千二百圓及昭和三年十一月 今上天皇陛下御大禮に際し賑恤の資として下賜せられたる三十四萬六千二百圓も本資金に編入して事業の擴張を圖り以て救助の徹底を期しつゝある。本資金は毎年度利子の一部を繰入れ増殖を計つた結果現在では百二十六萬圓の多きに達してゐる。因に昭和十六年度豫算は九萬七千六百八十六圓で、昭和十五年度末現在の被救護者は一千九百六十名である。

(二) 特殊保護事業

(イ) 行旅病人及行旅死亡人取置

行旅病人及同死亡人の救護並取扱は事件發生地の府邑面長に於て行ひ、其の費用は本人又は扶養義務者をして辨償せしめ、辨償をなし得ない場合は道費(道は本費に充てる爲道税賦課額の千分の三相當額を豫算に計上する)より支出し尙不足するときは國費より支出してゐるが、昭和十五年度に於ける取扱件数は行旅病人延七萬八千二百八十八人、行旅死亡人四千五百二人、準行旅病人五十八萬七千九百八十七人である。尙行旅病人及同死亡人の救護並取扱に關しては、韓國併合の際府郡島に御下賜あらせられたる臨時恩賜金分配殘額及其の利子二十六萬三千六百五十一圓餘を基金として大正六年四月行

旅病人救護資金を設定し、同資金より生ずる利子収入を以て、事件頻發すべき主なる都會地に府邑面又は社會事業團體の設置する行旅病人救護所に對し建築設備費及事業維持費を補助してゐるが、現在救護所設置箇所は三十一箇所、昭和十五年度迄に補助した金額は、建築設備費に對し四萬二千九百二十圓、事業維持費に對し二十三萬四千九百七十七圓餘である。

(ロ) 罹災救助

天災地變等非常災害に因る罹災民救恤に就ては、從來屢々長き邊りより多額の御内帑御下賜の恩命に浴し、恐懼感激の至りであるが、併合以來昭和十六年七月迄の御下賜金は實に四十三回、五十八萬二千七百圓の多きに達してゐる。而して之等罹災者の救助施設としては次の如く行つて居る。

(1) 道罹災救助基金に依る救助

昭和十三年八月朝鮮罹災救助基金令及同令施行規則を制定し、道をして道税を増徴せしめ、之に國庫補助金を交附して各道に十箇年間に千三百萬圓を蓄積せしめ、之より生ずる利子収入と併合の際下賜せられたる臨時恩賜金三千萬圓中地方民の授産、教育及凶敷救濟の費に充つる基金として全鮮府郡島に分與せられたる金一千七百三十九萬八千圓の利子収入額の一割(罹災救助の費に充つること)となつてゐる受入金)とを合せ、罹災者に避難所設置、食料の焚出又は給與、被服の給與、傷病者の治療、死亡者の埋火葬、小屋掛、生業に必要



なる資料又は器具及學用品等の給與、運搬用具又は入夫費の支出應急救助費に充當せしめてゐる。本基金の昭和十六年度罹災救助費豫算額は二十三萬八千三百三十八圓である。

(2) 恩賜罹災救助基金に依る救助

明治天皇御大喪に際し金二十萬圓、昭憲皇太后御大喪に際し金十一萬五千圓の御下賜金あり、之に國庫補助金十萬圓を加へ、大正三年恩賜罹災救助基金を設定、朝鮮總督之を管理し、爾來朝鮮内は勿論遼瀋滿洲方面に在住する朝鮮人罹災者の救済も行ひ、特に被害甚大にして當該年度の豫算を以て救済し能はざる場合は、基金中に編入したる年々の剩餘金を繰戻して其の資に充て、優渥なる聖恩に浴せしめつゝあるが基金設定以來昭和十五年迄に支出せる總額六十五萬二千三百三圓に達し、基金現在額四十一萬五千圓にして昭和十六年度豫算額七萬七千三十九圓である。

(3) 道費及國費に依る救助

災害の程度激甚にして前記施設に依るも尙罹災者の生計を維持し難き者に對しては、諸種工事を實施して勞銀を撒布し又は副業を奨励して其の収益に依り生活の資を得せしむるを例とし、其の經費多額に上るときは、道一般經費及本府第二豫備金又は追加豫算等に依りて之に充當せしめつゝある。

(4) 義捐金の募集

被害激甚なる場合は適當なる機關(朝鮮社會事業協會を)

て行はしむるを例とす)に依り、朝鮮内は勿論内地、臺灣、滿洲方面より義捐金を募集して救済の萬全を期して居る。

(ハ) 水産漁船救済事業

朝鮮に於ける漁船数は約五萬餘隻を算し、過去十年間の統計に依れば遭難漁船は一箇年平均二千餘隻に上り、漁船總数の約五分に相當する。此の内全損漁船のみに付て之を見るに隻數一千三百餘、金額三十八萬圓に達する状態で、之等遭難漁船に對しては、其の都度國費又は道費の支出等に依つて應急的救済の措置が講ぜられて來たのであるが、災害が恒久的に繰返される爲業者の大多數を占める中小漁家の疲弊困憊甚だしく、半島水産業發展の一大障害を爲してゐるので、調査研究を重ねた結果、其の恒久的對策を樹立し、之が實行を朝鮮水産會の共同經營に移し、昭和十三年より事業を開始した。本施設に依り業者は不時の災厄の場合、當該漁船(但し不可抗力に因り全損となりたる場合)の時價に對する三分の二の救済金を交付せられ、速に之が復舊の實を擧揚することが出來、常に生業に安んじ得ること、なつた。尙本事業は漁船の使用より極めて低廉な保険料的驛金(船價に對する百分の一程度)を爲さしむる外、國費及道費よりも相當の助成金を交付してゐる。

(三) 方面事業

朝鮮に於ては既に李朝中葉以降に於て郷約と稱する方面委

員制度類似の制度があり、窮民救恤庶民徳化が行はれたが、方面委員が朝鮮に初めて設置せられたのは昭和二年である。昭和十五年末現在方面委員の置かれてゐる所は京城、仁川、開城、釜山、馬山、平壤、大邱、光州、木浦、新義州、咸興、元山の十二府及麗水、江陵の二邑で方面數四十三、方面委員數五百四人、同年中に於ける取扱件數は八萬六千四百三件である。

(四) 經濟保護事業

(イ) 住宅の供給並改善

今次支那事變の長期化に伴ひ建築用資材の入手難、建築費の昂騰等に基因する住宅供給の激減は著しく住宅の拂底を招來した。之が對策として軍需並生産力擴充計畫産業企業者には、其の勞務者住宅の建設を極力勸奨すると共に、府邑に對しては公營住宅の建設供給を促進する一方昭和十六年度に於ては朝鮮住宅營團を設置して政府保護の下に計畫的に且急速に多數の住宅を供給すること、なつた。

住宅拂底最も著しき主要都市に於ける一般住宅建築用主要資材二萬戸、三十萬坪分を確保し、又生産力擴充計畫産業其の他重要産業勞務者の爲必要とする住宅建設用資材に付ても九千戸、八萬二千坪分を確保し、同時に之が配給統制方法をも樹立して積極的に住宅の建設を圖つて居る。

公營住宅としては大正八、九年の財界好況の頃、住宅拂底

に對應して京城、木浦、大邱、釜山、新義州、清津、羅津、海州、春川、興南等の府邑に於て建設したるもの合計約七百戸あり、又今次の住宅拂底に對應して昭和十五年度中新築せるもの約一千戸、昭和十六年度計畫中のもの約一千四百戸あり、尙不良住宅(土幕)改善施設として、京城府並財團法人保險會、財團法人和光教團、向上會館に於て簡易住宅を供給しつゝある。

(ロ) 其他の福利施設

(1) 公益質屋 都會地に於ける下層民の經濟的保護施設として、昭和四年度以來京城(三箇所)、仁川、大田、群山、金州、木浦、光州、順天、大邱(二箇所)、釜山(二箇所)、海州、平壤(二箇所)、鎮南浦、新義州、元山、咸興、興南、清津、羅津の十九府邑に二十四箇所を設置し、國費より補助金を交附して之が助成指導に努めてゐる。

(2) 公益市場 食料品其他日用品を廉價に供給する目的を以て設置せられ、現在では京城、仁川、開城、大田、木浦、光州、大邱、釜山、馬山、平壤、鎮南浦、新義州、咸興、清津、羅津、海州の十六府及、蔚山、方漁津、東萊、定州、會寧、雄基、阿吾地の七邑に五十一箇所の市場を置き、其の店舗數は八千二百、一箇年の賣上高は三千百六十四萬圓餘に達してゐる。

(3) 共同宿泊所 無宿の勞働者に對して低廉にして衛生的



な宿泊所を供給し、生活の安易と産業能率の増進とを圖る爲、京城、仁川、木浦、釜山、平壤各府に於て府營の共同宿泊所を設営し、京城府に於ては和光教團にも之を附設せしめてゐる。

(4) 簡易食堂 労働者其他に對して簡易にして保衛的な食事を低廉に供給する目的を以て、釜山府に於て之を經營してゐる。

(5) 公益理髮場・公益浴場・公益洗濯場 安易に之を利用せしめんとするもので各都市に漸次普及せられつゝある。

(6) 小額生業資金 朝鮮農家の大部分を占むる小農は生業資金の融通を受くるに極めて困難を感じ、已むなく貸金業者、地主等から高歩の小口資金を借入れ、以て一時の急を凌ぎつゝある實情より、小農金融機關の必要を認め、昭和三年度から邑面をして小額生業資金貸付事業を実施せしめた。本事業は小農者に對して低利且容易に小口の資金を融通し其の生業を奨め、之を保護指導する便宜上部黨單位に三十名内外の小農を一團とし勤農共済組合を組織せしめ、組合員の指導者として一組一名宛の勤農輔導委員を置き、自らの勤勞に依つて其の生活を安定せしめんとするものである。昭和十四年度末に於ける資金總額は三百三十萬二千二百六十三圓に及び、勤農共済組合数は五千五百六十九、組合員数は十五萬四百七十人に達してゐる。

し代表者を通知事、府尹、郡守、島司とし、之れに關係職員並警察官、恩賜財團軍人援護會關係者、軍部關係者、在郷軍人、裁判所關係者、其他辯護士、醫師、金融機關及地方有力者を參與に委嘱してゐるが、既に實施されたるもの合計一七七箇所に達した。

(八) 軍人援護會

昭和十三年十一月五日恩賜金を基本として恩賜財團軍人援護會の設立を見るや、朝鮮に於ても事變勃發直後組織した帝國軍人後援會を改組して財團法人軍人援護會朝鮮本部を設立し、各道に支部を設け昭和十六年七月三十一日各軍事後援聯盟を統合し國の施設に順應して援護事業に萬遺憾なきを期してゐる。

(九) 傷痍軍人會

傷痍軍人をして相互の親睦を致し、修養陶冶を勵み、品位の向上を助めしむる爲、内地に呼應して大日本傷痍軍人會朝鮮支部を設置し、主要なる道に道聯合分會、府郡に府郡分會を設置し、以て國の傷痍軍人保護對策と相表裏し、傷痍軍人自らの團體に非ざれば達し得ざる分野に於て其の設立趣旨の達成を期してゐる。

(一〇) 歸郷軍人の援護

入營、應召者の職業保障に付ては全鮮の該雇傭主に對し、入營者職業保障法の勵行を懇懇すると共に本法に該當せざる

二 軍人援護事業

從來朝鮮に於ける軍人援護事業の對象は極めて尠く、昭和十一年度の扶助戸数は僅かに九戸、人員數二十九人、扶助年額一千九百十四圓に過ぎぬ状態であつたが、支那事變勃發以來、多數の應召者を見るに及び、是等の家族中には扶助を要する者尠からず、尙事變に伴ひ多數の傷痍軍人並に戦傷病死軍人を生じ、其の遺家族數も漸次増加するに至つたもので本府は極力内地の諸軍人援護方策に呼應して各種の優遇保護の方策を講じ、本事業の遂行に萬遺憾なきを期してゐる。

(一) 一般軍人援護

(イ) 軍事扶助

入營、應召軍人の家族に付てはその生活狀況を調査し、生活困難なる者に對しては、直ちに軍事扶助法を適用し、又軍事扶助法には該當しないが事實扶助の必要ある者、及軍事扶助法の適用を受くるも猶生活困難なる者には、軍事援護團體と協力して扶助費又は補給費を支給して扶助援護に努めて居る。

(ロ) 軍事援護相談所

傷痍軍人並に出征又は應召軍人遺家族の事業經營維持、紛議の調停其他身上及家事全般に關する相談指導に當るため必要に應じ、道、府、郡、島中必要なる箇所に相談所を設置

雇傭主に對しても、本法令の精神に則り入營應召者たる被傭者が除除せる場合は努めて原職に復歸せしむるやう輔導して居る。其の他の歸郷軍人に對しても軍部と連絡して就職の斡旋に努め、又入營應召軍人遺家族に對しては就職の斡旋、生業の輔導等に努めて居る。是等軍人遺家族の職業と其の保護に萬全を期する爲め、道及主要府郡に専任職員を配置し、輔導斡旋の任に當らしめてゐる。

(三) 傷痍軍人の援護

傷痍軍人に對しては、官民擧つて感謝の至情を致し、是等勇士が再起奉公克く國民の儀表たる本分を盡すに遺憾なきを期する爲各種の保護對策を講じてゐる。

醫療保護としては結核胸膜炎患者の爲に療養所を設置せる外、官公私立或は温泉旅館等に委託して療養せしめ、自宅に於て醫療を希望する者に對しては居宅醫療の方途を講じ、日常生活の不自由を軽減する爲介護用具を給與してゐる。職業保護としては高度の職業再教育を要する者に對しては内地の施設に委託し、比較的輕度の者は、鮮内の學校、會社、工場試験場等に委託し、職業再教育の爲、又は教育志望の爲大學、專門學校、師範學校、中等學校等に入學したる者並に失明傷痍軍人教育所に入所する者に對しては、所要旅費及學費を給與し、傷痍軍人を雇傭し、又は職業再教育の爲め委託を受け、作業設備の改善を要する者に對しては、作業設備改善



費の補助を爲し、尙右各種保護の圓滿なる遂行を期する爲主要府に傷痍軍人指導囑託を配置し之が援護の完備を期してゐる。

(四) 遺族 援護

軍人軍属の遺兒並に傷痍軍人の子弟にして、學費乏しきため學校教育を受くること能はざる者に對しては、中等學校、高等小學校、實業補習學校等夫々其の實狀に即し、一定の學費を給與して勉學の途を講じつゝあり、又小學校、高等小學校等を卒業し、上級の學校に入學すること能はざる者に對しては店員、職人等の徒弟として之が職業輔導をなすことに努めて居る。

出征應召軍人の遺家族の保護については、遺家族をして自立自營以て榮譽ある家門の矜持を保たしむる爲授職輔導の途を講じ、教員、産婆、看護婦、タイピスト等の養成を爲し、又主要地には授産場、託兒所を設け收容保護の要ある者の爲に住宅を建築してゐる。尙遺家族の職業、育兒其の他身上並に家事萬般に關する良き相談相手たらしむべく、遺家族指導囑託を主要地に設置する等、遺家族保護の萬全を期して居る。

(五) 教化 指

皇國に報じたる軍人並に其の遺家族に對しては、一般國民をして永く感謝優遇の念を昂揚持續せしむため軍人並に軍人遺家族に對する感謝慰問行事を行ふの外、修養、研究、講演

等の各種會を開き、又戰歿當時の狀況を調査し、重要な郷土資料として國民の教化に努めつゝある。其の他傷痍軍人、歸郷軍人並に軍人遺家族に對しては、之が優遇保護に付最善の努力を拂ふと共に、一面に於ては常に相互修養を勧め國家の恩遇に忝れず、益々模範國民たるの信念を涵養して永く其の名譽と矜持とを保持せしむるやう教養に努むると共に、一方一般に對し或は講演、映畫、座談會、ホスター、パンフレット等に依り極力時局認識の徹底に努めてゐる。

三 保健並醫療保護事業

(一) 一般保健並醫療保護

(イ) 醫師、齒科醫師、助産師

僻地に於ては醫師の分布尙稀薄であつて、昭和十五年十二月末に於ては其の總數僅に三千六百三十三名に過ぎず、これを人口に對比すれば醫師一名に付人口約七千七十九名に當り、しかも其の多數は都會地に集中して居るので朝鮮人の大部分は在來の醫業者ある醫生の診療に依たなければならぬ。之が爲京城醫學專門學校に於て醫師を養成する外、大正十二年にセブランス醫學專門學校を指定し、更に毎年二回醫師試験を施行して銳意之が普及を圖り、同十三年五月京城帝國大學に醫學部を設置し更に昭和五年三月慶尙北道立大邱醫學講習所及平安南道立平壤醫學講習所(昭和八年三月何れも醫學專門學校に昇格)

救養を行はしめつゝある。

藥劑師は他の醫療機關に比し遙に少數である。そこで藥劑商を許可し、藥品供給の圓滑を圖つたが、藥品の知識乏しく危険少くないので、大正五年に藥劑師試験規則を發布し、同十四年に朝鮮藥學校を指定し、更に昭和五年九月京城藥學專門學校を指定し、以て藥劑師の養成普及に努めつゝある。同十五年十二月末調査に於ける藥劑師の數は僅に五九八名に過ぎない。

(ロ) 産婆、看護婦、種痘施衛生

從來朝鮮人は一般に分娩に際して他人の介添を嫌忌した爲め朝鮮人にして産婆を業とする者は無かつたが、近時漸く其の效用を認むるやうになつて來た。そこで京城帝國大學醫學部附屬醫院及大邱、平壤、咸興の道立醫院、鐵道醫院等に於て之が養成を爲す外、大正十三年九月セブランス聯合醫學專門學校附屬醫院産婆看護婦養成所を、昭和七年三月釜山府立病院附設産婆看護婦養成所産婆科を指定すると共に、各道に於て産婆試験を行ひ以て其の増加を圖りつゝある。

醫師、醫院の増加に伴ひ看護婦の需要も漸次増加して來た。そこで大正十一年五月看護婦規則を制定し、産婆と共に前記各醫院及官公私立病院に於て之を養成する外、各道に於て試験を施行し之が増加普及を圖つてゐる。

種痘普及の爲、明治三十二年各道に種痘講習員を設置し、

を指定した。齒科醫師は昭和十五年十二月末に於て全鮮を通じ其の數僅に九百十五名を算するに過ぎない。依つて入齒營業者を許可して之が不足を補充しつゝあるが、同營業者は専ら技工に従事し醫術の素養無き爲め大正十年六月齒科醫師試験規則を發布し、同十四年二月京城齒科醫學學校(昭和五年一月專門學校)を指定し、極力優良なる齒科醫師の充實普及に努めつゝあるが一般醫師及齒科醫師の普及は容易ならざる状態であるから、邊陲地に於ては醫術及齒科醫術の經歷を有する者に地域及期間を限つて醫業又は入齒營業を免許してゐる。都市では内地人移住の増加に伴ひ漸次醫療機關も充實するが、僻地に於ける醫療は道立醫院の巡廻診療の外、大正三年四月公醫制度を布いて全鮮に百三十七名の醫師を配置し、主として民間診療を爲さしむると共に、各官廳の衛生事務に従事せしむることとした。この公醫は昭和十五年定員百八十三名であるが昭和十六年更に四十三人増員したが將來倍増加の必要がある。

醫生に二種あり、一は大正二年十一月發布の醫生規則に依り、朝鮮人にして本則發布前二年以上醫業を免許したる者に對して永久に醫術の開業を免許したる者、一は醫生に就き三年以上醫業を修得したる者に對し、地域を定め五年以内の期限を付して其の開業を免許せる者である。醫生は今猶ほ朝鮮に於ける重要な醫療機關であるから公醫を教師として醫術の



其の素養ある朝鮮人には男女を通じて之を認許したが、古來朝鮮婦人は男子に近接するを忌むを以て、内地人に對しては特に婦人にのみ許すこととした。尙大正十二年朝鮮種痘令公布に伴つて從來の種痘認許員を種痘衛生と改めた。

(八) 醫療機關

昭和十四年十二月末に於ける病院數は一六一である。

(九) 救療機關

本府の施設としては、全羅南道小鹿島に癩療養所(小鹿島更生園)があり、道の施設としては各道廳所在地(京畿道、慶尙南道を除く)及仁川、開城、水原、利川、安城、忠州、公州、洪城、群山、南原、順天、濟州、安東、金泉、晋州、馬山、沙里院、鎮南浦、安州、義州、楚山、江界、江陵、鐵原、長蘆、三陟、元山、惠山鎮、北青、城津、會寧の各地に道立醫院を設けて救療をなしてゐる。

イ、診療の成績 道立醫院に於ける診療患者は各醫院を通じて昭和十四年度に患者總數延二百二十二萬二千五百五十六人、之が治療日數は延三百三十四萬六千七百九十九日を算した。治療費の負擔に堪へない窮民に對しては施療患者として無料診療を行つてゐるが、前記の中施療患者は延人員十一萬二千三百一人、此の療日數は十九萬二千九百七十七日である。

ロ、助産婦、看護婦養成 京城帝國大學醫學部附屬醫院、京城醫學專門學校附屬醫院、仁川、大田、光州、大邱、晋

州、平壤、春川、咸興及羅南道立醫院に於ては内鮮人助産婦看護婦を養成してゐる。養成所の入學資格は小學校卒業程度とし、教育期間は二箇年で教育期間中は毎月十八圓程度の手當を支給して居る。

ハ、恩賜記念救療施設 昭和七年八月、不況に苦しむ朝鮮民衆救療の資として爾後三箇年間毎年七萬五千圓の御内帑金を御下賜あらせらるゝ旨の御沙汰を拜したので、昭和七年度に於ては右御下賜金に國費八萬一千二百四十七圓を加へ計十五萬六千二百四十七圓を以て救療計畫を樹立し、同年十月より窮民の救療を實施した各道及府邑面に於ても、亦本府の計畫に順應して夫々地方の實情に應じて適切なる救療を實施して居る。

本救療施設は朝鮮全道を對象とし、醫療機關を缺く地方二千百十二面に對して當初各面二箇宛四千二百二十四箇の救療箱を配置し、更に昭和十二年度には各面二箇宛四千二百二十四箇を増置して其の充實を圖り、而して其の内容藥品は毎年更新補充を爲すこととした。又醫療機關の設備ある地方に對しては診療券を配布して官公立病院及開業醫に付診療を受けしめ、尙右救療箱及診療券にて治療することの出来ない重症患者に對しては特に入院料を交附して徹底的に治療せしめてゐる。

本施設の經費は昭和七年度から同九年度迄は毎年度十五萬

六千二百四十七圓であつたが、十年度からは全額を國庫より支出して十一萬圓となし、昭和十五年度に四萬圓を増額し十五萬圓とした。昭和十四年度救療延人員は三百七萬九百三十四人で、此の恩澤に浴した窮民は勿論のこと一般民衆に於ても齊しく、聖恩の鴻大なるに感激してゐる。

(ホ) 簡易保險診療所

簡易生命保險加入者の健康の保護増進を圖ると共に、一面事業の堅實なる發展を期する爲、京城外二十二箇所に簡易保險診療所を設置して、專屬醫師に依り無料又は輕費を以て醫療奉仕をして居るが、尙診療所の設置なき地方の被保險者の爲に巡回診療を爲す外書面健康相談の取扱をも爲して居る。昭和十五年度中に於ける取扱狀況は診療所利用者數三五〇、七八九人、書面相談者數三〇一人、巡回診療利用者數二一、一九八人である。

(ニ) 特殊保健並醫療保護

(イ) 結核

本府の豫防に關しては、大正七年結核豫防に關する府令を發布し、病毒傳播防止の取締を爲しつゝあるが、昭和十一年四月朝鮮結核豫防協會を設立し、更に各道に於ても夫々道結核豫防協會を設立し、一般社會に對する結核豫防思想の普及啓發等、社會事情に適應した豫防對策を講じつゝありし處畏くも、皇后陛下に於かせられては國內に於ける結核蔓延の現

狀に御憂慮あらせられ昭和十四年四月二十八日內閣總理大臣を召させられ結核豫防に關する優渥なる令旨を賜り且結核の豫防並に治療に關する施設の資として多額の御内帑金を下賜あらせられたるを以て、政府に於ては御意旨を奉體し財團法人結核豫防會を設立し之を内地外地に亘る中央團體として結核豫防上必要な諸事業を行ふこととなり五月二十二日其の設立を見總裁には畏くも、秩父宮妃殿下を奉戴するの光榮に浴した。而して同會は朝鮮、臺灣に之が地方本部を置き道府縣に其の支部を設置することとなつたので、朝鮮に於ても財團法人結核豫防會朝鮮地方本部を設立し、各道に其の支部を置き、該事業を支援、補充して朝鮮の結核豫防並に治療に關する事業を行ひ、政府の施設と相俟て結核豫防の目的の下に左の事業を遂行するものである。

- (一) 結核豫防對策の調査研究
- (二) 結核豫防思想の普及
- (三) 結核豫防實生の指導
- (四) 結核豫防模範地區の設定
- (五) 結核豫防並に治療に關する諸事業の助成
- (六) 財團法人結核豫防會の事業の支援
- (七) 其他本部の目的達成に必要な事項

(ロ) 癩

癩患者は昭和十三年十二月末調査の結果に依れば其の數一



萬四千二百二十五人を算してゐる。而して之が醫療機關としては全羅南道小島島に官立癩療養所一あり、大邱、釜山及全羅南道麗水の三箇所外國人の經營する私立癩療養所がある。官立癩療養所たる小島島更生園は五千七百八十三人の患者を收容し、私立癩療養所では大邱癩病院に六百六十九人、釜山相愛園に六百十一人、麗水の愛養園に七百人の收容をしてゐる。此等私立癩療養所に對しては國庫より補助を與へ、又私立癩療養所の所在地附近に各地より娼集して、癩部落を形成し、相助會を設けてゐる患者に對しても本府製造に係る治療薬を無料給付してゐる。

(ハ) 麻薬中毒

明治四十五年三月藥品及藥品營業取締令を公布し、藥劑師製藥者、藥種商、賣藥業者等の各業務範圍を限定し、毒藥劑藥の販賣授與に嚴重な制限を加へ、殊に阿片煙の密輸入、不正販賣、吸煙に關しては朝鮮刑事令の規定に依つて之を取締つた。然るに歐洲戰亂以後阿片等の價格暴騰に因り、平安北道及咸鏡北道に於て阿片の製造を爲す者が續出したので、大正八年六月朝鮮阿片取締令を公布し、粟粟の栽培を制限し、生産阿片は政府に收納して賠償金を交付し、同時に醫藥用阿片及製藥用阿片は政府の專賣として賣下又は交付する規定を設け、其の販賣授與に付ても亦取締を嚴重にしたので、朝鮮刑事令の勸行と相俟つて阿片煙の吸飲は全く其の跡を絶つた。

至つた。然しながら之と共にモルヒネ類の注射服用を以て阿片烟吸飲に代へ、其の害阿片に劣らざるものがあるので、之を防止するの必要と共に國際阿片條約を履行する爲、同九年十二月モルヒネ、コカイン及其の鹽類取締に關する府令を公布して麻藥類の輸入を制限し、且鮮内に於ける製造販賣に付ても亦嚴重なる取締を加へ同十二年及十五年の兩年に亘り右府令を改正し、如何なる者も此種藥品の購入に際しては警察署の身分證明又は認證を必要とし、右手續なき者に對しては一切其の所有所持を禁止した。然しながら麻藥類の密賣及濫用其の跡を絶たなかつたので、製藥用阿片の賣下を廢止し、昭和五年三月より專賣局に於て鹽類モルヒネ及鹽酸チアセチールモルヒネを製造賣下することとし、以て麻藥類の取締を一層嚴にした。更に昭和十年四月朝鮮麻藥取締令を制定し取締の完備を期しつゝある。

其の他賣藥検査規程を定め、又大正二年七月藥品巡視規則を施行して漸次藥品及賣藥の精良を期し、併せて一般賣藥者に對する取締を勵行しつゝある。

(ニ) 傳染病

韓國併合以來傳染病豫防令其の他諸種の法令を發布し海港検査所をも設置して、豫防處置を講じたが、大正十三年傳染病豫防令を改正し指定病數を十種とし、疑似症及病原體保有者の措置に關する規程を完備し、昭和三年六月一日より傳染

病豫防令施行規則を改正實施すると共に、各般の施設改善及取締の勵行に努めてゐる。尙昭和十五年六月再歸熱を指定し傳染病豫防令を適用することとした。

コレラ 鮮内に侵入するコレラは主として其の淵源を上海地方に發し、一は内地諸港を一は滿洲を経て侵入するものであるから、本府は例年コレラ患者上海に發生せし時を以て第一期とし沿海及國境地方民に豫防注射を實施すると共に、海港検査の嚴行に努めて居る。尙コレラ豫防宣傳の爲、大正十年以來活動寫眞フィルムを作成し、各道に配付すると共に海外に於けるコレラ狀況の周知に努め、一般民衆の警戒心を喚起せしむる等深甚の考慮を拂つてゐる。一面痘瘡豫防宣傳フィルムを調製して各道に配付し、大いに之が宣傳に努めた結果、漸次患者の減少を見た。しかし今尙ほ往々滿洲地方より病毒侵襲し、各地に流行する事例もあるから、種痘徹底を期し防疫の最善を盡してゐる。

赤痢 腸チブス 本病は到る處に四季を通じて小流行を起す有様であるから、之が豫防宣傳の映寫並に衛生講話、講話ポスターの配布等凡有方法に依り、民衆思想の啓發に努めると共に飲料水の改善、便所下水の改良、豫防注射の無料實施に意を用ひてゐるが、大正十三年豫防令の一部を改正して菌保有者に對する制限を設け、特に菌保有者の検査に努めてゐる。又近時徑口免疫法の研究發達に伴ひ、本府は昭和七年以

來赤痢チブス等の豫防内服薬を製造して、之を一般に有償頒布し、事前豫防上良好なる成績を収めて居る。

海港検査 海港検査は警察官署の管掌に屬し、鮮外より來る船舶に對して之を行ふもので、現在之を行ふ港は仁川 群山 木浦 釜山 鎮南浦 龍岩浦 新義州 元山 城津 清津 雄基 羅津 多爾島及海州の十四港である。

痘瘡 痘苗は本府獸疫血清製造所に於て之を製造してゐるが府邑及警察官署に於て施行する種痘用を無料とし、京城帝國大學附屬醫院、道立醫院、藥劑師、藥種商の請求に依り賣下ぐるものは定價の二割減である。又滿洲・間島は地域相接し同地に於ける種痘の疎密は直に朝鮮に影響すべきを以て同地の公種痘に對しては特に無料配布を爲してゐる。

痘瘡は古來一般朝鮮人間に免るべからざるものと信ぜられて居たので、種痘施行に對して之を避忌する狀況であつた。因つて大正十二年朝鮮種痘令を公布して其の強行に努め、一面痘瘡豫防宣傳フィルムを調製して各道に配布し、大いに之が宣傳に努めた結果、漸次患者の減少を見た。しかし今尙ほ往々滿洲地方より病毒侵襲し、各地に流行する事例もあるから、種痘徹底を期し防疫の最善を盡してゐる。

(ホ) 地方病

朝鮮に於ける地方病は肺チストマ、十二指腸蟲、マラリヤ等である。肺チストマは大正十一年より十二年に亘り各道をし



て本病の分布其の他の基本調査をなさしめた結果、一般朝鮮人の嗜好するモクツ蟹、ザリ蟹等の生食に起因する事を證明したので、之が豫防の爲本病の感染経路を示した映畫を作製して各道に配付し、其の他豫防宣傳講話會等を開催して民衆の自覺喚起に努め、又大正十三年六月モクツ蟹ザリ蟹の採取及授受禁止に關する府令を發布し之が取締を嚴にし、一面罹病者の治療方法を講じて來た。處が此等蟹類は之を火食すれば感染の虞がないばかりでなく、農村疲弊の折柄相當食用ともなり、經濟的價值も少くないので、昭和九年八月限り該府令を廢止して其の取締方法を通知事に委し地方の實情に即せしむると同時に蟹類火食の風習を馴致する方策を採つて居る。

十二指腸及マラリアは各地に散在して居るので、民衆の衛生思想を啓發して自衛心の喚起を促し豫防治療の誘致に努めてゐる。

#### 四 兒童保護事業

現在朝鮮に於て實施されつゝあるものに育兒、感化、特殊教育、妊産婦保護、兒童健康相談、託兒、母子保護等がある。

##### (一) 育兒事業

孤兒の救養をなすものに國立の濟生院養育部がある。乳幼兒は總て里預けとし、其の兒童の身心の事情と委託家族の状況とを考慮して滿十二歳まで預け置き、普通教育を修了せし

め個性に適應する職業を授けることを原則としてゐる。都内收容兒は八歳以上のもので、都内に施設してある四學年制度の普通科に入れ、修了した者は更に實習科に入れて附屬農場で農業を實習せしめ、將來忠良な自活の農民を養成することを目指してゐる。然し特殊の事情ある者は徒弟其他の職業を修得せしめてゐる。昭和十六年四月一日現在收容兒童は總數二百九十七名である。

尙私設の育兒施設は、昭和十五年末に於て三十二箇所、收容兒童數一千九百一十一名であり、本府は此等に對し補助金を交附してゐる。

##### (二) 少年教護

不良性を帯ぶる年少者を收容して之に感化教育を施す機關に永興學院と木浦學院とがある。永興學院は大正十二年十月一日木浦學院は昭和十三年十月一日の開設に係り、昭和十六年四月一日現在の收容兒は前者百二十七名、後者五十四名である。學科は普通學校程度の學科を課する外、農業、漁業、大工及裁縫の資料教授を施し以て將來自活の途を與ふる様努めてゐる。

右の外私設として明進舎(京城)、金州少年保育、大邱警察署少年保護所、新義州育英會、赤崎學園(釜山)、百世塾(海州)、釜山勤勞學園、平壤更生園、仁川更生館がある。昭和十五年末收容人員三百五十三名である。

#### (三) 異常兒童保護

盲啞者の教育機關として京城に濟生院盲啞部がある。普通教育の外、盲生には鍼灸及按摩を、啞生には洋服裁縫及鍼力細工を教へてゐる。昭和十五年四月一日末現在生徒は二百四十八名である。尙私設のものに平壤私立盲啞學校がある。

##### (四) 其他

其他兒童保護施設として妊産婦保護施設五箇所、兒童健康相談所六箇所、託兒所十一箇所、母子保護施設三箇所がある。

#### 五 勤勞保護事業

##### (一) 勞務配置統制

畿近西北鮮地方に於ては、鐵道、河川、道路、港灣等大規模なる土木工事の勃興に依り日傭勞働者の需要激増の趨勢に在るが、由來同地方は人口稀薄の爲に勞働者の不足を告げ滿支人勞働者の使役を餘儀なくせられつゝあり、一方南鮮地方は人口稠密にして窮民多く内地渡航者は逐年多きに上り、勞働者の需給調節上面白からざる現象を呈するので、本府は之が對策の一端として昭和二年以降就職の爲旅行する勞働者の汽車汽船運賃割引を實施し、之に依り其の移動を容易ならしめ、又釜山に渡航保護事務所を設けて職員を駐在せしめ、漫然内地渡航勞働者を朝鮮内に於ける勞務需要先に紹介就職せ

しむる外、昭和九年三月以來大量的に南鮮過剩勞働者を西北鮮地方勞働需要先に移動紹介し、以て之が需給調節を爲し來つたのである。處が今次の事變を契機として金及重要礦物の増産計畫を始め、幾多國策的事業の急進に依り、勞力の需要は一段の急増を來し、加ふるに昭和十四年度以降勞務動員實施計畫の設定に伴ひ内地に於ける時局産業に對し朝鮮人勞働者の集團的供出を餘儀なくせられ之が爲年々多數の朝鮮人勞働者の内地移住を見るに至る等の鮮内全面的に勞働者の排底を見んとし從來に比し勞務者の充足に可成困難を伴ふに至つた。而して昭和十五年中總督府に於て直接斡旋せる勞働者數は六萬人を超へ尙各道に於て斡旋したものも多數に上つてゐる。

尙時局の推移に伴ひ勞務需給調整の緊要性が愈加重されるに至つたので、昭和十四年七月國民職業能力申告令の施行を見たるを始めとし相次いで國家總動員法の發動に基き各種勞務關係法令が急進せられた。即ち現在施行中のものは賃金統制令、工場就業時間制限令、工場事業場技能者養成令、從業者移動防止制限令、國民徵用令、青少年雇入制限令であつて更に新事態に對應し昭和十六年中に於ては國民勤勞報國令、勤勞調停令及青壯年國民登錄制等の強行法令が實施せらるゝこととなつて居る。而して右國民總動員の發動に相呼應して昭和十五年一月勞務調整の基礎法規たる朝鮮職業紹介令を實



施し勞務の國家的配置を企圖すると共に職業紹介機關の擴充強化を圖り昭和十四年度に於て京城、大邱、釜山、平壤、新義州及咸興の各公營職業紹介所を國營に移管し、昭和十五年度に大田、光州、清津に國營職業紹介所を新設した。尙昭和十六年度に於ては金州、清州、海州にも新設の豫定である。

(二) 勤勞者保護

近時朝鮮に於ける工・鑛業は飛躍的發達を來し、各種産業勞働者の數も急激に増加した。然し是等勞働者の保護制度としては、現在朝鮮鑛夫勞務扶助規則(昭和十三年)及朝鮮船員保險法施行規則(昭和十五年)の二制度あるのみで、朝鮮産業の健全性保持の上から勞働保護の制度の全面的確立は今後に期待せらるゝ所大なるものがある。

而して政府の雇傭する職工、鑛夫、其の他の傭人等に付ては、傭人扶助令(大正七年)に依り傷病扶助の途があり、又特別制度として官業に従事する現業員に對しては、朝鮮總督府逓信官署共濟組合(大正九年)朝鮮總督府鐵道局現業員共濟組合(大正十四年)及朝鮮總督府專賣局現業員共濟組合(大正十一年)等があり、各組合員の相互共濟が行はれてゐる。

勞働爭議は一時社會主義者の煽動に依る階級的色彩を帯び頻發を見たが、官憲に於て主義者の熾滅に努めたと滿洲事變以來其の轉向を見たことに依り、此種爭議は殆んど其の跡

を絶つに至つた。又單なる勞働條件の改善、主として賃金値上の要求又は賃金値下の反對運動の爭議も漸次其の數を減じつゝある。而して朝鮮に於ては勞働爭議に關しては單に行政手段に依り之が調停解決を圖つて居り、内地の勞働爭議調停法の如き制度の實施を見てゐない。

六 社會教化事業

國民精神の作興、國民精神の作興は半島に於ける社會教化上の根本基礎を爲すもので、毎年十一月十日を中心に國民精神作興週間を定め講演・講習・印刷物・映畫・運動競技等諸般の施設に依り之に努めて居る。

愛國日の制定實施 神社神祠の參拜、國旗掲揚等の行事を強化普及することは皇國精神の涵養、内鮮一體の具現に資する所尠くないから、各學校に於て實施中の愛國日の内容を充實して一般民衆に及ぼすこととし、昭和十四年九月より毎月一日之を施行することに統一し、興亞奉公日として實行して居る。

「皇國臣民ノ誓詞」の普及 國家意識の昂揚、國體觀念の明確に資するため「皇國臣民ノ誓詞」を制定し、學校の兒童・生徒・學生を始め官公署・銀行・會社・工場・商店・其の他の諸團體に於ける各種會合の際之を齊唱せしめて居る。

皇國臣民體操の普及 古來日本精神の根帯を培つた武道の

型を體操化して、心身を鍛鍊し皇國臣民たるの信念體得に資せしむる爲皇國臣民體操を制定し全鮮各學校・青年團・青年訓練所及各官公署團體其の他一般民衆に至る迄汎く普及徹底を圖つてゐる。

國語普及 一般民衆に可及的國語普及及獎勵を圖るため、昭和十三年度より「國語教本」を編纂配付すると共に講習會經費の補助をなし講習會を行はしめた。實施初年たる昭和十三年度の講習會開設數三千餘箇所教本配付數三十萬にして實施計畫の約三倍に達したが爾來民衆の自覺と各種教化團體の活動に依り年々増加の一途を辿る好成績を示して居る。而して昭和十六年度に於て青年團改組せらるゝに伴ひ今後は青年隊中心に國語講習會を開催せしめ青年層の實踐的推進力に俟つて急速に所期の目的達成を期せんとして居る。

儀禮準則の制定 冠婚葬祭の儀禮は動もすれば徒に形式の末節に拘泥し、生活改善上遺憾の點尠からざるに鑑み、最も弊害の甚しき婚葬祭の三禮につき之が準則を制定し、昭和九年之を一般に發表して朝鮮の風習改善方針を指示すると共に之が趣旨の普及實行の徹底に努めて居る。

勤勞報國運動 勤勞を通じて忍苦鍛鍊、犧牲奉公の精神を涵養すると共に共同一致的集團訓練を施し以て國民總訓練に資するため、昭和十三年七月七日支那事變記念日を起點として、本運動を起したのであるが、今や官公署は勿論青年團其

の他の各種團體、部落等に勤勞奉仕隊の組織せられざるものなきに至つた。又昭和十四年度より興亞青年勤勞報國隊を滿洲に派遣し滿洲建設に寄與すると共に、之を通じて日滿一如、興亞の大精神を體得せしめて居るが、其の歸還後は國民總力朝鮮聯盟推進隊員として活躍して居る。

婦人教養事業 家庭教育、生活改善より延いて一般社會教化上、婦人の力に依つもの大なるに拘らず、朝鮮に於ける中年以上の婦人は概して此の方面に關心を有せず、勤勞の美風を缺き、殊に屋外勞働を嫌忌する風があるので、模範部落其他中心人物ある地域より先づ婦人會、母姊會等を起し之に對し夜學、野外勞働の獎勵等を行ひ以て可及的之等教養上の施設を助成することとし、毎年補助金を交付して着々實績を收めてゐる。

社會教化功績者の表彰 永年社會教化事業に盡し其の功績顯著にして他の模範とするに足る者を各道より一人宛推薦せしめ表彰狀並に表彰金を授與して斯道の獎勵を行ひ、其の業績は之を官報新聞等に掲載して一般に周知せしめ、以て社會教化振興の一助として居る。

中堅青年修練所 本所は半島の將來を擔ひ興亞維新の一翼を成すべき半島青年の皇國臣民化が、優秀なる中堅指導者を得るに在るに鑑み内鮮關係の由緒深き扶餘に設置したもので、青年團の指導者・國民總力朝鮮聯盟の指導者たるべき者



及其の他教化指導者の養成を目的として昭和十四年八月之を開設した。其の收容人員は一ヶ年約五百人を十期に分ち入所せしめて居るが、昭和十六年四月新築中の道場完成したると他面青年團の改組に伴ひ指導者錬成の急務なるに鑑み一期一箇月一〇〇名宛收容し年に一、〇〇〇名宛養成することになつてゐる。

青年訓練所 朝鮮に於ける青年訓練所は昭和十四年度迄に公立百二十六箇所、私立十三箇所の設立を見たが、之が普及増設を圖るは目下の急務たるを認め、全鮮に於ける六年制小學校所在地には悉く一箇所の公立青年訓練所を設立することとし、昭和十五、十六、二箇年計畫を以て一千七百四十八箇所の増設を爲すと共に爾後六年制小學校の増加に伴ひ逐次増設することとした。又會社・商店・工場其他多數の青年を使用するものに對しても努めて私立訓練所の設立を慫慂し、既に七十八箇所の設立を見た。

青少年團體 青年層の指導は半島の特事情に照し重要事項であるから、昭和七年九月各道知事に對し、青年指導の根本方針を指示し以て内容堅實なるものを一層善導誘掖し社會奉仕地方改良等の方面に活動せしめ、以て他團體をして徐々に之に倣はしむる方針を樹て、兼ねて不良團體の淘汰を期した。處が僅か數年の間に急速且堅實なる發達を爲し、青年團數約四千團員數十七萬に達し、團員各自の修養鍛錬は勿論郷

黨の開發、農山漁村振興等の推進力と爲り、殊に支那事變發生以來の活動は物心兩方面に亘る動員に貢献する所極めて大なるものがあつた。そこで之を全面的に統制指導して一層青年運動の擴充強化を圖ることとし、昭和十三年九月初朝鮮聯合青年團を結成せしむると共に之に對し國庫より補助金を交付し、半島青年團體の堅實なる進展を期して來た。少年に對しても社會的訓練並内鮮一體の素地を培養せんがため小學校に少年團、健兒團等の組織を奨励すると共に之が指導者の養成を圖るため昭和七年度より毎夏大日本少年團聯盟幹部を講師とする少年團指導者實修所を開設して來たのである。然るに其の後の時局の急激進展に伴ひ國を擧げて高度國防國家體制の確立に邁進することになつたので此の國家的要請の線に沿ひ青年團改組斷行の事となり昭和十六年一月十六日通牒を以て青年團の組織並に指導要綱を明示し、之に基いて全鮮の各青年團をして新に青年部、女子部、少年部の三部を創設せしめて新發足を爲さしめたのである。

地方改良 各道に於ける部落又は國民總力部落聯盟中地方教化、部落の振興に貢献し其の成績優良にして他の模範たるに足るものに對し其の改善發達を促す爲助成金を交付し部落改良の實行及之が有機的活動の中心施設たる集會所の設置儀禮準則の實行に必要な用具の設備をなさしむる外國旗尊重警防觀念の普及勤勞精神の高揚及集團的訓練の錬成に寄與す

る爲國旗掲揚臺、警鐘、勤勞用具を完備せしむると共に關係指導機關を通じ之等の活用に對し周到綿密なる注意を拂ひ以て地方改良、民心の作興に資して居る。

郷校財産 地方に於ける文廟の祭祀及經學を講明する爲に、主として地方儒林よりの鳩財及政府より特に下付せられた郷校財産の收入は文廟の祭祀及管理費を除きては主として儒教の振興と社會教化事業の施設に使用し、府尹・郡守・島司をして之を管理せしめ、儒林をして進んで儒道の本義を闡明して社會教化に努力するの氣分を養ひ、以て民風作興に資せんことを期してゐる。

### 七 司法保護事業

#### (一) 釋放者保護

大正二年五月免囚保護事業補助金下附手續を制定し、同年度より毎年金五千圓を交付し來つたが、大正九年度に至つて一萬圓に増加し、同十四年度以後は財政緊縮の爲、補助金を八千圓に、更に昭和六年度以降は六千四百六十圓に減じたが昭和九年度に至りて一萬五百二十一圓に又昭和十二年には二萬二千八十四圓に、更に昭和十六年度に至りて一躍十萬二百五十圓に増額し益其の發達助長に力めてゐる。其の結果本府始政當時に在つては僅に一保護團體に止まつてゐたものが、今や官民有志の協力に依り昭和十三年度末に於ては其の數二

十六を算し、設立後日尙淺きに拘らず、經營の方法適切にして事業の成績亦年を逐ふて良好に向ひ、其の大部分は財團法人組織に進んだ。之等保護團體は更に昭和三年十月内地に於ける斯業統括機關補助會に加盟し、内鮮間の聯絡と事業の發展を期圖する所があり、昭和九年四月各覆審法院管内毎に司法保護事業研究會を組織し、保護事業の統一、保護思想の普及並事業の改善發達上必要な事項を調査研究して之を實行に移し、次で全鮮主要都邑に支部を設置し保護網の完備を期する等、一般施設と相俟て刑事政策の目的を達する上に顯著なる貢献をなしつつある。

#### (二) 思想犯保護

朝鮮に於ける思想犯罪は昭和三年以來一躍激増し、爾來年々増加の傾向を辿る情勢にあつたが、滿洲事變以來の社會情勢の變遷、特に國民精神の昂揚等に影響せられ、昭和七年を最高潮として漸落するに至つた。然し乍ら未だ其の跡を絶つた譯ではなく、殊に朝鮮は隣邦中華民國に接近し、ソヴェト聯邦と境を接する爲諸種の不逞兇惡なる思想流入し、洵に偷安を許さないものがある。又一面年々相當の數に上る起訴猶豫、執行猶豫、假出獄、滿期出獄等に依る治安維持法違反の思想犯釋放者を其の儘放置するに於ては、其の環境又は社會情勢に左右せられ再び罪を累ねる虞ある者が尠くないので、之に保護觀察を加へて思想の轉向を促進せしめ、以て再



犯を防止することの緊要なるに鑑み、曩に内地に於て施行せられた思想犯保護觀察法と内容略同一なる朝鮮思想犯保護觀察令其の他關係法令を制定し、昭和十一年十二月二十一日より實施保護觀察所を京城・咸興・清津・平壤・新義州・大邱・光州の七箇所に設置した。實施以來各保護觀察所は保護觀察對象者に對し物心兩方面より充分なる保護を加へ彼等をして國體に關する正確なる認識を得しむると共に一面生活を確立せしめ、以て思想犯防遏に貢獻しつゝある。かくて昭和十三年七月中全鮮轉向者を打つて一丸とする時局對應全鮮思想報國聯盟の結成を見、同十五年末に於て七支部、八十二分會、三千三百餘名の聯盟員を擁するに至つたが同聯盟は更に思想報國運動の合理化と思想犯保護事業の進展を期する爲、各支部を夫々獨立の財團法人に改組することとし、昭和十六年一月同聯盟は此の趣旨に依り發展解消を遂げ、同年四月從來の京城、咸興、清津、平壤、新義州、大邱、光州の各支部は夫々獨立の財團法人大和塾として改組せられ、各保護觀察所長を會長に保護觀察對象者其の他大和塾の事業に奉仕協力せんとする者を會員として非常時局下に於ける銃後思想報國運動に獻身的努力を捧げてゐる。

## 第二節 臺灣

救護事業（竊民救助、罹災救助）、經濟保護（住宅供給、宿泊所、公設質舖、授産、職業紹介）、兒童保護、醫療保護、社會教化等の諸事業であつて、其の種類に於ても將た又其の數に於ても、異狀の進展を見、施設の數三千有餘を越ゆるに至つた。

### 一 社會事業の統制並運営

#### (一) 社會事業の聯絡

臺灣社會事業協會は昭和三年十月二十日第一回全島社會事業大會に於て御大典記念事業として設立せられ、全島の社會事業相互の聯絡統一及び斯業の助成振興を計る目的を以て、文教局社會課内に設立を見た。創立當初は會員組織を以て事業を遂行し來つたが、時勢の進運に伴ひ一層機能を發揮し且つ基礎の確立を期さんがために、昭和五年五月五日社團法人に組織を變更し、昭和十年四月更に之を財團法人に變更し所期の目的に盡瘁しつゝある。現在會員三千五十九名あり。昭和五年度より新に後記の恩賜財團より事業委託資金として毎年約金二萬圓を得て私設社會事業の奨励助成を爲し、尙本會は毎月雜誌「社會事業の友」を刊行し或は時々巡廻講演を行ひ、或は毎年斯業従事者を選抜して之に旅費を補助して内地社會事業施設の視察を爲さしめ、又毎年一回全島社會事業大會を開催する等、斯業の調査研究普及徹底に向つて絶えず努力

本島の社會事業中救貧事業は恰も明治三十二年 英照皇太后の御大喪に當り慈惠救濟資金の御下賜があつたので、是に在來の慈惠施設を併合接配し、右御下賜金を分與して各々の基本財産に加へしめ、臺北、臺南、澎湖の三箇所に慈惠院を開設したのに始まる。現在に於ては其の數七箇所、何れも所在地方長官を院長とし、一般貧困者に對し施藥救療巡回診療をも行ひ、又行旅病人及び精神病者の委託救護をもなすに至つた。本島社會事業の生立は斯る救貧施設に始まるが其の後天災地變に由る罹災救助や、一般竊民救助の施設も漸く備はり、最近に至つて時代の要求に適應すべき社會生活の改良、感化、教化保護の諸事業も亦勃然として興るの機運を示して居る。大正九年地方制度改正以前迄は僅に五箇の慈惠院があり、不具廢疾、病傷、幼弱等の私立救護及び臺灣罹災救助基金規則、行旅病人及び行旅死亡人取扱法、臺灣竊民救助規則に依る公的救護事業を行つた外、私立の感化院一、盲啞學校二、育兒院一、其の他少數の救貧的施設があつたに過ぎなかつた。

然るに、翌十年八月總督府に於ては時勢の推移社會狀態の變遷に鑑み、各種社會事業の振作を爲すの緊切なるを認め、總務書官依命通達を以て各州廳に對し斯業の施設經營に關する基本を示し、之が新設改善を勸奨した。爾來斯業は年と共に増設せられたが、今其の主要なるものを擧ぐれば、方面事業力しつゝある。

以上の外、昭和五年より五月五日を中心として前後一週間全島一齊に子供の日（乳幼兒愛護日）を開催し各州廳支部と相呼應して各種の行事を開催し、「乳幼兒死亡率の低下乳幼兒の保健及育兒知識の普及」を目標とし、大いに兒童愛護思想の普及徹底に努めてゐる。

#### (二) 社會事業の助成

恩賜財團明治救濟會 明治天皇の御大喪の際の恩賜金四萬八千六百圓を基本とし、慈惠救濟の事業を行ふ爲大正元年十一月設立したもので、其の後、昭憲皇太后の御大喪に當り御下賜あらせられた二萬九千圓をも併せ基本金とし、大正三年藤田慈惠基金四萬圓及び大正三年恩賜財團濟生會より本島救療基金として分與された二萬圓をも基金に組入れ本會事業の振興を期し、永く島民をして聖恩に浴せしめんと毎年各種私設社會事業、團體事業助成金を交付しつゝある。昭和十五年度末の資金總額は十四萬七千九百十五圓九錢である。尙從來本會に於て直接島内私設社會事業團體の助成を實施し來つた處昭和五年度より右に要する金額を臺灣社會事業協會へ交付し本會の事業を委託し、同時に同協會經費として年々五千圓を補助することゝなつた。

恩賜財團大正救濟會 大正天皇の御即位に當り、地方賑恤の資として御下賜せられた御内帑金四萬八千六百圓を基本と



し、前記明治救済會と同一の目的を以て、大正四年十二月設立したもので、其の後大正十五年、大正天皇御大喪に當り御下賜せられた七萬九千圓をも併せ、私設社会事業團體助成を目的とするものである。昭和十五年度末の資産總額は十二萬六千三百三十五圓三十二錢にして昭和五年度以降毎年、私設社会事業團體助成の爲右資金より生ずる収入を臺灣社会事業協會へ交付し、本會の事業を委託した。

恩賜財團昭和救済會 今上陛下の御即位に當り、地方賑恤の資として御下賜せられた御内帑金七萬九千圓を基本として、前記明治救済會と同一の目的を以て、昭和四年一月設立したのである。昭和十五年度末資金總額は七萬九千九百圓にして、昭和五年度以降毎年資産より生ずる収入を臺灣社会事業協會へ交付して、本會の事業を委託した。

## 二 生活保護事業

### (一) 一般保護事業

窮民救助としては、州廳、市街庄、慈惠院及び私設團體並に篤志家による救助がその主なものである。州廳の窮民救助は明治三十二年府令第九十五號臺灣窮民救助規則により州又は廳地方費の行ふもので、救助成績は昭和十五年に於て人員五百六十九名、金額一萬九千二百七十三圓八十錢である。市街庄の窮民救助は市街庄が固有事務として行ひ、慈惠院の窮

民救助は其の寄附行爲によつて行ふもので、これに院内及び院外の兩救助がある。前者は孤獨なる貧困者を院内に收容し之に衣食を給し療養の途を與ふるもので後者は各自の居宅に於て生活せしめ之に一月三圓乃至四圓の生活費及年二回衣服費を給與するものである。尙慈惠院以外の私設團體及篤志家の窮民救助等もある。

慈惠院は領臺當時よりの各種社会事業施設を綜合し、創始せられたる慈惠院は明治三十二年英照皇太后御大喪に際し御下賜金を得てその基礎を確立した。當初は臺北仁濟院臺南慈惠院、澎湖普濟院の三に過ぎなかつたが、漸次増加して現在では前記三院と新竹、臺中、嘉義、高雄の七慈惠院がある。大正十二年一月本島に民法施行せらるゝと共に之を財團法人とし従前通り業務を執行してゐる。其の概況は左の通りである。

臺北仁濟院 臺北市堀江町に在り。三十一年五月に至り時の兒玉總督は慈惠院の施設の必要を認め、義金を募り、忽ち四千五百圓の應募があつた。然るに翌三十二年九月、英照皇太后の御大喪に當り慈惠救済資金の御下賜があつたので、之れを基金の一部となし當時の臺北縣下に散在した各慈善財團を併合して地方廳立の仁濟院を設立したものが即ち今日の臺北仁濟院である。其の經費は明治三十一年度から三十五年度迄は地方税の補助を受け基本財産から生ずる収入は之を貯蓄

して利殖の念を講じてから今や基本財産總額六十六萬八千二百三十一圓七十六錢昭和十五年度決算額は十四萬七千三百八十七圓五十二錢昭和十六年度決算額は十七萬二千三百八十七圓にして優に獨立經營をなし得るに至つた。

新竹慈惠院 大正十一年四月を以て新に開設したもので院舎の新築に要した一萬一千圓は、恩賜財團明治、大正兩救済會の寄附に係り、其の基本金は臺北仁濟院より分割譲與された新竹州管内に在る土地と、英照皇太后御大喪御下賜金を以て作つたものである。現在基本財産三十四萬七千九百七十四錢であつて昭和十五年度決算額は二萬四千四百五十四圓五十八錢、昭和十六年度決算額は二萬七千四百十圓である。

臺中慈惠院 元彰化慈惠院を臺中に移轉し大正十年二月臺中慈惠院と稱した。其の經費は、英照皇太后御大喪の際の御下賜金を合して基本とし、之れから生ずる収入を以てしてゐる。基金四十二萬七千五百五十九圓三十錢にして昭和十五年度決算額は八萬六千二百七十九圓八十八錢、昭和十六年度決算額は九萬三千六百十二圓である。

嘉義慈惠院 臺南州嘉義市にあり。英照皇太后御大喪の御下賜金と、先年同地方の大震災に際し醸出された義捐金を合して基金を作り、其の額九萬二千六百十九圓四十五錢、昭和十五年度決算額は三萬五千四百九十三圓七十四錢にして昭和十六年度決算額は三萬八千九百圓である。

臺南慈惠院 臺南市にあり。英照皇太后御大喪の際の御下賜金を基礎として其の基本財産を作り、之れより生ずる収益を以て其の經費としてゐる。現在基本基金二十三萬六千四百五十七圓五十四錢、昭和十五年度決算額六萬九千六百九十八圓八十一錢にして同十六年度決算額は七萬九千二百二十四圓である。

高雄慈惠院 新竹慈惠院と同時に開設したもので、院舎新築費一萬三千五百圓は、是亦明治、大正救済會の寄附を以てし、其の基本金は臺南慈惠院より分れた高雄州管内所在の土地と、英照皇太后御大喪恩賜金とを以て作つたものである。基本財産は五萬六千三百八圓昭和十五年度決算額二萬八千四百十六圓八十一錢、同十六年度決算額は三萬四千九百十圓である。

澎湖普濟院 澎湖市馬公街に在る、前記の御下賜金を以て基本財産を作り、其の収入を經費に充てゝゐる。現在資産五萬一千六百五十八圓、昭和十五年度決算額は七千二百二十三圓三十八錢、同十六年度決算額は七千六百四十圓である。

### (二) 特殊保護事業

イ) 行旅病人及行旅死亡人取扱  
改隸當時兵馬倥傯に繼ぐに政務多端の爲め、行旅に病み旅中に死する者の救護に就て自ら完備するを得なかつた。明治二十八年七月初めて元臺北縣に於て協議した結果、便宜假小



屋又は舍醫院に收容する事にした。乍併歲月の推移と共に該患者増加し、到底斯様な姑息な方法では應じ切れないので、明治二十九年六月府令第十六號を以て行旅病人及び死亡人取扱規則を發布したのが法的施設の濫觴であつた。次で同三十二年八月勅令第三百六十五號を以て、行旅病人及び死亡人取扱法を臺灣に施行し、同時に府令第九十九號を以て同法中市町村長に屬する職務は廳長之れを行ふべきことを規定し、同月又府令第百號を以て行旅病人死亡人及び同伴者取扱方に關する規則を發布し、別に明治三十五年九月訓令第二百四十五號を以て之が取扱手續を規定し、救護費用は地方税を以て繰替ふること及び繰替ふべき費用の種目等を制限した。大正九年制度改正せらるるや、本規則の一部を改正し從來廳長の取扱ふ救護事務を廳長又は市街庄長、蕃地に在つては廳長又は郡守之を行ひ、市町村費を以て一時繰替ふべき費用は州費、市費、街庄費又は廳地方費を以て支辨すべきこととなつた。府令第百號中行旅病人に準すべき特殊の條文を除くの外、全く内地と同一の取扱を爲すに至つた。昭和十五年行旅死亡人救護狀況は百四十二名中全治した者三十八名、救護中死亡者六十四名、其の他救護を離れた者二十名にして年度末現在は二十名、其の取扱費は六千六百九十四圓三十七錢であつて、行旅死亡人の取扱狀況は百一人、其の取扱費二千三百四十二圓四錢である。

(ロ) 罹災救助

天災地變等の非常罹災者を救助する爲、明治三十二年律令第三十一號を以て臺灣罹災救助基金規則を定め、地方税又は國庫より基金を蓄積し、是から生ずる收入を以て救助費に充當して來たが、大正九年の地方制度の改革と共に規則の一部を改正し、之を分つて州罹災救助基金と廳地方費罹災救助基金の二となし、前者を州に分屬せしめ、後者は總督府が直接之を管理中なりしが、昭和十二年十月廳制制定さるゝに隨ひ、廳地方費罹災救助基金は各廳に分配管理さるゝ事となつた。昭和十五年末現在の基金總額は七、七一七、六八一圓四九錢で昭和十五年度に於ては罹災救助基金よりの収入は三十一萬九千四百三十三圓二十八錢で、支出は八萬二百六十六圓八十二錢である。

(ハ) 水難漁船救濟事業

本島漁船の海難事故頻發の現狀に鑑み、之が救済は直接本島漁業の消長に影響する所大なるを以て、全島一丸とする相互保險的救濟の事業を開始すべく、本府支援の下に臺灣水産會をして昭和十五年度より實施せしめてゐる。

尙漁業勞務者の救済に付、而も略前項同様の仕組方法に依り、昭和十六年度より實施すべく必要豫算を計上し目下業務開始手續中である。

(三) 方面事業

大正十二年初めて方面委員を臺北、新竹、臺南、高雄の各州所在地に設置したが、其の成績顯著なるに鑑み漸次他の市街庄に普及し、今や設置市街庄二百四十四箇所、委員數三千八百三十五名に及んでゐる。

昭和十五年度の取扱總件數は三十九萬二千六百三十六件、此の中相談指導七萬八百四十九件、保健救療十一萬三千六百五十三件、兒童保護十五萬一千八百四十八件、周旋紹介六萬五千二百二十七件、戸籍整理一萬六千八百八件、金品給與三萬二千三百三十三件、其の他四萬六千九百五十六件である。

方面事業は今後益々之を普及發達せしむるの必要あるに鑑み總督府に於ては昭和八年七月總務長官の通牒を以て斯業に關する規準を示し、主なる街庄にして未だ本制度の設置なき處に漸次普及せしむる様勵奨し現在では未設置箇所三十四庄のみとなつた。此の通牒に依れば、方面委員は名譽職とし市長又は街庄長の推薦に依り州知事又は廳長の囑託するものと任期は二年としてゐる。但し重任は妨げない。又女醫、産婆、教員其の他婦人にして適當なる者は成るべく委員に囑託することとし、方面委員の活動を後援する爲には、各市街庄に於て成るべく助成會を設置する様勵奨されてゐる。

(四) 經濟保護事業

(イ) 住宅供給並宿泊保護

本島の都會地も亦内地のそれと同じく十年來住宅難に陥つ

たので、之が救濟の一助として各主要都市に於て現に家屋を設け低廉なる使用料を以て一般の利用に開放してゐたのであるが、今次事變以來本島に於ては頗る産業興り加ふるに南方發展基地としての特殊事情により軍需の充足或は生産力の擴充等國策の完遂を期するの要あり、而して之が爲都市の人口逐次増加し州、市、或は民間側に依り之が住宅不足の緩和を計りつゝあるが、依然其の不足數を充足するに至らず益々其の増加を來す現狀にあるを以て當府としても種々其の對策を講じつゝある。

宿泊保護施設の主なるものは、公共團體經營のものとして臺北市簡易宿泊所、臺中市無料宿泊所、員林無料宿泊所、臺南市宿泊所、知本無料宿泊所、花蓮港市簡易宿泊所、玉里無料宿泊所、新城無料宿泊所あり。私設團體經營のものには護國十善會宿泊部(臺北市弘法寺内)、光園寮(基隆市光尊寺内)、基隆市社會事業助成會經營の隣保館宿泊部、嘉義婦人會簡易宿泊所、高雄市方面委員事業助成會宿泊部、屏東救護院等で何れも無料又は極めて低廉なる宿泊料を徴して宿泊に便してゐる。

(ロ) 其他の福利施設

(1) 公設質舖 本島に於ける公設質舖は、大正八年十二月勅令第四百八十五號「臺灣總督府地方廳ニ於テ質舖ヲ設クルコトヲ得ルノ件」及同九年六月府令第三十七號「公設質舖業



務規則」に基き、同九年六月總督府の補助金十五萬圓を得て臺北廳に於て臺北市に設けたのを嚆矢とする。當初は同年十月迄臺北廳に於て經營してゐたが、地方制度の改正により臺北廳が臺北州となるや同時に州營となり、十二年七月臺北市營に移管せられた。而して此の種の施設は本島社會の要求に合致したる爲めなるべく極めて着實なる發達を遂げ漸次各市街地に普及し、翌大正十一年四月には臺中市に十二年十一月には基隆市に、十三年九月には嘉義市に、十五年十二月には新竹及び臺南の兩市に、昭和二年十二月には高雄市に、昭和五年には臺北市(御成町)、屏東市及び宜蘭市、苗栗、豐原、臺東の各街に、七年十月には埔里街に、十一年二月には臺北市(新富町)に之が開業を見るに至つた。

要之公設質舖の設置は私營質屋の缺點を補ひ、庶民金融の機能を發揮せんとするものである。即ち公設質舖業務規則に依れば貸出金の利率は月二分以下に制限せられ、質入及受入が二月に亘るとき二月分の利息を徴する所謂隠利を徴せず、民法の期間に關する規定に依り滿一月を以て一月として計算し、流質期限も六月とし、完全なる倉庫を設備して質物の保管格納に遺憾なきを期し、出來得る限り、利用者の負擔軽減及び便宜を圖ることとしてゐる。現在島内公設質舖數十六、昭和十五年度成績を見ると(金額單位千圓)貸出一八二、九一三件、一、九一七千圓、回收一六三、二二一件、一、六一四

千圓、流質二一、三九七件、二二七千圓である。

(2) 低利資金融通

元産業獎勵金と稱せられたものを大正十四年二月から低利資金と改稱した。此の資金は本島郵便貯金の中央に集積されたものを日本勸業銀行を通じて本島に還元した資金で、其の貸出に就ては大藏省の承認を経た規程に基き、總督府が相當と認むる方面に對して勸業銀行をして貸出さしむ。主なる貸出先は公共團體、産業組合の産業資金又は住宅資金等で、社會事業方面への貸出額は、第十六回昭和十四年度に於て大成建築信用購買利用組合外二十二團體に六十二萬圓を、第十七回昭和十五年度に於て大藏省預金部より二百萬圓の融資を受け、南方建築信用購買利用組合外十七團體に百十八萬圓を融通した。

三 軍人援護事業

本島に於ける軍人援護事業は、從來社會事業の一部として府、廳市郡、街、庄社會事業係に於て其の事務を管掌し、民間に於ては帝國軍人後援會臺灣支部がその實施に當つたが、援護の對象少數の爲其の活動、實績共に見るべきものがなかつたのである。

然るに、今次支那事變勃發に伴ひ、在郷陸海軍將兵多數應召するに及び、援護事業の膨脹と事務の輻輳に伴ひ、其の處

理の迅速適正を圖る爲、專任職員の配置を必要とするに至り、昭和十三年臺灣總督府内臨時職員設置制の改正を行ひ、府並地方廳に軍事援護係を新設して、專任職員を配置し援護事務の完壁を期したのである。

軍事援護團體としては、總督府内に恩賜財團軍人援護會臺灣本部を、各州廳に其の支部を、市郡に分會を置き、恩賜財團軍人援護會と密接なる連絡を保ちつゝ、法に據らざる扶助其の他援護事業の萬般に亘り、國並地方廳の事業と相俟つて活潑なる活動をなしつゝある。

又傷痍軍人の親睦修養機關として、總督府内に大日本傷痍軍人臺灣支部を、各州廳に其の分會を置き、傷痍軍人の指導誘掖に努めつゝある。

(一) 一般軍人援護

(イ) 軍事扶助法に依る援護

軍事扶助法に據る扶助は扶助を受けんとする者、又は其の住所地市長郡守の申請に依り知事廳長法令の定むる範圍内に於て、其の程度方法を決定し實施しつゝある。

(ロ) 團體に依る軍人援護事業

軍事扶助法には該當しないが、尙扶助の要ある者に對して恩賜財團軍人援護會、州廳支部に於て之を實施し、府に於ては之が事業を助成する爲、毎年豫算の範圍内に於て補助金を交付してゐる。

戰歿軍人軍屬の遺族、出勤應召軍人の家族並傷痍軍人等の身上一切の相談指導に應ずる爲、地方廳又は恩賜財團軍人援護會、支部分會に於て軍事援護相談所を開設し、府に於ては其の事業を助成する爲、毎年豫算の範圍内に於て補助金を交付してゐる。

(二) 歸郷軍人の援護

歸郷軍人に對しては入營者職業保障法の勵行活用、就職授産の斡旋指導、生業資金の融通等により職業保護斡旋に努め社會的並に經濟的復活に努力しつゝある。

(三) 傷痍軍人の援護

(イ) 醫療保護

傷痍軍人で委託收容の方法に依り療養を要する者に對し、現在溫泉療養並收容醫療を國に於て實施しつゝある、前者は一人一日二圓程度一ヶ月以内とし、後者は一人一日三圓程度三ヶ月以内と決定してゐる。

(ロ) 職業保護

1、就職斡旋  
傷痍軍人で原職復歸困難なる者、又は轉職を希望する者あるときは、府、各州廳、各軍事援護相談所其の他職業斡旋機關に於て關係方面に折衝し、優先的取扱をなさしめ、極力就職の斡旋に努めつゝある。

2、職業再教育



傷痍軍人に對して職業上必要な知識技能を修得せしめ、自立自營の素地を確立せしむる爲、現在國に於て委託職業再教育並學資補給の二種を實施しつゝある。

前者は生業に必要な知識技能を修得せしむるもので、學校試驗所、工場、商店其の他適當なる施設に教育を委託し、其の修業期間は概ね一年以内で委託料は國庫の負擔とし、一人一ヶ月三十圓以内支出す。後者は工業、農業、商業其の他傷痍軍人再教育に適當なる科目を有する大學、專門學校、實業學校其の他各種の學校に入學したる者に對し、專門學校程度以上の者一人年六百圓以内、中等學校程度の者に對しては、一人年三百圓以内の範圍に於て國庫より支出する。

(四) 遺族 援護

(イ) 遺族の弔慰

戰傷病死軍人の遺族に對しては、總督又は代理者之を弔慰し葬儀は市街庄之を行ひ、總督及地方長官は花輪及弔辭を贈呈する。軍人援護會並分會に於ては、之等戰歿者の遺族に對し弔慰金を贈呈する。

(ロ) 遺兒の育英

戰傷病死軍人軍屬並傷痍軍人の子弟にして、學資乏しく中等程度の教育を受くること能はざる者に對しては、地方長官の推薦に依り、府に於て審査の上、一人年額二百四十圓以内の學資を給與しつゝある。

(ハ) 遺族住宅の設置  
戰歿軍人軍屬の遺族を保護し、其の生活の安定を圖るため、地方廳又は軍事援護團體に於て國の助成により遺族住宅を建設し經營してゐる。

(ニ) 遺族 援護

戰歿軍人軍屬の遺族に對し、自活の途を講ぜしむる爲、地方廳並軍事援護團體に於ては、隨時講習會を開催する外、國の助成に依り常設的授産施設を設置し、之等施設は遺族住宅に附設せられたるものが多く、又附屬施設として概ね託兒所を併設してゐる。

四 保健並醫療保護事業

由來臺灣は瘴癘蠻雨の地と稱せられ、各種の悪疫、土匪、兇蕃等の跳梁に委かせ、清國治下に於ける荒畦邊疆の孤島として殆ど一顧だにも値せざりし所であつた。然るに改隸以來、我總督府は本島衛生状態の改善を以て統治政策の根幹となし、銳意衛生行政施設の創設經營を圖り、傳染病の豫防撲滅、地方病の制壓根絶に努力する處あり。斯くて始政四十有七年、其の施設經營着々齊整して疫癘は驅逐され、一般衛生状態も全く刷新せられ、茲に島民は普く皇化聖澤に浴するに至つた。然し乍ら本島は其の地理的條件と、住民の大部分が衛生思想に乏しき漢民族に屬するため、未だ其の衛生状態は

必ずしも満足すべき状態に立至つて居ないことは遺憾である。即ち本島風土病中の隨一として戰慄せしめられたるマラリアの如き、都邑地に於ては既に略之を解決し得たが、村落、山脚の特殊地域に於ては未だ一掃し得ざるが如き、或は死亡率に於て人口千に付内地の一・八・四に比し本島二三・五の高率を示して居る事實等より見るも、將來衛生施設の改善刷新に於ては特別の努力を必要とすることが窺はれる。

總督府は始政と同時に官房に衛生事務所を設けて、衛生改善の端を開き、後幾度か制度を改正して今日に及んだもので、現制度では中央機關として總督府警務局に衛生課を設け地方機關としては州警察部に衛生課、廳警務課に衛生係を置き専ら其の職務に當つてゐる。

領有當初に於ける本島の醫療機關は、所謂醫生なる本島在來の漢方醫のみで現代醫學を修めた醫師は殆ど存在しなかつた。

斯の如き状態では、公衆衛生に不安なばかりでなく、醫療機關の普及は拓地植民政策上最も緊要な問題でもあつたので、總督府は兵馬倥傯の間にある明治二十八年六月、早くも臺北に府立醫院を創設、其の後相次で全島樞要なる市街地に醫院を設置した外、明治二十九年には公醫制度を確立し、次で明治三十二年には臺北に醫學校を創設する等、各般の施策の下に着々近代醫療機關の普及充實に努めた結果、昭和十五

年末に於ては官立醫院一四（内三は特殊醫院）、公立醫院二一、私立醫院二六三、醫師二、四〇一、齒科醫師四四六、看護婦三四九、産婆二、〇二六を數ふるに至り、其の普及状態は曾つての臺灣に比し誠に隔世の感がある。然し乍ら之を内地に比較する時は未だ相當の徑庭あるを免れない。即ち昭和十五年末に於ける本島の醫師一人當り人口は醫生一三三人を加へても尙二、四〇〇人で、内地に於ける一、三〇〇人臺に比べて見ると約一、八倍の數字を示してゐる。

(一) 一般保健並醫療保護

茲に特筆すべきは、曩に貧困患者の救療費として金三十萬圓を昭和七年度より向三年間に亘り拓務省を通じて各植民地に對し御下賜相成り、本島に對しては毎年一萬四千圓宛交付せらるゝことになつたことである。當局に於ては至仁至慈の聖旨に奉答する爲め御下賜金と同額の經費を國庫より支出し之と御下賜金とを全島慈惠院に交付し、從來實施し來つた施療券の發行及巡回診察を擴張し醫療救護の徹底を期したのであるが、右御下賜金は昭和九年度限り廢止せられるも、聖恩を永く本島に留むる爲に昭和十三年度より國庫に於て一萬八千圓を計上し從來の巡回診察費國庫補助金七千圓と合せて二萬五千圓を以て各慈惠院に交付して醫療救護事業の完璧を期することゝなつたのである。

一般診療の機關としては馬借醫院、林本源博愛醫院、日本



赤十字社臺灣支部醫院、日本赤十字社臺灣支部臺北診療所、臺北市實費診療所、臺北仁濟院宜蘭診療所、新竹市實費診療所、臺中慈惠院彰化診療所、彰化基督教醫院、臺北仁濟院實費診療所、基隆仁濟院、臺南新樓病院、臺南慈惠院實費診療所、嘉義慈惠院實費診療所、佛教慈愛醫院(高雄市)、日本赤十字社臺灣支部高雄州支部及愛國婦人會臺灣本部、高雄州支部共同經營の實費診療所等を其の主なるものとする。此等の各施設は輕費診療の外に經費の許す範圍内に於て半施療又は施療を行ひ以て一般社會に貢獻してゐる。

尙全島七慈惠院は、年々國庫社會事業費の補助を以て醫師に恵れざる僻邊の地に巡廻診療をなし相當なる効果を收めてゐる。

(二) 特殊保健並醫療保護

(イ) 精神病

精神病院としては官立養神院並私立中村養浩堂醫院がある。

(ロ) 結核

本島に於ける結核死亡者は年々八千人を算し、其の患者数は八、九萬人を數ふる状態である。現在本島に於ける結核患者收容施設は、臺灣總督府松山療養所其の他府立醫院の隔離病室等のみで甚だ不充分であるが、尙府は曩に結核豫防の重要性に鑑み、昭和十三年三月結核豫防法を本島に施行した。

更なる本病の蔓延状態に鑑み、昭和十五年六月十日、花柳病豫防法を施行して特殊業態者の全面的檢診を實施し、更に各州廳共花柳病診療所又は代用診療所の建設を企圖せられつゝあるが、今後本島に於ける性病豫防の成果は期して俟つべきものがある。

(ホ) 阿片

阿片問題の解決は改隸當時最も内外の注意を惹いたもの、一つであつたが、遽かに之を禁する時は反つて阿片癮に陥つた者の生命を害するので、結局彼等を救済する趣旨から、漸禁の方針を執ることとし、明治二十九年二月を以て、政府以外阿片輸入を禁じ島民中吸食の習癖を成せるものに對してのみ、一定の下に使用を許す旨を諭告し、翌三十一年一月を以て阿片令を公布し一般には之を禁じ、總督府の指定した醫師の診察に依つて、阿片癮者と認むるものに限つて官製の阿片烟膏を購入吸食するを許可し、烟膏の販賣、吸食所の開設、吸食器具の製造販賣等は總督府の許可を要する事とした。同年三月阿片令施行規則を發布し、島民に對しては本令發布の要旨を諭告し、一方教育上からも阿片の害毒を會得せしむることに努力した。然るに當時は尙土匪各地に出沒して法令の普及も容易ならず、三十三年九月を以て辛うじて全島の癮者を網羅し、其の數十六萬九千六十四人を得て吸食特許の鑑札を附與し、次で三十五年中吸食者の名簿を整理し、始めて事

其の後臺北、新竹、臺中、臺南、高雄の各州及臺北市に於ては、公立結核療養所建設の議進み、何れも現に工事中或は工事準備中に屬するが、遅くとも昭和十七年度中には竣工の見込で、之が完成の曉に於ては、約一千病床を獲得し、結核豫防上劃期的成果を收むるものと期待される。

(ハ) 癩

本島に於ける癩患者は昭和十五年七月の警察調査に依ると、一、〇八四人であるが、其の間何等の療養施設なく、全く放任の状態にあつたので、當府に於ては癩問題を解決すべく、昭和五年癩療養所を開設して逐年其の施設を擴充し、現在に於ては病床七百を有するに至つた。一方英國人テラー博士は、臺北州淡水郡八里庄に樂山園と稱する八十名の患者を收容し得る癩療養所を建設し、昭和九年四月一日より收容を開始したが、本府は其の創立に際し、二萬五千圓、其の後年々數千圓を補助してゐる。斯くて本島の癩療養施設は既に完備し、發見患者の殆ど全部を收容してゐるが、尙當局に於ては未收容患者の檢索に力め、之が收容に努力してゐる。

(ニ) 花柳病

本島に於ける花柳病は、相當廣く蔓延してゐるものと認められ、之が豫防策としては公娼制度を採り、娼婦の風俗上及び衛生上の取締を嚴にし、定期或は臨時に健康診察を施行し、以て病毒の傳播を防止すると共に密淫賣の取締を嚴重に行つ

業の一段落を告げた。爾來その輸入、製造、密吸等に就き取締を嚴にし、今日に至つたが、長年月の間に、自然癮者が出來たので、昭和四年臺灣阿片令を改正し、密吸食者に對しては從來懲役、罰金の選擇刑を廢して、凡て自由刑に改め、科刑の効果に依つて癮癖を豫防矯正することとした結果、密吸食者の減少を見、且つ吸食特許者は、年々自然死に依つて著しく其の數を減じ、昭和十五年末に於ける吸食特許者は、八、六六五人を數ふるに過ぎないが、之等の中には、最近の調査に依り、矯正の上癩烟可能なる者及び減量し得べき者あるを確證し得たので、當局に於ては目下其の對策に付き講究中である。

(ヘ) 傳染病

荒廢邊疆の地であつた本島も、改隸以來當局の衛生施設に對する努力に依つて、疫癘は漸次驅逐されたが、一葦帶水にある對岸各地より「ペスト」「コレラ」の病毒を蒙ること一再に止まらず、改隸當初より二十年の久しきに亘つて、島内各地に跋扈し毎年流行を反覆して其の慘狀深刻を極め多數の死亡者を出した。是れ當時兵馬倥傯の裡にあり、防疫施設の不備と島民衛生思想の缺如の然らしめた處で、當局は之等の撲滅を企圖し、豫防法令の制定、海港檢疫制の確立を圖るは勿論、官民一致外は以て病毒の侵入を防ぎ、内は以て防邊の徹底を期した結果、「ペスト」は大正六年「コレラ」は昭和七



年何れも其の絶滅を期し得た事は、本島防疫史上特筆大書に値するであらう。

流行性腦脊髄膜炎は大正七年始めて傳染病に指定されたが、大正十年より同十五年に亘る流行の後には毎年小數の患者と死亡者を出すに過ぎない。

腸チブスは近年最も重要な傳染病で、年々一千人以上の患者と三、四百人の死亡者を出し本島防疫の重點を爲すものであるが、之が撲滅に付ては豫防注射の勵行、飲食物の取締及衛生思想の普及徹底等に依り斯の種病毒の撲滅に努力してゐる。

猩紅熱及「チフテリア」は前述流行性腦脊髄膜炎と共に最近著しく増加の傾向があるが、其の他の傳染病は何れも患者死亡者共に僅少である。

支那事變の勃發を見るや、本府は戰時防疫に關する方策を樹立して萬遺漏なきを期しつゝあつたが、特に南方作戦開始後、本島の軍事的重要性は一層加重せられ、加ふるに悪疫の巢窟たる南支との交通は日増しに頻繁を加へ、何時病菌の侵襲を見るやも計られない状態に立至つたので一層海空路の警戒を嚴密にして防疫の萬全を期しつゝある次第である。

(ト) マラリア  
マラリアは其の流行汎く全島に亘り、潛勢的禍害の侮り難きものがある。大正二年本病防遏の根本策を樹立し、マラリア

防遏規則を制定して以來、マラリア原虫保有者の根絶と蚊族の撲滅とに力を致し先づ其の病毒の濃厚なる地方から地域を指定して住民の血液検査を行ひ、其の發見した原虫保有者には一定の服薬を命じ、又蚊族の豫防驅除の爲には蚊帳の使用及蚊遣の勵行、掃除清潔、低濕地の排水、埋立、木竹雜草の艾除、排水溝の施設などを行つた結果、マラリアの死亡率は大正四年を最高として漸次遞減の傾向を示しつゝあるが、之が絶滅を期するには更に特別の努力を要するものと思はれる。

### 五 母性並兒童保護事業

#### (一) 妊産婦並乳幼児保護

##### (イ) 産 婆

近來本島乳幼児の死亡率が非常に高く、之は主に助産方法の不完全に因ることが一般に注意せらるゝに至り、公設産婆設置の必要が認められ、大正十二年以後逐年その數を増し、今や百六十餘軒にその設置を見るに至つた。

##### (ロ) 乳幼児健康相談

兒童健康相談所としては、愛國婦人會臺灣支部の育兒相談所、臺中乳幼児保護協會及び婦人矯風會臺南支部、臺南兒童健康相談所がある。孰れも相當活動してゐる外、臺北醫院に育兒保健相談所ありて、昭和五年九月から臺中州南投街にも

### 施設を見るに至つた。

#### (ハ) 保 育 事 業

託兒所として鎌倉保育園臺北支部經營の幼児の園並に愛兒の園、基隆愛隣園、臺北昭和育兒院及び愛國婦人會臺東幹事部經營鹿野村託兒所があり、孰れも晝間託兒を主とし、尙夜間保育をも實施しつゝある。

近年農村社會事業の進歩と共に季節託兒の普及發達を見、其の施設數も今や三百十五箇所となり年々増設せられてゐる。

#### (ニ) 兒童愛護運動

昭和五年五月五日臺灣社會事業協會主催の下に初めて兒童愛護運動が全島的に行はれ、「子供の日」の名稱で毎年繼續實施せらるゝことゝなつた。

#### (三) 育 兒 事 業

孤兒院としては、臺北に鎌倉保育園臺北支部、高雄に天主教會孤兒院があり、前者は六十餘名、後者は院内外合して約六十名の孤兒を收容してゐる。高雄天主教會孤兒院は、今より六十八年前一八六九年、天主教の宣教師ゼンス師が、既に臺南市に於て行つてゐた孤兒の收容事業を移し、引續き現在に至れるもので、財團法人臺灣教區天主教會より年額三千六百圓の補助を受け一部を布教費の一部を孤兒園の費用に充て、居る。孤兒園に要する費用は一箇月約四百圓許

りである。創業當初は専ら信徒の子弟を收容保護したのであるが、現在は一般孤兒の救護を爲し之に裁縫、讀書等を授け、尙學齡に達した兒童は公學校に通學せしめてゐる。且乳兒は月五圓内外の養育料を以て里子とし満四歳に達するを待つて院内に收容する。女兒は成育すれば婚嫁を爲さしめ、男子には相當の職業を授けてゐる。

#### (三) 少 年 教 護

不良少年教護の爲には、曩に臺北成徳學園の設けがあつたが、明治四十二年十月本派本願寺臺北別院の創設に依り、内地の代用感化に準じた感化教育の實を擧げ來つた。然るに此の種事業は元來民間のみに委すべきではなく、之を官設として適當の保護者なき不良兒童を強制的に收容し保護教育を加へ、以て改過遷善の實を擧げねばならぬものであるから、財團法人は大正十一年三月限りで解散し、總督府は同院所屬財產全部の寄附を受け、國立感化院を設立、同年四月二十七日勅令第二百三十三號を以て感化法の一部を臺灣に施行し同時に勅令第二百三十四號を以て臺灣總督府感化院官制公布せられ、同日總督告示を以て名稱を臺灣總督府成徳學園と定め、同年四月三十日から直接事業に當ることゝなつた。收容人員は六十名昭和十五年度末現在三十二名である。昭和九年十月勅令第二百八十四號を以て少年教護法の一部を本島に施行し、本法に依つて教護することゝなつた。



(四) 異常兒童保護

盲啞教育機關として臺灣公立盲啞學校規則に依り設置せられた州立盲啞學校が臺北市と臺南市に各一校ある。昭和十六年四月末日現在の狀況は臺北盲啞學校は學級數八、教員數一三、生徒數内地人二〇、本島人一四五其の他二計一六七、臺南盲啞學校は學級數九、教員數一五、生徒數内地人一〇、本島人一七九、計一八九である。

六 勤勞保護事業

(一) 勞務配置統制

事變の勃發は我國産業經濟文化の各般に亘り戰時體制の確立を促進せしむるに至つたが、殊に人的及物的資源の動員態勢は我國家目的達成上強化整備の一途を辿り來つた。就中人的資源の統制運用に付ては昭和十三年國家總動員法の發効せらるゝに及び、之を根據とし各種の重要施策が確立せられ。急速に勞務關係統制勅令の施行を見ると共に、昭和十四年度以降勞務對策の基本大綱たるべき勞務動員計畫の設定以來我國勞務對策は右動員計畫の中核となる徵用、登録、及需給調整一聯の戰時勞務對策の劃期的推進に依り愈々勞務動員の完璧を期しつゝある。

而して臺灣に於ては勞務に付ても國家總動員上内地に於ける對策の遂行に極力順應し、勞務關係諸令の全面的施行を圖

ると共に、勞務動員計畫の設定に付ては可及的に即應態勢を採り、以て内外地一體勞務對策の確立に邁進し來つた。

即ち勞務需給に關しては學校卒業生使用制限令、青少年雇入制限令及従業者移動防止令を施行し、以て學校卒業技術者の使用を統制すると共に、戰時下勞務の給源たるべき青少年の雇傭を調整する外、勞務者の不足に伴ふ争奪を防止せんとし、更に有事の際に於ける人的資源の統制運用を期するが爲、國民徵用並に之が準備となるべき國民登録制度を實施すると共に、勞務の維持培養を目的として工場就業時間制限令を、勞務者生活の安定と低物價政策遂行の爲に賃金統制令を實施し、又熟練職工の増強を目的とし工場事業場技能者養成令を實施する等、勞務關係諸令を施行すると共に其の圓滑なる運用を期し來つた。而して勞務動員計畫の圓滑なる遂行を期すると共に特殊勞務の供出を完遂せんが爲、昭和十五年十月官廳勞務行政の協力機關として勞務協會を設置し、中央地方機構の有機的聯繫に依り能く其の目的を遂行しつゝある。尙物資統制の強化に依り輩出せらるべき轉業者に付ては、可及的に之が救済の目的を以て全島商工會議所に轉業相談所を設置せしめ轉業の斡旋を企圖しつゝある。

職業紹介に就ては是迄一、二私設の機關が無かつたではないが、今日の如く多數の施設を見るに至つたのは、大正十年八月當局の要求に應ずる失業者救済の機關として、それ等事

(一) 隣保事業

此の種の事業として臺北市に人類の家、臺中市に臺中隣保館、彰化市に彰化隣保館、嘉義市に嘉義隣保館、豐原、清水、東勢の各街に夫々社會館がある。人類の家は稻垣藤兵衛個人經營に係るもので、事業を社會部と兒童部に分ち臺北市大稻埕方面に於ける細民の生活改善、並に教護指導に努めてゐる。

臺中、及び彰化隣保館は、夫々臺中市方面事業助成會、彰化市方面事業助成會、經營主體となり、前者に於て醫療救護、福利、兒童保護、教化の各種事業を營み、後者に於ては簡易住宅供給を中心事業として、兒童保護、福利、教化の各種事業を經營してゐる。

嘉義隣保館は昭和九年以來嘉義市方面委員助成會經營主體となり綜合的社會事業を經營して來たのであるが、昭和十一年末より該助成會が嘉義博愛會と改名したので、該博愛會經營主體となり、兒童保護、醫療、社會教化、風習改善の各種事業をなし其の實績を挙げつゝある。

豐原、清水、東勢の各社會館は昭和十年四月の大震災を記念して地方住民の福利増進及教化の爲施設せられ、授産、職業紹介、人事相談の各種事業を行つてゐる。

(二) 教化事業

(イ) 社會教育

業の施設等に關し指導するところあつて以來の事である。昭和十五年中に於ける公設職業職介所事業概況は臺北市、基隆市、臺中市、臺南市、高雄市を合計すれば求職内地人二、六三一名、本島人三、二六七名、求人内地人三、三〇〇名、本島人二、六二四名、紹介内地人二、五一八名、本島人二、七七五名、就職内地人一、七五六名、本島人一、八九〇名である。

(二) 授産

授産事業は社會事業の部門の中最も經營の難しいもので其の發達も他の社會事業に比し割合に後れてゐる觀がある。本島に於ける此の種の施設としては、新竹市方面委員助成會經營の新竹共榮會、臺中市に於ける中尊寺附屬常盤授産部、臺中隣保館裁縫講習會、員林勤勞團臺南愛護會授産部、嘉義隣保館授産部、高雄市方面委員事業助成會授産部が其の主なるもので、新竹共榮會は、製繩及雜巾製造、中尊寺附屬授産部は、家庭に於ける婦人の如く勞働力に乏しい者又は一定の職業のない者に和服及洋服の裁縫を習得せしめ、嘉義隣保館授産部は、生業なき細民及び嘉義市救護會愛生院の收容浮浪者に竹箒及び檳榔樹皮の團扇製造及び竹細工を爲さしめ、高雄市方面委員事業助成會授産部は、同助成會經營の宿泊部に於ける宿泊者に封筒及び袋貼を爲さしむ。

七 社會教化事業



本島の社會教育は極めて健實なる發達を致し、皇民的意識は著しく昂揚されたとは云ふものゝ、現在國語を解する者約三百二十三萬九千人即ち五七・〇二%であり、殘餘の二百四十萬餘人は依然として國民的に何等の教養を受けてゐない現状にある。

特に本島皇民化の原動力とも稱すべき大衆青年の教育の現状を見るに、現在約〇〇萬人中、青年團に於て教育を受けつゝあるものは約四十七萬人、其の他は國語講習所に於て教育を受けつゝあり、施設は大體普及せられたと見るべく將來は銳意内容の充實強化に邁進すべきである。

而して本島社會の現状に鑑みて學校教育に於ける初等教育の普及充實と相俟つて、

- 1、未教育青少年に對する國語を中心とする施設
  - 2、初等教育修了の青年に對する輔導教育施設
  - 3、一般成人をして國民的自覺の強化と公民的資質を向上せしむべき施設
  - 4、社會全般の文化向上を促すべき施設
- 等幾多の社會教化施設の普及充實を計る必要がこゝに起るのである。

社會教育施設 本島に於ける社會教育施設は前述の事項に向ひ、次の様なものが施設されてゐる。

- 一、國語普及施設 國語講習所、簡易國語講習所、幼兒國

語講習所

- 二、部落強化施設 部落振興團體、教化委員、部落集會所
- 三、青少年教育施設 青年學校、男女青年團、中堅青年養成施設、少年團、青年道場、臺灣總督府勤行報國青年隊
- 四、一般教育施設 圖書館、博物館、各種展覽會、修養團體、音樂會、映畫會
- 五、特殊教育施設 臺灣總督府國民精神研修所

(四) 部落改善

部落改善事業を爲すものに卑南改善會がある。臺東廳下行政區廳内に居住する蕃人中、其の最も疲弊せるブユマ族であるが、就中疲弊甚しく而も我が領有當時貢獻のあつた卑南蕃社を救済せんとして、昭和四年組織せられ恩賜財團明治救濟會及同大正救濟會の補助を得て事業を開始し、後國庫及臺灣社會事業協會より補助を得て、初期計畫たる蕃社移轉、醫療所、産業組合、公共浴場、集會所の建設並に簡易水道の敷設を爲し、醫療保護舊債借替、共同購入、共同販賣、職業輔導、授産及び生活改善等の事業に着手し今日に及んでゐる。

(三) 矯風事業

基督教婦人矯風會臺北支部、臺灣禁酒會及び高雄禁酒會を其の主なるものとする。何れも會員組織にして前二者は臺北市にある。

八 司法保護事業

本島に於ける此の種事業は明治三十九年に職務上其の他必要を痛感した當時の臺南監獄長の主唱と職員協力の依り同地に累功舎と稱する收容保護場の創設せられたのを最初とし翌年同様監獄職員に依り臺北に一新舎、臺中に再生舎が設立せられ大正四年に此の三者を内容として財團法人臺灣三成協會の創立を見たが爾來昭和四年に至る約二十年間は時に篤志家の援助が有つたと云へ殆んど刑務所職員の出資と奉仕に依り經營して來たが、同年以降本事業の目的達成には一般世人の理解と協力の必要を認め宣傳に努めた結果、所在に保護團體の設立を見同九年に至り各州廳に聯合保護會設置せられ更に同十五年には紀元二千六百年を記念し全島に於ける指導統制並に助成をする最高機關である臺灣司法保護事業聯盟を創立し從來有つた臺灣三成協會各州廳聯合保護會及市郡街庄に在る二百三十五に上る保護團體は何れも之に加盟し相互に連絡を保ち活動を續け刑事政策の目的を達する上に顯著なる貢獻をしてゐる。

此の事業の中央機關として臺灣司法保護事業聯盟あり。臺北、新竹、臺中、臺南、嘉義、高雄、花蓮港の各地に臺灣三成協會の支部を設け直接保護の任に當り、尙聯盟は全島の保護機關の指導と斯業の發達に努力し、極めて組織的な經營を

なしてゐる。

右の外現在の保護機關として州廳聯合保護會があつて、何れも官衙の長若しくは有志者の熱心なる首唱の下に地方官民有志の協力を得各其の開設を見るに至つたもので、何れも臺灣司法保護事業聯盟に加盟し、相提携協力して保護網の完成に努力してゐる。尙現時局下に於ける銃後治安の維持と人的資源確保の見地より各州共、日を異にして州下保護委員大會を開催し、各數百名多會の下に時局と保護事業に關し宣言決議を行ひ、斯業の進展とその質的效果の増大を計り、又四月十七日の少年保護記念日には臺北放送局を通じて全島中繼にて斯業に關する講演放送を初め、ホスター、リーフレット、講演會、座談會、活動寫眞、紙芝居等に依り全島一齊にその宣傳に努めたる結果、斯業に對する世人の理解も漸く増加し従つて事業も發達しつゝありとは云へ、一般社會事業の夫れに比するときは未だ遜色あるも今後大いに獎勵し且つ其の發展を期するは時局柄特に緊要なことである。

第三節 樺太

本島に於ける社會的事象は從來甚だ單調であつた爲、慈善救済及釋放者保護を主とし、社會事業の發達亦著しいものがなかつたが、最近本島の人口増加と時運の推移に伴ひ社會的



事象も漸次複雑化し、此種事業の發達を促すこと漸く繁く、最近豊原及大泊の主要市街地に於ては市町村又は民間篤志家の手に依り無料宿泊所、託兒所、公益質屋、授産場等の設置を見、市町村に於ては方面委員を設くる等、既設社會事業團體の事業擴張と相俟つて社會の要望に副はむ事を期し、樺太廳に於ても極力之が助成に努めつゝある。尙法令に基き實施しつゝある社會事業は軍事扶助、罹災者救助、行旅病人及行旅死亡人の救護並に取扱、精神病者監護、公益質屋、水難救護及入營者職業保障等があり、又社會事業團體中相當其の成績の見るべきものとしては財團法人樺太慈惠院、財團法人樺太共濟會、財團法人樺太恩賜財團、財團法人大禮恩賜樺太慈惠財團、財團法人樺太保護會、大泊社會院、大泊託兒所、財團法人樺太恩賜財團經營の大泊共同宿泊所等がある。

本島は他の外地に比し内地の法令の施行せらるゝもの遂に多しと雖も、内地と別個の法域を爲し内地の法令は原則として樺太に施行せらるゝことなく、唯司法制度に關しては内地と其の法域を同じくし民法、刑法、裁判所構成法、民刑兩訴訟法の如き内地の法律は樺太にも施行せられる。内地の法律は其の規定事項の性質上當然内地と共に樺太にも施行せられたりと認むべきものゝ外は、特に勅令を以て其の全部又は一部を樺太に施行することを定むるに非ざれば樺太に施行せらるゝことがない(明治四十年法律(第二十五號參照)。而して勅令を以て法律を本

島に施行する場合に在つては、一定の事項に關し勅令を以て特別の規定を設くることを得(大正九年勅令第百二十四號參照)。尙本島に於てのみ施行せらるべき目的を以て制定せられたる法律が施行せられる。現在本島に施行せらるゝ内地の法律は二四九件であるが、其の中全部施行せらるゝもの二一一件一部施行せらるゝもの三八件である。

命令中勅令は其の規定事項の性質上當然本島に施行せらるることあるも、勅令及省令は一般には本島に其の效力を有せず。之に相當すべき事項は樺太廳令を以て之を定むることを得。即ち樺太廳長官は其の職權又は特別の委任に依り廳令を發し之に三月以下の懲役若は禁錮、拘留、百圓以下の罰金又は科料の罰則を附することを得る。

- 樺太に施行せらるゝ社會事業關係法律左の如くである。
- (一) 全部 施行
- 行旅病人及行旅死亡人取扱法
  - 水難救護法
  - 精神病者監護法
  - 軍事扶助法
  - 入營者職業保障法
  - 公益質屋法
  - 未成年者飲酒禁止法
  - 未成年者喫煙禁止法
  - 司法保護事業法

阿片法

矯正院法

少年法

戰時災害保護法

(二) 一部 施行

- 傳染病豫防法(第二十二條、第二十四條及第二十五條を除く)
- 産業組合法(第九條第二項、第七十九條、第六六條及第七七條の規定並産業組合中央會に關する規定を除く)
- 思想犯保護觀察法(第十二條の規定を除く)
- 職業紹介法(第六條及第七條の規定を除く)
- 結核豫防法(第四條第二項、第五條第二項後段、第十一條及第十二條の規定を除く)
- 國民勞務手帳法(國民勞務手帳審査會に關する規定を除く)

一 生活保護事業

(一) 一般保護事業

財團法人樺太恩賜財團及財團法人大禮恩賜樺太慈惠財團、財團法人樺太恩賜財團 大正元年 明治天皇御大喪に當り、地方賑恤の資として賜はりたる御下賜金を以て設立せられ、其の後 照憲皇太后 大正天皇御大喪の際の御下賜金をも本財團の管理に屬せしめ財團法人大禮恩賜樺太慈惠財團は大正四年 大正天皇御大禮に際し内閣總理大臣に賜はりたる御沙汰の旨を奉體し、御頒賜の賑恤資金を以て之を設立し、昭和

三年御大禮の際の御下賜金をも併せ管理し共に本島に於て慈惠救濟の事業を行ひ廣く住民をして聖恩に浴せしめ、之を永遠に傳ふるを以て目的とし設立以來専ら資金の増殖に努め、大正十三年より縁寡孤獨孝子節婦にて貧困又は病氣の爲自活療養の途なきものに對し恵恤を行ひ來つた。近時資金も相當の増加を見るに至り漸次事業を擴張し、貧困者の生活扶助及施療等を行ひ相當の成績を挙げつゝある。

(二) 特殊保護事業

罹災者救助規程 本規程(廳令)に依り多數者同一の災害を蒙りたる場合に限り、救助を行ふものであつて避難費、食料費、被服費、治療費、小屋掛費、就業費及學用品等に對し救助金を附與してゐる。

財團法人樺太共濟會 大正七年設立せられ、本島に於ける住民の生業と必要な物資の需給を調節し、併せて天災地變に際し罹災者を救助するを目的とする外交通不便な奥地住民の爲、冬季物資の購入資金を貸付し、水害、火災等に當り罹災民に救助金を交付する等相當の活動を爲しつゝある。

帝國水難救濟會樺太支部 本島は四面海を環し、漁業及航海運業盛であり一面地勢氣象等の關係上荒浪多く、徒つて海難事故各所に頻發する實情である。依つて警察としては常に警報の周知、警戒等之が警戒に力を致しつゝあるが、一面之が救濟機關である帝國水難救濟會の活動を希求し、會員並に基



金の募集及救難所設置を急務とし、昭和二年之が計畫を樹て其の實現に努めた結果、昭和四年六月帝國水難救濟會樺太支部の設置を見た。昭和十六年末現在に於ては救難所三四、同支所二、會員五、八五〇名に達し、其の事業著々進行し水難救濟の實績を挙げつゝある。既往に於ける救助成績は昭和十六年末調は救助回数五三八、同船舶數七〇二、同人員四、三八七名、同船體貨物價額一二、七三二、九一二圓を算する。

(三) 土人保護事業

樺太に在住する土人とはアイヌ、ニクブン(ギリヤーク)、オロツコ、キーリン、サンダー及ヤクトの六種族である、彼等は従順にして其の智能概して低く、同化の程度稍高きアイヌ族すらも内地人社會の競争場裡に伍し自立し得ない状態に在る爲、農業漁業其の他に關し特殊の制度を設け之を保護し、其の生活の基礎を安固ならしむると共に、農耕を奨勵して自活思想を養ひ、子弟に教育を授くるの外彼等の風習を毀けざる範圍に於て自由に文明の惠澤に浴せしむ等、専ら其の保護誘掖に努めつゝある。

(イ) 生活保護事業

(1) 一般保護事業

土人の救恤に關しては特例を設け、其の普遍を圖ると共に諸般の事情を參酌し、遺憾なきを期しつゝある即ち漫然金品を與へ依頼心を助長せしむる弊を避け、老幼を恤み、不具廢

果である。

(ロ) 保健並醫療保護事業

土人は一般に衛生思想に乏しく、従つて疾病多く特に其の血族結婚と酒精分の過飲とは體質を脆弱ならしめる。之れ彼等の容貌の魁偉なるに似ず體質の虚弱なる所以にして、而も病魔に犯さるゝや先づ舊習に依る祈禱ト占を爲し、草根、木皮、獸骨等を服用し愈々重態となるに及び始めて醫藥を求め、病苦少しく減ずるか若は短期に特效を認め得ざる場合は多く醫藥を廢するを以て、傳染性疾患の如きは其の間に傳染の機會を多からしめ保健上遺憾の點尠くない。以上の事實に鑑み土人の衛生に關し深甚の注意を拂ひ、部落の衛生的施設の整備を計ると共に各部落に公醫を囑託して診察せしめ、各種藥品、器具等を配備して傳染病豫防に備へ、時々衛生に關する講話を爲し又は衛生に關する活動寫眞を映寫して觀覽せしむる等衛生思想の喚起普及を計りつゝある。

昭和九年十月施行の土人健康診断の結果に依れば齶齒、トヲホーム、中耳炎、扁桃腺炎、疥癬等は各種族に互りて割合に多く、脊柱後彎、前彎等はオロツコ、ニクブン族に多かりしも肺炎カタル、肺結核等は比較的尠い。而して土人の家屋は概して採光、換氣不充分なると便所の設けなきこと、沐浴を嫌ふ者多き等は健康上及ぼすべき悪影響多きに依り各部落に浴場設置を奨勵すると共に之が指導に當る者深くこの點に

疾者を憐み、疎寡孤獨の者、十歳未満の幼者三名以上を有する者、六歳以下六十歳以上のもの等にて自活し得ないものに對しては救恤米を與へ、罹病者にして治療の資力なきものに醫藥を給し、或は樺太慈惠院に收容治療し、水火災其の他の罹災者には金品を施與する等之が救濟に關し遺憾なきを期しつゝある。

(2) 經濟保護事業

領有前に在つては河海に漁り山野に獵し、天産物によつて衣食した爲、一定の産業に従事し將來の策を樹てんとするの念なく複雑を厭ふ風がある。従つて彼等の最も得意とする漁業に就き特殊の方法を授け漁船漁具を貸付し、漁業を爲さしめ舊慣を改め其の改良發達を促がしつゝある。然れども漁業は年々變遷あつて收穫一定せざる爲、一面農耕を奨勵し土地を貸付して、農具並に種子を給與し之が奨勵を爲した。然れども彼等從來の惰性に依り勤勞を厭ひ播種後の中耕、除草を怠る者多く、甚しきは給與の種子を食用に供し、僅かに一時の食料を得て後日生活難に苦しむ者ある等の點に鑑み、勤勞生活、産業の發展等に就き注意の喚起に努めつゝある。亦商業を營むものがあつたが比較的計數の觀念に乏しく經濟思想なき爲、好成績を擧ぐるもの稀であつたが近年漸く昔日の面目を改めんとするに至つたのは不斷の指導啓發と拓殖の進展、人口の増加に伴ふ周圍の刺戟並に教育の振興等に依る結

留意し着々衛生上の自覺を促がし住宅構造、生活様式の改善を計る等益々彼等の健康増進のため鋭意努力しつゝある。

(ハ) 社會教化事業

土人の教育に關しては教育所を設くるの外各種施設を爲し、専ら智徳の啓發、生活の改善其の他の指導誘掖に努めつゝある。

教育所は明治四十二年初めて東西兩海岸のアイヌ族集團部落に各一箇所を設置し、其の子弟を收容するの外、尙地理的其の他の關係上一部は公立小學校に委託して教育せるが、各種の設備充分ならざりしを以て、大正十三年四月部落の合併行はるゝと共に、教育所を五箇所と爲し、昭和五年九月更に敷香教育所を増設し爾來其の内容の充實を圖り、昭和六年十二月多蘭泊教育所を多蘭泊尋常小學校に昇格變更した。

尙昭和八年一月樺太施行法律特例改正の結果アイヌ人の子弟は小學校に收容され、内地人兒童と同様に教育さるゝことゝなつた爲、敷香教育所以外の教育所は廢止又は小學校に昇格し昭和十六年四月國民學校となつた。而してオロツコ、ニクブン族等の土人の子弟は敷香教育所に收容され現在々籍兒童三五人ある。其の成績を見るに書方、圖畫、手工、唱歌等は内地人子弟に比し遜色なきも算術、綴方は劣る。卒業者の成績は概して良好にて普通々信文其の他家庭の用務を辨するは勿論、アイヌ人中には現に中等學校在學中のものあり、又



官公署、國民學校等に奉職せる者もある。社会教育に關しては各部落に男女青年團、婦人會を設け夜學會を開き、主として小學校教員指導に當り、之が誘導啓發に努めつゝある。尙昭和十三年以來オクスに中堅青年の勤勞觀念の向上を目的とする修養所を設け手藝の指導並に修養等に努めつゝある。

(二) 司法保護事業

領有前に於ては犯罪は凡て酋長之を審問し處罰するものにて、多くは財産刑なるも稀には體刑をも行つた、財産刑は被告人所有の寶物又は家畜等を沒收して、之を相手方に給付するを普通とし、體刑は笞杖、指切、死刑等にて是が執行は被告の最も近親のものをして行はしめた。然れども領有後土人の民事事に關する事項は總べて酋長又は總代の直接執行を許さず、當局に於て彼等の舊慣に則り執行することとなつたが、昭和八年一月樺太施行法律特例の改正に依りアイヌ族のみは内地人同様民事法の適用を受くることとなつた。而してアイヌ族以外の土人全部に對しては刑事法のみ適用せられる。

(四) 經濟保護事業

私營質屋 質屋營業に付ては明治四十年質屋取締法施行せられ庶民金融機關の完備せざる本島に於ては重要な金融機關として各地共相當に利用せられつゝある。昭和十六年に於ける營業概況は業者數五六、貸付高六七八、五二八圓、辨濟高

六五六、七八七圓、流質高三七、七五三圓、貸付殘高一六三、五四一圓である。

公益質屋 公益質屋は昭和七年十二月豊原に、同十年四月大泊に、同十一年十二月恵須取に夫々設置せられ、私營質屋に對し遙かに低利なる爲庶民階級の福利を増進しつゝある。今昭和十六年に於ける事業概況を見るに經營主體數三貸付高一三三、六七四圓、辨濟高一二九、二二七圓、流質高一、三一三圓、貸付殘高五八、八五三圓である。

二 保健並醫療保護事業

領有以來衛生設備は漸を趨うて備はり衛生思想亦次第に普及發達し、市街地に於ては意を強うするに足るものがある。然れども村落にあつては其の施設未だ全からず衛生思想の普及も亦充分ならざるものある爲、衛生思想の喚起を計ると共に施設の改善を要するもの尠くない。輾近拓殖の進展に伴ひ各種産業の勃興、交通機關の發達及人口の増加著しく、從て交通亦頻繁を加へ各種病菌傳播の機會多く傳染病漸次増加の傾向ある爲、之が豫防撲滅に努力しつゝある。尙傳染病中コレラ、ペストの如きは未だ嘗て發生したことなく又風土病と稱するものがない。

醫療機關は漸次充實し人口の比率より見れば内地及各殖民地に比し寧ろ優れてゐる觀ありと雖も、本島は人口に比し面積廣汎にて寧ろ過少の憾ある爲、醫學講習所を設置し之が充實を期すべく立案計畫中の處、昭和十六年九月三十日樺太廳豊原醫院附設醫學講習所開設せられ生徒を入所せしめ講習中である。病毒傳播上最も注意を要する飲食物及接客營業に關しては、嚴重取締を勵行すると共に之を指導し自發的病害豫防に努めつゝある。

(一) 一般保健並醫療保護

醫院 本島に於ける醫療機關は明治四十年四月コルサコフ(大泊)に於て樺太廳醫院を設置し、ウラジミロフカ(豊原)及マウカ(眞岡)に其の分院を置き一般患者の診療を開始したのを嚆矢とする。同年九月マウカ分院を廢止し、翌四十年四月ウラジミロフカ分院を豊原分院と改稱したが、同年十月樺太廳醫院を豊原に移すと共に大泊を分院とし、尙眞岡分院を復活し、同年十一月より診療を開始した。越えて大正五年四月分院を廢止し豊原の外、大泊及眞岡に樺太廳醫院を置き、之が擴張改善を圖り一般診療の傍ら看護婦及助産婦の養成に努めつゝある。

昭和十六年末醫院患者及延人員 資料(樺太要覽)

醫院別	病床數	外來	入院	往診
豊原	二一三	七二、三九五	二、四〇七	二〇六
大泊	六〇	七、八四五	一、〇八七	五七一

醫師、齒科醫師其他 從來本島は土地の廣大なるに比し人口稀薄なる爲病院の如きも概ね小規模であつたが、近時各種産業の勃興及び人口の増加に伴ひ敷香町及野田町に於ては町立病院を設立し其の他の町に於ても之が計畫中のものがあ亦鑛業方面に於ては相當大規模の病院を經營する等漸時醫療機關は充實せられつゝある。昭和十六年末現在醫師、齒科醫師等左表の通りであつて醫師一名に對する人口割合一、八一四名、齒科醫師一名に對する人口割合四、三三四名なり。

昭和十六年度醫師、齒科醫師、産婆、看護婦、鍼灸術者 資料(樺太要覽)

醫師	齒科醫師	産婆	看護婦	鍼灸術者
有資格	有資格	有資格	有資格	有資格
假免	假免	假免	假免	假免
格許	格許	格許	格許	格許
一五	七三	二七	一八〇	一三

救療機關 救療機關としては財團法人樺太慈惠院其他がある。その内樺太慈惠院最も整備し、昭和十六年度末に於ける



る資産一九八、六三九圓餘を有し、普通病室七室、精神病室一四室、患者收容定員普通五〇名、精神病者一四名にして、現在收容しつゝあるは市町村の委託に依る行旅病人及精神病並に私人委託の精神病者及貧困者にして外來患者なし、最近の收容人員左の如し。

財団法人樺太慈惠院事業成績資料(樺太要覽)

年 度	收 容 人 員			延人員
	前年度より越	收容	退院	
昭和十六年	三〇人	二八人	九人	一七、七五人

(二) 特殊保健並醫療保護

(イ) 結核 本島の氣候寒冷であり住民の多くは半歳に亘り冬期室内に籠居する結核患者多く累年遞増の傾向に在る。昭和十五年内地に於ける結核死亡人口一萬に對する二〇・六に對し本島は二七・四の多きを示した。樺太廳に於ては右の事情に鑑み昭和十四年度より豊原市大澤に結核療養所豊養園を設立既に竣工し十七年四月より患者收容療養中である。

尙多年懸案の結核豫防法も昭和十六年六月三日附を以て公布、同月二十日施行となり之が豫防撲滅に關しては遺憾なきを期しつゝある。

最近五ヶ年間に於ける本島結核死亡者數左の如し

年 度	結核死亡者數
昭和十一年	一〇、〇三
昭和十二年	一〇、〇三
昭和十三年	一〇、〇三
昭和十四年	一〇、〇三
昭和十五年	一〇、〇三
昭和十六年	一〇、〇三

(ハ) 傳染病 法定傳染病はチフテリアを首位とし腸チフス、猩紅熱之に亞ぎ、其他赤痢、バラチフス等の發生に至りては微々たるものであつて、コレラ及ベストは曾て其の侵襲を見たることがない。

傳染病に關しては從來樺太廳に於て直接之が豫防及消毒を行ひ、各醫院に傳染病室を設け患者を收容治療するの外一切の事項を處理し來たが、大正十一年及大正十二年に町村制施行せられてから其の一部は之を町村に於て行ふこととなつた、然るに人口増加し交通頻繁となるに伴ひ各種病菌の傳播する虞れある爲大正十四年六月廳令を以て傳染病豫防法施行規則及施行細則を公布し、各町村に於ては相競うて隔離病舎を設くるの外蠅の驅除、豫防注射其の他の豫防施設を爲し之が防遏に努めつゝある。

昭和十六年に於ける發生狀況左の如し  
昭和十六年度法定傳染病發生狀況

區 別	昭和十六年
チフテリア(患者)	一一一
チフテリア(死亡者)	一一一
チフテリア(患者)	三三〇
チフテリア(死亡者)	三三〇

累年結核死亡者數

年 別	呼吸器の結核	其の他の結核	計
昭和十五年	七三五	三五七	一、〇九二
昭和十六年	六五三	三四三	九九六

(ロ) 花柳病

豊原及真岡に貸座敷の設置があり。娼妓には各貸座敷組合の建設に係る保健院に於て毎週一回醫師の健康診断を受けしめ、其の傳染性疾患の輕症患者は保健院に於て治療し、重症患者は樺太廳醫院に入院治療せしめ其の料金を半減してゐる。

藝妓娼婦は貸座敷所在地に於ては毎月一回以上、其の他の地方に在りては月三回指定した醫師の健康診断書を所轄警察署に提出せしめ、傳染性疾患者は治療に至る迄就業を停止し入院治療者には娼妓同様其の料金を半減してゐる。昭和十六年中娼妓及藝妓娼婦の健康診断成績左の如くである。

昭和十五年中娼妓及藝妓娼婦健康診断成績

種 別	受 診		有 病 者		延人員
	延人員	微毒	軟性	其他	
娼 妓	一、七〇〇	一、四	一、八	一、八	一、〇、九三
藝 妓	一、七〇〇	一、四	一、八	一、八	一、〇、九三
計	三、四〇〇	二、八	三、六	三、六	二、一、八六

種 別	延人員	微毒	軟性	其他	計	延人員
猩紅熱	一	一	一	一	一	一
赤痢	一	一	一	一	一	一
流行性腦脊髄膜炎	一	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一	一
患者百に對する死亡率	一一、六五	一一、六五	一一、六五	一一、六五	一一、六五	一一、六五

三 兒童保護事業

學校衛生に關しては各學校に學校醫を配し主要市街地國民學校には養護訓導又は學校看護婦を置き學校教員との連絡補佐に當らしめ實際的研究と兒童の保健衛生並に適切なる體育運動とによりて其の實績の向上を圖りつゝある。

本島に於ける養護訓導又は學校看護婦設置校は現在四十四校である。學校衛生の直接擔當者たる養護訓導並に看護婦の増置は最も緊要なる問題にして將來六學級以上を有する學校には漸次設置せしむることとし毎年十五校宛學校看護婦設置補助費として給料の半額(一校月二十五圓程度)を支給し努めて學校看護婦の設置を奨励しつゝあり樺太廳に於ては昭和



十二年十一月學校衛生技師を置き學校衛生に關する指導並に調査研究に當らしむ。

昭和十四年十一月更に技師一名を増員し學校職員並に生徒兒童の巡回健康診断用として携帶用レントゲン機械を購入し其の事務に當らしむ。

各學校に於ては、學校衛生設備の充實を計ると共に逐年校舍の増改築をなし保温、採光、換氣、風致等に留意し、兒童用机、腰掛の改良、湯呑場、洗面所、便所等の設備には見るべきものあり又屋内外の運動場の設備も漸次改良せられ其數も亦増しつゝあるは洵に欣快とする處である。

其の他學校に於ては毎年又は毎學期毎に衛生週間、身體検査、衛生検査、臨海並に林間教授、衛生訓練、衛生教授、虚弱兒童特別指導、紫外線照射、裸體體操、乾布摩擦、濕布摩擦、寄生虫驅除、近視眼豫防、洗眼、滋養強壯劑及榮養給食等の諸施設に留意し且兒童生徒の學校體操の徹底と課外運動の奨励と相俟つて保健衛生に努めつゝある。

本島生徒兒童の健康狀況は身體の發育状態より觀察するに内地府縣に比して決して遜色あるべきものと思惟せられざるも其の死亡率、呼吸器系疾患の數等よりして相當注意と研究を必要とするものと思惟せらる。

又存柱不正者、近視眼は内地府縣に比して其の數多きに鑑み學校衛生訓練要目を定め特に日常生活に於て健康の保護増

進を圖らしむ一方學校給食の施行を奨励し本廳に於ては昭和十四年度以降學校給食設備補助を爲して該施設の助成改善を期しつゝある。

本廳並に各支廳にては昭和十四年度に學校衛生會の設立をみ本島學校衛生の改善向上が企圖せられた。

國民學校々醫設置調 (昭和十六年十二月現在)

資料(樺太要覽)

支廳別	學校數	校醫設置校數	校醫數	兒童數
豊 榮	四五	四二	二四	一一、七一二
大 泊	三四	三三	一九	七、三八三
留 加	二七	二九	八	二、六七四
本 斗	二三	二七	一〇	四、五三〇
眞 岡	三二	三三	一二	八、七六四
泊 居	二七	二三	一〇	五、三七〇
惠 取	三八	三四	一八	一四、六六一
元 泊	一八	一八	一〇	四、二三五
數 香	二六	二六	一五	五、六九四
計	二七〇	二六三	一二六	六六、〇二四

備考 兒童數は六月現在

校醫數は一人校醫が數校兼任の時校醫數一人と計算

學校衛生施設調 (昭和十六年十二月現在)

資料(樺太要覽)

業取締規則を以て取締られてゐる。

(二) 勤勞者保護

管下に於ける工場總數は昭和十五年末現在に於て七〇六である。

一般工場取締に關しては大正六年工場取締規則を制定し、大正十年工場法の精神に則り之に改正を加へ現在に至つた。斯くて職工の保護、待遇の改善、災害豫防に努め以て産業の圓滑なる發達を期しつゝある。又勞資の關係は概して圓滿にて從來爭議等起りたることなき状態である。

原動機は主としてパルプ工場、製材工場、農産物加工工場、水産物加工工場及漁場使用せられ、之が取締に關しては大正十一年原動機取締規則を制定、昭和五年三月之に改正を加へ、從來五馬力以上の原動機のみ適用したのを二馬力以上の原動機並に同電動機にも同規則を適用し之が取締に努力し以て災害豫防に遺憾なきを期しつゝある。

土木、建築、工業等日を逐つて隆盛に趨くと共に時局産業たる炭礦業の急激なる勃興に伴ひ、勞働者の需要も亦年々激増の勢を示しつゝある。而して土木、林業等に要する勞働者は何れも季節的に一時に需要増大する關係上勞働者の拂底は勢ひ善良なる勞働者を選択使用すること困難となり爲に身元不確實なる不良者介入し雇主側に於ても古き慣習に囚はれ自由を拘束し、或は不當なる勞働を強ひ、或は亦虐待する等諸

四 勤勞保護事業

(一) 勞務配置統制

財團法人樺太恩賜財團 昭和七年十月豊原に人事相談所を開設し、職業紹介を始め一般人事の相談に應じ來つた處、昭和十四年十二月十三日本島に職業紹介法が施行せられ、樺太應職業紹介所の設置を見た爲同日人事相談所は廢止せられた。

尙周旋業者は昭和十六年末現在では三四名であり、周旋營

支廳別	衛生室數	養護指導員數	衛生婦數	學校醫數	太陽燈設置校數	養護指導員を有する校數
豊 榮	八	八	一	二四	一	三
大 泊	四	四	二	一九	二	五
留 加	一	一	一	八	一	一
本 斗	三	一	二	一〇	一	三
眞 岡	六	四	四	一二	二	七
泊 居	二	一	一	一〇	一	二
惠 取	九	六	三	一八	二	三
元 泊	五	三	三	一〇	一	三
數 香	三	一	二	一五	一	一
計	四一	二八	一八	一二六	九	二六



種の弊害あるに鑑み之に適正なる指導をなし、根本的改革を加へ適切なる勞務管理を行はしめ之等勞働者を眞に産業戰士として訓育するの要緊なるものあるを以て勞務者使用取締規則及請負營業取締規則を制定し、以て取締と指導に任じつゝある。之がため往年の弊風漸く其の跡を絶たむとするの状況に在り又鑛業、工業等に從事する勞働者は使用者との協調圓滿にして殆ど問題を惹起したる事例がない。尙勞務動員計畫に基き昭和十四年以來相當多數の鮮人勞働者の入込みを見、主として炭礦方面に於て稼働しつゝある。而して是等鮮人勞働者に對しては其の特殊性に鑑み嚴密周到なる指導取締を爲し内地人と同様皇國産業人としての責務を分擔せしめある爲、眞面目に勞働し内鮮融和の實を擧げつゝある。

五 社會教化事業

(一) 教化事業

明治三十八年十月本島の帝國版圖に加はるや内地人の移住する者頗る多きを加へ開拓進展と共に教育施設の整備を見るに至つたが時運の進展に伴ひ彌々一般民衆に對する社會教育の必要痛感せらるゝこととなり各地に於て男女青年團の活動及講演會の開催等社會教育の施設事業漸次行はるゝに至つた。斯くて昭和五年十月樺太廳に社會教育官設置せられ専ら社會教育の指導監督並に事務を掌ることとなつた。

大正十一年豊原に樺太廳博物館、昭和三年大泊に、同七年豊原、同十五年眞岡に夫々圖書館開設せられ、大正十五年全島二十七ヶ所に青年訓練所、大正十四年樺太各地に青年團、昭和三年樺太聯合女子青年團の組織、昭和十四年四月青年訓練所を廢して青年學校制度實施せらるゝ等主要なる社會教育施設の充實を見るに至りしが更に教育會及婦人會其の他の各種團體等をして社會教化の諸運動を振起せしむると共に昭和十五年樺太廳内に映畫聯盟を置きて映畫の統制並に映畫教育の普及發達を圖ることとなつた。其の他各地に講習會を開催し或は島外に視察者を派遣し内地優良町村の社會施設を見學せしめ或は社會教育に努めた島内優良團體並に篤行者を表彰する等社會教育の發展に努めつゝあると雖尙漸次之が組織の整備を圖り規模を擴充し以て本島の開發社會の進歩向上を計つてゐる。

本島に於ける社會教育は拓殖の重大使命を荷へる本島住民に對して其の資質を向上し社會の進歩改善を圖るを以て目的とす則ち左の事項に重點を置きて指導し其の徹底に努む。

- 一 國民精神の作興、特に公民思想の涵養、敬虔眞摯、實實剛健の氣風育成
- 二 産業的智能の啓發
- 三 情操の陶冶
- 四 體位の向上

樺太教育會 從來各支廳に獨立した教育會があつたが是等を一して一層強化するの要あるに鑑み、大正十三年二月從來の教育會を解散新に各町村に單位教育會を設け各支廳には之を統一したる支廳管内教育會を創設し更に之を統合する樺太教育會を樺太廳に設置した。爾來講演會、研究會、夏季講習會の開催各科研究調査會、學用品選定、圖書館及夜間中學の開設並に機關雜誌の刊行、新刊書籍の巡回輪讀等着々事業を進めつゝある。

教育會概況(昭和十七年四月末)資料(樺太要覽)

名	稱	所屬團體數	會員數	經費
樺太	市、支廳聯合教育會	二〇	二、八〇〇	一、七〇〇
豊原	市	一	七九四	六九三
豊原	支廳管内	五	六五〇	一、〇〇六
大泊	支廳管内	七	三八九	三六七
留多加	出張所管内	三	四八三	八八八
本斗	支廳管内	六	一、〇一五	七六七
眞岡	支廳管内	四	三二一	二、四四四
泊居	支廳管内	四	五〇〇	一、八六三
惠須取	支廳管内	三	六四四	五九六
元泊	支廳管内	三	三〇〇	二、一八五
敷香	支廳管内	四	三〇〇	三、一八五

恩賜財團樺太教化事業獎勵會 本會は大正十四年五月十三

日 天皇 皇后兩陛下 御成婚滿二十五年の御祝儀に方り御下賜せられたる恩賜金及利子を以て昭和六年八月三日設立せられたるものにて御内格恩賜の聖旨を奉戴し本島に於ける教化事業の獎勵を爲すを目的とし事務所を樺太廳内に置き篤行者、社會教化功勞者並に團體の表彰及補助等社會教化に盡力しつゝある。

樺太青少年團 一、從來樺太に於ける男女青年は男女青年團、處女會の名稱の下に各町村に於て任意設立し來りたるが男子青年に在りては大正十四年八月十日 東宮殿下樺太行啓の御本島青年團振興の爲特に金一封下賜の恩命に浴し、之が台慮に副ひ奉らん爲統合、同年十一月樺太聯合青年團として創立せられ昭和三年大日本聯合青年團に加盟し、女子青年に在りては大正十五年十一月發布女子青年團に關する内務、文部兩省訓令の趣旨に基づき昭和三年十二月御大典記念として樺太聯合女子青年團を創立、直に大日本聯合女子青年團に加盟した。二、少年團の結成は從來全島に二三の内地少年團加入團あるのみである。三、昭和十六年一月内地に在りては從來の男女青少年の諸團體を整理統合して大日本青少年團の結成を見、外地に在りてはこの中央の組織に準じて各々單獨に結成することとなりたるを以て樺太に在つても昭和十六年三月從來の男女聯合青年團並に少年團は之を發展的解消し、新に樺太青少年團を結成した、樺太青少年團昭和十七年度豫算



及事業はイ、總豫算一六、二〇〇圓、ロ、事業 武道大會、雪上競技會、海洋競技會、内地開催各種競技會派遣、行軍訓練、合宿訓練、奉仕訓練、動員訓練、神德景仰講習會開催、内地奉獻者派遣、青少年團指導者幹部錬成講習會開催、自轉車訓練講習會、銃劍道、國防競技指導者講習會、内地大會代表の派遣、食料増産獎勵等である。

昭和十七年八月末現在單位團題數六九〇、團員數七九、七二九名である。

青年學校 實務に従事する青年の教育機關として大正十五年四月勅令により内地に於て青年訓練所令施行せらるゝや、本島に於ても同年六月樺太廳令を以て樺太公立青年訓練所規程を公布し、(昭和五年十二月樺太青年訓練所規程に改正)内地同様の制度を實施した。進んで昭和十年三月青年學校令公布せられ、青年教育機關の確立を見るに及び本島に於ても、昭和十四年四月樺太公立青年學校官制並に樺太青年學校規程施行せられ専任教諭の配置により劃期的振興を見るに到つた。然れ共内地に於ては昭和十四年より義務制を實施したるに鑑み、本島に於ても昭和十七年四月より之を義務制となし一層青年學校の趣旨普及徹底を圖りつゝある。昭和十七年五月末現在學校數一六六、教員數一、一七六人である。

成人教育 本島に於ける成人教育に關する施設は未だ見るべきものなく僅に成人講座、婦人講座、營養講座等あるのみ

である。將來全島住民をして教化的精神に燃えしめ、郷土に即した綜合的社會教化施設として島内各市町村毎に各種團體聯合會及教化員を設置し、以て國民精神の作興、公民教育の徹底、産業の振興並に生活の改善等教化の實績を擧ぐるの要ありと認められる。又勞務者教育及工場嶺山教化機關等を助成し或は映畫に依る教化の振興を圖りつゝある。

(二) 矯風事業 昭和十六年末に於ける風俗營業者中料理屋數三五五、特殊飲食店二七七、その他風紀上取締を要する諸營業極めて多く、從來殖民地の常として人口に比較し其の數甚だ多く殊に支那事變發生以來時局産業の急激なる發展に伴ひ業者の進出著しきものがある。此等營業は國家風教上其の及ぼす影響大なるものあるに鑑みて法規に據る他新設許可の制限、營業時間の短縮業者の自肅自戒等の方法に依り之が取締の完備を期しつゝある。

其の他 昭和十六年末現在に於て旅人宿五八一、劇場三四活動寫眞常設館一六あるが、各々營業取締規則を制定し弊害を防止すると共に營業の堅實なる發展を圖りつゝある。

### 六 司法保護事業

財團法人樺太保護會 大正八年の創立にして刑の執行を受けたものに對し釋放後の保護を爲すものにして收容保護間接

保護及一時的保護の三種に區分し保護事業を行ひつゝある、而して釋放後の一時宿泊、職業紹介、衣食、旅費の給與及結婚媒介等を爲し昭和十六年度に於て收容保護五十一名、一時保護二一名である。

## 第四節 南洋群島

### 一 生活保護事業

恩賜財團慈惠會 昭和二年二月七日 大正天皇御大喪の御儀を行はせられるに際し、慈惠救済の資に充てしめるの聖旨を以て御下賜になつた御内帑金一千圓を基金として昭和二年五月二十七日日本會が設立され之が維持の方法としては基金より生ずる利子、寄附金及其他の收入を以て維持費に充て南洋廳に於ても、昭和三年以降毎年補助金を交附して其の目的の達成を圖つてゐる。本慈惠會は昭和二年二月七日惠恤の儀に就き賜つた。勅語の趣旨を奉體し慈惠救済を行ふ事を目的とし凡そ左の事業を行ふ事としてゐる。

- 一、窮民の救助、救療
- 二、罹災者の救護
- 三、釋放者の保護
- 四、行路病者の保護

五、其他評議員會に於て議決した慈惠救済事業 現在實施してゐる主な事業は癩患者の養護及貧困患者の救済で「ヤルート」、「バラオ」、「ヤップ」の癩療養所に收容してゐる。癩患者は現在六十八名で療養所に收容し施藥治療を行つてゐる。

### 二 軍人援護事業

恩賜財團軍人援護會南洋群島支部 南洋廳長官を支部長とし、軍人援護會の活動を支援補足する爲、各種の援護事業を行ふことを目的とし、出征軍人並遺家族の慰藉、慰安、銃後後援思想の普及強化に努めつゝある。

大日本婦人會南洋群島本部 澎湃たる大政翼賛運動に呼應し内地に於て曩に各種婦人團體の統一化が行はれた結果、愛國婦人會南洋群島支部も發展的解消せられ、昭和十七年五月新に大日本婦人會南洋群島本部の結成を見るに至つた。各支廳及出張所に支部を設置し、支部に分會、分會に班を置き高度國防國家體制に即應する爲め皇國傳統の婦道に則り修身齊家奉公の實を擧ぐるを目的とし國體觀念の涵養婦徳修練に關する事項、國防思想の普及徹底に關する事項、家庭生活の整備刷新並に非常準備確立に關する事項、次代國民の育成及家庭教育の振興に關する事項、軍人援護に關する事項、國防上必要なる訓練に關する事項、職分奉公隣保協同に



關する事項、貯蓄獎勵に關する事項等の事業を行つてゐる。南洋廳は本會に對し補助金を下附してその事業運営を助けてゐる。

### 三 保健並醫療保護事業

南洋群島は熱帶圈内にあるが、氣候が比較的良好であつて居住に適し他の熱帶地に見るが如き悪性の疾病が少く保健状態は佳良である。唯、群島内各島嶼は多く狭小なる珊瑚礁島である爲、良好な飲料水を得ることが困難であつて、一般に貯溜雨水を飲用する爲と雨量多く湿度高い爲め、罹病の素因たるものが少くなく又季節風の時期の終始に際しては氣候の變化がある爲往々にして感冒の流行を見ることがある。島民は一般に衛生思想に乏しく其の起居は非衛生的で罹病高率の主因は又此に存するのである。島民の疾病に對する迷信は各地に依つて異にするが傳染病に對し其の傳染性を信ぜず、或は疾病は神の所業なりと信じ、或は不治のものとして受療を避くる等其の衛生思想の低級なる甚しきものがあつたが、官に於て生活改善及衛生思想の普及向上につとめた結果近時これ等の陋習は改められるに至つた。

#### (一) 一般保健並醫療保護

大正三年群島占領後直に醫院を開いて、軍醫官が一般診療に従事し、更に同七年、民政部設置と共に軍醫官に代つて文

官たる醫官、醫員が之に當つたが、其の成績大いに見えるべきものがあつた。大正十一年南洋廳の設置と共に、須要の地七ヶ所に南洋廳醫院を設置して、醫長、醫官、藥劑官(藥劑官は大正十三年財政整理の際廢止となる)醫員、藥劑員、産婆、看護婦等を之に配置し、汎く公衆の診療に當らしめると共に、地方病の調査研究に従事せしめた。其の後人口の増加、衛生思想の發達に伴ひ、醫院の擴張を行ひ、又公醫規則を制定し、開業醫に一定の補助金を與へ一般診療に従事せしめてゐるが、現在「サイパン」、「ヤップ」、「バラオ」、「バベルダオブ」島(バラオ本島)、「トララック」、「ボナベ」、「ヤルート」に官立醫院を、又「クサイ」に分院を設置してゐる外「テニアン」、「ロタ」、「バベルダオブ」島、「トララック」諸島、水曜島に各一名の公醫を設け、更に設備の完成に努めてゐる。尙僻遠の離島に於ける患者の應急治療機關として島民限地開業醫の制度を設け、官立醫院に於て三年乃至五年に亘り、學理及實地により、内科、外科の一般を修得せしめて、其の成績の良好なものをして一環礁を限り開業せしめてゐるが麻藥、劇藥及外科刀等の使用は禁じられてゐる。此の種島民の開業醫師は昭和十六年末現在に於て、「ヤルート」諸島に十名を算する。以上の外「サイパン」、「テニアン」、「バラオ」、「ボナベ」の諸島には一名乃至七名開業醫あり、その總數十三名に達してゐるが、尙南洋興發株式會社、南洋拓殖株式會社等

の企業會社は各々其の企業現地に醫務室を持ち、一名乃至四名の醫師を配置し、主として其の従業員の診療に當らしめて居る、尙齒科醫師は「サイパン」に六名、「バラオ」に三名、「テニアン」に二名、「ロタ」、「トララック」、「ボナベ」、「ヤルート」に各一名の開業醫が居る。

#### 官立醫院診療患者

(昭和十六年中)

資料(昭和十七年版南洋群島要覽)

醫院別	邦外人	島民
サイパン	三、六六五	一、五一二
ヤップ	二、二九五	三、四八五
バラオ	九、一九二	一、一八五
トララック	五、二六八	五、六五九
ボナベ	八、一四七	五、一七九
クサイ	一、〇〇一	一、一五八
ヤルート	一、〇九六	一、一八七
計	三〇、六六四	一九、三六五

#### (二) 特殊保健並醫療保護

##### (イ) 精神病

精神病患者は昭和十六年十二月末現在にてはサイパン一名、テニアン一名、ロタ一名、ヤップ一〇名、バラオ七名、トララック六名、ボナベ五名、ヤルート一二名、計五二名である。

(ロ) 癩 癩は群島各地に見られるが、其の數は未だ明らかでない。由來、島民は其の傳染性を信じないので適當の方策を講ずるの要あることを痛感し、「サイパン」、「ヤルート」、「バラオ」及「ヤップ」の諸島に夫々療養所を設けて患者を收容隔離してゐるが、その養護には恩賜財團慈善會に於て當つてゐる。癩患者は昭和十六年十二月末日現在にてはサイパン二名、ヤップ三五名、バラオ一六名、トララック五名、ヤルート一六名計七四名である。

##### (ハ) 花柳病

藝妓、酌婦等の接客業婦に對しては、其の取締規則に依り所轄支廳長に於て各業態に従ひ毎週一回健康診断を行ひ、傳染性疾患ある者に對しては其の就業を停止し以て公衆保健に努めてゐる。

(ニ) 防疫 群島には疫病は尠く近年その蔓延猖獗を見ることは甚だ尠いが防疫に關しては特に考慮を拂つてゐる。群島の地理的狀況に鑑み傳染病の外襲に備へる爲め、船舶取締規則及交通港取締規則に依り醫師たる各支廳技手及警察官吏をして嚴重に入港船の検査を行はしめてゐる。急性傳染病に對しては南洋群島傳染病豫防規程に依り内地同様傳染病を指定し嚴重防疫に努めてゐる。

##### (ホ) 傳染病

昭和十六年中に於ける傳染病患者及死亡者數は赤痢患者四二名中死亡二名、アミーバ赤痢患者二四名中死亡一名、腸チフス患者一〇名中死亡一名、バラチフス患者一



一名、流行性腦脊髄膜炎患者は二名中死亡二名、疫痢患者一名中死亡一名、チフテリア患者六名中死亡三名計傳染病患者九六名中死亡二〇名である。

(ハ) 地方病 群島の地方病としては主として「アミーバ」赤痢「フラムベジア」、「デング熱」「ワイル氏」病等である。「アミーバ」赤痢は昭和十六年二十四名の患者が発生したが、内死亡者は一名に過ぎなかつた。本病は各地に散発するが病状は一般に軽い。「フラムベジア」は島民間に廣く浸潤してゐる疾病で、これが治療には主として「サルバルサン」注射を行ひ偉効を奏してゐる。最近療法普及の結果罹病者の數は減じ且つ其の症状も一般に輕微となり悪質のものも稀である。「デング」熱は時々大流行を來たし甚しきに至つては殆ど全島に蔓延する事がある。然し該病は不幸の轉歸を見る場合は稀である。「ワイル氏」病は大體「ボナベ」島に多い地方病で本病の症状は初め感冒症状を呈し漸次黄疸症状に變ずるもので生理的の症状としては排尿が不活潑となる特徴がある。此の病患には「ワクチン」療法を施してゐるが相當の効果を擧げてゐる。尙其の豫防法としても「ワクチン」注射を施せば三ヶ月程度で免疫となるものゝ如くである。

#### 四 兒童保護事業

##### (一) 學校衛生

補習科卒業の者を入所資格者とし、各支廳管内の志願者中より兩三名宛選拔し、島民大工の養成を行つてゐる。

昭和十七年度より「コロール」公學校に機械工養成所をも附置し、島民機械工の養成に努めてゐる。昭和十六年十二月末現在に於ける公學校兒童數は本科男一、四九九、女一、一九九、補習科男四七七、女二、八五計男一、九八一、女一、四六四、總計三、四四五、木工徒弟養成所生徒數は一年二六、二年一四、研究生六計四六である。

#### 五 勤勞保護事業

大東亞戰爭の擴大長期化に伴ひ緊迫せる現下の情勢は戰時勤勞需給の調整と勤勞生産性の向上を必至とし、國民皆勤態勢の確立、或は勤勞の國家管理の強化等國の勤勞力は愈々重要視されるに至つた。

從來南洋群島に於ては島民勤勞力を唯一の勤勞給源とし僅かに其の不足勤勞力を内地各府縣、就中沖繩縣より充足し來つたが、支那事變發生以來急激に勤勞力の需要を増し群島の勤勞力は異常なる逼迫を來すに至つた。

茲に於て曩に賃金統制令を施行し更に南洋群島勤勞手帳令並に勤勞調整令を施行し勤勞配置の適正、勤勞生産性の昂揚、勤勞者の移動防止並に勤勞の需給調整の適正を圖り置力自給自足的態勢を樹立すると共に一方不足勤勞力に對し内地各府縣

大正十五年八月學校醫設置規定を設け、醫員職員中より學校醫を任命して各校に配置し學校衛生に關する各種事項を調査せしめ、之と同時に兒童身體検査規程を定め各校毎年一回兒童の身體検査を行ふこととしてゐる。検査の結果に依れば公學校兒童は其の發育が概して小學校兒童に優つてゐるが、榮養不良と疾病の多いのは注意を要する。尙學校衛生施設としては救急藥の常備兒童の無料診療及寄生蟲驅除等に努めてゐる。

##### (二) 島民兒童教育

島民兒童の教育に關しては全群島に二十六の公學校がある。島民兒童の公學校入學は之を強制することはないが、その智能を向上せしめんがため、一般に學用品を支給する外土地の状況により食糧及被服を給與し離島の島民で來島入學を希望する者は之を寄宿舎に收容する等銳意就學を獎勵しつゝある。公學校は原則として本科三年の卒業を以て一段落とするが、支廳所在地の公學校には修業年限二ヶ年の補習科を併置し、實際生活上の一層必要な知識技能を授けつゝある。公學校の教科目は修身、國語、算術、地理、(補習科)理科、圖畫、唱歌、體操、手工、農業、家事(女)で、就中修身及國語の習熟には特に重きを置いてゐる。尙島民生活改善の一助として島民に建築木工の技術を授ける爲、大正十五年「パヲ」コロール」公學校に木工徒弟養成所を附置し、公學校

及朝鮮より生産擴充産業方面に所要勤勞力の供給を仰いで居る。

#### 六 社會教化事業

##### (一) 教化事業

(イ) 青少年團 青少年團は群島の負荷する特種使命に鑑み一貫せる独自の指導理念の下に極めて活潑な活動を展開してゐるが、其の組織及運営等に付ては整然たる一元的指導統轄の系統が確立されて居り、青少年の練成に顯著な成果を擧げつゝある。即ち中央に南洋廳長官を總裁とし、同内務部長を團長とする南洋群島中央聯合青年團があつて、各支廳長を團長とする地方聯合青年團を統轄し各地方聯合青年團は當該管區内の單位青少年團を其の系統團體として總轄し、更に地方の實情に應じ、地方聯合青年團支部を設けて夫々數個の系統單位青年團を配置統轄せしめてゐる。現在南洋群島中央聯合青年團の傘下に抱擁する青少年團は邦人男女青年團五〇、少年團二七、島民男女青年團四〇、團員總數は約二、三、〇〇〇名に達してゐる。

青年團 南洋群島聯合青年團の中核體で滿十八歳より滿二十八歳迄の邦人青年を以て組織し、大政翼賛臣道實踐の根本義に徹し、皇國民南進の中核體たらしめる目的の下に嚴格な且つ規律正しい訓練を行つてゐる。現在團員總數約九千八百



名である。

女子青年團 滿十八歳より滿二十八歳迄の獨身女子を以て組織し、大政翼賛、臣道實踐を根本理念とする賢良質實な皇國婦人を練成することを本旨とし、女子青年の心身を鍛錬し、婦人報國の實を擧げることが目的とし、独自の訓練を行つてゐる。現在團員總數約一千五百名である。

少年團 國民學校初等科四年より高等科二年迄の兒童を以て組織し、剛健進取の皇國少年を練成することを本旨とし、少年の心身を鍛錬し海國精神を涵養すると共に、南方開發の素地を培養することを目的として結成せられ、現在團員總數約五千四百名である。

島民青年團 南洋群島聯合青年團の一單位として結成せられ、立派な日本人になると云ふ事を目的として規則正しい訓練を行つてゐる。現在男女青年團員總數は約六、〇〇〇名である。

(ロ)教育會 南洋廳長官を會長とし、群島に於ける教育の振興を圖ることを目的として各支廳及支廳出張所々在地に支會を設けてゐる。事業の主なるものは教育及學藝に關する事項の研究並にその發表、教育學術に關する講演會、講習會の開設及び教育關係者共済の施設又はその獎勵等である。

(ハ)南洋群島文化協會 南洋廳長官を會長とし本部を南洋廳内に、支部を各支廳及出張所に置き、支部長は支廳長及出張

所長を以て之に充てゐる。本會は群島に於ける文化の向上並在住民の福祉を圖る事を目的とし、機關雜誌其の他の出版物の發行、巡回映畫會及講演會の開催其の他内地文化並に群島事情の紹介等を主な事業としてゐる。

(ニ)島民部落の改善 部落改善講習會又は村吏講習會等を時々開催して優良村民の養成を圖ると共に、部落改善功績者選奨規程により之を選奨しつゝあるが結果良好である。尙各支廳指導の下に夫々島民協和會、公益組合、島民改善獎勵會等の自治的團體を組織し、生活改善、社會向上、隣保相扶、勤勞精神の啓發等相互啓蒙研磨に資するに努めてゐるが、中には事業豫算二十萬圓内外を擁し極めて活潑な活動を見せてゐるものもあり、今後一層その指導誘掖宜しきを得れば一段と發達進展の實を擧るべく大いに注目し値するものがある。

(ホ)國語講習所 一般島民に國語を普及せしめて皇民意識を涵養し、日常の用を辨するの能を高め兼て智徳を啓發するを目的とし、南洋群島地方費を以て昭和十五年度に群島内各公學校所在地に二十六の國語講習所を開設した。少年部、成人部、補習部の三部に分ち主として日常の會話、讀み書き、綴方、精神講話等を授けて居る。教授は各所の實狀に應じ、日時を定めて學校教員、警察職員等が擔當してゐるが、その成績見るべきものがある。漸次施設を擴充し各島民部落に設置の方針でゐる。

(二) 育英事業

恩賜財團獎學會 南洋廳長官を會長とし恩賜金二千圓を基金として、其の利子及南洋廳よりの年々の補助金を以て優良兒童生徒の表彰、兒童文庫の設置、健康優良兒童の表彰、獎學雜誌の刊行等の獎學的事業を行つてゐる。

(三) 矯風事業

群島に於ては其の環境上藝妓、酌婦の營業は特に其の取締に意を用ひ、大正十三年五月之が取締規則を制定發布した。即ち本令は藝妓、酌婦は全部許可主義を採り、有夫の婦及十六歳未滿の者は絶對に之を禁じ、傳染性疾患ある者其の他支廳長に於て不適當と認むる者に對しては之を許可せざることを得しめ、雇主又は抱主との契約に干渉し、又妊婦、産婦の從業を禁じ健康診断を強制してゐる。尙料理屋、飲食店については施政以來取締規則の制定に至らず、内地の取締規則に準じ許可條件に依り取締を爲し來つたが、最近入住者の増加に伴ひ斯種營業が益々増加を示して來た爲に昭和九年六月之が取締規則を制定公布した。

料理屋、飲食店數 (昭和十六年十二月末現在)

資料(昭和十七年版南洋群島要覽)

支廳別	料理屋	飲食店
サイパン	二八	七一
テナアン	一四	三四

支廳別	藝妓	酌婦	女給
サイパン	二二	二〇六	九七
テナアン	二四	六〇	二七
ロ	一	一〇	七
ヤップ	三	一三	一
バラ	八九	一五五	一四〇
トラ	一三	二六	三九
ボナ	一八	五三	二二
ナル	五	九	一
計	一七四	五三二	三三二

藝妓、酌婦、女給數 (昭和十五年十二月末現在)

資料(昭和十六年版南洋群島要覽)

支廳別	藝妓	酌婦	女給
サイパン	二二	二〇六	九七
テナアン	二四	六〇	二七
ロ	一	一〇	七
ヤップ	三	一三	一
バラ	八九	一五五	一四〇
トラ	一三	二六	三九
ボナ	一八	五三	二二
ナル	五	九	一
計	一七四	五三二	三三二

禁酒 大正十年發布の酒類取締規則に依り其の製造は之を許可制とし、島民に對しては特に官に於て認める者以外にはアルコール飲料を用ひる事を嚴禁してゐる。



七 司法保護事業

本群島の島民は概ね性淳朴であつて、社會状態も亦單純なので、犯罪も比較的少く、且つ其の態様も單純であつたが近時交通、産業の發展に伴ひ邦人人口が激増せる結果、社會事情頗る煩雜となり、發生する各種の犯罪は極めて複雑化し、その數も亦著しく増加した。加之、島民は人智の開發に伴ひ、智能的犯罪を爲す者漸く多く、從來殆んど其の例を見なかつた邦人に對する暴行、傷害、強盜、強姦等の強力的犯罪を散發するに至つた。

島民は元來天恵に慣れ、物慾乏しく財産上の犯罪は少かつたが、文化の浸潤に伴ひ生活態様著しく變化を來したが爲、勢ひ物慾加はり近時窃盜其他財産に關する犯罪遞増しつゝある。又島民は貞操羞恥の念薄きため、既往に於ては猥褻、姦淫、姦通又は是等の目的よりする住居侵入等の犯罪尠くなかつたが、教化の普及に因り是等弊風大いに革まり、其の數逐次減少の傾向にあるは喜ぶべき現象である。

本群島に於ける犯罪中最も多いのは窃盜、詐欺及恐喝で昭和十六年中犯罪總數一、九四九で窃盜は犯罪總數の約四〇%、詐欺恐喝約三〇%、其他の犯罪は遙に下り何れも約六%以下に過ぎなく。犯罪の檢擧に就いては不斷に最善の努力を續けて居るので

言語、風俗の相違及交通、通信機關の不備等の障害が多いにも拘らず發生件數の九九%以上の成績を示し内地又は他外地に比し遜色は無い。

群島に於ては地理的關係上、受刑者逃走の虞尠く、従つて内地に於けるが如き完全な獄舎を設ける必要が無かつた爲、占領以來民政署(南洋廳設置後は支廳)附置の留置場を以て代用し、支廳長が警察官吏を指揮監督して刑の執行を行ひ來つたが、受刑者の漸増に伴ひ、獄舎の改善も亦必要となつて來たので、昭和四年度に於て「サイパン」支廳に稍完備した獄舎を設け長期受刑者を之に收容してゐる。

昭和十六年在監人員資料(昭和十七年版南洋群島要覽)

區分	受刑者		未決拘留		計
	邦人	島民	邦人	島民	
サイパン	一〇〇	二二	二〇	一	一二三
ヤップ	二五	一八	一	一	四四
バラオ	七	一	一	一	一〇
トラック	六	二	一	一	一〇
ボナベ	一	一	一	一	四
ヤルト	一	一	一	一	四
計	一三八	六二	二〇	一	二〇一

第五節 關 東 州

一 社會事業の統制並運営

昭和十一年度に於て關東州地方職員待遇令に第三條の二を加へ社會事業に關する事務に従事せしむる爲専任職員を置くこととした。社會事業係は關東州廳内務部民生課に屬し、昭和十六年度の人員は社會事業主事一名、社會事業主事補一名、地方書記一名、雇二名である。大連市役所に民生課あり、課長市主事一名、關東局社會事業主事補一名、同地方書記一名、同囑託一名、市吏員たる課員九名あり、方面事業、市營社會事業の運営其の他の事務を掌つてゐる。

聯絡統制團體としては財團法人關東州社會事業協會があるが、本會は昭和六年二月十一日紀元の佳節を卜して演洲社會事業協會として發會式を擧げた、昭和十六年四月十六日財團法人關東州社會事業協會と改稱し同年八月寄附行爲を改正した。

昭和十六年度中に實施した主な事業は養老院建築、第三回眼の記念日實施、健康増進兒童愛護運動、司法保護記念日、住宅經營、私設社會事業團體に對する助成等である。

關東州内に於ける社會事業團體に對する昭和十六年度の助

成狀況は左の如くである。

關東州社會事業助成機關 (昭和十六年度)

資料(關東州社會事業概要)

助成機關	助成金額
恩賜財團慈善資金	一九、〇〇〇
恩賜財團兒童養學資金	六〇〇
關東局	一〇一、二八〇
大連市	四一、五〇〇
滿鐵	一三、四〇〇
歳末同情週間分配金	七、七〇〇
財團法人大久保厚生會	九〇〇
關東州社會事業協會	一四、二〇〇
計	一九八、五八〇

關東州に於ける社會事業施設は昭和十六年には一五八施設であるが、その事業種別施設數は左表の如くである。

關東州社會事業施設 資料(關東州社會事業概要)

事業種別	施設數
助成	八
聯絡統制調査研究指導	四
方面委員	二
生活扶助(院内)	八
同(院外)	一
醫療助産(院内)	一〇



同	送	助	生	行	軍	衛	住	公	公	簡	宿	技	授	無	職	兒	司	育	人	教	
送	送	業	業	旅	事	生	宅	益	設	易	泊	藝	技	料	業	童	法	事	化	計	
保	保	資	資	人	援	想	給	質	市	食	講	講	習	浴	紹	保	保	相	福	利	
護	護	金	金	亡	護	普	及	屋	場	堂	護	産	産	場	介	護	護	談	談	計	
一五	八	五	五	三	〇	〇	一	五	二	二	二	五	二	四	一	四	一	七	四	一	五
一五	八	五	五	三	〇	〇	一	五	二	二	二	五	二	四	一	四	一	七	四	一	五

二 生活保護事業

最近三年間に於ける年末救助金交付状況

資料(關東州社會事業概要)

(一) 一般保護事業  
關東州に於ては救護法、母子保護法等救護法規の施行せらるゝものがない。故に日本人要救護者は恩賜財團慈善資金、大連市、財團法人大連方面事業助成會等に依り救護せられつゝある。尙冬期に於ては財團法人聖徳會は施粥を爲し邦人失業者を救済してゐる。  
此の外沙河警察署簡易救濟會、財團法人關東州朝鮮人會、財團法人大連猶太人會等あり、隨時救済を爲し、滿支人の要救護者に關しては財團法人大連宏濟善堂、世界紅卍字會大連分會、同城子曠分會、大連山東同鄉會、大連庇寒所等あり。施粥、施衣、施藥等の事業を爲してゐる。  
恩賜財團慈善資金 以前は關東州内全部(大連市を含む)及滿鐵沿線全部に亘り、邦人貧困者に對し歲末救済を爲したが沿線の方は、昭和十二年十二月一日附屬地行政權滿洲國に移讓せられたるにより此の年限り之を廢止した。而して大連市に關しては歲末同情週間よりの救助金莫大に上るを以て之亦本財團より支給することを廢止し、現在に於ては大連を除きたる關東州の地域に限り之を給與してゐる。

昭	同	同						
和	十	十						
十	六	六						
四	年	年						
度	度	度						
戶數	人口	金額	戶數	人口	金額	戶數	人口	金額
旅順	三	一〇	九	四	一三	三	三	三
金州	一	四	三	一	四	四	三	六
普蘭店	一	三	一	一	一	一	一	一
計	五	一七	一三	一四	一五	七	七	一〇

大連市貧困者救助 昭和十六年中市内居住の邦人貧困者に對し生活費其の他を支給し救助したるもの三一三件、五、八八二圓である。  
社団法人聖徳會 邦人失業者に對する冬季施飯事業を施行してゐる。昭和十六年度に於ける救済延人員は四、〇六八人、經費七四二圓三四錢である。  
大連貧民庇寒所 大正十五年十二月九日設立以來無衣無食の滿支人貧民を救済し宿食を給與しゐる。昭和十六年十二月二十二日より十七年三月二十六日迄の收容人員は二六、二五三人である。

世界紅卍字會大連分會 昭和三年五月十九日設立、救寡恤患世界の和平人類の幸福を保持するを目的とし、滿支人に對し宏慈書房窮民送還、施粥廠、育嬰堂、施衣、因利局、施藥、昭和四年十一月より施粥事業を毎年冬季三箇月間實施してゐる。施粥廠は昭

第十章 外地に於ける社會事業

和十六年度に於ては二ヶ月間實施し施粥延人員七九、一〇二人である。賑衣は昭和四年四月より開始せられた。冬期無衣の貧民に對し一人に付綿衣縮褲(褲子はズボン也)の兩方又は一方を給與する。昭和十六年度の成績は綿衣縮褲を交付したる人員千四百六十六人にして、此經費九、五三三圓六八錢である。資助貧民は昭和四年一月より本事業を始め、無業の老幼殘廢者に對し年末窮民救助費(一人五、六十錢乃至一月二、三圓)を給與す。昭和十六年度支出金額三、六三六圓四〇錢人員三、二五一人である。施茶は夏季の施設である。昭和九年六月より之を始める。市内四箇所に施茶所を設け行人に接待するものである。昭和十六年度に於ては此の經費六一七圓八八錢である。  
大連山東同鄉會 明治四十五年六月設立、山東省出身大連市在住の同郷の友誼を馴致し、同郷の窮民を惠濟することを目的とし歸國者送還、旅費並食品給與、婦女救済、施衣等の事業を行つてゐる。昭和十六年度の支出總額七、六四六圓九二錢である。  
財團法人大連宏濟善堂 明治四十一年四月設立され、滿支人貧困者に對し慈善救済事業を爲すを目的としてゐるが、實施事業は恤寡撫孤、育嬰、養老、戒煙、施棺、義葬、濟困救療である。昭和十五年間に於ける事業成績は撫孤延一九、三四五人、育嬰延七三〇人、養老延七、一七九人、恤寡實七、



一五六人、濟困實一、三三七人であり、經費十六年決算支出額は一三一、九八九圓二三錢である。

歳末同情週間 歳末同情週間の催は關東州に於ては昭和六年末滿洲社會事業協會が創始したるに始まり、第四回は協會の單獨主催である。昭和十年度以後は大連市、財團法人大連方面事業助成會、滿洲社會事業協會三者共同主催となつた。

昭和十六年末に於ける該週間の實績は醜集金額八萬八千七百六十四圓十一錢、處分金額三萬四千五百六圓(内譯方面世帯に對する分配金一萬一千三百七十六圓、社會事業施設收容者に對する分配金二千二百十圓、軍事救護を要する譽の世帯に對する見舞金五千七百二十圓、私設救護團體助成六千七百圓、滿人社會事業團體助成八千五百圓)差引殘額(助成會保留)五萬四千二百五十八圓四十一錢である。  
隨時的救濟 昭和十五、十六年中に於ける隨時的救濟左の如くである。

隨時的救濟狀況

資料(關東州社會事業概要)

救護人員	昭和十五年度		同 十六年度	
	金額	救護人員	金額	救護人員
社團法人關東州朝鮮人會	九七・五	三〇七	一、〇四〇・六	
社團法人大連猶太人會	六〇・七	一	二九〇・〇	
沙河簡易救濟會	二〇・三	一〇	三六五・〇	

助葬 貧困者死亡し葬儀費なく困却せる者に對し助葬を爲す事業は日本人の爲には財團法人大連方面事業助成會及社團法人關東州朝鮮人會があり滿支人の爲には世界紅卍字會城子分會、財團法人大連宏濟善堂あり。外人の爲には大連猶太人會がある。

宏濟善堂の施棺義葬には行旅死亡人の取扱もあり、行旅者にあらざる市内居住者の行倒もあり居宅死亡者もありて一様でない。但し之を精密に分つ能はざる爲一括茲に助葬として掲げた昭和十六年度の成績左の如くである。

昭和十六年度助葬狀況 資料(關東州社會事業概要)

大連方面事業助成會	助葬人員	六八人
關東州朝鮮人會	助葬人員	九三二圓三五錢
大連 宏濟善堂	施棺人員	一一八圓二〇錢
	義葬人員	一、八二六圓
世界紅卍字會城子分會	施棺人員	八、九七一圓三〇錢
	義葬人員	三、三六九圓
大連 猶太人會	助葬人員	三、〇〇五圓七八錢
	助葬人員	三五〇圓〇〇錢
	助葬人員	六三圓一〇錢

(二) 特殊保護事業

(イ) 行旅病人及行旅死亡人取扱  
行旅病人及行旅死亡人取扱法は未だ關東州に施行せられな

い。從來大連市に於て發見せられた者は、日本人及外國人(滿支人を除く)は大連市に於て之を取扱ひ、大連市以外に於て發見せられた者は大連民政署に於て之を取扱ひ來つた。而して大連民政署は財團法人大連聖愛病院に大連市は聖愛病院及大連日本赤十字社大連病院に委託し滿人全部財團法人大連宏濟善堂をして之を取扱はしめ來つた。  
昭和十二年十二月一日大連民政署廢止後は大連市内の分は大連市に於て其の他の地域は旅順市其の他各會に於て發見せられた者は日本人、外國人、滿支人を問はず旅順市又は會に於て取扱ひ其の經費は各取扱者に於て支出する。昭和十五年度に於ける取扱狀況左の如くである。

昭和十六年度行旅病人及行旅死亡人取扱

資料(關東州社會事業概要)

行旅病人取扱	行旅死亡人取扱	
	實人員	延人員
關東州廳	一八〇	三三、九四四
大連市	一	四、三三三
旅順市	一	一
旅順民政署	一	一
金州民政署	一	一
普蘭店民政署	一	一
貔子窩民政署	一	一

計 三〇七 三三、九四九 四、二〇三 一、一六〇・三〇

(四) 罹災救助

世界紅卍字會城子分會 本分會は入修者の寄附金を以て經費とし常時貧困者に金錢を惠み行旅病者に藥を施し非常災害に際しては義捐金を募集し罹災民を救助してゐる。昭和十六年度業績は貧困者救助四〇人、一〇〇圓、城子分會貧民救濟金七八一圓、婦孺孤兒義捐三三〇圓である。

(三) 方面事業

(イ) 方面事業助成

方面事業助成團體としては大連市役所内に財團法人大連方面事業助成會あり昭和九年十二月、寄附二一、〇三〇圓を基金として本財團を創立したが翌十年三月二十二日附法人設立許可の指令を受ける。次で五月二十四日寄附金募集の許可を受け直に基金募集に着手した。爾來本會役員及方面委員中心となり市内有力者並有力會社の出捐を乞ひ昭和十二年三月二十一日迄に總額金十六萬九百三十三圓の基金を造成することを得た。昭和十二年三月二十一日植田全權大使より表彰の擧あり同年十二月一日より本會事務所は大連民政署より關東州廳地方課に移轉、昭和十四年五月九日大連市制改正に伴ひ、方面事業は市長の所管となりたるに依り、本會も亦大連市役所内に移轉した。本會事業成績左の如くである。



大連方面事業助成會昭和十六年度事業成績

資料(關東州社会事業概要)

生活救護	件數	實人員	延人員	金額
一、居宅救助	一八〇	一九七	四七七	三、八四二・一四
二、收容救助	二四	三八	二、八二八	三、〇一〇・八九
三、薪炭給與	七五	—	—	三〇三・二五
醫療保護	—	四〇六	—	五二八・〇〇
一、居宅救療	—	二八三	—	五、七三五・二三
二、收容救療	—	五五	—	九二九・三〇
三、附添料	—	六一	—	三、二九三・三九
四、雜費	—	—	—	一、四三一・六四
生業扶助	—	—	—	八〇・九〇
埋葬諸費	八四	—	—	二二・〇〇
一、葬儀料	五二	—	—	九三二・三五
二、香典	二四	—	—	八一八・五〇
三、雜費	八	—	—	七二・〇〇
送還費	三九	—	—	四一・八五
救護諸費	八	—	—	六三五・八〇
合計	—	—	—	七九・二四

(四) 方面委員制度

關東州の方面委員制度は昭和五年十二月の創設に係り現在大連市にのみが布かれてゐる。全市を十方面に分つてゐる。委員數は邦人委員百二十五名(缺員六十一名)、滿人委員十九名(缺員九名)、計百四十四名である。(昭和十七年八月末日現在)方面委員取扱件數は昭和十六年十二月末日現在に於ける要救護者は第一種七九世帯二〇一人第二種一七七世帯六七六人合計二五六世帯八七七人である。其の取扱件數は一三、〇三一件である。

方面委員取扱件數 (昭和十六年)

資料(關東州社会事業概要)

種別	件數
社會調查	四、一一七
醫療保護	四、七一七
保濟	七七六
相談指導	九三二
金品給與	九九〇
周旋紹介	二〇五
教化福利	六四八
兒童保護	一六〇
戶籍整理	一一八
其他	三六八
合計	一三、〇三一

(四) 經濟保護事業

(イ) 住宅供給並借泊保護

(1) 住宅供給

大連市營住宅

本市は大正十一年に於て當時市内住宅難緩和を計る目的を以て市内南山麓官有地一〇三、〇九八・五八平方(三一、一九四坪七三)を關東廳より拂下を受け之を自ら住宅の建設を爲し得る者に轉賣して住宅の建設を奨励し、一面市營住宅を建設して中産階級以下の市民の使用に供した。

之が資本として大藏省預金部低利資金一〇〇萬圓を東拓經由借入れ市内柳町、桂町、元町、水仙町等に住宅一三一棟三六四戸單身宿舍一棟二八室共同浴場共同倉庫を建設した。昭和四年市内桔梗町に住宅六棟四八戸共同浴場、共同倉庫を増設す次いで昭和五年簡易保險積立金十四萬圓を借入れ、市内白菊町に一二棟九六戸並に共同倉庫を建設昭和十年度に至り市内山縣通りに小住宅一三二戸を建設した。然も昭和七年以來人口の急激なる増加に伴ひ住宅難は愈々熾烈となり以て昭和十二年には下萩町に小住宅一七四戸を建築した。然るに住宅難は愈々深刻化するのみであるから更に昭和十四年度に於て白雲山麓に、五〇〇戸の小住宅を建設すること、したが資材難のため昭和十四年度には一九二戸、十五年度には二一〇戸の竣功を見残り八九戸は昭和十六年五月竣工した。又昭和十五年度に於て千代田町に四七戸の滿人向小住宅建設を計畫し十六年十月竣工した。更に昭和十六年度に於て白雲麓に二〇〇戸の第二次計畫を立て着工した。

昭和十六年度末までの市營住宅の概況は戸數一、四一八戸

使用料月額四〇、九〇一圓五〇錢である。

旅順市市營住宅 昭和五年十二月二十六日創設住宅數は昭和十六年末では總數一五一戸ある。

住宅組合 關東州に於ける住宅組合は大正十一年勅令第四百九十四號「關東州ニ於ケル住宅組合ニ關スル件」に依り關東州廳長官の許可を受け設立せられたものであつて、右勅令は中産階級の住宅難緩和の爲め住宅の建設を奨励し、以て之が生活安定を得しむるを目的とし組合員の精神の團結と物質上の協同とに依り、低廉衛生的なる住宅を容易に所有せしめる爲に官に於て低利資金の融通、住宅地の供給等の便宜を與へ尙其の他税法上の特點をも付與した。之が爲め該勅令施行規則制定と共に設立を許可せられたもの三十組合に及んだが之等組合の業績は着々として舉り、既に事業の完成を見、解散認可あつたもの累計二十四組合に達した。完成途上の組合七である。

社団法人聖德會 大正八年十二月二十一日設立、聖德會は大正八年低利資金二百萬圓を大藏省より借入又官有土地七萬圓を借受け住宅供給事業を開始した。本事業は大正九年の恐慌に遭遇し異常の困難に陥つたのを以て昭和三年以來官の補助を受け之が整理に従事しつつある。其の所有に係る家屋四一九軒、大連市の繁榮並住宅供給に貢献した處が甚大である。



(2) 宿泊保護

宿泊保護事業としては一般を対象とするものに、大連市簡易宿泊所、朝鮮人の爲めに社団法人關東州朝鮮人會、海員の爲に財団法人關東州海運奉公團會館、日本海運報國團關東州支部がある。昭和十六年度事業成績は左の如くである。

昭和十六年宿泊保護事業成績

資料(關東州社会事業概要)

實人員	延人員	
大連市簡易宿泊所	五六	五五七
關東州朝鮮人會	七六二	二二、四六六
關東州海運奉公團會館	一	二七、二四〇
日本海運報國團關東州支部	四九二	五、七六三
(口) 其他の福利施設		

(1) 公益質屋

公益質屋法は未だ關東州に施行を見ない。然し大連市は略同法に準據して大連市常盤町及同市京町に質舖を設け庶民金融機關として相當の成績を示してゐる。昭和十六年度業績は貸付は口數一三、六七九、點數二六、〇六〇、金額二二三、〇七〇圓七〇錢、回収は口數一三、八九四、點數二六、三二七、元金二三三、九四〇圓、利子二三、六三八圓六錢、流質處分は點數八八五、金額八、二一五圓七〇錢、利子一、八五五圓八錢合計一〇〇、七〇七圓七八錢である。

(2) 公益市場

大連市公益市場 食糧品雜貨其他日常生活上の必需品を安價に供給する目的を以て大連市は中央卸賣市場一小賣市場七を經營してゐる。中央卸賣市場の昭和十六年一箇年間の賣上高は一六、〇九四、三九四圓七三錢である。大連市に於ける小賣市場常盤橋、大正通、山縣通、蕙町、晴明裏、千代田町、小崗子の七ヶ所合計賣上高は昭和十六年一六、九四七、一六三圓五〇錢である。

旅順市公設市場 昭和十六年度に於ける賣上額は昭和十六年一、五九九、八五二圓である。

(3) 簡易食堂

大連市内に於ける簡易食堂は大連市社会館内に於ける簡易食堂、社団法人關東州朝鮮人會經營の簡易食堂の二があり、昭和十四、十五年中の事業成績左の如くである。

簡易食堂事業成績 (昭和十六年度)

資料(關東州社会事業概要)

大連市簡易食堂	利用者延人員(人)	五四、七一四
	費(圓)	一六、三九五・二四
關東州朝鮮人會簡易食堂	利用者延人員(人)	九七、五三九
	費(圓)	九、七四二・八四

(4) 無料浴場  
財団法人關東州海運奉公團會館は海員の爲に無料浴場を經營してゐる。昭和十六年度中に於ける利用状況は入浴人員三

三、〇八一一人、日平均九三四人である。

(5) 生業資金貸付

世界紅十字會大連分會 昭和七年五月に生業資金貸付事業を開始する。最初の頃は二十圓、十五圓、十圓の三種とし無利息十週を以て期限とし行商小賣商等を營ましめたが借入者の償還成績芳しからざるに依り今日に於ては貸付金額は一件六圓若は十圓と云ふことにした。昭和十六年中の貸付は二件金額十六圓である。

財団法人大連方面事業助成會 本會の生業資金は邦人に對するものであるが、貸付限度は五十圓無利息期限は一箇年月賦償還の方法による。昭和十六年度に於ける新規貸付成績は一人金額二十三圓である。

社団法人大連猶太人會 (猶太人に對し) 猶太人會の生業資金貸付は猶太人のみを對象とするものである。昭和十六年度は貸付皆無であつた。

三 軍人援護事業

(一) 軍事扶助

關東州に於ける軍事扶助法に依る昭和十六年度に於ける扶助状況は戸數五九、一六八人、一八、一七二圓である。

(二) 軍人援護團體

公益團體で軍人の遺族家族に對し慰問救恤を爲すものに左

の諸團體がある。

- 一、滿洲國防婦人會關東州地方本部(大連、旅順、金州、普蘭店、貔子窩に各支部あり)
- 二、恩賜財團軍人援護會關東州支部(大連、沙河、旅順、金州、普蘭店、貔子窩に各委員支部あり)
- 三、帝國在郷軍人會大連支部(各地に分會あり)
- 四、日本赤十字社關東州委員本部(大連、旅順、金州、普蘭店、貔子窩に各委員支部あり)
- 五、財団法人大連方面事業助成會
- 六、財団法人大日本傷痍軍人會關東州支部
- 七、本願寺大連母子寮

四 保健並醫療保護事業

(一) 一般保健並醫療保護

關東州公醫 明治四十年十月、關東都督府令第五七號を以て公醫制度を設け州内僻陬の地に公醫八名を配置したが、其の後大正十三年及昭和十一年に計六名を増置し今日に及んだ。公醫は所轄警察署の囑託待遇として衛生行政に參劃し、其の駐在地には土着滿人の衛生的啓蒙、並に地方衛生状態の向上改善に努むる傍ら一般診療及貧困者の施療に従事してゐる。救療人員は昭和十六年度實人員六、六三七人延人員四一、四〇七人である。



日本赤十字社關東州委員本部 明治三十八年四月設立し病院診療所、救療所、巡回施療經營、學校看護婦の設置、救急箱配置、災害救護、兒童保護等の事業を行ひつゝあるが、昭和十六年度救療患者は入院實五三六名、延一九、七一八名、外來實五六、四三二人延一二七、七〇八人である。

財團法人大連聖愛醫院 明治三十九年九月一日設立基督教の博愛主義に基き、貧困者にして親戚故舊を有しない傷病者に對し、施療救済を爲し又は實費を以て診療を施してゐる。施療患者は昭和十六年度直接施療入院實二名延六九名外來實九二二名延一一、七八五名、委託施療入院實一九七名延一六、二五九名である。

財團法人大連宏濟善堂 救療患者は昭和十六年度實人員入院八九六名、外來一〇、七九五名である。

財團法人大連方面事業助成會 入院を要するも入院料其他の醫療費支辨の力なきものに對しては入院施療を爲す。施療入院者にして療養上附添人を要するも之が雇入費支辨の力なき者に對しては附添料を給する。通院治療を要する貧困病者に對しては通院券(一枚二〇錢)を交付し、大連醫院、聖愛醫院、日赤大連病院等に就き治療を受けしめる。事業成績方面事業助成の項参照)

財團法人大連女紅場 藝妓専門の治療を爲す。此の醫療事業は婦人科に關しては施療、内科に關しては輕費診療である。

人、舊患二三〇人、輕費入院新患一、九一九人、舊患一、四九一人、計三、九三三人である。

關東通信診療所 昭和六年十二月十七日設立、通信從業員及其の家族の診療を行ひつゝある。昭和十六年度業績は職員六、〇五二人、家族一一、七三三人、計一八、七八四人である。

恩賜財團慈惠資金 昭和十六年度に於ける巡回診療成績は男二、六九〇人、女一、一五四人、計三、八四四人である。

簡易保險健康相談所 昭和五年五月設立、簡易保險加入者の増加に伴ひ之が健康を保持増進し其の福祉を圖る爲、簡易保險者に對して總て無料を以て健康相談に應じ又は必要な應急處置を爲してゐる。昭和十六年度事業成績は健康相談及診療人員二六、六四二人、試験検査六、三一九人、處方箋交付又は投藥六、四五〇人、注射七、三七二人計四六、七八三人である。

(二) 特殊保健並醫療保護

(イ) 精神 病

關東州には未だ精神病監護法並に精神病院法の施行がない。官としては明治四十一年四月十五日關民財第二九二九號通牒に基き教育費を以て精神病者を委託救療する。

施設としては昭和十五年五月一日設立された財團法人西山屯病院がある。昭和十六年度事業成績は施療患者中直接入院

婦人科施療患者は昭和十六年度實三五〇延五七、二四三名である。

財團法人關東州海運奉公團會館 海員専門に施療治療を爲してゐる。施療人員は實人員八三六人、延人員四、〇三〇人である。

社団法人關東州朝鮮人會 朝鮮人中貧困病者に對し治療を給與してゐる。

社団法人大連猶太人會 猶太人中貧困者に治療費を補助してゐる。

世界紅十字會大連分會 昭和三年二月より施療を爲してゐる。丸、散、膏、丹等十四種の漢藥を用意し病を按して適宜施療してゐる。昭和十六年度施療人員九四三人經費五七〇圓六六錢である。

社団法人聖徳會 施飯期間中施療を爲してゐる。昭和十六年度の施療實人員五〇人、經費五一圓二三錢である。

滿洲教育ニ兒協會附屬同仁醫院 昭和十年十月十七日設立、滿洲に於ける日滿乳幼児の教育、保健、衛生の善導及貧困無力者に對しては、日滿人の差別なく輕費診療もしくは施療救済をなし、日滿親善民族發展に盡力しつゝある。

昭和十六年中の救療並輕費診療成績は外來新患一三、一〇三人、舊患四、八七九人、輕費外來新患三六、四七四人、舊患二一、九六四人、合計外來七六、四二〇人、入院施療新患二九三

實人員九人、延人員二、四七二人、直接外來延人員一、〇七六人、委託入院實人員四五人、延人員八、三二〇人、自費患者中入院實人員一八四人、延人員一五、七四二人、外來延人員五八五人、尙處方箋及投藥劑數は處方箋數一二、五九八、同上日平均三五、投藥數四六、七八三、同上日平均一二八である。

(ロ) 結 核

財團法人大連聖愛醫院 昭和十六年に於ける結核患者治療成績は自費入院實人員九八人、延人員三、六七三人、委託入院實人員三九人、延人員四、七五六人である。

財團法人結核豫防會關東州支部傳家庄結核療養所 昭和十五年十月十五日設立、貧困結核患者の收容療養を立ひつゝある。昭和十六年度事業成績は入所患者延數一二、二四八人である。

日本赤十字社關東州委員本部 昭和十六年に於ける結核患者治療成績は大連病院取扱と地方醫院委託分を合して入院實人員一八九人、延人員一四、三四九人、外來實人員三二〇人、延人員五、八五九人である。

關東保健館 昭和十六年の相談來館者數は乳幼児男八、七四九人、女六、四二二人、結核男一〇、三三三人、女七、八三一人、衣食住男九五七人、女四、六四五人、計男一九、九三八人、女一八、八八八人、防疫一一、三六七人、巡回指導一二五



人、總計五〇、三二八人である。

(八) 花柳病

花柳病の豫防制遏は民族衛生上至大なる關係あるに鑑み其の仲介傳播をなす虞多き藝妓、酌婦、俳優等に對しては、其の業態に應じ毎週一回乃至毎月一回嚴密なる健康診断を施行し罹病者は官立婦人醫院又は公醫の病室に強制入院を命じ治療を加へ尙貸席、待合其の他に類似する營業者に對しては豫防上必要なる施設を命じ一面稼業者の自衛心を喚起すると共に、一般民衆に對して花柳病豫防に關する衛生思想の普及に努めつゝあるも、一般大衆は本病に對する知識乏しく如何に營業者をして一方的措置を講ぜしむるも蔓延の一途を辿るのみにして國民保健上看過し得ざる狀況に在るを以て、在大連花柳病科専門醫を會員とし官公署當路者を顧問とする大連性病豫防會を組織せしめ性病豫防思想の向上普及並に性病患者に對する無料相談に應ずる等花柳病の豫防撲滅に努力して居る。

(二) 麻薬中毒

阿片癮患者の救済に關しては關東救療所がある。元大連宏濟善堂藥局に於て救療所を開始したが、昭和三年七月三十一日關東廳救療所と改め昭和九年十二月二十六日大連救療所と改稱更に昭和十三年三月三十一日官制改正の結果關東救療所と改稱した、昭和十六年中の成績は前年度繰越人員九人、本

年度收容人員二四人、全治人員九〇人、中途退所人員一三人、年度末人員二〇人である。

五 母性並兒童保護事業

(一) 妊産婦並乳幼児保護

財團法人大連方面事業助成會 妊産婦に對し生活扶助若は産費給與を爲しつゝある。昭和十六年度中の成績は居宅救助は一八〇件、實人員一九七名、延人員四七七名、金額三、〇一〇圓八九錢、收容救助は二四件、實人員三八名、延人員二、八二八名、金額三〇三圓二五錢である。

世界紅卍字會大連分會 妊婦保護事業は郵産局の名稱を以て昭和九年七月より始まる。貧困婦女子産時に當りては勞働を爲す能はず、又子女の養育不可能にして動もすれば産後餘病を起すの憂あり等の理由に依り、六圓乃至五圓程度の生活扶助を爲し月の中二回若は三回に分與する方法を採つて居る。昭和十六年度の成績は五二人にして此の經費三三四圓である。

健康報國母性聯盟 昭和十三年七月八日設立、健康報國を目的とし育兒健康保健上生活改善、講演會、講習會、展覽會、研究會、座談會等を行ひつゝあるが、昭和十六年度事業は健康増進兒童愛護運動後援、オ母サン大會開催、戰捷祈願式舉行、皇太子殿下御安泰祈願、地久節慶祝母ノ會開催、國民學

校入學兒御祝ノ會開催、座談會三回、懇談會四回、講演會二回、講習會一回開催其の他であり、同年度收支決算は收入四、一三九圓四六錢、支出一、〇五〇圓一八錢である。

健康増進兒童愛護運動 例年兒童愛護週間として實施せられた本運動は昭和十六年度は健康増進運動の一翼として之を施行することとなり、六月三日より同九日まで關東州廳、關東州興亞奉公聯盟、各市、各民政署、恩賜財團結核豫防協會、關東州支部、滿鐵會社、關東州社會事業協會等協同主催の下に之を舉行、先づポスター三千枚、ピラ十五萬枚、パンフレット五千部を印刷、隣組を通じて之を配布、映畫館に於てはスライドを以て又電車車體廣告、懸垂幕等を以て盛に宣傳、斯くて六月七日協和會館に於て幼兒大會開催、大連市長の式辭を始め映畫お断等あり、参加幼兒一千三百名、更に六月三日夜兒童愛護映畫の夕を協和會館に於て開催、映畫を通じ不言の間に兒童愛護の精神を鼓吹、而して常盤、嶺前、大正大廣場の各國民學校に於て母の會を開き映畫と講演を以て兒童愛護問題を強調、他方六月三日より九日まで結核相談、齒商相談、兒童健康診査、放痰禁止運動を施行、斯くて大連市に於ては兒童健康診査を施行、日本人兒童一、八二五名内健康優良、佳良兒童は四五〇名に及び、滿人側診査は本年最初の試みとして其受診數百名に過ぎざりしも、優良佳良合せて三二名を得たり、尙本週運動實施に先立ち六月二日夜、柳井關東州廳

長官は兒童愛護に關し一場の放送を試み而して健康報國母性聯盟は兒童愛護マーク一萬個を販賣し益金八百四拾壹圓八拾五錢を得たるが之を擧げて關東州保育會に寄附し以て貧困兒童救護の資に供したり。

本運動に要したる經費貳千六百四圓六拾錢である。

(二) 保育事業

幼兒の晝間保育施設としては大連市社會館内に託兒所がある。婦人技藝講習及授産部に出席する者の同伴する幼兒のみを預るものにして昭和十六年度の成績は實人員一六四人、延人員二、三二一人である。

滿鐵經營に係る家事講習所にも夫々託兒所の附設がある。三歳以上學齡迄の幼兒に限り一時的保育を爲し家事講習所の利用或は家庭の事情に便する。

滿洲託兒所 昭和二年十一月設立、主として無産階級者の幼兒を收容哺育し、その父兄をして後顧の憂なく就業せしめ併せて兒童の衛生に注意し、善良な習慣を養ひ家庭教育を補助を目的とし、有料又は無料にて託兒事業を行つてゐる。昭和十六年度託兒延人員五、五三七人、十六年度決算は收入八、一四六圓二五錢、支出七、九九六圓三三錢である。

(三) 育兒事業

世界紅卍字會大連分會育嬰堂 昭和七年一月より育兒事業を開始した。初め接嬰箱九個を市内の要所に配置し收容兒を



入堂せしめてゐたが、現在棄兒を本會まで送り届けた者には賞金四圓を與ふる外車馬賃を給することとしてゐる。

昭和十七年度に於ては、事務員二人、傭婦十一人にて男兒十九人、女兒十七人、計三十六人を保育したが、この經費一、〇四九圓四四錢である。

財團法人鎌倉保育園大連支部愛育園 大正二年四月三十日設立、汎く不遇の小兒を哺育教養し各其所を得しむるを目的としてゐるが、但し必要の場合に限り小兒に關係ある婦人及老人を收容する事業成績は昭和十六年度繰越五六人、入園四二人退園四三人、年度末現在五五人、延人員二〇、七七五人である。

財團法人大慈園 大正十五年二月設立し生活難の爲愛兒を扶養し得ない不幸な人々を救済するを目的とし、一時的に其の子女を全然無料にて保護哺育してゐる。

保護人員は昭和十六年度繰越六五人、收容四四人、退園四七人、年度末現在六二人、延人員二三、六九八人である。經費決算額二〇、八二二圓一七錢である。

大連育兒婦人ホーム 明治三十九年四月設立され、婦女並乳兒保護救済事業を行つてゐる。昭和十六年度保護人員は兒童繰越六一人、收容六九人、退舍七三人、年度末現在五七人、延人員二一、三六一人、婦人繰越一四人、收容三〇人、退舍二五人、年度末現在一九人、延人員四、九九七人、同年度經費

の支出を爲し康德女學三〇〇圓、金州響水寺林間學舍經費として一五〇圓補助した。

世界紅卍字會大連分會 世界紅卍字會大連分會は大連市寺兒溝に於て宏慈書房を經營す。昭和七年六月の創立である。創立當時の生徒は百七十餘人教師四名であつたが、昭和十四年四月には生徒四〇〇名に増加し教室五各室八〇名を收容し教員五名夫役二名を以て事に當つた。昭和十六年度在學生四〇〇人、卒業生五〇人、經費五、一九八圓七九錢である。概ね貧困の爲め普通學堂にも通學し得ざる者を集め教育してゐる。

世界紅卍字會城子分會 昭和十六年五月六日、開設費二、五〇〇圓を以て、宏慈書房を開設した、教員一人、生徒六〇人を收容教育してゐる。

方面普通學館 關東州方面委員中、滿人方面委員は貧困にして普通學堂に通學し得ざる子供達の爲に方面普通學館を經營し、滿人兒童の教育に努むる。大連市内の各商會其他に於て相當援助を爲しているが事業經營には相當苦心せるもの如くである。教科目公學堂程度、教員三名、學級五、昭和十六年度生徒數一九〇名、經費昭和十六年度八、九〇〇圓である。

(五) 虛弱兒童保護

關東州學校保健協會 關東州に於ては從來學校衛生に關し

決算は二〇、七四二二錢である。

(四) 兒童學獎勵

大連市 貧困にて授業料納付の資力なき學童に對し、昭和十六年度中之を免除したものは二〇人、貧困學童に對しては、學用品及晝食を給與する外昭和十一年度より特に教科書を給與したが、之等現品の給與に關しては各國民學校校長及公學堂長に一任した。昭和十六年度に於ける其の兒童數給與金額は、兒童數三、四五四人、金額四、五五九圓七四錢、給與實人員三五八人。

大連市青年學校生徒にして制服を新調したる者に對し被服費の補助を爲すと共に、關東州廳主催の聯合演習に参加したる者に對しても演習に要したる經費の補助を爲し、生徒各人負擔の軽減を圖り又冬期には朝食及夜食を給し就學の獎勵に努めた。昭和十六年中に支出したる獎勵補助費は昭和十六年人員三六、五三二人、金額二三、七七〇圓三三錢である。

恩賜財團兒童獎學資金 昭和十六年度に於て本財團より貧困兒童に對する學費補助、僻地兒童に對する通學費補助を爲したる人員合計は三〇五人、金額四、一二五圓である。尙育兒施設に收容せられた兒童の就學の爲本財團は昭和十四、五年度中の補助額は救世軍育兒婦人ホーム、大慈園、鎌倉保育園旅順支部に各二〇〇圓宛合計六〇〇圓である。其他朝鮮人學校十二校の經費補助、兒童文庫經費補助二、六六〇圓

ては各校に學校醫及衛生婦を囑託又は配置し之が向上を計り又學校體育に關しては體育研究所に於て之が陶冶に當つてゐたが、其の成果は尙満足なる域に達せず殊に支那事變勃發後兒童生徒の健康増進並に體位の向上は益々重大なる國策として緊要視せられ其の刷新振興を講ずること切なるものあるを痛感するに至つた。仍て此の現況に稽へ更に時代の要望に副ふべく關東州學校保健協會を昭和十五年九月六日創立した。

事業は重點主義をとり、先づ關東州に於ける學校二大疾病とも謂ふべき結核及びトラココマの豫防撲滅を期することとし、結核に對しては發病豫防、早期發見を目的とするレントゲン検査、トラココマに對しては手術の實施等を爲し、着々其の成果を收めつゝある外、尙學校保健衛生に關する調査研究、學校教職員並に學校衛生婦を對象とする講演會、講習會の開催、齶齒の治療等を実施し今日に至つたが、更に「榮養食は強弱の別なく全學童に」を目標に學校榮養食の普及獎勵及び展覽會、映畫會、各種印刷物等に依る實踐的保健指導實施の準備を進めつゝある。

昭和十六年度事業成績は榮養辨當講習會、防毒講習會、結核講習會、學校保健座談會、トラココマ座談會、學校食試食座談會、學校保健座談會等の開催及印刷物の刊行及配布、要レントゲン検査兒童生徒の檢診、トラココマ兒童生徒の治療、齶齒の豫防並に治療、學校食の研究並に普及徹底、滿人



兒童の結核感染状態調査の實施である。

大連市學童健康相談所 昭和十五年五月十日設立學校兒童の保健事業を行つてゐる。昭和十六年度事業成績は健康相談男六、三二七名、女四、〇九三名、計一〇、四二〇名、齒科検査男二、二二三名、女一、九二六名、計四、一三九名、レントゲン検査男七、一〇七名、女四、四一五名、計一一、五二二名、寄生虫卵検査八、〇二六名、醫化検査二六八名、細菌検査九名である。

日本赤十字社關東州委員本部 昭和八年以來柳樹屯陸軍病院建物の無償貸與を受け小學兒童の夏季休暇を利用して虚弱兒童を收容し、其の虚弱原因調査、健康増進、偏食矯正、團體生活の訓練、良習慣の指導等を實施し傍ら學校より課せられある學業の教育に努め爾來毎年續行し來つた。其の成績見るべきものがある。各方面より感謝せられ保養學校の設立を要望せられつつある。

恩賜財團兒童獎學資金 金州響水寺の林間學舎に補助金三百五十圓を交付し虚弱兒童保護に努めしめる。本學舎は元來關東州廳の經營に係るものであるが、便宜上現地民政署及小學校之が委任を受け其の實際に當つてゐる。昭和十六年度に於ては開設なし。

其の他 滿鐵は小村公園、小規模の兒童遊園十一ヶ所、海水浴場、保健聚落等を經營し虚弱兒童保護に貢献する

所大である。大連市役所も亦市内に三十二箇所の兒童遊園を經營する。

(六) 少年教護

財團法人鎌倉保育園大連支部新生學園 關東州には未だ少年教護法の施行なく官立公立の教護院もない。私設として本施設があり昭和七年九月設立された。設立當時の目的は旅順支部の收容兒童中不良性甚しき者を分離して教護せしめんとしたのであるが全滿を通じて此の種施設皆無なる爲、世間の要望に従ひ滿洲各地よりの申込をも收容教護することとなつた。昭和十六年度事業成績は前年度線越三五人、入園二六人、退園二九人、年度末現在三二人、實人員六一人、延人員一三、一七〇人である。

(七) 異常兒童保護

大連盲啞學校 昭和三年十二月十七日大連大廣場尋常小學校特別學級として聾啞教育を創める。昭和四年十月一日大連市山吹町五十一番地に校舎を新築し、大連聾啞學校として開校、昭和五年四月一日關東廳盲啞學校と改稱聾啞教育を始め。昭和九年十二月二十六日關東州盲啞學校と改稱、同十年四月一日補習科を設ける。昭和十二年四月一日大連盲啞學校と改稱し、初等科を初等部、補習科を中等部とし、その編成を五學年と變更する。

金州聾啞學院 設立、昭和七年七月十六日 事業經營の状

況、恩賜財團兒童獎學資金、金州會等よりの補助金あり又生徒より授業料及宿舍料の收入がある。不足分紳商の寄附に俟つ、貧困者は無料と爲すことを得、目的及事業、州内在住滿人の聾啞子弟に普通教育を授ける。學級四、就學年限、初等部六年、昭和十六年度に於ける生徒數は男三〇名、女八名計三八名である。

六 勤勞保護事業

(一) 職業紹介

關東州には未だ職業紹介法の施行がないが職業紹介を爲す施設としては大連市職業紹介所、財團法人關東州海運奉公會會館、日本海運報國團關東州支部、社團法人關東州朝鮮人會等がある。

昭和十六年度中に於ける取扱狀況は大連市職業紹介所求人數二、二四二名、求職數二、五〇五名、就職數七四三名、關東州海運奉公會會館、求人數二、五六四名、求職數二、五六四名就職數二、五六一名、日本海運報國團關東州支部求人數一、九九五名、求職數一、八八二名、就職數一、八八二名、關東州朝鮮人會求人數二〇三名、求職數四五〇名、就職數一六三名である。

(二) 授産及職業輔導

技藝講習 技藝講習を爲す施設四ある。其の一は大連市社

會館に於て市の經營するもの他の三は滿鐵會社が大連市内三箇所に於て經營する家事講習所がある。講習科目は和服裁縫、編物、ミシン裁縫、洋服科、刺繡科、活花茶の湯書道等である。昭和十六年度に於ては受講者大連市實四八四名、延三、七〇九名、滿鐵三ヶ所では教授日數二、五〇七日受講延人員四七、五六四名である。

大連市經營社會館授産部 大連市社會館に於て經營する婦人授産事業は前述せる技藝講習と關係ある事業である。即ち前記施設に於て相當の技倆を習得した者は授産部に入ることを得る。教授科目は和服編物、ミシン、裁縫、編物の三種であるが各科合計すれば事業成績昭和十六年實人員三六〇人、加工點數七、一八五、金額一五、七一〇圓八八錢である。

財團法人大連力行會 昭和四年十月設立、失業者を收容し行商を爲さしめ或は會社工場等に通勤せしめる。行商は野菜、鮮魚、果物類を主體とするも本人の希望經驗に應じ石鹼行商、研屋、煙突掃除等の業務を適宜選擇せしめ應分の資金を貸與し營業せしめる。行商に適せざる者又は本人の性能に依りては會社工場等に就職せしめる。収益金は日々預り毎月二十日計算とし食費(一食十錢)館費(一日十六錢)立替金等を差引き殘金を本人の貯金とす貯金に對しては十圓以上に對し日歩一錢の割を以て利子を加算す精神的指導優秀なるを本會の特色とす。昭和十六年度事業成績は收容狀況線越二〇、入所



二八、退所三〇、年度末現在一八、延人員六、四五八、作業成績は行商成績賣上高三八、七〇四圓五一錢、同上利益七、七三〇圓六五錢、勤勞其他の収益九、二三〇圓八〇錢、總收入一六、九六一圓四五錢である。

社団法人聖徳會 昭和十六年中五十九日間三九人(延七三四人)に對し、果實、袋張、筆稿、雜務等を授産する。授産収益八三二圓三四錢を得、内材料費四二八圓五四錢を控除し、殘四〇三圓八〇錢を從事者に支給した。

(三) 歸國者送還保護

歸國者送還保護に關しては日本人の爲には大連市財團法人大連方面事業助成會、沙河口簡易救濟會、社団法人關東州朝鮮人會、財團法人爲仁會等がある。滿支人の爲には大連山東同郷會、世界紅卍字會大連分會、外人の爲には大連猶太人會等があり相當の成績を擧げてゐる。昭和十六年度の成績は大連市件數一七、人員一七名、金額三六五圓、財團法人大連方面事業助成會件數三九、人員四二名、金額六三六圓、沙河口簡易救濟會件數二件、人員二名、金額三五圓、社団法人關東州朝鮮人會件數三〇、人員三〇名、金額三八四圓、財團法人爲仁會件數一三一、人員一三一一名、金額五二七圓、大連山東同郷會件數一六一、人員一六一一名、金額五一七圓、世界紅卍字會大連分會件數七五、人員七五名、金額三六七圓、大連猶太人會件數六、人員六名、金額八九八圓、計件數四六一、人員

四六四名、金額三、七二九圓である。

七 社會教化事業

滿鐵獎學資金財團 設立、昭和二年九月本財團は滿鐵創業二十周年記念事業の一として設立せられたるもの、會社は基金として百萬圓を提供し昭和二年九月二十二日法人設立認可を得、昭和三年四月より事業を開始せり。

昭和十六年度事業成績は年度始支給者數一二八名、年度内修卒業者數五九名、次年度繼續支給者數一一五名である。

財團法人田崎育英會 大正八年三月設立、故田崎綱三郎氏遺產十二萬圓の中五萬圓を内地公共事業に寄附、金七萬圓を以て本財團を組織、田崎育英會と名づけ事業經營今日に至る。昭和十六年度までに本財團の學資補給による學業を終了せる者一〇九名、昭和十七年度へ繼續補給を受くる者三名計一一二名である。

財團法人振東學社 設立、明治四十三年故金子雪齋翁を盟主として大陸青年團創立せられる。爾來青年の指導薫育に力め其の社會的要望擴充せらるるに及び振東學社を創建した。青年學生の爲に其の宿舍を設け之が指導、實踐教化に力むると共に、學資乏しき學生に對しては之を給し或は補給し以て其の素志を達せしめ、又就職を斡旋する等青年學生に對する諸種の盡力を爲し、青年の前途を過まらしめざるを以て主な

る職分とし今日に及んでゐる。

本學社は概ねの育英財團が學費補給或は貸費を主とする興趣を異にし合宿鍛鍊を主とする。學資給與の如きは従の形である。

遼東育英會 設立、大正元年關東州内滿人學生に對し、本會の認めたる日本學校に入學せる者に對し學資を給與或は貸與する。給費は償還の義務なし(但し公學堂學生に限る)貸費は學校卒業後月收の割合に依り償還せしむるものとする。會の資産逐年大を加へ昭和十五年度末には八萬七千五百二十五圓八十七錢に達した。大正元年より昭和十七年に至る獎學數男一三一一名、女四〇名計一七一一名である。

八 司法保護事業

財團法人爲仁會 設立、大正十年六月であり、釋放者保護を行つてゐる。昭和十六年度收容保護は實人員五三七人、延人員六、六一九人でありその收容者處理狀況は應召二人、就職四一人、本籍地送還一三一人、父兄の許へ行きたるもの一五六人、知人の許へ行きたるもの一七九人、無斷退會八人、退會を命じたるもの四人、計五二一人である。

司法保護記念日 昭和十六年九月十三、四日例年の通り全國一齊に司法保護記念日實施、即ち當地に於ては關東保護觀察所、大連市役所、關東州社會事業協會、關東州防犯協會、

爲仁會等共同主催にて爲仁會關係者の勤勞奉仕、神社參拜を始め、同會に於て記念式の執行、ラヂオ放送、映畫の夕等を催した。本運動に要した經費三二〇圓である。



附錄 滿洲國社會事業



## 第一章 社會事業の統制

### 並運營

#### 第一節 社會事業行政

滿洲國建國當時に於て教育、社會、保健行政は蒙古地方に關しては興安總署（後蒙政部に改む）に於て、其の他の地域に關しては民政部に於て掌理したるが、康徳元年七月國務院各部官制改正せられ文教部新設さるゝや民政部所管の教育行政は文教部に移管した。其の後國政の一大進展に伴ひ、康徳四年七月行政機構改革され民政、文教及蒙政三部廢止せられて民生部創設せらるゝや全國の教育、社會、保健行政は總て民生部の管所に歸したるが、康徳七年度に於ては勞務の重大性に鑑み社會行政を厚生行政と勞務行政とに分ち又阿片、麻薬に關する政務は外局として禁烟總局を創設して之に當らしむることゝした即ち民生部は大亞官房の外教育、厚生、勞務、保健の四司及禁烟總局より成つてゐる。

#### 第二節 社會事業の聯絡

#### 一 社會事業聯絡機關

##### (一) 財團法人滿洲中央社會事業協會

大同二年五月民政部訓令に依り奉天、吉林、黑龍江の三省及新京、哈爾濱の兩特別市に社會事業聯合會の設立を見、次で大同三年二月民政部地方司社會科内に中央社會事業聯合會を設立した。其の後康徳七年十二月社會事業指導統制機關整備要綱を策定し、之に基き先づ中央の機構を整備して財團法人滿洲中央社會事業協會と改組された。康徳七年度に於ける主なる實施事項は左の如くである。

- 一、社會事業従事者の養成
- 二、各種調査及刊行
- 三、地方社會事業協會に對する補助
- 四、民間優良施設に對する獎勵助成
- 五、福祉委員事業に對する助成
- 六、社會教化事業關係者懇談會に對する援助
- 七、歳末同情週間の實施
- 八、ベスト地帯罹災者救済金の募集

##### (二) 地方社會事業協會

地方機關は各省市縣公署内に設置してゐる。康徳七年末現在に於ける社會事業協會設置地方は左記の十二省十三市、七縣である。



- 一、省社會事業協會 吉林、龍江、黑河、三江、東安、間島、通化、安東、四平、奉天、錦州、熱河
- 二、市社會事業協會 新京、吉林、齊齊哈爾、佳木斯、牡丹江、哈爾濱、四平、奉天、營口、撫順、鞍山、遼陽、錦州
- 三、縣社會事業協會 九臺、東豐、開原、承德、深平、依蘭、富錦

地方社會事業協會は中央社會事業協會の事業方針に準じ略同様の事業を實施せる外直接社會事業施設を經營せるもの尠くなす。

## 二 社會事業施設

滿洲國の社會事業を歴史的に考察すれば其の根源は遠く南宋時代の悲田院、養濟院等に發するも現存施設は清朝中葉以降に於て漢民族の本格的移住と共に生れたるもの如くである。此等のうち官公營の事業は漸く清朝の末期内亂と天災の爲め退嬰し之に代りて民營事業たる萬國道德會、世界紅十字會其の他各種名稱の慈善會の簇出を見た。

現在の社會事業は經營主體より之を見れば公營即ち市縣旗經營と宗教團體を中心とする民營とに大別せられ、公營専ら救濟事業に當り民營は大部分慈善事業に従事するもの多い。此等社會事業は建國當初に於ては何れも必要缺くべからざるものとして相當の實績を挙げたが、爾來政府は之が積極的刷

新向上を期すると共に其の基礎を一層鞏固ならしめんが爲、逐次財團法人に改組強化せしむる方針を持し、現在法人となつた團體二十餘團體に及んでゐる。

康徳七年度末に於ける團體數及事業別施設數を表示すれば次の如くである。

社會事業團體數及事業施設數表 (康徳七年度末現在)

資料(第四次民生年鑑)

團體數	事業別施設數
公營	民營
計	計
救護	兒童
保護	醫療
救護	經濟
保護	其他
計	計
三六	三九
三九	三九
三九	一七
三九	六
三九	九二

## 第二章 生活保護事業

### 第一節 一般保護事業

#### 一 福祉委員制度

建國以來各都市の發展目覺ましく従つて都市の膨脹に伴ふ窮民層の保護對策は愈々重要性を加へたるを以て、康徳二年新京特別市に隣保委員制度を設け、市の補助機關として保護行政の別動隊の役割を果さしむることとなつた。爾來本制度は好調の成績を挙げた爲奉天、哈爾濱等の大都市は勿論、街

に至る迄逐次之が普及發達を見、康徳七年度末に於ては十六市二十八街に施行を見た。然るに康徳七年末より新に實施した國民隣保組織と其の名稱に於て、並合を來す虞あるを以て本制度の名稱を福祉委員制度に改め、國民隣保組織と相俟つて市民福祉の實を擧ぐべく改めて「福祉委員制度實施要綱」を定め、地方に之を勵行せしめると共に同年第一回福祉委員全國協議會を開き、事務の聯絡と委員の指導に努めた。委員の任務は防貧、救貧及教化等に奔走し擔當區域内の向上善化に貢獻する所多大である。康徳七年十二月末福祉委員制度實施狀況は委員數二、七二五名、登録戶數二〇、九九五戸、家族數八一、四六七人である。尙康徳七年度下半年取扱件數五一、九二二件である。

## 二 倉 庫

農本主義社會に於ては常に天災の迫害に脅かされるものにして之に備ふる爲の貯蓄は必要缺くべからざるものである。備荒制度は遠く漢時代に發生し爾後常平會、義倉、社會其の他種々なる名稱を付し其の機能も亦多少異なる點ありたるも目標を備荒に置き、運用の對象を庶民に置きたるは共通する所なり。

滿洲國に於ける倉儲制度は元時代の裕備倉に始まるが、建國當時に於ける義倉又は社會の設立年代より見れば殆ど大部

分清の光緒年代である。爾來民國年間に入りても備荒の重要性を認め各省夫々倉儲制度の實施に努めたる外民國十七年内務部令に依り義倉管理規則の實施を見た。然るに其の後兵匪の禍と天災の續發に加へ軍閥の横行、管理の不徹底に因り建國當初の義倉は全く紊亂状態に陥り形骸のみ残存した。

建國の大業成るや政府は本制度復興の必要に迫られ康徳元年八月民政部訓令第五三一號を以て各縣に對し既存財産の整理を命じ更に同二年八月民政部令第十四號を以て現行義倉管理規則の制定公布を見た。

現行義倉制度の確立を促進したるは康徳元年に於ける全國的冷水害の影響にして當年の被害縣數は百四十餘に及び政府は之が救濟對策の爲民政部内に災款地方救濟委員會を設け、各縣に備荒委員會を置き國幣二百三十餘萬圓を以て糧穀十五萬餘石を購入し貸付の方法に依り災民救濟の目的を果した。而して之が返済の敷款を當該縣旗の義倉に收納せしめて之を基礎としたる外康徳二年度に於て豫算一百萬圓を計上し之を以て全國各縣義倉の基金及倉庫整備費に補助した。

尙興安省下各旗には元來備荒制度を有せず且康徳二年に於ける民生部令第十四號の適用をも見ざりしが、政府は康徳四年行政機構の改革に伴ひ各旗に對しても本制度を實施することとなり、民生部は補助金五萬圓を支出して農耕地を有する旗に總て之を勵行せしめた。康徳七年度末義倉財産狀況は次



の如くである。

倉庫間數八、一五〇、在庫高二、〇三二、六五八石、一一、九八五、二七二圓、貸出高七、一三、九四六石、一、六〇九、七〇七圓、計二、七四六、六〇四石、一三、五九四、九七九圓、最少貯蓄數量二、九六五、六〇五石である。

### 第二節 特殊保護事業

#### 一 行旅病人及行旅死亡人取扱

滿洲國は舊政權時代に於ける惡政の影響を受けて疲弊の極に達し、剩へ阿片麻薬に禍され行旅死亡者の多數なるは已むを得ざる現象であり、然れども建國以來大に國民の福利増進を圖り、阿片麻薬斷禁政策を勵行したる結果、其の數は漸次減少の趨勢にある。

行旅死亡者の屍體は從來常に幾日も路傍に放置せられ見るに忍びざるものありたるを以て、康徳三年九月民政部令第三號に依り之が辯理規則を制定したるも、當時は之を全國に施行せしむるは時期尚早なりし爲其の實施地域を新京、哈爾濱、奉天、安東、營口、吉林、齊々哈爾の七大都市に限定した。併し漸次以上の都市以外にも之が施行を必要とするに至り、現在は他の市縣旗にも之を適用して處理せしめつゝある。

#### 二 罹災救助

滿洲國は古來水旱災等の天災極めて多く、毎年農産物及農耕地等の被害甚大にして、夥しき罹災民發生するを以て政府は其の都度之が對策を講じ來つたが、康徳五年度よりは罹災民救済を一層敏速且適切ならしむる爲難民救済費を地方費より支出せしめ、不足分は内務局に於ける省地方費調整資金より之を補給し、又は國費支辨若は地方債の許可に依り遺憾なきを期しつゝある。

### 第三章 軍人援護事業

滿洲國に於ては康徳四年に始めて募兵制度實施せられたが、政府は貧困家族救助の爲康徳五年一月一日附民生部訓令第一號を以て「募兵に依る入隊兵貧困家族救助手續規程」を定め、市縣旗長をして救助の實務に當らしめた。入隊兵家族救助の爲支出せる救護費年額は康徳四年度に於て七〇、〇二八圓、同五年度に於て二三三、五二〇圓、同六年度に於て五七一、六一八圓、同七年度に於て六五六、六一八圓に達して居る。

抑々軍の精銳は軍に人物の優秀に依つのみにては期し得べきものに非ず、軍人をして眞に盡忠報國の誠を盡さしむるに

は軍人に對し社會より援護すると共に軍人をして後顧の憂を無からしむるの最も必要とする。偶々康徳七年四月十五日には國軍の強化と國民中堅分子の練成を使命とせる國兵法新に公布施行せられた。斯かる劃期的なる兵役制度の實施に際し、物心兩面よりの援護制度を急速に整備するは喫緊の要務にして、政府は早速同年八月軍事援護要綱及同優遇要綱を定め、更に同年十月十五日軍事援護法を制定公布したのである。而して政府に於ては専ら國兵家族の生活扶助及收入並に職業の保障を爲し、滿洲國赤十字社に對し其の經營に係る滿赤病院をして醫療、助産事業に當らしめ且自己の經營する恤兵院に傷殘軍士兵を收容して療養並に職業の輔導を行はしめ、滿洲國防婦人會をして遺家族に對する人事相談並に軍人に對する慰問慰藉を爲さしめ、且滿洲軍人後援會をして廣汎に亘る法外援護に當らしめつゝある。

尙軍事援護法には日滿共同防衛の本義に基き日本帝國軍人に對しても必要なる援護を爲すことを定めた。

財團法人滿洲軍人後援會は康徳五年十月一日御内帑金十萬圓を頂き之を基として創立せられた。同會は日滿共同防衛の本義に基き在滿日本軍人、帝國軍人及其の遺家族並に傷殘軍人に對し援護並に優遇に付有らゆる努力を拂ひつゝあり。同會の事業概況を擧ぐれば次の如くである。

- 1、國兵の家族中政府援護對象以外の家族に對する法外扶助
  - 2、在營軍士兵の家族、傷殘軍人及其の遺家族並に軍屬、警察官の遺族に對する生活扶助
  - 3、國兵の遺族、傷殘軍士兵及其の家族に對する特殊扶助
  - 4、日本帝國軍人たる現役兵、應召軍人家族、軍人遺家族、傷殘軍人及其の遺家族に對する生活扶助
  - 5、災害時に於ける臨時生活扶助
- 二、生業扶助
- 1、傷殘軍人、退營軍士兵及軍士兵の家族に對する生業資金貸付
  - 2、傷殘軍人及退營軍士兵に對する屯墾農場移植(同島屯墾農場)
  - 3、傷殘軍人、退營軍士兵及軍人の遺家族たる者の職業輔導(新京、哈爾濱及三木斯職業輔導所)及依託輔導
  - 4、退營軍官、退營軍士兵に對する職業再教育講習の實施(新京講習所)
- 三、醫療及助産扶助
- 1、軍士兵の遺家族、軍士兵の妻、傷殘軍士兵及其の遺家族に對する醫療費扶助
  - 2、傷殘軍士兵の妻、軍士兵の妻及兵の母にして扶助を要する者に對する助産費扶助
- 四、教育扶助及保育
- I、軍人、軍屬及警察官公職者の遺兒並に傷殘軍人の子に對する初等學校學用品費給與及中等實業學校在學の者の奨學資金貸與



- 2、軍人、軍屬及警察官公務者の遺児に對する保育料の給與又は依託保育の實施
- 五、職業斡旋
  - 退營並に傷痍軍人に對し治安部軍人援護班と連絡の下に職業の斡旋を爲す
- 六、資金融通
  - 1、退營軍官、退營軍士兵、傷痍軍人及軍人遺族に對する恩給年金立替
  - 2、退營軍士兵、傷痍軍人及軍人遺族に對する歸郷旅費の貸與又は給與
- 七、恤兵院收容者の家族宿舍の經營並に家族指導
- 八、傷痍軍人に對する療養（温泉委託）
- 九、慰問慰籍
  - 1、軍人、軍屬、警察官、傷痍軍人及軍人の家族に對する慰問
  - 2、公務軍警に對する弔慰金又は花環贈與
- 十、軍警及其の家族に對する身上全般相談
- 十一、國兵の家族、軍官軍屬及傷痍軍官、軍屬、軍士兵の遺族に對する名譽章標の交付を爲す
- 十二、國兵の家族をして兵營を見學せしめ又國兵に面會せしめて士氣の鼓舞を爲す
- 十三、軍人軍屬の遺族を建國忠靈廟祭に參拜せしむ
- 十四、在滿日本軍人遺族を靖國神社大祭に參拜せしむ
- 十五、國兵公務者は公葬を以て遇し其の名譽を顯揚す
- 十六、公務軍士兵の寫眞を各國民學校に掲げ其の名譽を顯揚す

十七、退營軍人、傷痍軍人及其の遺家族の善行者並に一般國民にして軍事援護事業に關し篤行ありたる者に對し表彰若し記念品の贈與を爲す

## 第四章 保健並醫療保護事業

### 第一節 衛生行政

建國以來中央地方の保健行政機構の擴充整備、醫療施設の普及に平行して傳染病の豫防撲滅に重點を指向し滿洲國の保健衛生行政の伸展に力め着々効果を收めつゝあるも國民保健、防疫の實績は未だ必ずしも充分ならざる點點からず。殊に積極的の國民體位向上問題等に付ては其の緒に着きたるのみにして將來大に努力を要するものある。即ち積極的に國民の生活指導を行ひ國民生活を保健的に向上せしめ延て國民の體位を向上せしむべく諸施設の整備擴充衛生思想の普及に努めつゝある。

#### 一 一般衛生行政機關

##### (一) 中央衛生行政機關

建國當時は中央衛生行政機關として民政部内に衛生司を置き之を總務、保健、醫務、防疫の四科に分ち處理し來りたる

も、康徳七年七月行政機構の全面的改革に依り民政部新設せらるゝや、衛生司の事務は擧げて同部の保健司に引繼ぎたり保健司には保健體育科、醫務科、防疫科、煙政科の四科を置きたるが禁煙關係の重要性に鑑み康徳七年一月一日禁煙總局創立せられ煙政は同局の管掌するところとなりたるを以て保健司を保健、醫務、體育、防疫の四科となし助長、警察兩方面の衛生行政を擔當せしめた。

(二) 地方衛生行政機關

地方衛生行政機關としては各省警務廳に衛生科（興安各省は警務科）を置き管掌せしめ來りたるも、康徳五年十二月民政廳（民政廳の設置なき省に在りては開拓廳）に保健科を設置し、衛生行政全般に亘り同科に引繼ぎ處理することとし、其の他市、縣、旗、警察廳、警察署等に於て處理されてゐる。

#### 二 特殊衛生行政機關

特殊衛生行政機關として隣國より侵入する傳染病防止のため國境主要地點に檢疫所を設置してゐる。即ち海港檢疫所として營口、安東、葫蘆島陸路檢疫所に山海關、滿洲里、黑河、綏芬河、古北口及喜峯口の六ヶ所あり。又研究機關として大陸科學院内に衛生技術廠を置き傳染病、地方病、寄生虫病に關する研究に當ると共に豫防治療劑の製造に當りつつあ

### 第二節 一般保健並醫療保護

#### (一) 公立醫院

官公立醫院を以て滿洲國醫療組織の中心機關たらしむべく康徳元年九月十四日勅令第四百四十號を以て國立醫院官制（改正康徳四年十二月勅令第三百六十九號）を制定し、同日民政部令第十一號（改正康徳四年十二月部令第三十六號）に依り國立醫院の名稱及び位置を規定し、舊政權時代に於ける吉林省立醫院の内容を刷新して吉林國立醫院とし、前東北防疫附屬醫院を改善して哈爾濱國立醫院とし（康徳四年末廢止）熱河省承德に新に承德國立醫院を設置し、尙康徳四年十一月治外法權撤廢と共に朝鮮總督府より龍井國立醫院及び延吉國立醫院を接收した。

更に本部に於ては公立醫院を政治經濟の中心地にして且つ都市として將來の發展性を見透さるる地に設置する方針を以て進み、康徳七年十一月公立醫院令の公布迄に百十三醫院の設置を見た。

然るに、地方制度の整備に伴ひ國立醫院は康徳四年一月省に移管され、其の職員は地方費支辨の官吏となり特別市、市、縣旗公立醫院の職員は單に囑託となつてゐたのを、康徳七



年十一月一日勅令第二百九十二號を以て公立醫院令公布せられ、此等診療系統の職員に對して一律に本令に依りて其の身分を厚くすると共に各地方診療關係職員交流の途を開き適材を適所に配置し、尙醫院の内容の統一及び運営の円滑を図り、以て國民の保健及び福祉の増進を図ると共に有事の際に滿赤醫院と相共に十分なる救護に任じ營利に墮するを排し經營を合理化せしめ、又費用負擔の方法に付ても別途に考慮を拂つた。

(二) 公醫診療所

建國創業日尙淺き大同二年民政部衛生司に於て醫療施設普及の一助として公醫制度を確立し、五ヶ年を期し一縣一公醫の配置を企圖し、大同三年一月三十日民政部令第三號興安總署令第一號(康德四年六月蒙政部廢止に依り旗公醫は民政部の管掌するところとなれり)を以て公醫制度(改正康德五年二月民政部令第三十二號)公布された。

而して縣旗長は醫療機關の不存在、衛生狀況の不良地帯に公醫を配置し、地方住民の醫療に従事せしむると共に保健の向上を図りつゝある。公醫数は康德七年末現在に於て全縣旗を通じ百六十七に及ぶ。

(三) 福民診療所

康德元年以來福民獎券の益金に依り福民診療所を設置しつゝある。福民獎券發行の趣旨は、康德三年財政部布告第一號

を以て明かにされたる如く、其の目的の一として僻地に診療所を建設して疾病治療の便に供せんとするものである。福民獎券は康德六年三月十五日附經濟部公告を以て裕民彩票と更改されたが、其の發行趣旨には變りなし)而して福民診療所は公醫の診療所として建設し、漸次地方公立醫院の基礎となさんとされてゐる。

(四) 保健所

國民一般の保健状態低下の實情に鑑み地方衛生指導機關の必要性を認め、主要都市及省公署所在地を基準として全國に保健所を設置し、以て積極的國民保健指導機關たらしむべく計畫を進めつゝある。

(五) 開拓衛生

滿洲開拓事業は日滿不可分の關係上、原住民族との緊密なる融和の下に日本民族の増殖と其の資質の向上を図り、民族永遠の活力を確保し以て開拓地農村が日本民族培養の基地たるの使命を果さんとするに在る。開拓事業達成の基本的條件は一に開拓民の旺盛なる活動に依るものにして之が活動の源泉は開拓民の健康にある。

開拓地に於ける保健問題は開拓政策達成上最も重大なる問題にして、政府に於ても慎重に考慮し、開拓第二期五ヶ年計畫實行委員會内に保健部門たる第十一分科會を設立、開拓民の體位の増進向上を目途として根本且刷新的對策を計りつゝ

第三節 特殊保健並醫療保護

(一) 結核に對する施設

生活様式の不良、氣候の酷烈なる變化、約半歳に亘る冬季盤居生活等よりして滿洲に結核の多きは想像するに難からず、其の患者数は尙未だ正確なる統計を得難きも全國を通じ百萬を下らざるものと推定せらる。依て政府は本病の蔓延を防止するため凡ゆる方法を以て國民に豫防思想の普及を図りつゝあるが、康德四年末治外法權撤廢に伴ひ滿洲結核豫防會移管せられて以來、同會を督勵して一層豫防宣傳を強化した。康德七年度に於ては結核對策の基礎資料たらしめんが爲め結核實態調査を計畫し、先づ新京特別市、奉天市、哈爾濱市に於ける特殊業者、學生、會社員の三層に就き既往歴、家族歴、現在症、胸部レントゲン所見、赤血球沈降速度、ツベルクリン反應、生活状態等を調査し逐次之を農村にも及さるゝこととされてゐる。

(二) 癩に對する施設

滿洲國に於ける癩患者は未だ比較的僅少なれども、其の蔓延に先んじて之が撲滅を計ることこそ豫防の眞諦であり、既に奉天省鐵嶺縣松山背癩療養所を建設し、康德六年十月一日

完成開所し國內の癩患者の收容隔離を行ふ一方、國外よりの癩患者の入國を禁止すべく檢疫法の制定を急ぎつゝある。

(三) トラホームに對する施設

トラホームは滿洲國に於ける一大國民病にして、國民の約半數乃至三分の二は本病罹患者なりと推定せられる。依て政府は之が普遍的なる對策を考究中なるが、先づ特定の學校に國庫補助を以て眼科醫、洗眼婦を配置し學校兒童に對し無料治療を実施することとなつた。

(四) 花柳病に對する施設

性病に對しては政府は康德五年九月二十一日「接客業者其他衛生上取締を要する者の健康診斷規則」を公布し其の豫防の一基準となし、其圓滑なる運用により豫防の實績を收めんとした。梅毒蔓延の爲め人口減少民族衰微の微ある興安各省には康德五年八月調査施設班及豫防宣傳班を派遣し、梅毒の蔓延状態を調査すると共に施設及驅微知識の普及を計つた。右調査に依り梅毒罹患率著しく高きこと判明せるを以て、康德六年度より興安各省には積極的に之が豫防撲滅に乘出すこととなつた。

(五) 麻藥中毒に對する施設

阿片麻藥使用の陋習は民生振興の痛とするところ、政府は建國直後銳意之が對策につきて研究の結果、斷禁主義に基く漸減方針を樹立して之を國策とし、大同元年十一月阿片法を



制定公布、(麻藥法は康徳四年七月公布)同時に國務總理の布告を以て此の根本方策を中外に宣明した。爾來中央並に地方、禁煙行政機構を整備すると共に協和會、教育機關、社會事業、團體等の協力を求め一切の力を擧げて阿片麻藥使用の陋習打破に邁進し來りたるが、政府は其の後確然たる目標の下に斷禁の完壁を期する必要を認め、康徳四年十月阿片斷禁方策要項を決定し、新煙者の發生を防止すると共に既存煙者を康徳五年以降十箇年内に根絶せんとする所謂斷禁十箇年計畫なるものを樹立し、禁煙行政は總て此を目標に運営することゝなつた。斯くして銳意目的達成に努力し來りたるところ、國民の一部には尙政府の意圖を正しく理解せざる者もあり、こゝに於て舉國的排煙拒毒運動を起す必要を認め、康徳七年十月阿片麻藥斷禁強化方策要綱を決定實施し、官民一致協力之が目的達成に努め、其の效を收めつゝある。

煙政機構

康徳七年一月民政部の外局として禁煙總局を開設し、禁煙行政は一切こゝに於て扱ふこととした。即ち從來阿片の生産、收納製造配給部門は財政部の專賣總局管煙科に於て、煙者の把握矯治教化部門は民政部の保健司煙政科に於て扱ひ、地方機關は阿片の配給を公營し救療機關を経営したりしが、之等分立せる煙政諸機構一切を禁煙總局に統合し、中央地方を通ずる一元的禁煙機構の下に煙政を實施することとした。

尙麻藥は麻藥管制所をして供給せしめ管煙所に附設しありしが、康徳七年一月管煙所に併合した。

矯治

煙者の矯治機關たる戒煙所は康徳六年を以て廢止となり康徳六年十二月康生院官制公布され、翌年一月より實施され阿片麻藥の煙者の矯治治療は一切康生院に於て行ふこととなつた。

康生院の煙者收容期間は概ね四十日にして、其の間中毒症狀の除去を圖る爲醫學的處置を施すと共に之と併行して諸種の情操教育を行ひ勞作を課し、尙再發防止の爲めに有産者には生活の規正を誘導し無産者には適職の補導を行ひつゝある。

康生院には指導的立場にある者を優先的に入院せしめ、管煙所外吸飲者之に次ぎ尙自發入院希望者、壯年、老年、治療困難なる疾病を有する者の順位に之を收容し、康徳十三年度迄に現存煙者の凡てを矯治せしむる豫定である。康徳七年度康生院の設置豫定數一八二、二回收容者數九、九一〇である。

教化

康徳五年一月國務院訓令を以て組織されたる中央、地方禁煙促進委員會は其の後愈々其の機能を發揮し、禁煙諸方策乃至計畫の審議、各機關業務實施の指導監督を行ひ以て禁煙行政の補助推進を行ひつゝある。康徳七年度末迄に結成せられ

斷禁方策

(イ) 煙者登録

煙者の完全把握なくしては斷禁方策の完遂は期すべからず、煙者把握の方法は許可登録制にして、煙者は警察署に出頭して煙者たるの認定を受け登録をなし吸食使用の許可を得、政府の賣下ぐる阿片麻藥を購入するものである。此の制度實施當初は趣旨の徹底を缺きたる爲其の成績思はしからざりしが、其の後官民の努力により逐年好成績を示しつゝあり康徳七年度末現在登録者數は阿片煙者四〇一、四三四人、麻藥煙者一四、四六二人である。

(ロ) 管煙

建國當初よりの私營零售制度は治療を目的とする阿片麻藥供給の本旨を誤り、往々にして營利に走り禁煙本來の目的に添はざるを以て、康徳五年より可能地域に公營を實施し康徳六年末迄に全國に公營を實施し來りたるが、康徳七年禁煙總局の開設と同時に之を官營に移し管煙所に於て賣下並に吸飲を行はしむることとした。

管煙所に於ては煙者の程度に應じ最少限の需要量を供給し吸飲量の漸減を圖ると共に一方管煙所の適正分布を行ひ、所外吸飲は病弱者老齡者又は遠隔の地に居住する者等眞に已むを得ざる者のみに限定し、供給に伴ふ一切の不正不當の除去に努めつゝある。康徳七年度末現在管煙所數は一、六七六であ

たる中央、地方禁煙促進委員會數は一省を除く全國に及んでゐる。

社會並に一般民衆に對する阿片麻藥斷禁思想の涵養は禁煙政策遂行上重視さる可き部面なりしも、建國後數年は法の制定、機構の整備其の他禁煙行政運営當面の急務山積せる爲め未だ本格的活動をなし得ざりし状況にありたるが、康徳七年度より禁煙行政は禁煙總局の一元的管掌となるに及び、尙局煙政科に於て一切の教化宣傳業を主管し、直接教化事業を實施する外地方禁煙機構の教化事業の指導を併せ行ふこととなつた。その重なる教化事業は

- (一) 協和會本部の活動を求めて青少年團に禁煙思想を涵養する外此の團體をして一般社會に動きかけしめ
- (二) 學校並に各種教化團體をして一般の教化を行ひ
- (三) 禁煙模範地區を設定(康徳七年度末現在設定數一四八地區)して部落的に禁煙を促進せしめ
- (四) 映畫、展覽會、講演會、演劇、讀物其他凡ゆる弘報機關を利用して煙者の反省と新煙者の防止に努めつつある。

阿片の生産收納並に製造

煙者に關して供給する阿片は救療を本體とし、自給自足主義をとる。現在の罂粟栽培指定地域は熱河省及興安西省の一部で將來斷禁方策の進展と共に逐次其の地域を減少せしむる方針である。



生産阿片の收納は納入組合を通じて行ひつゝ、あれ共未だ完全收納に至らず、街村納煙會の活動を俟ちて完璧を期するものと、してゐる。

阿片煙膏並に麻薬は奉天工廠に於て製造す、尙同工廠に於てはモルヒネの定量分析各種の試験も併せ行ひつゝある。

取 締

大同元年十一月阿片麻薬取締の爲阿片法、阿片緝私法及在獲私土獎勵金規則の公布あり。之に阿片專賣公署に緝私官員四六〇名を置き全國主要都市に之を配置し取締に従事せしめたるが、康徳五年八月本制度を廢止し爾後取締は専ら警察機關に委せられた。然るに警察機關は時局諸般の要請に應ずる爲此の方面の取締に萬全を期し能はざる事情生じたる爲、康徳七年十一月煙務職員の一部に司法警察官吏の職務を行ひ得る様法の改正を行ひ以て取締萬全を期して居る。康徳五年末迄の取締状況の一部は次の如くである。沒收阿片數量一、六七八、〇八三兩、同上換算額三、八六一、七二三圓、同上獎勵金八九二、五四八圓、罂粟密作及除面積二三六、〇五九畝、同上豫想生産阿片四、一六八、一七一兩である。

(六) 傳染病に對する施設

大同元年四月上海に虎列拉流行せるに鑑み、隣邦衛生機關と協議同年六月十八日民政部訓令第一一一號を以て共同防疫暫時辦法を公布し、續て同年流行各縣に防疫委員會を組織せ

設としてベスト常在地を管轄する省の所在地に省ベスト防疫所、縣、旗公署所在地に縣旗ベスト防疫所、縣旗内必要地點に同分所を設置し、衛生技術廠にベスト研究室を設け、鐵道検査上必要な地點に鐵道隔離所を設置する外、上記のベスト防疫の特例を廢し其責任と防疫の實施を地方機關たる省縣旗に移管した。

尙防疫施設の一として省公署所在地並に人口五萬以上の都市に傳染病院を設置する計畫を樹立し、設置費の半額は國庫より補助するに決定したるが從來既設の牡丹江、承德、黑河、延吉、撫順、遼陽、奉天、洮南、齊齊哈爾、王爺廟、海拉爾、哈爾濱、札蘭屯、安東、錦州、佳木斯、吉林等の各地の外に、康徳八年度に於ては新營計畫二十五ヶ所中資材難の爲め僅かに鞍山、四平、西安、濼平の四ヶ所を完成し、牡丹江、佳木斯には増築を計畫せり。又別途計畫により牡丹江、黑河、興安北、東安、及間島、五省に建築準備中である。一方一定量の消毒材料を國內各縣旗特に北邊のそれに整備しつゝあり。慢性傳染病の豫防には、其の一助として康徳四年九月二十一日民政部及治安部の共同部令を以て「接客業者其他衛生上取締を要する者の健康診断規則」を公布せり、尙從來民政部大臣の管理に屬したる衛生技術廠は康徳五年十二月二十四日附を以て大陸科學院長の管理に屬することとなりたるが、衛生行政に關する事項に就ては依然民政部大臣の指揮監督を受

しめ、同年八月十二日民政部令第三號を以て虎列拉豫防暫行令を公布し實效を收めた。ベスト防疫に關しては大同二年九月十五日ベスト防疫委員會を議を開催して防疫對策九項を決定し、超えて同二十一日日滿防疫聯合委員會組織され康徳二年二月二十八日ベスト恒久對策を樹立した。爾來各種傳染病豫防施設の増加改善、機構の擴充強化を行ひ來れるが、暫行法を以てしては到底傳染病豫防の徹底を期し難き爲め、康徳四年十二月十一日勅令第三六五號を以て傳染病豫防法を、翌年三月五日民政部令第三十三號を以て同法施行細則を公布し防疫行政の基本的樞軸たらしめた。

而してベストは防疫上自ら特殊なるべきに依り、同法には民政部大臣に於て必要ありと認むる時一地域を定め所部の官吏を派遣し、流行地域に於けるベストの検査豫防に關する限り同法中省長の權限に關する事項を行はしむることを得る事とした。即ち病毒汚染地區の二〇縣五旗を検査豫防を行ふ地域と指定し、其地域には特殊防疫機關として康徳八年六月迄はベスト調査所二、隔離所一一及監視所一二所を常設し、本部の防疫官を派遣して検査豫防を行はしめ來りたる處、康徳七年秋ベストの國都侵入を契機として康徳八年六月國務院會議に於て防疫對策要綱を決定し防疫機構の擴充強化を斷行した。即ち中央の機構には新たにベスト防疫を主管する一科を新設し地方防疫職員を増置して防疫機能を強化し、防疫施

けてゐる。

(イ) コレラ

コレラは殆ど國內に初發することなく、接壤せる他國より侵入するを常とす。大同元年六月上海、天津方面より國內に病毒侵入して大流行を爲し患者數一萬を超へたることありしも、其後當局にて防疫措置を講じたる爲め爾後大流行を見たることなく、僅に康徳四年度に於て奉天に三名、康徳五年に於て奉天に一〇名（内死者六名）保衛者一名、營口に患者五名（内死者三名）保衛者四名の發生を見たるのみにて防止し得た。康徳六年は一名も發生せず、康徳七年度には新京特別市一三名、吉林省四〇名、浙江省七二名、計一二五名（内死亡六三名）發生した。

滿洲國內に於けるベスト發生状況を見るに毎年數百名發生し來れるを以て、政府に於ては之が根本撲滅策を樹立し機構を擴充強化すると共に防疫思想の普及向上、驅鼠工作、豫防注射の徹底を計つてゐる。

百斯篤發生狀況

資料（第四次民生年鑑）

年度別	發生者數	死亡者數	治療者數	發生箇所數
康徳五年	七一八	六八七	三一	五四
六年	六五七	五〇〇	一五七	四五
七年	二、五五一	二、〇三三	五一八	一一七



(八) 天 然 痘

天然痘は古來滿洲國に年々相當多數の發生を見、康徳四年度の如きは罹病者三千餘名に達した。之れ種痘の普及せざる結果なれば、政府は康徳三年より種痘五ヶ年計畫を樹立し、種痘に關する各種の宣傳を爲すと共に痘苗を全國に配付し、公私協力して普及に努力した結果、種痘者數激増し、康徳四年には七、五四六、二五二名即ち人口の二〇・四%、康徳五年には一三、〇八二、七八三名即ち人口の三四・二%、康徳六年には二〇、二九八、五五二名即ち人口の五一・四%、康徳七年には七、〇〇一、〇七〇名即ち人口の一七・一%に達し種痘五ヶ年計畫は茲に所期の成果を收めて完了した。又康徳四年末に公布したる傳染病豫防法の規定により未成年者に對しては定期的に三回種痘を施行し、且未種痘者には強制的に種痘を勵行することとなりたるを以て、痘瘡を滿洲國より一掃するは遠き將來ではなからう。

(七) 地方病に對する施設

滿洲國には地方病多く、其の主なるものは所謂克山病(北安省の克山、依安、克東、通北、徳都、北安、龍江省富裕濱江省の青岡、東興、五常、黑河省の瑷琿、間島省の延吉、安東省の寬甸及熱河省の圍場各縣)地方病性甲狀腺腫(熱河省の大部、興安西省の林西、克什克騰旗、奉天省の法庫、安東省の鳳城、通化省の濛江、吉林省の敦化、牡丹江省の穆稜、

密山、龍江省の訥河、北安省の嫩江各縣)カシンベツク氏病(東邊道一帶、京圖線及拉濱線沿線、濱江省及龍江省)及カラザール(奉天省南部)等である。此等地方病は其の分布地域廣汎にして患者も少からざるに鑑み、政府は調査委員會を組織し専門家を現地に派遣して病原探求を續行せしむる外甲狀腺腫に就ては熱河省に、カシンベツク氏病は通化省に夫々一定の實驗區を指定し、試験的に豫防及治療に着手しつゝある。

第五章 兒童保護事業

學校衛生行政の確立は次代國民體位向上より見て緊急の要務なるを以て、政府は曩に學校衛生官を設け衛生思想の普及學童の疾病豫防治療、學校衛生設備の改善に専念せしめ、次で康徳三年四月文教部訓令第二十一號を以て全國學生身體檢査要項を制定、同年十二月文教部令第四號を以て學校醫職務規定を制定公布し、學生及教員の健康増進に努め來りたるが、特に學童のドラホームの豫防治療は焦眉の急を要する事項たるに鑑み、全國各學校に巡迴眼科診療醫を配置するに決し、康徳六年度は安東、錦州、牡丹江、三江、龍江、間島、康徳七年度は奉天、營口、通化、三江、熱河、北安、興安北各省に配屬したるが、尙將來は引續き全國各省に配屬する方針で

第六章 勤勞保護事業

滿洲國産業五ヶ年計畫は第四年目に達し、着々生産力擴充は進行し、其の他諸産業も漸く勃興の機運に到達せると共に諸種國際情勢に共き北邊の國防建設を急激に施行せらるゝに至り、此れ等の情況の爲勞働力需要の急速なる増大を見るに至りたるが、他面勞働力の供給は北支治安及國內の國兵法實施、暫行民籍法、爲替管理の強化等の實施の影響を受け、北支華工入滿に支障を來したるため、期せずして勞働力は大不足を生ずるに至り、勞働力不足に伴ふ諸問題の發生を見ると共に勞働力の需給調整の問題は特に其の重要性を加重し來たりたるを以て、政府は之の問題に對處する爲勞働統制法(康徳五年十二月一日、勅令第二六八號)(康徳七年八月一日、勅令第一九八號ヲ以テ改正)同法施行規則(康徳七年十二月二十八日、民生部令五十二號、治安部令七十二號)を公布し、猶勞働者の使用者たる事業者をして統制協定(康徳六年五月十八日、民生部令三七八號)を締結せしめ、其の違反者に對する取締に關して統制協定違反取締に關する件(康徳七年七月九日、民官房第一、三六三號)を通牒し、亦地區賃金協定(康徳七年五月九日、民官房第八一〇號)を締結せしめ、猶勞働者移動防止對策要綱(康徳

七年十一月十三日、民生部通牒)を通牒する等一路勞働統制の強化を圖ると共に、他面勞働資源の培養、確保對策として保有施設の建設、簡易宿泊所の設置、勞働市場の經營、土木建築勞働者保護規則(康徳七年十一月二十五日、民生部令三十六號、治安部令六十三號)勞働者主要物資配給調整要綱(康徳七年十二月二十七日、民生部、興農部、經濟部)の制定等種々勞働者の保護、輔導施設をなし、以て勞務管理の萬全を期したのである。之が爲政府に於ては勞務行政機構の擴充強化を圖り、康徳七年一月民生部に勞務司を創設し、次で五月には重要各省に勞務科を新設すると共に亦勞働統制の實施機關たる滿洲勞工協會の機構も、政府の代行機關としての機能を充分に發揮せしめん事を期したり而して、康徳七年八月二十七日付「行政機構と滿洲勞工協會との關係並活動分野確定に關する要綱」を通牒し、兩者の調整を圖り劃期的新陣容により勞働の浸透強化を圖り、時局の要請に即應せんことを期した。

第一節 勤勞行政

康徳六年十二月二十八日國務院各部官制及民生部分科規程を改正し、康徳七年一月民生部に勞務司を創設し勞務、動員輔導の三科を設け勤勞行政中央機構を擴充鞏固した。次で五月には重要各省に勞務科を新設し劃期的新陣容を整備し、以



て勤勞行政の圓滑なる浸透を期するに至つた。

滿洲勞工協會

政府は勤勞行政機構の擴充と共に財團法人滿洲勞工協會と政府と一體となり時局の要請に即應すべき機構に擴張強化せしむべく康徳七年六月十八日付民生部指令第一八八號を以て其の職制改正を認可し、行政機關との密接なる連繫のもとに勞働力の需給調整、勞働資源の涵養、確保及勞務管理に就き政府の補助機關としての全面的活動をなさしむることを期した。

本部は政府機構と勞工協會との關係及其の活動分野を明確にし兩者相倚相助けて緊密なる連繫の下に各々其の職分に邁進し以て我國勞働統制の圓滑なる遂行を期せんとし、康徳七年八月二十七日付「行政機構と滿洲勞工協會との關係並活動分野確定に關する要綱」を通過したるが、兩者の關係は勞工協會は政府の指導監督を受け政府と一體となり勞働者需給調整、勞働者の保護輔導等の實行に當るものとし、省及新京特別市は所轄管内に於ける關係事項に關し勞工協會地方支部を指導監督するものとし、其の活動分野は

- (一) 勞働統制に關する各種企業は政府に於て之を樹立し之が實施は勞工協會之に當るものとす
- (二) 勞働者の保護輔導に關する事項は主として勞工協會自主的に之が企業實地に當るべきも重要な企業は政府に於て樹立す

るものとす

- (三) 各種の調査は其の都度決定すべきも概ね重要且廣汎にして行政權の發動に依るを便宜とすべきものは政府之に當り其の他の勞工協會之に當るものとす

以上三項は原則として示すものにして、場合に依りては兩者の協議により彼此相移譲することあるべく、政府に於て企業するものに付きても成る可く豫め勞工協會の意見を徵する等緊密なる連絡を圖るものとし、時局の進展により要請せられたる勞務問題に對し政府の意圖を體し業務の處理に當らしむることとした。

第二節 勞務配置統制事業

政府は時局の進展により滿洲國勞務は益々其の重要性を加重し來り勞働者の募集、供給、移動、賃金、勞働條件に關し勞働統制を一層強化するの要緊なるに鑑み、地方勞務行政機構充實により民生部大臣の權限事項を省長又は特別市長に委任する範圍を擴大すべく、康徳七年八月一日付勅令第一九八號を以て「勞働統制法改正」公布せり。即ち「勞働統制上必要アリト認めルルトキハ勞働者ヲ使用若ハ供給スル事業者ヨリ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ其ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ事業ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セ

シムルコトヲ得」(第二十條)又「民生部大臣ハ本法ニ依ル權限ノ一部ヲ省長又ハ新京特別市長ニ委任スルコトヲ得」(第二十二條ノ二)となせり。

次で十二月二十八日付民生部令第五十二號、治安部令第七十二號を以て「勞働統制法施行規則中改正」を公布した。

- 即ち(一)事業者の範圍に「漁業」を加へ(第一條)(二)省長、特別市長に對し統制協定締結の權限を附與(第七條)
  - (三)勞働者募集統制取締のため募集従事者の取締(第十條)
  - (四)勞働者籍把握のため勞働登録の義務を明確にし、二重登録防止取締を強化された(第三十一條、第三十七條ノ二、第三十七條ノ三、第三十七條ノ四、第四十三條、第四十四條)
- 國策完遂上必要なる勞働力は統制を完全に遂行せざる限り華北勞働者を大量招致するも猶不足なる現況に鑑み、統制協定を勵行せしめ其の精神の浸透徹底を圖り、勞働者引拔競争、募集の競合、賃金の高騰等勞働統制を阻害する事態の發生を極力防止し、故意に統制協定を無視する惡徳不良の違反者に對しては斷乎たる處置取締を爲し、其の摘發檢舉により懲一警衆の實をあげしむべく七月九日付民官房發第一三六三號を以て「勞働統制法に基く統制協定違反取締に關する件」を通過した。

勞働統制の強化と、勞働者移動防止の見地より勞働賃金の適正を圖る爲、勞働統制法に基き臨時賃金調査を行ふこととす

し、康徳七年五月四日付民生部令第十三號を以て「臨時賃金調査規則」を公布し、且低物價政策に即應し勞働對價の昂騰を抑制し其の適正を圖る爲勞働賃金の地區標準を定め、之が比率の安定保持を期し各地區協定締結又は變更、是正に關し指示を爲すと共に生活必需品の配給並勞力の供給を圓滑ならしむるに必要な措置を講ぜしめ、賃金協定の履行に關し監察を嚴にして適正賃金の整備に遺憾なからしむる爲、康徳七年五月九日民官房發第八一〇號を以て地區賃金協定の締結又は變更、是正に關する指示を爲した。

勞働者の雇入並使用に就て勞働統制法に基き、勞働者雇入に關する需要者相互の競合を排除し、勞働者の不當移動を防止し、併せて其の使用勞働者を保護し、以て勞働力を涵養確保し勞働能率の向上を圖るを目的として、曩に「勞働者雇入並使用に關する全國協定」(康徳六年五月十八日、民生部指令第五七八號)を爲さしめたるが、可及的速かに全國の事業者を本協定に加入せしめる様に措置せしめた。

勞働者の移動は勞務管理の不良、賃金統制の不徹底及不良勞働者跋扈に因るものと認めらるゝを以て、之が原因を除去し信實必罰恩威並び行ひ以て勞働者の移動を防止し勞働能率を増進し國防、産業計畫の遂行を期せんとし、康徳七年十一月十三日付を以て「勞働者移動防止對策要綱」を制定し

- (一) 勞務管理の改善



- (2) 資金政策の適正化
- (3) 労働者募集及労働者の強靭化
- (4) 不常移動労働者の取締

政府は国内労働力の供給調整に關し「労働力の需給調査要綱」(廣徳六年九月二十八日)に基き労働者の募集につき嚴重なる統制を加へ以て労働力の計画的配分を行ふ必要あるを認め、労働者募集に付き地區を定め滿洲勞工協會の專管募集制度を創設すると共に、農村労働力の組織化労働供給源を把握せんとし「国内労働者募集統制要綱」を設定するに決し、其内容として

- 一、労働者募集の統制
    - 1、農村に於ける勞工協會機構の整備
    - 2、労働資源の開拓把握
  - 二、労働力の配分調整
    - 1、需要労働者募集申請書の提出
    - 2、労働力の配分調整
    - 3、需要者募集機能の活用
  - 三、統制募集に依る労働者の保護管理
    - 1、募集条件の諸給
    - 2、就労条件の格守
    - 3、勞工協會の募集地、就労地間の連絡
- の各項を總込み、本年度計畫としては滿洲勞工協會の專管募集

集地を熱河、安東、錦州の三省とし、廣徳七年六月十三日付民生部訓令第六十三號を以て訓令した。

尙專管募集事務に關連し、国内労働力の國防及重要産業への重點的配分に資する爲、労働力配分基準を定め、廣徳七年六月十三日民生部令第六十五號を以て示達をなした。

石炭増産計畫に基き不足労働者の補給、確保は絶對的に必要なるを以て「炭礦労働者補給對策要綱」を定め、各省振當労働者の募集協力方に關し廣徳九年七月三十日付を以て通牒をなしたるが、當面の緊急措置として国内労働者を先づ南滿地區に於て募集する事とし、本年八月より九月の間に第一次供出割當を錦州、熱河、安東、奉天、吉林、濱江に實施した。

労働力不足の現狀に鑑み、農村労働力の所在を確認し且餘剩労働力を有効適切に活用配置し、労働員計畫の完璧を期すると共に國家總動員體制編成に不可能なる資料整備を爲す爲め「農村労働力調査要綱」に基き、七月一日より關係機關係員相協力し農村労働力實態調査班を編成し調査を實施した。(一)調査地域 第一班奉天省遼陽縣 第二班錦州省錦西縣 第三班北安省克東縣 第四班三江省依蘭縣 第五班東安省密山縣、(二)調査事項 街村の概況、縣街村の面積、戶數、人口、農家の態様、雇傭農家の雇入労働者、外來農業労働者、縣(街村)内移動者、自業の餘裕ある場合存償にて一時他に出稼可能なる者。

本年四月一日國民法、六月一日臨時國勢調査法十月一日暫行國籍法實施せられたるに備ひ、華北入滿労働者團には種々憶測をなし、且七月には爲替管理強化の爲北支送金は絶對不可能なるが如き流言蜚語ありて歸國する者を出し滿洲國諸産業の遂行上憂慮すべきものありしを以て、此れ等法令の眞意を充分に知悉せしめ、我國の施政方針に絶對信頼し、安んじて各々業に服せしめ、且本年度結水期に入り歸國労働者の滞留に努め又本年離滿したる者に對しては明春更に入滿せしむべく之等諸法令の趣旨と北支入滿労働者との關係を明かにし彼等の不安を一掃するやう、廣徳七年十月一日「労働者冬季滞留並入滿誘致宣傳に關する件」を通牒し、現地實情に即應する様宣傳を行ふ事とした。

労働者の持歸金、家族送金に就ては本年七月經濟部令を以て爲替管理を強化したが、其趣旨不徹底により労働者間に動搖を生じ、国内諸事業の進捗に支障を來しつゝある現狀に鑑み、之が對策として(一)労働者の持歸金、送金緩和並手續方法等に關し經濟部より布告をする事、(二)關係機關職員に其の認識を徹底せしめる爲ブロック會議を開催する事、(三)ブロック會議開催後速に省内一般事業者に對し現地の事情に即應する方法にて宣傳を爲す事とし、次いで廣徳七年十月二十二日付民生部、臨時爲替局共同にて「國外労働者の家族送金並持歸金制限緩和に關する件」を各省宛通牒し、國

外労働者の送金並持歸金に限り之が制限を緩和し特別優先的取扱ひを爲す事とし、鑛業、工業、土産業及交通通信業に従事する労働者(商業労働者を除く)にして勞工協會の發給する身分證明書を有する者に對して持歸金は一般工は六十圓、技術工は百二十四圓の制限を以て許可し、送金は本年十一月一日以後は事業者(統制協定加入者)の一括申請を爲すものとした。

### 第三節 勤勞者保護事業

諸建設工業の爲國境地帯に就勞する労働者に對する食糧の配給不調滑並勞務管理の不完全等に起因し労働能率低下するのみならず労働者の犠牲事故頻發するの現狀に鑑み現地事情を監察し勞務管理の指導を爲し以て労働能率の増進、災害防止を圖り國防諸建設工事の完遂を期すべく、關係機關を以て勞務管理班を編成し八月十六日より左記地區に派遣した。

- 第一班 黑河省
- 第二班 興安北省
- 第三班 牡丹江省
- 第四班 東安省

政府は北邊振興計畫の實施其他緊急且重要なる工事の需要に即應する爲め労働者保有施設の必要を痛感し、廣徳七年度に於て總經費百萬圓(勞工協會補助)を以て永久施設三箇所、



半永久的施設十四箇所建設に着手したるが、其の後豫算縮少の止むなきに至り、竣工したものは十三箇所他は翌年度に繰越した。更に本年度に於ては、四月二日付民官房發第五六三號を以て通牒せる如く、勞工協會をして左記實行計畫を命じ、之が管理は勞工協會をして爲さしむる事とし、保有中は就職斡旋に努め徒食遊休せしめる事なく、亦保健其の他保護管理に遺憾なきを期した。

- 奉天 永久的施設 一、〇〇〇名收容
- 新京 〇〇〇名收容
- 海拉爾 半永久的施設 五〇〇名收容
- 通化 〇〇〇名收容
- 黑河 〇〇〇名收容

労働者保護制度確立の爲、事業體一九六ヶ所を選び二月二十日基礎調査を開始したるが、差當り從來最も管理不十分なりし土木建築労働者に對し必要適切なる保護を加へんが爲、關係機關代表者參集し協議の結果康徳七年十月二十五日付民生部令第五十六號、治安部令第六十二號を以て土木建築労働者保護規則が制定された。

労働者用食糧並生活必需品配給の不円滑に伴ふ生活の不安定は労働諸政策上最も重大なる障害を爲せる實情に鑑み物資統制配給機構の連絡を緊密にし、國策的重要産業工事を重點とし合理的配給調整をなし、以て労働者の生活安定を図ると

共に他面之と併行して勞力の需給、賃金の統制、労働資源の涵養確保等労働諸政策の徹底浸透を圖らんとし配給を調整すべき労働者用物資品目は主要糧穀、小麦粉、豆油、地下足袋、棉布、打棉糸の七品目とし各品目ごとに産業工事の重要度並に特殊事情に應じ勞需として確保し第一種、第二種、特殊配給の三種に區分し、民生部の指定するものに對し之が配給は滿洲勞工協會に於て積極的に斡旋協力するものとして康徳七年十二月二十七日付民生部、興農部、經濟部共同にて「労働者用主要物資配給調整要綱」を定め、康徳八年度より實施する事とした。尙本年五月三十一日付「労働者用食糧配給の件」は之を廢止した。

石炭の増産は日滿を通じての最高重要なる國策にして、而も限りある資材と勞力とを以て絶大なる増産を遂行せんが爲には、勞務管理の改善合理化に依つべきもの多きを以て如何に勞務管理を改善合理化すべきやを研究し此の難局を打開すべく康徳七年十月十五日「炭礦勞務管理研究會設置要綱」を設定し、會長は勞務司長之に當り各部の擔當者及研究題目を次の通り決定したり。

- 一、當者
- 第一部 炭礦技術者及關係機關職員
- 第二部 炭礦勞務科長及關係機關職員
- 第三部 炭礦醫務主務者及關係機關職員

二、研究題目

- 第一部 現在の人員を以て出發量を倍加せしむべき具體的方策
- 第二部 労働能率を倍加する爲に勞務管理上改善合理化すべき方策
- 第三部 労働能率を倍加する爲に保健衛生上特に留意改善すべき方策

第七章 社會教化事業

一 教化事業

孝子節婦は滿洲國民の思想指導に必要缺くべからざるものにして眞に王道の源をなすものと謂ふべきである。依て本部は茲に全國に令し、德行顯著にして社會の鑑となるべき者を嚴選審査の上之に表彰状及褒賞品を授與し其の行を表彰し來れるが、康徳七年六月十八日民生部令第二〇號を以て「孝子節婦及社會教化功勞者等表彰規程」を公布した。本年度に於ては孝子四五名、節婦二五九名、烈婦二名、總行七五名計三八一名を表彰した。

表彰状及褒賞品の傳達式は毎年一月末各省（新京特別市）代表者を本部に招集して之を行ひ、三月一日の建國記念日に各市縣旗に於て本人に對する授與式を舉行せしめた。

二 社會教育

滿洲國は從來教育普及せざりし爲文盲者極めて多く、他の先進諸國に比し民度著しく低位に在るは國民の不幸なるのみならず國家の發展を妨ぐることも大なるを以て、建國以來政府學校教育を振作すると共に社會教育にも大に努力しラジオ、映畫、パンフレット等を通じて大衆を教育すると共に圖書館、民衆教育館、民衆講習所等を全國各市縣旗に設置して民衆の啓蒙に最善の力を致しつゝある。又例年全滿に識字讀書週間を實施し本年度は建國神廟及建國忠靈廟創建せられたるに依り、祭祀府の依頼を受け全滿に建國神廟及建國忠靈廟認識調査を行つた。

民衆教育館 民衆教育館は地方に於ける社會教育の中心機關にして館内外に於て講演會、講習會、座談會、展覽會、映畫會等を開催する外小冊子、ホスター、傳單、標語、ラジオ等を以て民衆教化指導を行ひ、概ね附屬事業として簡易圖書館、新聞雜誌閱覽所、人事相談所、民衆講習所等を経営し何れも相當見べき成績を挙げ滿洲國の現状に於ては最も重要なる社會教育施設なるを以て、政府は其の活動を期待し康徳三年十月には第一回全國民衆教育館長會議、翌四年十二月には全國社會教育主任者懇談會を新京に於て開催民衆教育館の普及發達及其工作方法等就て研究協議した民衆教育館の設



置主體は従来特別市を除き全滿州國市立なりしが、政府はその重要性を認め、省立を設けしむることとし、補助金を交付して現在に至る迄吉林、龍江、濱江、關島、安東、奉天、錦州、熱河、通化、牡丹江、興安東等の各省に新設した。

民衆講習所

民衆講習所は主として成人無學者に對して日常生活に必要な智識技能を授くるを以て目的とする短期餘暇の教育施設である。本施設は現在我國の社會教育上極めて重要な役割を勤め居るを以て、本部は康徳五年九月六日民生部訓令第一五三號を以て民衆講習所の規程を次の如く定めた。一、教授科目並教授時間(1)普通科、國語一二〇時間、算術八〇時間、計二〇〇時間(2)日語科、日語二〇〇時間二、修業期間六ヶ月三、學費無料四、職員、國民學校教員又は社會教育機關職員兼任。

第八章 司法保護事業

釋放者に適切なる保護指導を加へ其の生活を安定せしめ其の性格を陶冶するは、單に犯罪の防止に止まらず健全な社會を建設し國家有用の人的資源を確保する上に於て決ぐべからざる所である。苟て政府は康徳七年六月釋放者保護對策要綱を定め滿期釋放者は勿論假釋放者、刑執行免除者、刑執行停

止者、刑執行猶豫者及起訴猶豫者を對象として市縣市長をして保護の責に當らしめた。

保護の種類は收容保護、職業保護、一時保護及間接保護の四種に分ち其の保護の方法を以下の通とす。

一、收容保護 釋放者中勞働能力を有し將來就職を要する者及歸住地無き老弱者を一定施設に收容し精神的肉體的訓練を行ふ。

二、職業保護 就職就勞を希望する者に對しては勞工協會其他の機關に連絡し適當なる機關に就職を斡旋す。

三、一時保護 釋放者中一時的保護を要する者に對しては旅費、宿泊費、被服、醫療等の費用を給與又は貸與す。

四、間接保護 釋放者にして一定の住居に定着せる者に對しては其の住居地の關係職員又は福祉委員等に於て面會、人事相談、或は通信連絡等に依り適切なる善導激勵を爲し正當なる生活に轉向せしむ。

以上の保護を徹底せしむる爲に關係機關に於て緊密なる連絡を保持するは勿論既存の民間施設を活用せしむることに努めた。釋放者保護費を政府豫算に計上したるは康徳七年度を以て嚆矢とするものにして、同年度に於ける該費配分状況は分配費一七、〇〇〇圓、内收容保護費四、三四〇圓、一時保護費一一、六六〇圓である。

昭和二十年三月十五日印刷  
昭和二十年三月二十日發行

(定價金拾圓)

編輯兼 財團中央社會事業協會社會事業研究所  
發行看 法人

印刷者 東京都芝区西芝浦三丁目二番地  
福 山 政 一

印刷所 東京都芝区西芝浦三丁目三番地  
帝國印刷株式會社

發行所 財團中央社會事業協會社會事業研究所  
法人

東京都芝区三丁目一番地一廿一  
電話銀座代表 七六四七番  
會員番号 二七〇〇七番





